乙訓環境衛生組合
ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る
計画段階環境配慮書

令和7年7月

乙訓環境衛生組合

目次

第1章 事業計画概要 2

1-1 第一種事業を実施しようとする法人の名称等 3
1-2 第一種事業の名称 3
1-3 第一種事業の目的及び内容 3
1-3-1 事業の目的 3
1-3-2 事業の内容 4

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況 26

2-1 計画段階関係地域の範囲 27
2-2 地域特性に関する情報 31
2-2-1 自然的状況 31
2-2-2 社会的･文化的状況 107

第3章 計画段階配慮事項の選定 160

3-1 位置等に関する複数案 161
3-1-1 煙突高さの設定 161
3-1-2 煙突位置の設定 162
3-2 環境影響要因の抽出 163
3-3 計画段階配慮事項の選定 163
3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定とその理由 171

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果 172

4-1 供用時における影響の評価 173
4-1-1 大気質 173
4-1-2 景観 188
4-2 総合評価 193

第5章 その他規則で定める事項 194

5-1 第一種事業を実施するために必要な許認可等 195
5-2 計画段階配慮書に係る業務の委託先 195

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例（平成10年10月16日京都府条例第17号）第7条の3の規定に基づき作成した「乙訓環境衛生組合　ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）である。

第1章 事業計画概要

1-1 第一種事業を実施しようとする法人の名称等

名称　　：乙訓環境衛生組合
代表者の氏名　　：乙訓環境衛生組合　管理者　前川光
主たる事務所の所在地　：京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32

1-2 第一種事業の名称

乙訓環境衛生組合　ごみ処理施設整備事業（仮称）

1-3 第一種事業の目的及び内容

1-3-1 事業の目的

乙訓環境衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合を構成する向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「関係市町」という。）の区域内から発生し、組合へ搬入される一般廃棄物を、現在、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ、し尿処理施設及び勝竜寺埋立地の各施設により、安全・安定した処理を継続して行っている。

現在のごみ処理施設（以下「現ごみ処理施設」という。）は、平成26年度から平成29年度の4か年で施工した「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」により、稼働目標年次を令和14年度まで延命し、その他の施設については、計画的な定期整備と老朽化等に伴う維持補修により、今日まで安定した処理を継続しているが、安定処理の中枢である基幹的設備や建築物の老朽化が進行しており、地震や水害による大規模災害に対する脆弱性も指摘されている。将来にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムを確保するためには、計画的な各施設の更新・整備に取り組まなければならない。

このような状況を踏まえ、本組合では、令和4年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、ごみ処理施設を更新することにより、新ごみ処理施設では安全性や安定性の向上、低コスト化や低炭素社会に貢献する施設の整備を行う方針とした。さらに、施設整備基本計画を令和7年3月に策定し、令和15年度の稼働開始を目指し、新施設整備を行うものである。

現ごみ処理施設は75t/日×3炉（225t/日）の施設であり、令和14年度までの稼働を予定しており、それ以降は本事業による新ごみ処理施設が本組合の関係市町から排出される廃棄物の処理を担うこととなる。本事業は本組合の敷地内で現ごみ処理施設に隣接する土地に建設予定である。

表1　現施設と新施設の比較

項目	現施設	新施設（本事業による整備予定施設）
名称	ごみ処理施設	新ごみ処理施設
処理能力	焼却：225t/日（75t/24h×3炉）	焼却：123t/日
処理対象物	焼却：可燃ごみ、選別後可燃物、し尿前処理残渣	焼却：可燃ごみ、選別後可燃物、し尿前処理残渣

1-3-2 事業の内容

（1）第一種事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

（2）事業実施想定区域の位置

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地（図1及び図2に示す）

図1 事業実施想定区域(広域)

図2 事業実施想定区域（拡大）

(3) 第一種事業の規模

ごみ処理施設　　：61.5t/日(2.56t/時間) ×2炉

(4) 第一種事業に係る主要な工作物の構造及び配置

「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」(平成11年京都府告示第276号)(以下「府技術指針」という。)では、第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたり、

ア. 第一種事業が実施されるべき区域の位置

イ. 第一種事業の規模

ウ. 第一種事業に係る工作物の構造若しくは配置に関する複数の案

を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとされている。

また、

エ. 第一種事業に代わる事業の実施により、当該第一種事業の目的が達成される場合その他第一種事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする

とされている。

ア. 第一種事業実施区域の位置について

ごみ処理の広域化については、平成9(1997)年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知、以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理の広域化を推進している。

京都府では、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」に続き、令和4(2022)年9月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した4つの仮ブロックでの意見を踏まえて、令和5年12月に「京都府ごみ処理広域化プラン」(以下「府広域化プラン」という。)を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示している。

本組合は平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」においては乙訓ブロックに配置されており、乙訓ブロック内においてはすでに本組合における広域化処理がなされ、目標を達成している。そのような状況を踏まえ、府広域化プランでは、新たな広域化ブロックが表2のとおり設定されている。

表2 京都府広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設（※１）		人口（人）（※３）	面積（㎢）
		施設数	現有能力（t/日）（※２）		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南　丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山　城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市（※４）、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合（※４）	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	１６	2,887	2,511,494	4,612

※１　ここでは、綾部市の RDF 化施設を含む。
※２　令和３年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和５年４月現在）
※３　住民基本台帳に基づく人口（令和４年１月１日現在）
※４　枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和７（2025）年度末から稼働予定

出典：京都府ごみ処理広域化プラン（令和5年12月）

本組合は山城ブロックに属しているが、木津川市精華町環境施設組合では平成30年から新施設が稼働開始し、京田辺市（枚方京田辺環境施設組合）では現在新施設が建設中、城南衛生管理組合では現在長寿命化工事中である。残る相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターは平成31年4月から休止中であり処理を民間委託しているが、本組合関係市町と相楽東部広域連合とは山城ブロック内で最も離れており、広域化は地理的な課題や道路状況から鑑みて非効率的であり現実的ではないことから、本事業においてはさらなる広域化はせず、本組合単独において事業を推進するものとした。

さらに、事業予定地については、現ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設が、本組合の現し尿処理施設と隣接しており、現し尿処理施設の老朽化に伴う解体事業の実施後に本事業を実施することにより現し尿処理施設の跡地が用地として確保できることから、本組合の敷地内において事業を実施することが最も効率的であるとの結論に至っている。なお、敷地内の配置計画については敷地の制約上、事業予定地は現し尿処理施設の跡地のみである。

以上のことから、本事業実施区域は、図2に示す現し尿処理施設周辺が適地であることから、第一種事業が実施されるべき**区域の位置の複数案は設定しない**ものとした。

イ. 第一種事業の規模

本事業の処理規模については、令和7年3月策定の施設整備基本計画において、排出量の推計及び施設規模の算定を実施しており、123t/日と算定されている。

施設規模＝ごみ処理焼却処理量（年最大予測量、プラ分別による減量・事業系ごみ増量込み） ÷実稼働率（365日中75日停止としての稼働率：（365-75）÷365） ×災害廃棄物量の見込み10％ ＝32,438t/年÷365日/年÷0.7945×1.1 ＝123t/日（2炉設置で61.5t/日・炉） 出典：ごみ処理施設整備基本計画　令和7年3月　乙訓環境衛生組合

施設規模の算定は、令和7年3月時点で最新の環境省通知（「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号、令和6年3月29日）及び「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」（環循適発第2409052号、令和6年9月5日））に基づいて算定しており必要最小限な規模であることから、**施設規模の複数案は設定しない**ものとした。

ウ. 第一種事業に係る工作物の構造若しくは配置に関する複数の案

本事業予定地は本組合の現し尿処理施設解体跡地に建設する予定である。位置については1-3-2（4）アで述べたように敷地の制約上、現し尿処理施設解体跡地以外の案は設定しない。ただし、煙突の高さや位置等の配置については、排ガスによる周辺地域への影響や景観へ影響を及ぼす可能性があることから、敷地面積や動線計画等の制約条件を踏まえた上で、**煙突高さ及び位置の複数案を設定する**ものとする。

エ. 第一種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）の設定について

現ごみ処理施設は令和6年度時点で1・2号炉は竣工から30年目、3号炉は23年目を迎える。また、平成29年度には、令和14年度を稼働目標とした長寿命化工事を実施している。

基本構想では、さらなる長寿命化工事を検討しているものの、大幅な機能向上や機能追加は見込めないことや、今後の人口減少及びごみ減量の推進によるごみ処理量の減少に伴って、現ごみ処理施設は処理量に対して過大な施設規模となる可能性が高く、非効率的・非経済的である。以上より、安全・安定な廃棄物処理の継続や災害対策の強化、効率的処理や経済性、地球温暖化対策や低炭素化等を総合的に考慮したうえで、新施設整備が最も妥当であると結論づけられている。

また、施設規模についても1-3-2（4）イで述べたように複数案は設定できないことから、必然的に第一種事業を実施せざるを得ない。

以上より、**第一種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）は設定しない**ものとする。

(5) 第一種事業に係る工事計画の概要

ア. 整備基本方針

本事業における整備基本方針は以下のとおりとする。

施設整備基本方針
基本方針1 安全・安心な処理を長期的に行える施設
基本方針2 周辺環境や低炭素社会に配慮した施設
基本方針3 災害時にも稼働を確保できる施設
基本方針4 エネルギーの有効利用に貢献する施設
基本方針5 地域に親しまれる施設
基本方針6 経済性に優れた施設

〔基本方針1〕

周辺住民の安全と安心を最優先し、安全性と信頼性が高いシステムを選定すると同時に、長期利用を可能とする施設とします。

〔基本方針2〕

公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷を可能な限り低減するとともに、温室効果ガスの排出量を低減するなど低炭素化を目指した施設とします。

〔基本方針3〕

耐震性(有馬-高槻断層帯による地震など)、耐水性(浸水水位2.0～5.0mなど)に配慮し、災害発生時にも安定的に稼働できる施設とします。

〔基本方針4〕

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを効率的に活用し、地域の持続可能な社会に貢献する施設とします。

〔基本方針5〕

施設見学対応等を通じて、環境啓発や情報発信を行う施設とします。また、周辺の景観との調和に配慮した地域住民に親しまれる施設とします。

〔基本方針6〕

建設時のイニシャルコストに加え、運営費・維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮し、経済性に優れた施設とします。

イ. 環境保全計画

a. 大気汚染に関する公害防止計画

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。

また、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、大山崎町は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大して、規制の強化が図られており、新ごみ処理施設に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出に関する規制基準を表3～表6に示す。

表3 硫黄酸化物の規制基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）
大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和52年京都府告示第610号）

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q :硫黄酸化物の量（m^3N/時） K :地域ごとに定められた値（大山崎町 2.34） He :補正された排出口の高さ（m） ※He は、排ガス量や排ガス温度によって異なる。計画施設の濃度基準として換算すると、約760ppm となる。
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{(W+Wi)^{0.85} - W^{0.85}\}$ Q :許容排出量（m^3N/時） W:昭和 53 年 1 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） Wi:昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） ※すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が 0.3kL/h 未満の工場等に適用される。

表4 ばいじんの排出基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

施設	規模:	焼却能力（1炉）	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	2,000～4,000 kg/時	0.08 g/m^{3}N

ばいじん量の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C ： ばいじんの量（g、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中）
On： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
Os： 排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs： 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）

京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

総量規制

特定工場に係るばいじんの規制基準は、次に定める算式により算出されたばいじんの量とする。

$$T=(u_1v_1+u_2v_2+\cdots+u_nv_n+x_1y_1+x_2y_2+\cdots+x_my_m)\times z$$

この式においてT、u、v、x、y及びzは、それぞれ次の値を表すものとする。

T：排出が許容されるばいじんの量（単位 グラム毎時）

u：排出ガス中のばいじん濃度（標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第1号）別表第 2（以下この表において「施行規則別表第2」という。）の第2欄に掲げる施設の種類及び施行規則別表第2の第3欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。）（単位 1立方メートル当たりグラム）。ただし、施行規則別表第2の備考の1で O_n の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度（単位 1立方メートル当たりグラム）

$$u = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} u_0$$

O_s：施行規則別表第2の備考の1に掲げる O_n の値

O_n：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が 20 体積パーセントを超える場合にあっては、20 体積パーセントとする。）（単位 百分率）

u_0：排出ガス中のばいじんの濃度（標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。）（単位 1立方メートル当たりグラム）

v：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量（単位 立方メートル毎時）

x：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1立方メートルにつき 0.5 グラム

y：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量（単位 立方メートル毎時）

z：次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値

排出ガスの量の和（単位 立方メートル毎時）	z
40,000未満	0.9
40,000以上200,000未満	0.8
200,000以上500,000未満	0.7
500,000以上	0.6

備考

1 この表に掲げる規制基準は、別表第1の1の項に掲げる特定工場に適用する。
2 ばいじんの量は、規格Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとする。
3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

表5 有害物質(塩化水素)の排出基準

大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)

施設	規模:	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700mg/m^{3}N

塩化水素量の算出式

$$C = \frac{9}{21 - O_S} C_s$$

C : 塩化水素の量(mg、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中)

On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)

Cs : 日本工業規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の量(mg)

表6 有害物質(窒素酸化物)の排出基準

大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉 連続炉	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	250ppm

窒素酸化物量の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C : 窒素酸化物の量(cm^3、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中)

On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)

Cs : 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量(cm^3)

国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）が成立・公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。水銀に係る排出基準を表7に示す。

表7 水銀の排出基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

施設	規模	排出基準
廃棄物焼却炉 （新規施設）	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	30μg/m^{3}N以下
水銀量の算出式 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$	C ： 水銀の量（μg、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中） On： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） Os： 排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs： 排出ガス中の実測水銀濃度（μg/Nm^3）	

京都府の条例に基づく有害物質排出基準は表8に示すとおりである。

表8 京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準

京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

項 目	単位	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	mg/m^{3}N	亜鉛として0.2	亜鉛として20
アクリルアルデヒド	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
アクリロニトリル	cm^3/m^{3}N	0.07	7
アンチモン及びその化合物	mg/m^{3}N	アンチモンとして0.003	アンチモンとして0.3
アンモニア	cm^3/m^{3}N	1	100
塩化水素	cm^3/m^{3}N	0.2	20
塩化ビニル	cm^3/m^{3}N	0.1	10
塩素	cm^3/m^{3}N	0.03	3
カドミウム及びその化合物	mg/m^{3}N	カドミウムとして0.002	カドミウムとして0.2
キシレン	cm^3/m^{3}N	3	300
クロム及びその化合物	mg/m^{3}N	クロムとして0.002	クロムとして0.2
クロロホルム	cm^3/m^{3}N	0.3	30
シアン化水素及びシアン化合物	mg/m^{3}N	シアン化物イオンとして0.2	シアン化物イオンとして20
ジクロロメタン	cm^3/m^{3}N	2	200
臭素及びその化合物	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
水銀及びその化合物	mg/m^{3}N	水銀として0.002	水銀として0.2
すず及びその化合物	mg/m^{3}N	すずとして0.07	すずとして7
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く）	cm^3/m^{3}N	1	100
テトラクロロエチレン	cm^3/m^{3}N	2	200
銅及びその化合物	mg/m^{3}N	銅として0.003	銅として0.3
トリクロロエチレン	cm^3/m^{3}N	2	200
トルエン	cm^3/m^{3}N	2	200
鉛及びその化合物	mg/m^{3}N	鉛として0.003	鉛として0.3
ニッケル及びその化合物	mg/m^{3}N	ニッケルとして0.03	ニッケルとして3
二硫化炭素	cm^3/m^{3}N	0.3	30
砒素及びその化合物	mg/m^{3}N	砒素として0.02	砒素として2
フェノール	cm^3/m^{3}N	0.2	20
弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m^{3}N	弗化物イオンとして0.05	弗化物イオンとして5
ベンゼン	cm^3/m^{3}N	0.3	30
ホスゲン	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
ホルムアルデヒド	cm^3/m^{3}N	0.02	2
マンガン及びその化合物	mg/m^{3}N	マンガンとして0.01	マンガンとして1
メタノール	cm^3/m^{3}N	7	700
メチルエチルケトン	cm^3/m^{3}N	3	300
硫化水素	cm^3/m^{3}N	0.3	30
硫酸	mg/m^{3}N	0.03	3

※1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気1m^{3}中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス1m^3 中の有害物質の量とする。

※2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5mの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

b. ダイオキシン類特別措置法による排出基準等

ダイオキシン類については、表9のとおり、大気排出基準が定められている。

表9 ダイオキシン類の大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

施設	規模	焼却能力（1炉）	基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5m^{2}以上あるいは焼却能力が50kg/時以上	2,000～4,000kg/時	1ng-TEQ/m^{3}N以下

ダイオキシン類の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C ： ダイオキシン類の量（ng-TEQ、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中）
On： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
Os： 排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs ： 高分解性ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量（ng-TEQ）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表10に示す。

表10 ダイオキシン類のばいじん等の処理基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

項 目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g以下

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表11に示す。

表11 ダイオキシン類の水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

項 目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典）ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11 年総理府令第67 号）

c. 騒音・振動に関する公害防止計画

騒音に関する規制基準値は、騒音規制法及び「京都府環境を守り育てる条例」において、表12のとおり設定されている(。施設の建設予定地は市街化調整区域に指定されているため、騒音規制地域の区域に含まれないが、周辺状況を考慮し、第3種区域の規制値を自主基準値として遵守する。

表12 騒音規制法に基づく騒音規制基準

区域の区分	昼間 午前８時～午後６時	朝・夕 午前６時～午前８時 午後６時～午後10時	夜間 午後10時～午前６時
第1種区域	45	40	40
第2種区域	50(45)	45(40)	40
第3種区域	65(60)	55(50)	50(45)
第4種区域	70(65)	60(55)	55(50)
※(　)内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用			

表13 騒音規制地域の区分(特定施設)

区域	特性施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

振動に関する規制基準値は、振動規制法及び「京都府環境を守り育てる条例」において、表14のとおり設定されている。施設の建設予定地は市街化調整区域に指定されているため、振動規制地域の区域に含まれないが、周辺状況を考慮し、第2種区域の規制値を自主基準値として遵守する。

表14 振動規制法に基づく振動規制基準

区域の区分	昼間 午前８～午後７時	夜間 午後７～午前８時
第1種区域	60（55）	55
第2種区域	65（60）	60（55）
※（ ）内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用		

表15 振動規制地域の区分（特定施設）

区域	特性施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

d. 悪臭に関する公害防止計画

悪臭防止法では、規制地域内における工場や事業場を対象に規制基準の遵守を定めており、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年京都府告示第20号）により大山崎町は表16に示す規制区域（A地域）に定められている。

表16 敷地境界における悪臭の規制基準（昭和51年京都府告示第20号）

悪臭物質	単位	許容限度	
		A地域（臭気強度：2.5）	B地域（臭気強度：3.5）
アンモニア	ppm	1	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	20
酢酸エチル	ppm	3	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	6
トルエン	ppm	10	60
スチレン	ppm	0.4	2
キシレン	ppm	1	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.01

※A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。ただし、京都市については規制地域全域にA地域の規制基準が設定される。

※B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

e. 水質に関する公害防止計画

排水については、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表17～表20に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。なお、現段階では排水量は未定であり今後の施設整備事業において詳細が決定するが、ここでは排水量が50m^{3}以上を想定した排水基準を記載するものとする。また、放流先の詳細についても今後の施設整備事業において決定するが、本事業実施想定区域は淀川水域に位置し放流先は淀川水系となることから淀川水域の排水基準とした。

表17 水質汚濁防止法等における基準値(生活環境項目等)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項　目		単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 ※3	京都府環境を守り育てる条例 ※4
水素イオン濃度		–	5.8～8.6（海域以外）	–	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量		mg/L	160（日間平均120）	25（日間平均20）	25（日間平均20）
浮遊物質量		mg/L	200（日間平均150）	90（日間平均70）	90（日間平均70）
大腸菌数		CFU/mL	日間平均800	–	日間平均800
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	–	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30	20	20
フェノール類含有量		mg/L	5	1	1
銅含有量		mg/L	3	–	3
亜鉛含有量		mg/L	2	–	5
溶解性鉄含有量		mg/L	10	–	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10	–	10
クロム含有量		mg/L	2	–	2
ニッケル含有量		mg/L	–	–	2
窒素含有量		mg/L	120（日間平均60）	–	120（日間平均60）
燐含有量		mg/L	16（日間平均8）	–	16（日間平均8）

※1:『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
※2:この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
※3:水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、淀川水域に立地する特定事業場は日平均排水量30m^{3}以上が対象となる。
※4:京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。
※5:当該施設からの排水は瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するため、窒素含有量及び燐含有量の基準が適用される。
※6:当該施設からの排水は海域及び湖沼には排出されないため、化学的酸素要求量についての排水基準は記載していない。

表18 水質汚濁防止法等における基準値(有害物質項目)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	―	0.03
シアン化合物	mg/L	1	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	0.5	0.5
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2	―	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	―	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	―	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	―	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	―	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	―	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	―	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	―	0.02
1, 2―ジクロロエタン	mg/L	0.04	―	0.04
1, 1―ジクロロエチレン	mg/L	1	―	1
シス―1, 2―ジクロロエチレン	mg/L	0.4	―	0.4
1, 1, 1―トリクロロエタン	mg/L	3	―	3
1, 1, 2―トリクロロエタン	mg/L	0.06	―	0.06
1, 3―ジクロロプロペン	mg/L	0.02	―	0.02
チウラム	mg/L	0.06	―	0.06
シマジン	mg/L	0.03	―	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	―	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	―	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10(海域以外)	―	10(海域以外)
ふっ素及びその化合物	mg/L	8(海域以外)	―	8(海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100	―	100
1, 4―ジオキサン	mg/L	0.5	―	0.5

※1:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

※2:京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

表19 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（下水道法施行令第9条の4）

項目	単位	基準値
カドミウム	mg/L	0.03以下
シアン	mg/L	1以下
有機燐	mg/L	1以下
鉛	mg/L	0.1以下
六価クロム	mg/L	0.5以下
砒素	mg/L	0.1以下
総水銀	mg/L	0.005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
チウラム	mg/L	0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下
セレン	mg/L	0.1以下
ほう素	mg/L	陸水域　10以下 海　域 230以下
ふっ素	mg/L	陸水域　8以下 海　域 15以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
フェノール類	mg/L	5以下
銅	mg/L	3以下
亜鉛	mg/L	2以下
溶解性鉄	mg/L	10以下
溶解性マンガン	mg/L	10以下
クロム	mg/L	2以下
ダイオキシン類（※）	pg-TEQ/L	10以下

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）を設置する事業場に適用される。

表20 下水道排水基準（大山崎町公共下水道条例）

項目	単位	基準値
水素イオン濃度	－	5以上9未満
生物化学的酸素要求量	mg/L	600未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下

ウ. 環境保全目標(案)

新ごみ処理施設における環境保全目標(案)を表21のとおり定める。悪臭は表16に示す規制基準を、排水に関しては、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表17～表20に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。

表21 新ごみ処理施設環境保全目標(案)

項目		単位	法規制値	既存施設の自主基準値	新施設の自主基準値
排ガス	ばいじん	g/m^{3}N	0.08 以下	0.01 以下	0.01 以下
	塩化水素	ppm	約 430 以下	50 以下	50 以下
	硫黄酸化物	ppm	K 値 2.34	K 値 2.34	50 以下
	窒素酸化物	ppm	250 以下	150 以下	100 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m^{3}N	1 以下	0.1 以下	0.05 以下
	水銀	μg/m^{3}N	30 以下	50 以下	30 以下
騒音	朝・夕	デシベル	規制区域外	55 以下	55 以下
	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	50 以下	50 以下
振動	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	60 以下	60 以下

エ. 関係車両の主要走行ルート

供用後における廃棄物等の運搬車両は、現ごみ処理施設の搬出入と同様に、図3に示すとおり国道171号から大山崎町道下植野線第40号へ進入・退出する計画である。

工事関係車両については、現ごみ処理施設の進入・退出路とは別に敷地への仮設の進入・退出路を今後計画する可能性があるが、原則として国道171号線から大山崎町道下植野線第40号を通行する。ただし、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入するルートには名神高速道路及び東海道新幹線の高架があり、桁下制限3.6mとなっている。また、7時から9時に大型車(路線バス、マイクロバスを除く)は一方通行(町道下植野線第40号から国道171号線への方向)となる。工事車両のうちこれらに該当するものについては、京都市道淀146号線を走行するものとする。

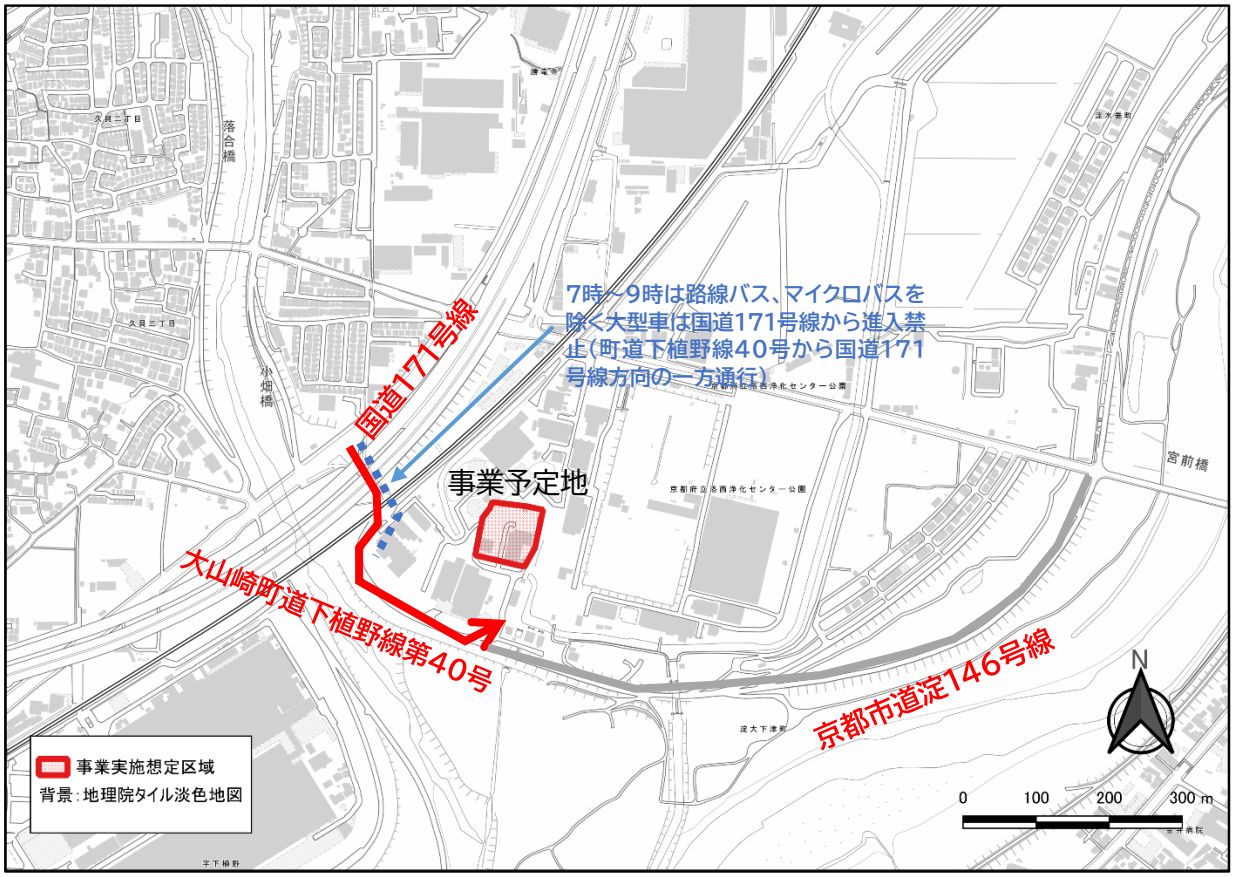

出典:大山崎町道路台帳図02－04D、京都市認定路線網図提供システム

図3 関係車両の主要走行ルート

オ. 事業スケジュール

本事業は表22に示すとおり、令和6年度を1年目として、6年目から9年目（令和11～14年度）で新ごみ処理施設建設工事を、9年目から10年目（令和14～15年度）で現ごみ処理施設の解体工事及び敷地整備を予定している。

表22 事業スケジュール

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ごみ処理施設環境影響評価										
新ごみ処理施設建設工事										
現ごみ処理施設の解体工事 敷地整備										

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況

2-1 計画段階関係地域の範囲

本事業により環境影響を受けるおそれがある地域を計画段階関係地域という。本事業の実施により及ぼす影響のうち、煙突排ガスの影響が最も広範囲に及ぶと想定されることから、最大着地濃度出現予想距離の地域を十分に包含する事業予定地域周辺を設定する。

煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離については簡易予測計算を実施した。予測条件を表23～表25に示す。予測計算手法の詳細は後述の第4章4-1-1(2)と同じ手法を用いている。なお、周辺環境への影響があると思われる煙突の高さについては現時点では未定であり、本配慮書及び今後の環境影響評価手続きにおいて検討が必要な事項であるが、ここでは同規模施設において最も事例が多い59mとした。

計算結果を図4に示す。最大着地濃度出現地点は煙突から0.7kmの地点であった。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)では、調査対象地域は最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定されているが、現段階では前述の煙突高さに加えて、排ガス量や排ガス処理設備等の詳細が未定であり不確実要素があることから、安全側の予測として廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている2倍よりもさらに広い2.8km(0.7kmの4倍)を計画段階関係地域に設定する。

計画段階関係地域を図5に示す。計画段階関係地域に含まれる市区町は以下のとおりである。市区町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市区町の全域を範囲として把握した。

①大山崎町のほぼ全域
②長岡京市の一部
③向日市の一部
④八幡市の一部
⑤京都市伏見区の一部
⑥久御山町の一部

表23 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位:%

ごみ質	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3									28.30	6.30
可燃分	65.4	紙・布類	32.6	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76		
		プラスチック類	22.3	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.6	2.35	0.30	0.04	0.00	0.01	1.92		
		厨芥類	4.9	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.81		
		可燃性雑物類	1.0	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.4	37.68	5.55	0.43	0.02	0.71	21.01	28.30	6.30

※1:計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」(令和4年3月、乙訓環境衛生組合)による高質ごみ質とする
※2:可燃分内訳比率は過去10年平均値(乾ベース)及び計画ごみ質から推計
※3:各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量(p.212)を参考値として用いて計算した

表24 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値
理論空気量L0	(m^3N/kg)	4.13
空気比 λ	-	1.3
ごみ1kgあたりのガス量(湿) Vw	(m^3N/kg)	6.18
ごみ1kgあたりのガス量(乾) Vd	(m^3N/kg)	5.21
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125
排ガス量(湿)【推定値】	**(m^3N/h)**	**31,673**
排ガス量(乾)【推定値】	**(m^3N/h)**	**26,701**

※1:排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)のごみ質推定にしたがい計算した
※2:空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)の近年の一般値1.3より設定した
※3:排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある

表25 大気質拡散予測計算の条件

処理能力	123t/24h
煙突高さ	59m(※1)
排ガス量(煙突出口)	(湿)31,673m^3N/h、(乾)26,701 m^3N/h(※2)
排ガス温度	170℃(※3)
ダイオキシン類の排出濃度	0.05ng-TEQ/ m^3N(※4)
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

※1:煙突高さは同規模施設において最も事例が多い59mとした
※2:排ガス量は表24に示す推定値とする
※3:排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した
※4:ダイオキシン類の排出濃度は、表21に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした

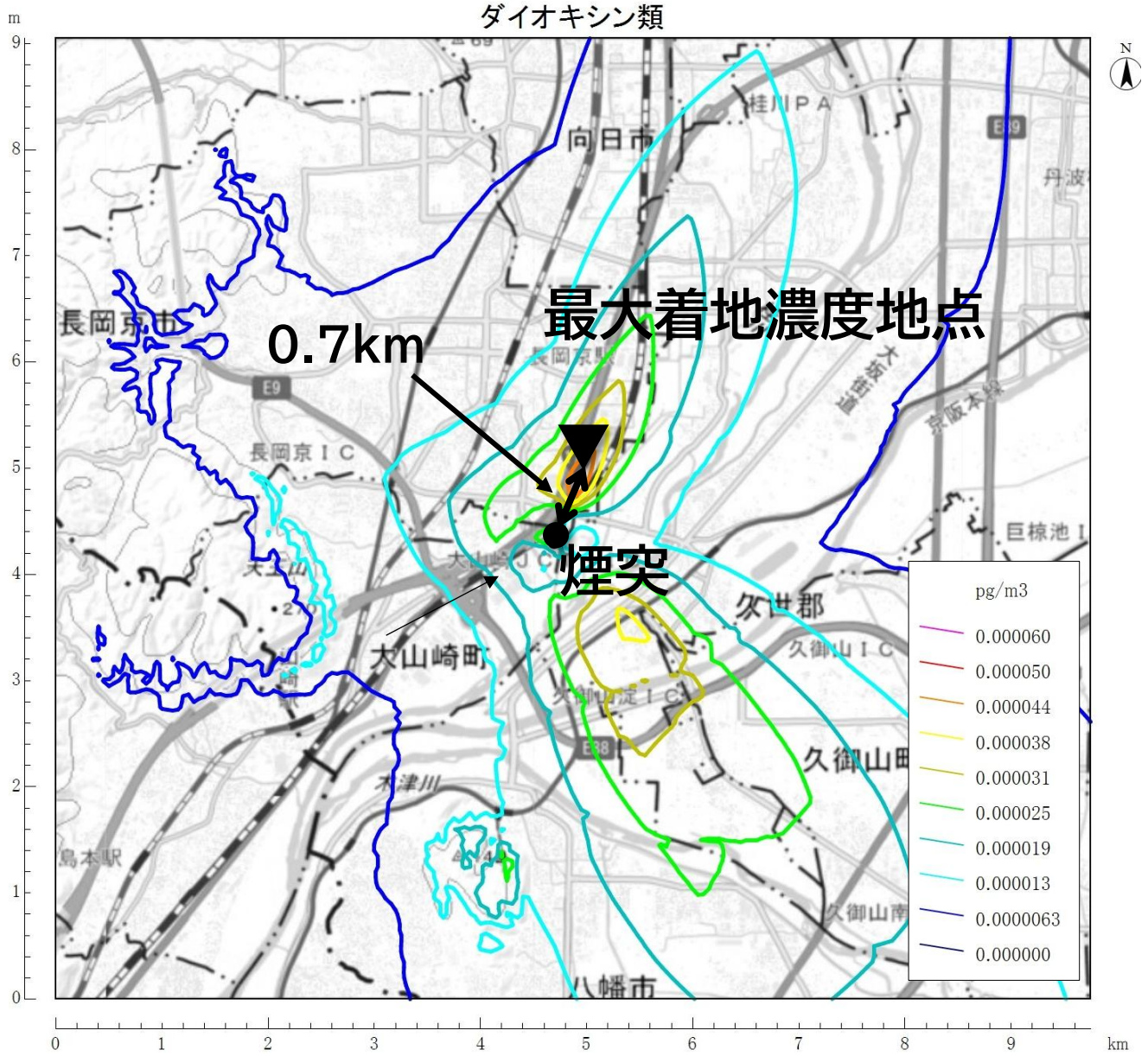

※例としてダイオキシン類の拡散予測計算結果を示す。有害物質の排出濃度によって分布濃度は変わるが、最大着地地点の位置については物質に関係なく同一地点となるため、ここではダイオキシン類の拡散予測結果のみを示す。

図4 大気質(ダイオキシン類)拡散予測計算結果

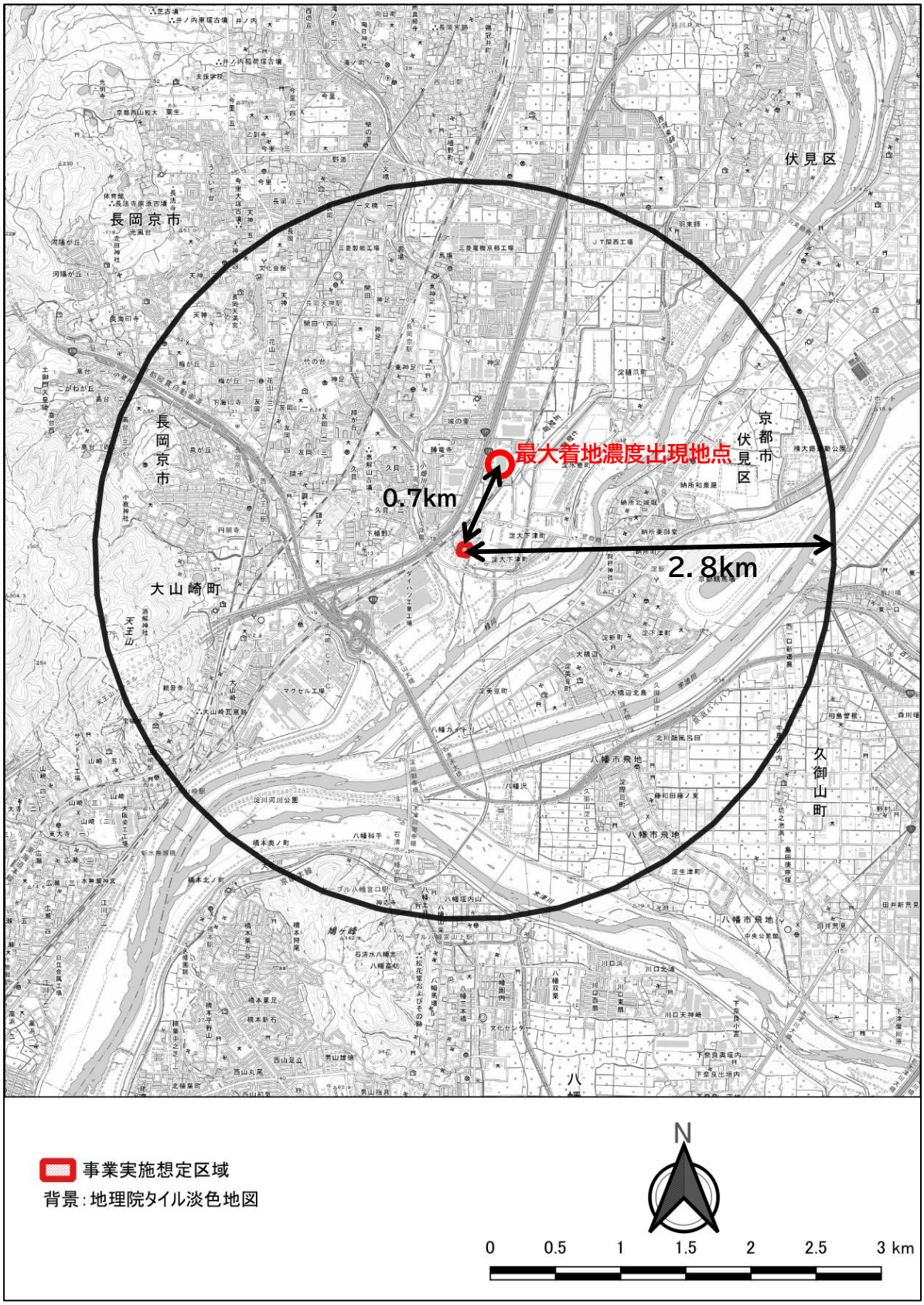

図5 計画段階関係地域(半径2.8km)

2-2 地域特性に関する情報

2-2-1 自然的状況

（1）気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

ア. 気象

本事業実施想定区域が位置する乙訓地域は瀬戸内気候区に属しており、一般的には温暖な気候とされているが、併せて内陸的な気候の影響も強く、京都盆地の特有の底冷えや酷暑もみられる。

気象庁設置の地域気象観測所のうち、本事業実施想定区域に最も近い気象観測所は「長岡京観測所」（図6参照）で、降水量が測定されている。また、次に近い「京田辺観測所」（図6参照）では、降水量、気温、風速、日照時間が測定されている。

気象庁公表の30年平年値を表26、図7に示す。降水量は3月～10月は月100mmを超えており、特に6・7月に月200mmを超えている。平均気温は年間平均で15.3℃、年平均風速は1.6m/s、平均日照時間は5.4時間である。

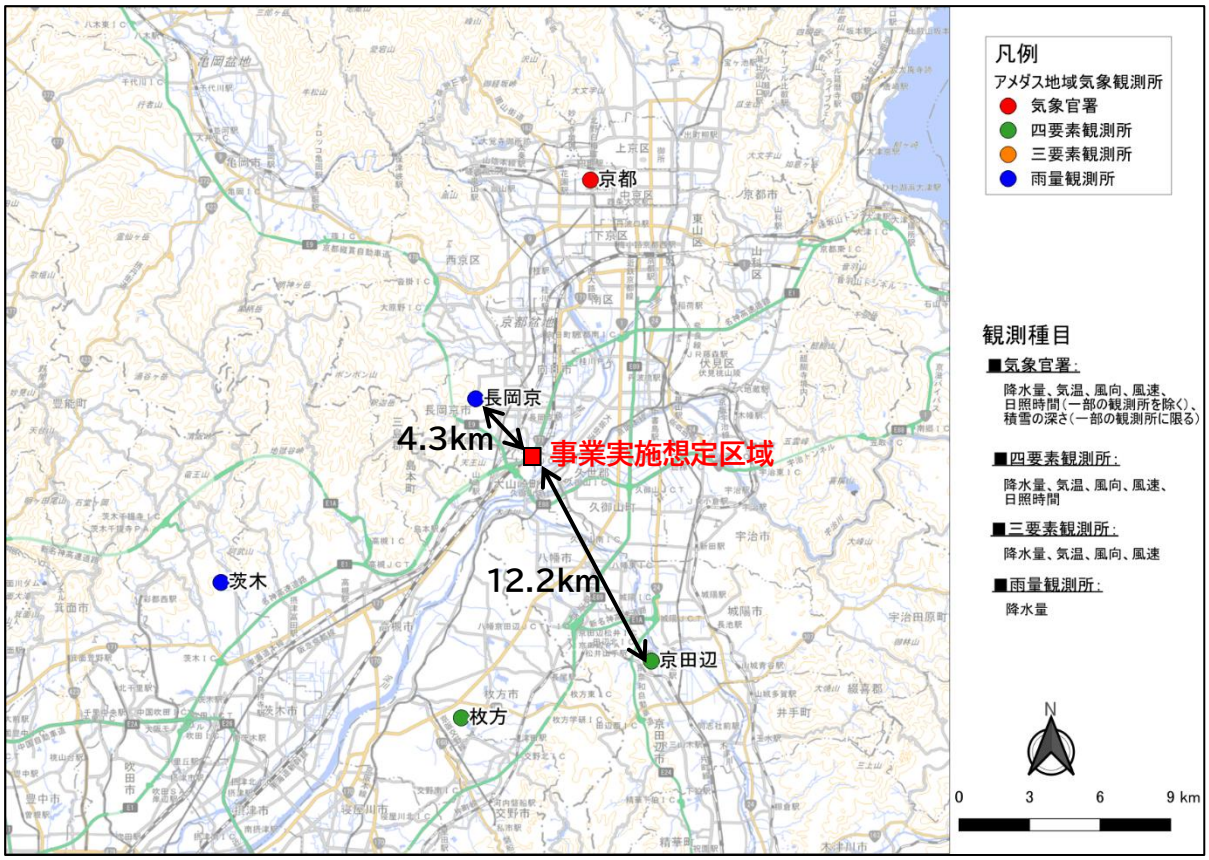

出典：気象庁 アメダス 地点情報履歴ファイル

図6 事業実施想定区域と気象観測所の位置関係

表26 長岡京及び京田辺観測所の30年平年値

要素	降水量（長岡京）	平均気温（京田辺）	日最高気温（京田辺）	日最低気温（京田辺）	平均風速（京田辺）	日照時間（京田辺）	平均日照時間（京田辺）
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(時間/月)	(時間/日)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1月	50.3	4.1	9.1	-0.6	1.7	130.5	4.2
2月	65.1	4.6	10	-0.4	1.7	127.8	4.6
3月	115.4	8	13.9	2.3	1.9	167.2	5.4
4月	123.5	13.5	19.9	7.2	1.8	186.3	6.2
5月	159	18.6	24.9	12.6	1.7	201.9	6.5
6月	217.5	22.6	28	18	1.5	155	5.2
7月	217.7	26.5	31.8	22.4	1.5	170.9	5.5
8月	148.1	27.5	33.4	23	1.6	216.7	7.0
9月	177.2	23.4	29	18.9	1.5	163.3	5.4
10月	150.2	17.4	23.2	12.4	1.3	162.8	5.3
11月	78.9	11.3	17.2	6.2	1.3	141.4	4.7
12月	56.1	6.2	11.6	1.4	1.5	138	4.5
年	1559.0	15.3	21.0	10.3	1.6	1961.8	5.4

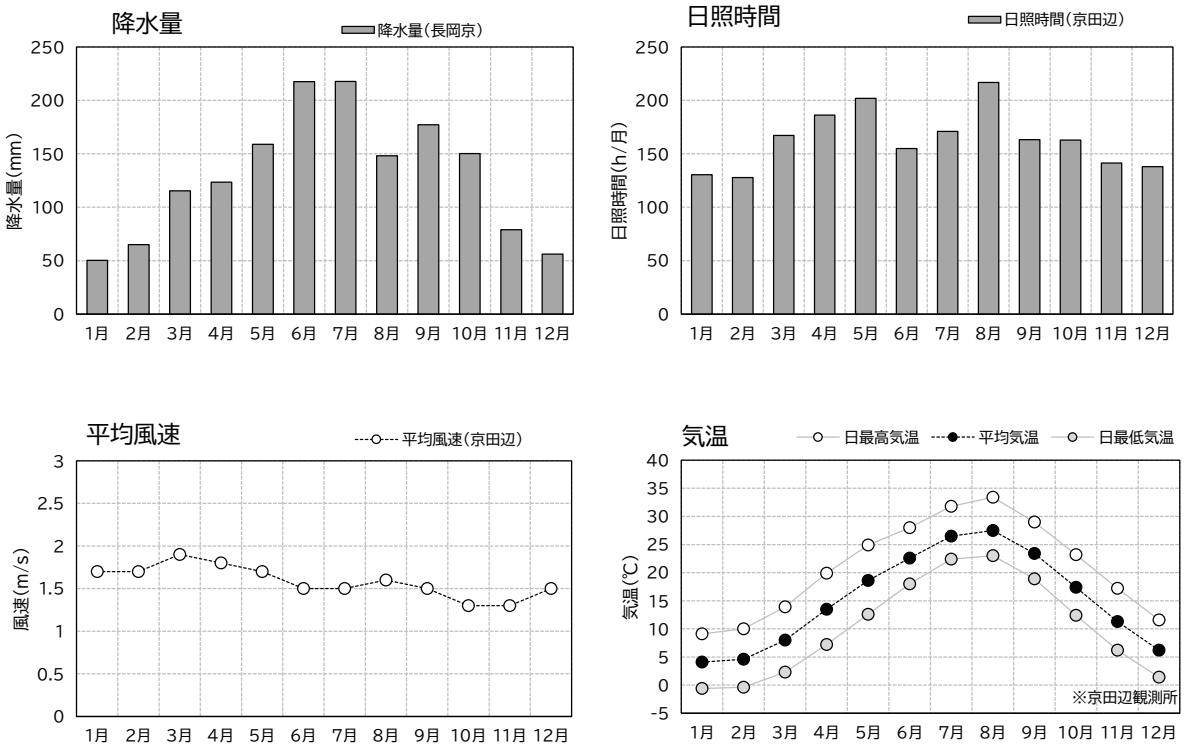

出典：気象庁 過去の気象データ 年・月ごとの平年値

図7 長岡京及び京田辺観測所の30年平年値グラフ

イ. 大気質

京都府では大気汚染防止法に基づき大気環境濃度の常時監視測定を行っており、計画段階関係地域においては、図8に示す測定局において測定が実施されている。

計画段階関係地域では、表27に示すとおり、一般環境大気測定局として大山崎町の大山崎測定局、自動車排ガス測定局として大山崎町内の国道171号沿いにおいて常時測定が行われている。

表27 計画段階関係地域内の大気常時監視測定局における測定項目

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	測定項目			
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物(NOX)	
						一酸化窒素	二酸化窒素
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	ー	○	○	○
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	ー	○	○	○

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	測定項目			
				光化学オキシダント	炭化水素(T-HC)		微小粒子状物質
					非メタン	メタン	
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	○	ー	ー	ー
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	ー	ー	ー	○

※表中の「ー」は、測定が実施されていないことを示す。

出典:京都府大気常時監視測定情報(2025年6月20日閲覧)

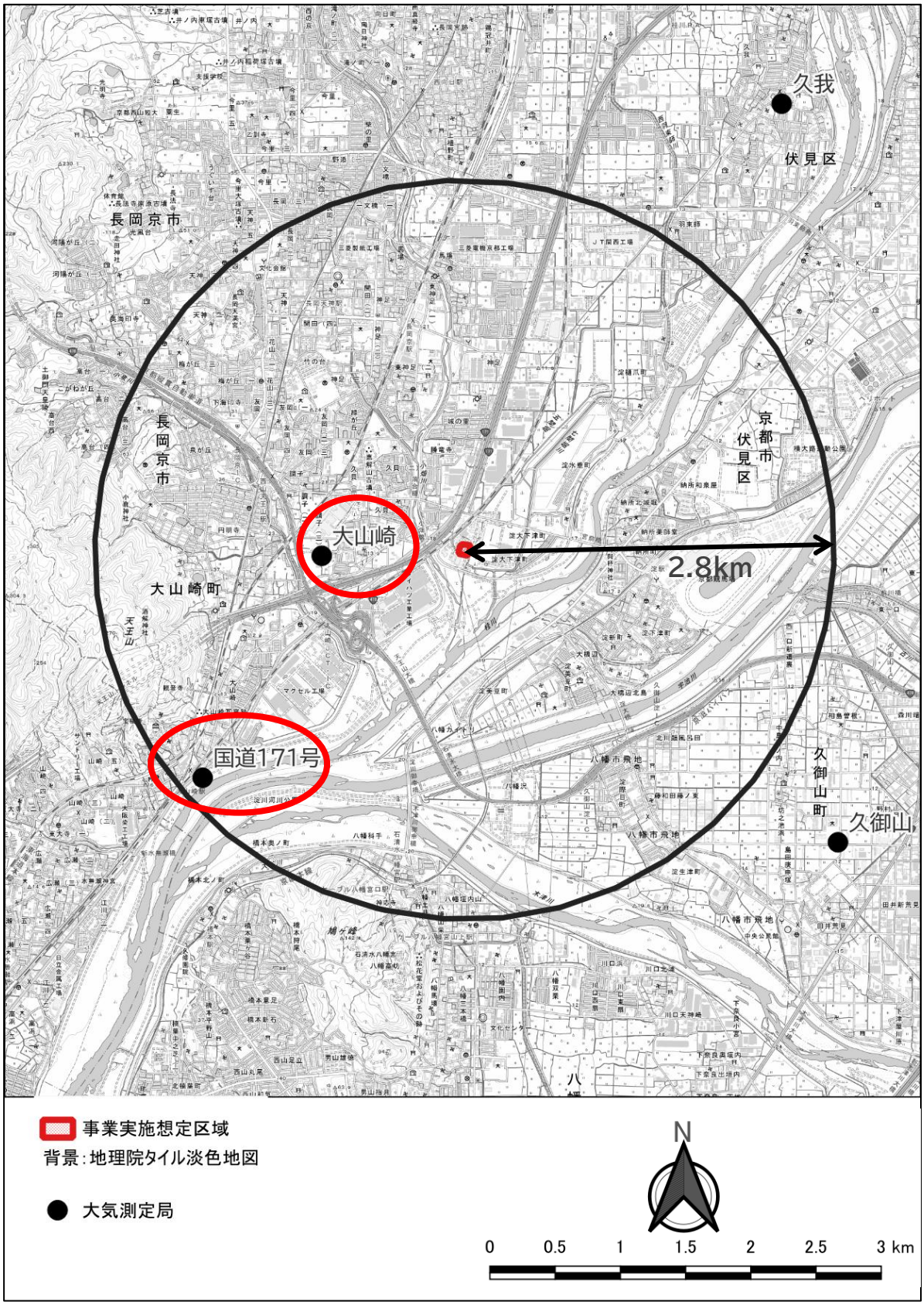

出典：京都府大気常時監視測定情報

図8 計画段階関係地域の大気常時監視測定局

a. 二酸化硫黄

計画段階関係地域では二酸化硫黄測定結果がないため、概況を把握するため最も近い久御山測定局における結果を表28に示す。過去3年にわたり二酸化硫黄はすべて環境基準を満たしている。

表28 二酸化硫黄測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	測定時間	年平均	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	(有:×無:○)	日
1	一般環境大気測定局	久御山町	久御山	令和3	364	8,690	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
				令和4	365	8,689	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
				令和5	365	8,716	0.0010	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

b. 窒素酸化物

二酸化窒素測定結果を表29、表30に、窒素酸化物(一酸化窒素及び窒素酸化物)測定結果を表31に示す。二酸化窒素はいずれの測定局においても環境基準を満たしており、年平均値においては横ばい傾向を示している。

表29 二酸化窒素測定結果(1/2)

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	
					日	ppm	ppm	時間	%	時間	%
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	364	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0
				令和4	362	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0
				令和5	358	0.010	0.051	0	0.0	0	0.0
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	322	0.015	0.052	0	0.0	0	0.0
				令和4	365	0.014	0.058	0	0.0	0	0.0
				令和5	365	0.014	0.049	0	0.0	0	0.0

表30 二酸化窒素測定結果(2/2)

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	日平均値が0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppm を超えた日数
					日	%	日	%	ppm	日
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	0	0.0	0	0.0	0.023	0
				令和4	0	0.0	0	0.0	0.024	0
				令和5	0	0.0	0	0.0	0.022	0
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	0	0.0	0	0.0	0.027	0
				令和4	0	0.0	0	0.0	0.027	0
				令和5	0	0.0	0	0.0	0.026	0

※「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

表31 窒素酸化物測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物($NO+NO_2$)			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO_2/$NO+NO_2$)
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	0.003	0.091	0.010	0.013	0.133	0.031	77.9
				令和4	0.003	0.068	0.010	0.013	0.102	0.031	77.2
				令和5	0.003	0.063	0.011	0.014	0.097	0.033	75.9
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	0.013	0.131	0.030	0.029	0.178	0.057	54.2
				令和4	0.011	0.098	0.028	0.025	0.133	0.053	56.0
				令和5	0.010	0.101	0.025	0.024	0.128	0.050	57.8

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

c. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果を表32に示す。いずれの測定局においても環境基準を満たしており、年平均値は横ばい傾向である。

表32 浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
					(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有:×無:○)	(日)
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	363	8,711	0.015	0	0.0	0	0.0	0.104	0.029	○	0
				令和4	353	8,533	0.015	0	0.0	0	0.0	0.105	0.029	○	0
				令和5	364	8,735	0.015	1	0.0	0	0.0	0.246	0.037	○	0
2	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	363	8,708	0.011	0	0.0	0	0.0	0.064	0.021	○	0
				令和4	363	8,709	0.011	0	0.0	0	0.0	0.065	0.021	○	0
				令和5	352	8,468	0.011	0	0.0	0	0.0	0.092	0.027	○	0

※「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

d. 光化学オキシダント

光化学オキシダント測定結果を表33に示す。環境基準である昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は年間69日～76日あり、昼間の1時間値の年平均値は横ばい傾向である。計画段階関係地域内の測定局では、過去3年間では昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日はない。なお、光化学オキシダントについては全国的に環境基準の達成率は低く、令和5年度の全国の常時監視測定結果における環境基準の達成率は一般環境大気測定局で0.1%、自動車排ガス測定局で0%であり、全国的にも達成状況は極めて低い水準となっている。

乙訓地域における光化学スモッグ注意報発令状況を表34に示す。乙訓地域では直近の3年間で令和5年度に1回、光化学スモッグ注意報が発令されている。全国では、令和5年度の光化学スモッグ注意報の発令都道府県数は17都府県、発令延べ日数が45日で、岐阜県において被害の届け出(2人)があった。

表33 光化学オキシダント測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
								(日)	時間数とその割合		時間数とその割合		(時間)		
					(日)	(時間)	(ppm)		(時間)	(%)	(日)	(%)		(ppm)	(ppm)
1	一般環境大気測定局	大山崎町	大山崎	令和3	365	5,419	0.034	69	344	6.3	0	0.0	0	0.099	0.049
				令和4	365	5,412	0.033	76	379	7.0	0	0.0	0	0.107	0.048
				令和5	366	5,434	0.032	75	288	5.3	0	0.0	0	0.109	0.047

※昼間とは5時から20時までの時間帯をいい、昼間の1時間値は6時から20時までの測定値である

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)

表34 乙訓地域における光化学スモッグ注意報発令状況

年度	注意報発令回数	オキシダント最高濃度	被害訴え者数
令和3年度	なし	―	なし
令和4年度	なし	―	なし
令和5年度	1回	0.124（向陽測定局）	なし

出典：京都府HP「過去の光化学スモッグ注意報発令状況」より（2025年6月20日閲覧）

e. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果を表35に示す。いずれの年度も環境基準を達成している。

表35 微小粒子状物質測定結果

番号	測定区分	自治体等	測定局名称	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
					（日）	（μg/m³）	（時間）	（%）	（μg/m³）	（μg/m³）
1	自動車排ガス測定局	大山崎町	国道171号	令和3	362	9.0	0	0.0	45	20.8
				令和4	363	9.1	0	0.0	44	19.8
				令和5	364	9.0	0	0.0	62	19.9

※環境基準は1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。1年平均値（長期基準）及び1日平均値（短期基準）の両方について長期的評価を行い、両方を達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1日平均値は、年間の1日平均値のうち低い方から98%に相当する値とする。

出典：「京都府環境白書」（令和4年度版～令和6年度版）

f. ダイオキシン類

計画段階関係地域における大気中のダイオキシン類測定局を図9に示す。計画段階関係地域には測定局がないため、参考として最も近い久御山測定局における結果を表36に示す。過去3年で環境基準値を満たしている。なお、京都府内においては、このほかに14か所において測定が行われているが、いずれの地点も過去3年において環境基準を満たしている。

表36 大気中のダイオキシン類濃度測定値（京都府内）

調査地点	R3年度	R4年度	R5年度
	年平均値	年平均値	年平均値
	pg-TEQ/m³	pg-TEQ/m³	pg-TEQ/m³
久御山測定局（久御山町）	0.016	0.011	0.018
環境基準値	0.6		

出典：令和5年度ダイオキシン類測定結果（京都府HP）（2025年6月20日閲覧）

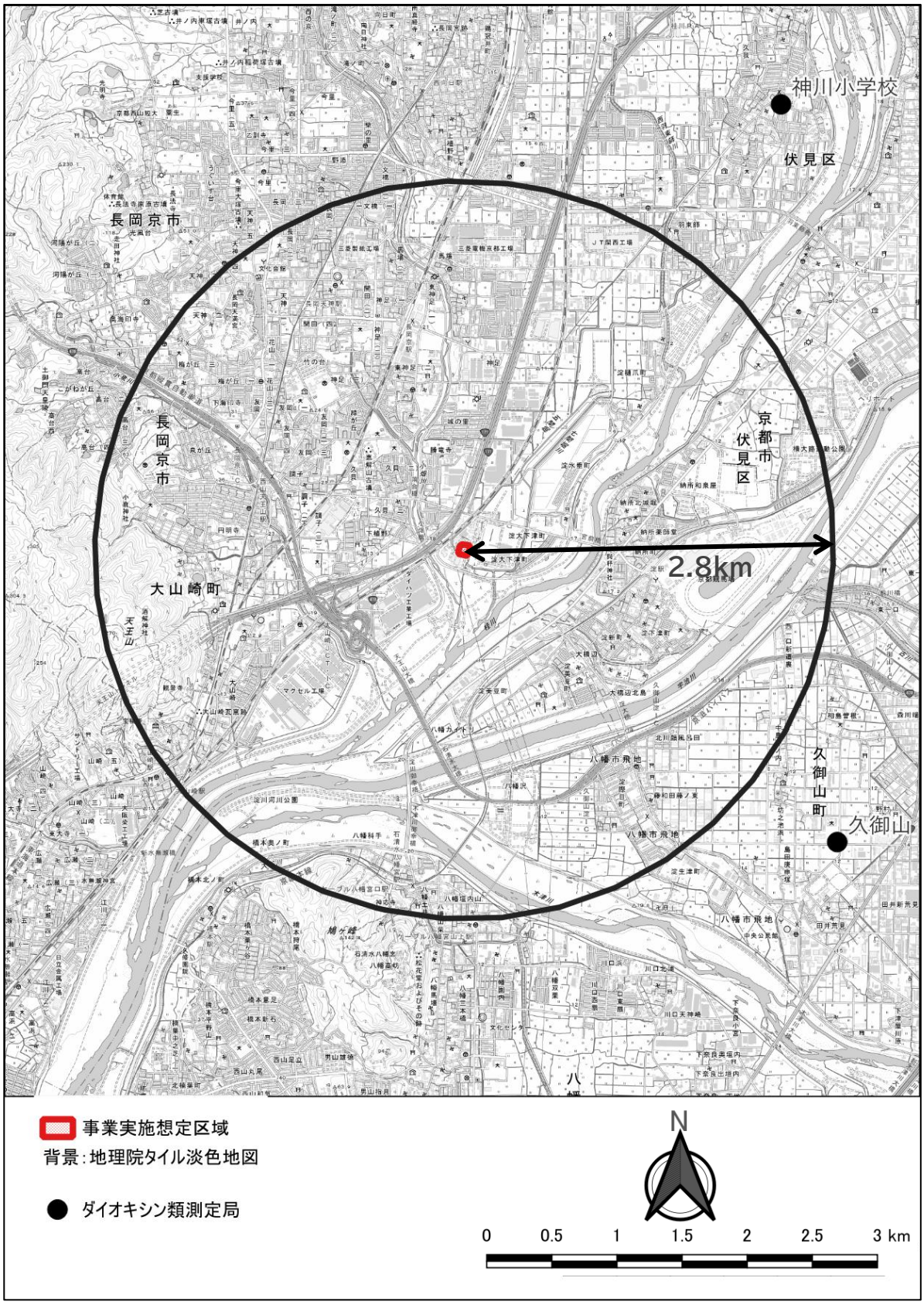

出典：令和5年度ダイオキシン類測定結果（京都府HP）（2025年6月20日閲覧）

図9 計画段階関係地域のダイオキシン類大気測定局

ウ. 騒音

a. 自動車騒音

令和5年度の計画段階関係地域における自動車騒音測定場所を図10、表37に、測定結果を表38に示す。

昼間においては長岡京市の2か所において、夜間は長岡京市の1か所において環境基準を上回っていた。また、要請限度※1については全時間帯、全地点において下回っていた。

また、参考資料として、主要幹線道路を対象とした道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）を表39に示す。向日市の一部において環境基準達成率が90～99％の場所があるものの、それ以外の場所では環境基準達成率は100％となっている。

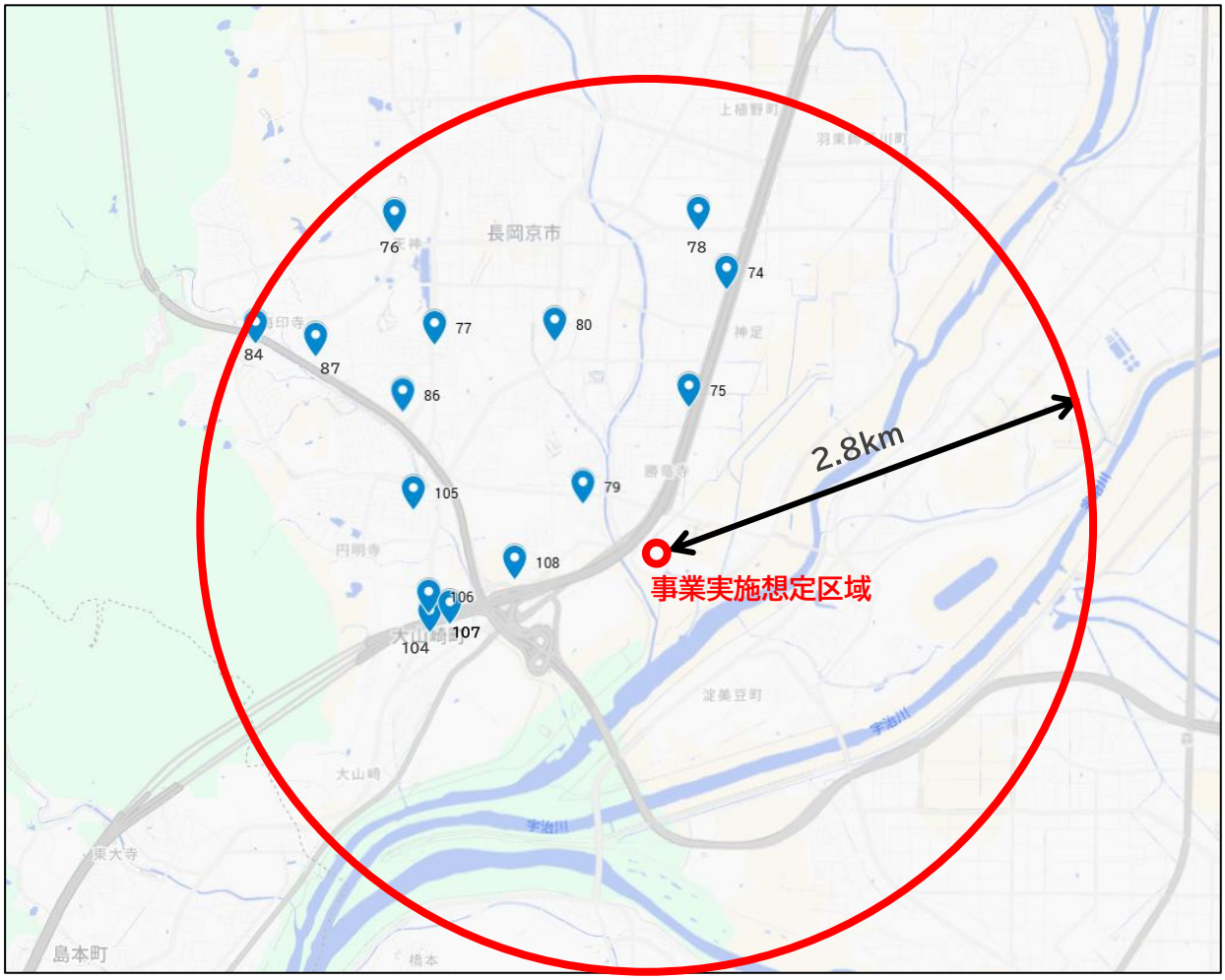

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

図10 自動車騒音測定地点番号

※1 道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

表37 自動車騒音測定位置

測定地点番号	環境基準の地域類型	道路名	測定地点	車線数	近接空間特例	測定位置(m)	
						車道端からの距離	地上からの高さ
74	C	一般国道171号	長岡京市神足麦生11	4	有	35.0	2
75	B	一般国道171号	長岡京市城の里13	4	有	19.0	2
76	A	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3-30	2	有	0.0	3
77	A	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目63	2	有	0.0	3
78	C	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17-5	2	有	0.0	2
79	B	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4-5	2	有	0.0	3
80	B	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目4-10	2	有	1.0	3
84	A	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目1-2	2	有	3.0	3
86	B	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	2	無	31.0	3
87	B	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	2	無	0.0	3
104	B	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目3	2	有	10.0	4
105	A	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字西山田17-27	8	有	5.0	1.2
106	B	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字茶屋前29	8	有	19.0	1.2
107	B	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字夏目9-5	8	有	10.0	1.2
108	A	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字松田58-22	8	有	72.0	1.2

※ 近接空間特例:幹線交通を担う道路近接空間(高速道路、国道、府道及び4車線以上の市町村道から15m(2車線以下)又は20m(2車線超)の範囲)における基準値の適用の有無

出典:「京都府環境白書」(令和6年度版)

表38 自動車騒音測定結果

測定地点番号	環境基準の地域類型	道路名	測定結果(dB) 昼					測定結果(dB) 夜				
			等価騒音レベル	環境基準値	環境基準	要請限度値	要請限度	等価騒音レベル	環境基準値	環境基準	要請限度値	要請限度
74	C	一般国道171号	59	70	○	75	○	56	65	○	70	○
75	B	一般国道171号	66	70	○	75	○	62	65	○	70	○
76	A	府道大山崎大枝線	61	70	○	75	○	54	65	○	70	○
77	A	府道大山崎大枝線	72	70	×	75	○	64	65	○	70	○
78	C	府道伏見柳谷高槻線	64	70	○	75	○	57	65	○	70	○
79	B	府道奥海印寺納所線	67	70	○	75	○	60	65	○	70	○
80	B	府道西京高槻線	68	70	○	75	○	62	65	○	70	○
84	A	府道奥海印寺納所線	61	70	○	75	○	51	65	○	70	○
86	B	市道2184号線	67	65	×	75	○	61	60	×	70	○
87	B	市道2184号線	62	65	○	75	○	57	60	○	70	○
104	B	府道大山崎大枝線	61	70	○	75	○	56	65	○	70	○
105	A	名神高速道路	53	70	○	75	○	52	65	○	70	○
106	B	名神高速道路	60	70	○	75	○	57	65	○	70	○
107	B	名神高速道路	57	70	○	75	○	54	65	○	70	○
108	A	名神高速道路	56	70	○	75	○	53	65	○	70	○

※ 昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00
※ 灰色着色部は基準値超過を示す

出典:「京都府環境白書」(令和6年度版)

表39 自動車騒音面的評価結果

路線名	評価区間		面的評価の結果				
	始点	終点	評価住居数(戸)	環境基準達成住居数(戸)		環境基準達成率(%)	
				昼	夜間	昼	夜間
府道伏見向日線	向日市森本町	向日市森本町	276	276	276	100	100
府道伏見向日線	向日市森本町	向日市寺戸町	304	303	304	100	100
府道志水西向日停車場線	向日市上植野町	向日市上植野町	759	731	695	96	92
府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	212	204	210	96	99
府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	67	60	66	90	99
府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	165	165	165	100	100
府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	266	265	265	100	100
府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目1	長岡京市勝竜寺	557	557	557	100	100
府道奥海印寺納所線	大山崎町円明寺鳥居前	大山崎町円明寺鳥居前	503	503	503	100	100
名神高速道路	大山崎町円明寺	大山崎町円明寺	118	118	118	100	100

出典:「京都府環境白書」(令和6年度版)

b. 環境騒音

令和4年度に大山崎町で実施された一般環境の騒音測定結果を表40に示す。1か所において夜間で環境基準を上回っているが、その他の地点においてはすべて環境基準に適合している。なお、長岡京市、向日市、京都市、八幡市においては環境騒音の測定はない、または公開されていない。

表40 環境騒音測定結果(大山崎町)

番号	地域類型	測定地点	測定年月日	測定結果(dB)		環境基準(dB)		環境基準適合	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	A	字円明寺小字脇山	令和4年11月11日	45	42	55	45	○	○
2	A	字円明寺小字殿山	令和4年11月11日	47	44	55	45	○	○
3	A	字円明寺小字西法寺	令和4年11月16日	48	42	55	45	○	○
4	A	字円明寺小字若宮前	令和4年11月11日	46	43	55	45	○	○
5	A	字下植野小字宮脇	令和4年11月16日	44	40	55	45	○	○
6	A	字円明寺小字東ノ口	令和4年11月16日	53	50	55	45	○	×
7	A	字大山崎小字鏡田	令和4年11月25日	45	44	55	45	○	○
8	A	字大山崎小字谷田	令和4年11月25日	48	42	55	45	○	○
9	A	字大山崎鏡田(東部)	令和4年11月25日	47	45	60	50	○	○

出典:大山崎町HP_騒音・振動測定調査結果(2025年6月20日閲覧)

エ. 振動

道路交通振動については府内78か所において測定されているが、計画段階関係地域内における測定はないため、参考として最も近い久御山町（測定地点番号78番、図11参照）における測定結果を表 41に示す。該当地点は区域区分がいずれにも該当しないため要請限度の定めがないが、昼間39dB、夜間38dBと十分低い値となっている。

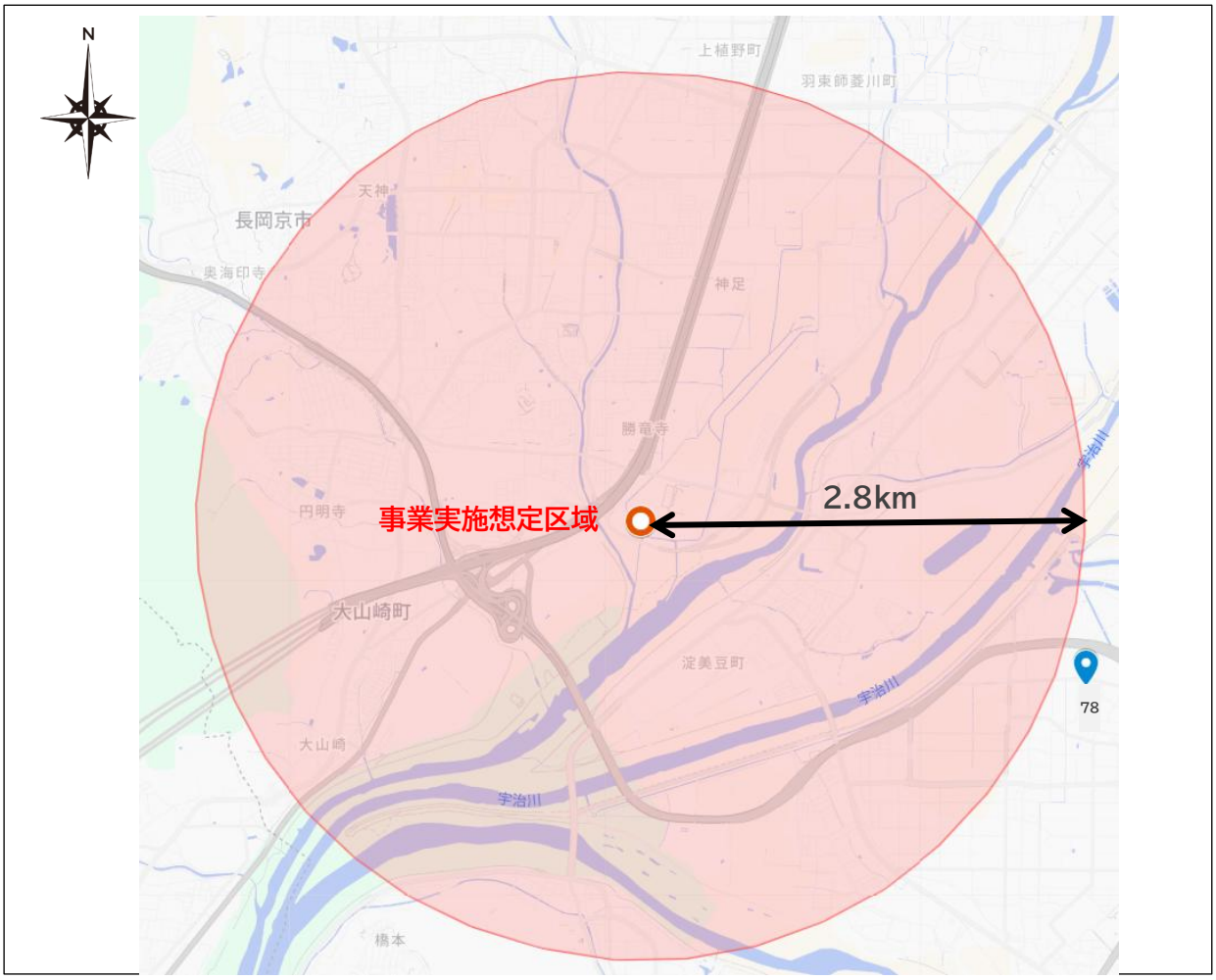

出典：「京都府環境白書」（令和6年度版）

図11 道路交通振動測定地点番号

表 41 道路交通振動測定結果（令和5年度測定結果）

番号	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10（dB）			
					昼間	対要請限度	夜間	対要請限度
78	一般国道478号	久御山町相島付近	2	なし	39	－	38	－

※1 区域区分「―」は第一種、第二種区域いずれにも該当しない区域
※2 昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前8時

出典：「京都府環境白書」（令和6度版）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

ア. 河川流況

事業実施想定区域周辺を流れる主な河川は小畑川である。小畑川は事業実施想定区域西側を流れ、事業実施想定区域の南約600m付近で桂川と合流する。桂川は約3.5km下流の三川合流地点で宇治川、木津川と合流し淀川となる(図12)。

計画段階関係地域の水位観測所を図13に示す。事業実施想定区域から最も近い国土交通省の水位観測所は桂川の上流にある「納所」で直線距離は約1.0kmである。納所観測所における過去3年の水位観測結果を図14～図16に示す。5月から9月にかけて水位が高くなっている。

図12 本事業実施想定区域周辺の河川

出典：国土交通省 川の防災情報ホームページの水位観測点を加工

図13 事業実施想定区域の周辺における水位観測所

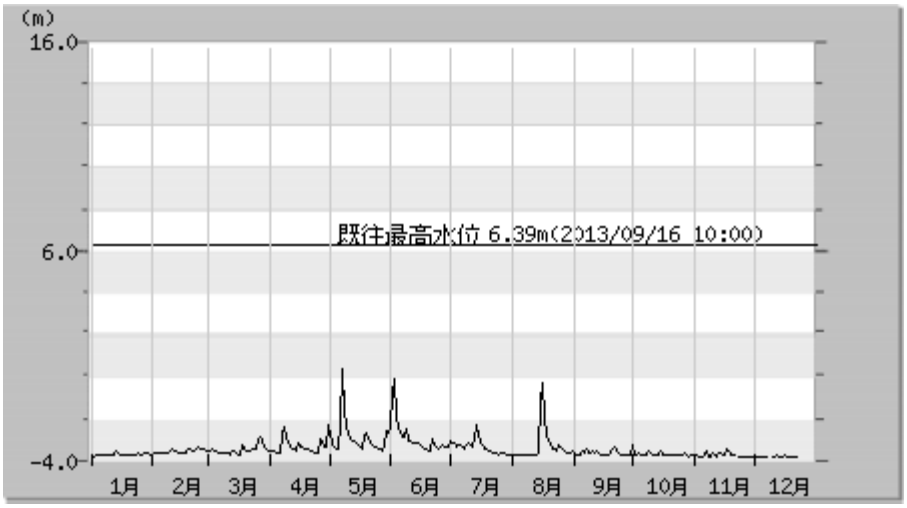

出典：水文水質データベース（国交省）

図14 水位観測結果（2023年、納所観測所）

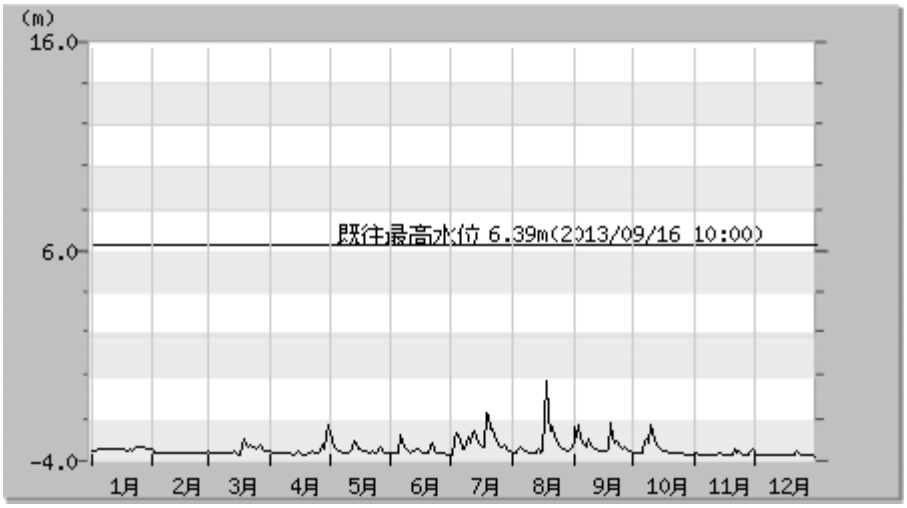

出典：水文水質データベース（国交省）

図15 水位観測結果（2022年、納所観測所）

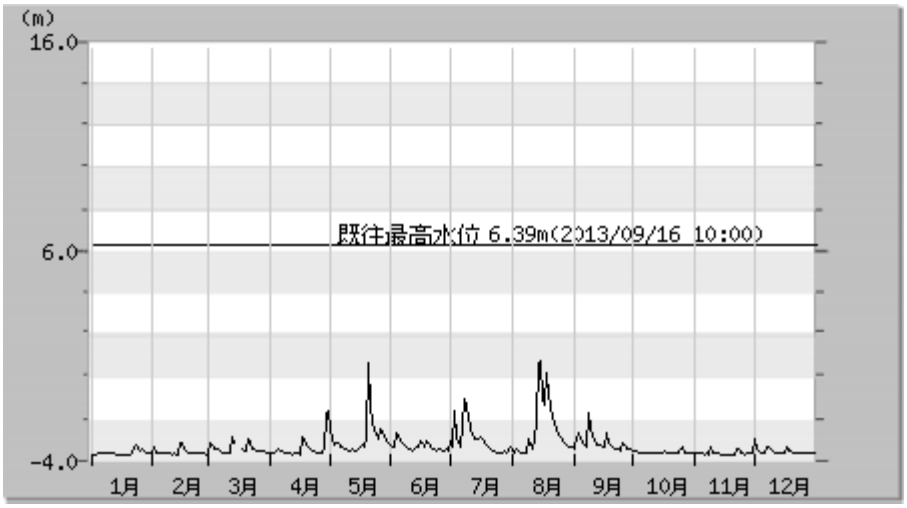

出典：水文水質データベース（国交省）

図16 水位観測結果（2021年、納所観測所）

イ. 河川の水質に係る状況

計画段階関係地域内の水質測定地点を図17に、測定結果を表42～表46に示す。計画段階関係地域内では環境基準点の宮前橋・小畑橋の2地点で年12回、それ以外の3地点で年4～5回の測定が実施されている。データ数が多いことから、ここでは、令和7年6月時点で最新データである令和5年度のみの掲載とした。

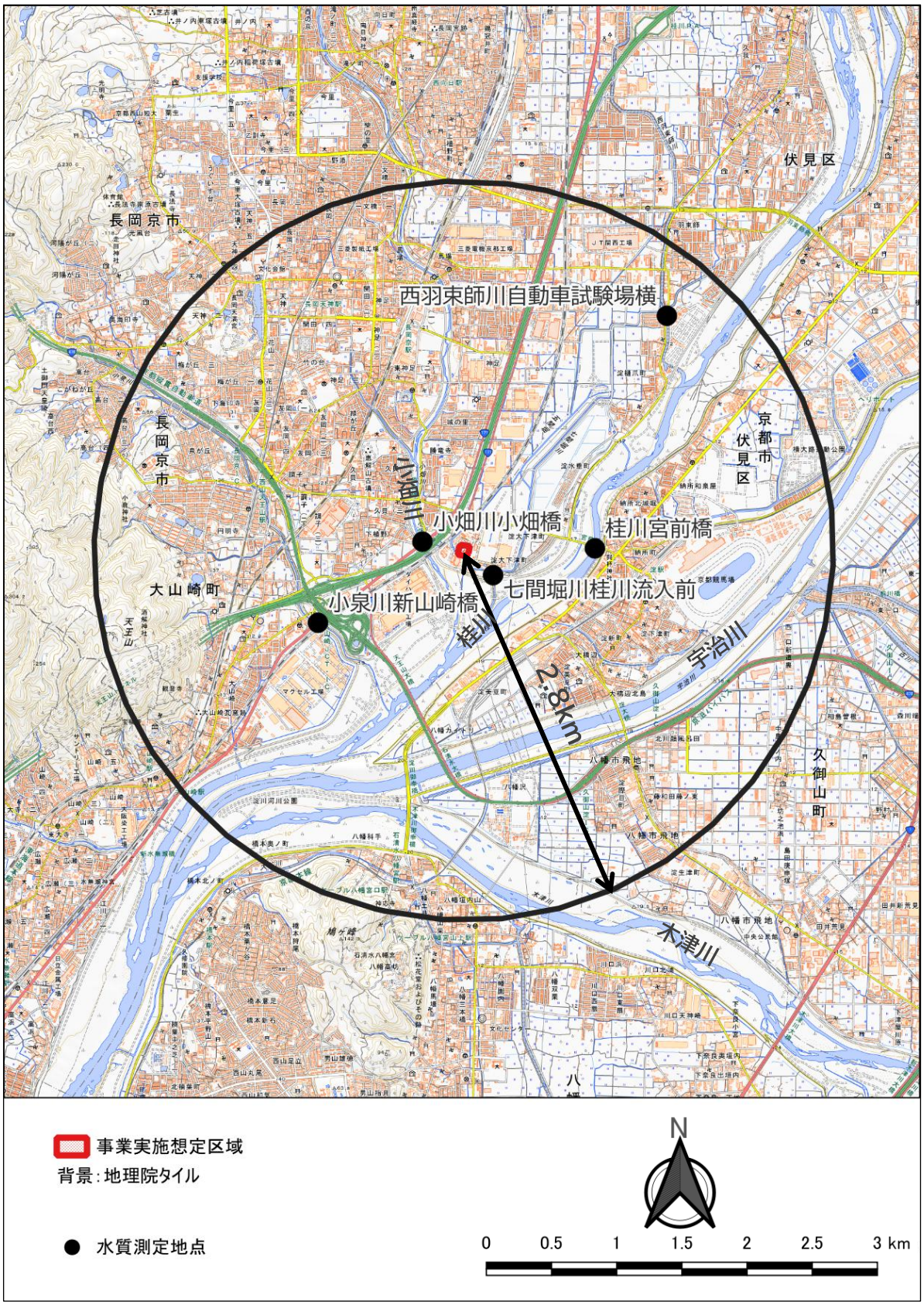

出典：令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

図17 計画段階関係地域の水質測定地点

表42 水質測定結果(小畑川小畑橋)

年度	調査区分	水域名	河川名	測定地点名	類型	地点統一番号
2023	年間調査	小畑川下流	小畑川	小畑橋	A	26-015-01

項目		単位	基準値	04月12日	05月10日	06月07日	07月05日	08月02日	09月06日	10月11日	11月08日	12月06日	01月10日	02月14日	03月06日
一般項目	採取時刻		―	09時05分	10時10分	09時00分	09時45分	09時16分	09時07分	09時25分	10時07分	09時15分	11時10分	09時07分	09時15分
	採取位置		―	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
	採取水深	m	―	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	天候コード		―	曇り	快晴	快晴	曇り	快晴	曇り	晴れ	快晴	曇り	曇り	晴れ	曇り
	気温	℃	―	17.2	19.2	21.2	27.3	28.5	28.5	18.0	19.9	8.5	5.0	8.5	8.0
	水温	℃	―	16.5	16.8	19.5	25.0	29.1	28.4	18.0	13.0	8.2	5.1	6.9	7.0
	流量	m^3/S	―	0.26	1.50	0.47	0.18	0.03	0.03	0.10	0.04	0.02	0.04	0.03	1.31
	全水深	m	―												
	透明度	m	―												
生活環境項目	pH		6.5以上8.5以下	7.8	7.1	7.3	7.8	7.3	7.8	8.6	7.4	6.9	8.4	7.0	6.5
	DO	mg/L	7.5以上	10	7.9	10	13	11	13	10	10	15	14	11	12
	BOD	mg/L	2以下	1.2	< 0.5	< 0.5	0.8	1.9	1.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	1.1
	COD	mg/L	―	2.3	1.6	2.1	2.1	3.7	3.7	2.9	2.9	1.6	1.7	2.0	4.7
	SS	mg/L	25以下	1	2	< 1	< 1	3	4	1	1	< 1	1	< 1	7
	大腸菌数	CFU/100mL	300以下	36	66	140	39	110	27	150	200	16	8	11	400
	n-ヘキサン抽出物質油分等	mg/L	―												
	底層DO	mg/L	―												
全窒素全燐	全窒素	mg/L	―		1.5		0.35				0.95		0.71		
	全燐	mg/L	―		0.042		0.046				0.032		0.022		
水生生物保全項目(環境基準)	全亜鉛	mg/L	―		0.002						0.003				
	ノニルフェノール	mg/L	―												
	LAS	mg/L	―												
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下		< 0.0003										
	全シアン	mg/L	―				ND								
	鉛	mg/L	0.01以下		< 0.005										
	六価クロム	mg/L	0.02以下								< 0.01				
	砒素	mg/L	0.01以下		< 0.005										
	総水銀	mg/L	0.0005以下				< 0.0005								
	アルキル水銀	mg/L	―												
	PCB	mg/L	―								ND				
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下		< 0.002										
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下		< 0.0002										
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下		< 0.0004										
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下		< 0.01										
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下		< 0.004										
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下		< 0.1										
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下		< 0.0006										
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下		< 0.001										
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下		< 0.001										
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下		< 0.0002										
	チウラム	mg/L	0.006以下		< 0.0006										
	シマジン	mg/L	0.003以下		< 0.0003										
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下		< 0.002										
	ベンゼン	mg/L	0.01以下		< 0.001										
	セレン	mg/L	0.01以下		< 0.002										
	硝酸性窒素	mg/L	―		1.4										
	亜硝酸性窒素	mg/L	―		< 0.01										
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下		1.4										
	ふつ素	mg/L	0.8以下								0.08				
	ほう素	mg/L	1以下		< 0.1										
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下		< 0.005										

※1:NDは「検出されない」の略
※2:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表43 水質測定結果(桂川宮前橋)

年度	調査区分	水域名				河川名			測定地点名			類型	地点統一番号		
2023	年間調査	桂川下流(2)				桂川			営前橋			A	26-005-01		
項目		単位	基準値	04月18日	05月24日	06月21日	07月19日	08月01日	09月20日	10月18日	11月01日	12月06日	01月10日	02月07日	03月04日
一般項目	採取時刻		ー	11時35分	12時20分	11時25分	11時40分	13時30分	11時30分	10時05分	13時05分	10時25分	10時45分	12時35分	11時35分
	採取位置		ー	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
	採取水深	m	ー	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	天候コード		ー	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	曇り	快晴	快晴	晴れ	曇り	晴れ	
	気温	℃	ー	19.5	23.6	30.1	32.9	37.6	33.2	21.4	22.8	11.4	5.9	8.6	9.6
	水温	℃	ー	17.0	20.3	23.6	27.6	31.5	28.7	20.6	20.9	13.6	10.5	9.7	9.3
	流量	m^3/S	ー	26.62	33.82	20.70	25.66	14.79	14.43	14.43	14.43	12.38	12.71	21.13	34.38
	全水深	m	ー	3	3	2.6	2.4	2.7	3.5	2.5	2.4	2.4	2.5	2.7	2.9
	透明度	m	ー												
生活環境項目	pH		6.5以上8.5以下	7.5	7.6	7.6	7.5	7.9	7.6	7.5	7.6	7.3	7.5	7.5	7.3
	DO	mg/L	7.5以上	10	9.5	9	8	10	9	9	10	10	10	11	11
	BOD	mg/L	2以下	1.0	0.6	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7	0.9	0.8	1.2	1.1	0.8
	COD	mg/L	ー	3.2	2.8	3.1	2.7	3.5	3.3	3.1	3.6	3.7	4.0	3.9	2.5
	SS	mg/L	25以下	5	2	2	3	3	2	2	5	3	5	10	5
	大腸菌数	CFU/100mL	300以下	360	130	460	540	460	840	990	660	920	600	640	430
	n-ヘキサン抽出物質油分等	mg/L	ー												
	底層DO	mg/L	ー												
全窒素全燐	全窒素	mg/L	ー	1.8	1.8	2	1.80	2.7	2.8	3	3.30	3.8	3.60	2.2	1.6
	全燐	mg/L	ー	0.19	0.150	0.15	0.130	0.21	0.23	0.24	0.270	0.23	0.310	0.16	0.13
水生生物保全項目(環境基準)	全亜鉛	mg/L	ー		0.008			0.009			0.012			0.009	
	ノニルフェノール	mg/L	ー		< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006	
	LAS	mg/L	ー		0.0006			< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006	
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下					< 0.0003							
	全シアン	mg/L	ー					ND							
	鉛	mg/L	0.01以下					< 0.005							
	六価クロム	mg/L	0.02以下					< 0.01							
	砒素	mg/L	0.01以下					< 0.005							
	総水銀	mg/L	0.0005以下					< 0.0005							
	アルキル水銀	mg/L	ー												
	PCB	mg/L	ー					ND							
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下					< 0.002							
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下					< 0.0002							
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下					< 0.0004							
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下					< 0.01							
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下					< 0.004							
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下					< 0.1							
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下					< 0.0006							
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下					< 0.001							
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下					< 0.001							
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下					< 0.0002							
	チウラム	mg/L	0.006以下					< 0.0006							
	シマジン	mg/L	0.003以下					< 0.0003							
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下		< 0.002										
	ベンゼン	mg/L	0.01以下					< 0.001							
	セレン	mg/L	0.01以下					< 0.002							
	硝酸性窒素	mg/L	ー		1.6		1.5	2.3			3.1		3.2	1.8	
	亜硝酸性窒素	mg/L	ー		< 0.01		0.01	0.02			< 0.01		0.01	0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下		1.6		1.5	2.3			3.1		3.2	1.8	
	ふつ素	mg/L	0.8以下					0.1							
	ほう素	mg/L	1以下					< 0.1							
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下					< 0.005							

※1:NDは「検出されない」の略
※2:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表44 水質測定結果(西羽束師川自動車試験場横)

年度	調査区分	水域名				河川名			測定地点名			類型	地点統一番号
2023	年間調査	桂川下流(2)				西羽束師川			自動車試験場横				26-248-01
項目		単位	基準値	04月13日	06月16日	08月03日	10月05日	02月07日					
一般項目	採取時刻		ー	11時00分	11時40分	13時15分	14時00分	14時20分					
	採取位置		ー	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)					
	採取水深	m	ー	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2					
	天候コード		ー	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇り					
	気温	℃	ー	19.7	27.7	34.9	22.0	8.7					
	水温	℃	ー	17.5	22.8	31.9	20.7	9.5					
	流量	m^3/S	ー	1.30		0.48	1.70	0.50					
	全水深	m	ー	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3					
	透明度	m	ー										
生活環境項目	pH		ー	8.2		8.0	9.0	8.5					
	DO	mg/L	ー	11		9	12	13					
	BOD	mg/L	ー	0.7		0.9	0.9	0.7					
	COD	mg/L	ー	2.0		2.8	2.2	3.3					
	SS	mg/L	ー	4		3	2	6					
	大腸菌数	CFU/100mL	ー	170		140	200	370					
	n-ヘキサン抽出物質油分等	mg/L	ー										
	底層DO	mg/L	ー										
全窒素全燐	全窒素	mg/L	ー	0.67		0.62	0.68	0.86					
	全燐	mg/L	ー	0.05		0.095	0.089	0.052					
水生生物保全項目(環境基準)	全亜鉛	mg/L	ー			0.011		0.012					
	ノニルフェノール	mg/L	ー			< 0.00006		< 0.00006					
	LAS	mg/L	ー			0.0007		0.0013					
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003					
	全シアン	mg/L	ー	ND		ND	ND	ND					
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005					
	六価クロム	mg/L	0.02以下	< 0.01		< 0.01	< 0.01	< 0.01					
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005					
	総水銀	mg/L	0.0005以下	< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005					
	アルキル水銀	mg/L	ー										
	PCB	mg/L	ー										
	ジクロロメタン	mg/L	ー	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002					
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01		< 0.01	< 0.01	< 0.01					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004		< 0.004	< 0.004	< 0.004					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1		< 0.1	< 0.1	< 0.1					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006					
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001					
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下		< 0.0002	< 0.0002							
	チウラム	mg/L	0.006以下		< 0.0006	< 0.0006							
	シマジン	mg/L	0.003以下		< 0.0003	< 0.0003							
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下		< 0.002	< 0.002							
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001					
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002					
	硝酸性窒素	mg/L	ー	0.55		0.42	0.49	0.67					
	亜硝酸性窒素	mg/L	ー	0.01		< 0.01	< 0.01	< 0.01					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.56		0.43	0.5	0.68					
	ふつ素	mg/L	0.8以下	< 0.08		< 0.08	< 0.08	< 0.08					
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1		< 0.1	< 0.1	< 0.1					
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005					

※1:NDは「検出されない」の略
※2:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表45 水質測定結果(桂川七間堀川)

年度	調査区分	水域名				河川名			測定地点名			類型	地点統一番号
2023	年間調査	桂川下流(2)				七間堀川			桂川流入前(七間堀川)				26-249-10
項目		単位	基準値	05月10日	07月05日	11月08日	01月10日						
一般項目	採取時刻		―	09時40分	09時20分	09時44分	10時40分						
	採取位置		―	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)						
	採取水深	m	―	0.1	0.1	0.1	0.1						
	天候コード		―	快晴	曇り	快晴	曇り						
	気温	℃	―	21.6	27.0	17.0	5.4						
	水温	℃	―	22.3	25.0	21.6	17.0						
	流量	m^3/S	―	2.73	1.57	1.02	1.29						
	全水深	m	―										
	透明度	m	―										
生活環境項目	pH		―	6.8	6.7	7.1	7.0						
	DO	mg/L	―	8	8.8	9	11						
	BOD	mg/L	―	0.7	2	0.6	0.9						
	COD	mg/L	―	5.7	7.0	6.9	6.8						
	SS	mg/L	―	1	< 1	< 1	< 1						
	大腸菌数	CFU/100mL	―	1	1	1							
	n-ヘキサン抽出物質油分等	mg/L	―										
	底層DO	mg/L	―										
全窒素全燐	全窒素	mg/L	―	5.1	4.7	8.3	7.50						
	全燐	mg/L	―	0.6	0.350	1	1.000						
水生生物保全項目(環境基準)	全亜鉛	mg/L	―	0.024		0.036							
	ノニルフェノール	mg/L	―										
	LAS	mg/L	―										
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003									
	全シアン	mg/L	―		ND								
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005									
	六価クロム	mg/L	0.02以下			< 0.01							
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005									
	総水銀	mg/L	0.0005以下		< 0.0005								
	アルキル水銀	mg/L	―										
	PCB	mg/L	―										
	ジクロロメタン	mg/L	―	< 0.002									
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002									
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004									
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01									
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004									
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1									
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006									
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002									
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006									
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003									
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002									
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002									
	硝酸性窒素	mg/L	―	4.3		6.9							
	亜硝酸性窒素	mg/L	―	0.03		0.04							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	4.3		6.9							
	ふつ素	mg/L	0.8以下			0.14							
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1									
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下										

※1:NDは「検出されない」の略
※2:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表46 水質測定結果(小泉川新山崎橋)

年度	調査区分	水域名				河川名			測定地点名			類型	地点統一番号
2023	年間調査	桂川下流(2)				小泉川			新山崎橋				26-250-01
項目		単位	基準値	05月10日	07月05日	11月08日							
一般項目	採取時刻		ー	11時05分	10時30分	11時12分							
	採取位置		ー	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)							
	採取水深	m	ー	0.1	0.1	0.1							
	天候コード		ー	快晴	曇り	快晴							
	気温	℃	ー	22.3	29.0	18.0							
	水温	℃	ー	20.6	22.1	15.1							
	流量	m^3/S	ー	0.38	0.03	0.03							
	全水深	m	ー										
	透明度	m	ー										
生活環境項目	pH		ー	7.1	7.4	7.2							
	DO	mg/L	ー	8	10.0	9							
	BOD	mg/L	ー	0.7	1	< 0.5							
	COD	mg/L	ー	1.9	2.6	3.9							
	SS	mg/L	ー	2	< 1	1							
	大腸菌数	CFU/100mL	ー	50	130	490							
	n-ヘキサン抽出物質油分等	mg/L	ー										
	底層DO	mg/L	ー										
全窒素全燐	全窒素	mg/L	ー	1	0.6	0.99							
	全燐	mg/L	ー	0.029	0.025	0.025							
水生生物保全項目(環境基準)	全亜鉛	mg/L	ー	0.001		0.003							
	ノニルフェノール	mg/L	ー										
	LAS	mg/L	ー										
健康項目	カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003									
	全シアン	mg/L	ー		ND								
	鉛	mg/L	0.01以下	< 0.005									
	六価クロム	mg/L	0.02以下			< 0.01							
	砒素	mg/L	0.01以下	< 0.005									
	総水銀	mg/L	0.0005以下		< 0.0005								
	アルキル水銀	mg/L	ー										
	PCB	mg/L	ー										
	ジクロロメタン	mg/L	ー	< 0.002									
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002									
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004									
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01									
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004									
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1									
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006									
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002									
	チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006									
	シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003									
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002									
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001									
	セレン	mg/L	0.01以下	< 0.002									
	硝酸性窒素	mg/L	ー	0.96									
	亜硝酸性窒素	mg/L	ー	< 0.01									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	0.97									
	ふつ素	mg/L	0.8以下			0.09							
	ほう素	mg/L	1以下	< 0.1									
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下										

※1:NDは「検出されない」の略
※2:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

また、ダイオキシン類については、水質と底質が測定されている。過去3年間のダイオキシン類濃度を表47に示す。いずれも環境基準を下回っている。

水底の底質については、京都府ではダイオキシン類のみが測定されている。

表47 ダイオキシン類測定結果（水質及び底質）

調査地点名	所在地名	年度	ダイオキシン類（水質）		ダイオキシン類（底質）	
			水質濃度（pg-TEQ/L）	環境基準（pg-TEQ/L）	底質濃度（pg-TEQ/g）	環境基準（pg-TEQ/L）
三川合流前	小畑川小畑橋（大山崎町）	令和4年度	0.097	1以下	-	150以下
		令和5年度	0.041		-	
		令和6年度	0.056		0.14	

出典：京都府HP（ダイオキシン類調査結果、京都府の環境モニタリング結果）

ウ. 地下水の水質に係る状況

京都府では地下水の水質測定を継続して実施しており、府内をメッシュで区切り、メッシュ番号で測定を管理している。

計画段階関係地域における測定実施内容を表48に、地下水水質測定メッシュ番号を図18に示す。計画段階関係地域では、概況調査は令和3、4年度に1メッシュ1か所、令和5年度に2メッシュ3か所、継続監視調査は令和3年度に3メッシュ3か所、令和4，5年度に2メッシュ2か所、汚染井戸周辺地区調査は令和3年度に2メッシュ8か所、令和4年度に1メッシュ2か所で実施されている。測定結果を表49～表51に示す。

概況調査では令和5年度にメッシュ番号6541において2か所のうち1か所で砒素が環境基準を超過している。

継続監視調査では、京都市（メッシュ番号6541）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、大山崎町（メッシュ番号6540）でクロロエチレンが、令和3～5年度で環境基準を超過している。

汚染井戸周辺地区調査ではいずれの地点、年度においても環境基準を下回っている。

また、過去3年の地下水中のダイオキシン類測定結果を表52に示す。いずれも環境基準を下回っている。

表48 計画段階関係地域の地下水水質測定実施内容

○	概況調査
●	継続監視調査
□	汚染井戸周辺地区調査

メッシュ番号	年度								
	R3			R4			R5		
4227									
4327									
4427									
6340			□				○		
6440									
6540		●			●			●	
6341			□	○					
6441	○	●				□			
6541		●			●		○	●	

出典：令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

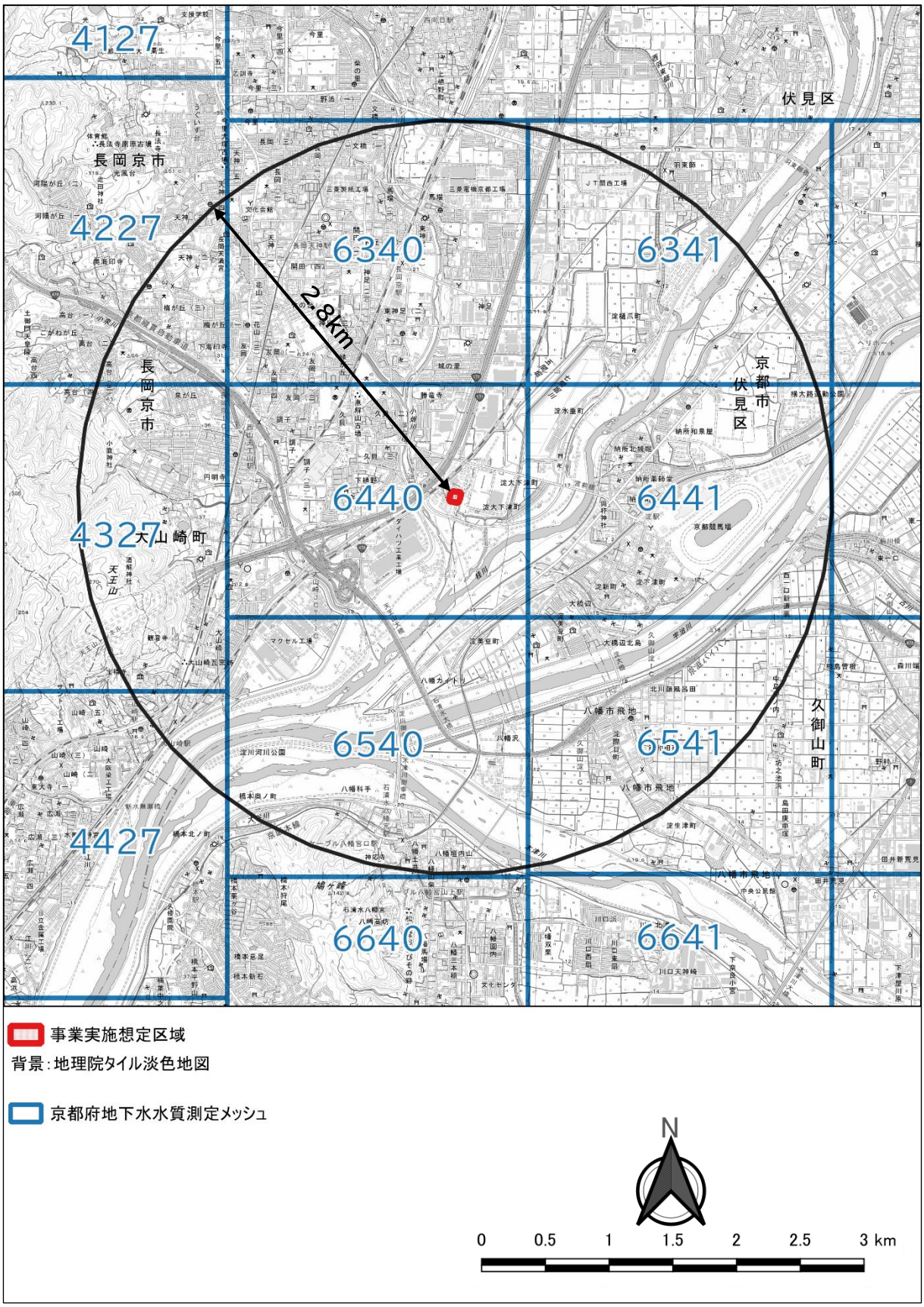

出典：公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

図18 地下水水質測定地点（メッシュ番号）

表49 地下水水質測定結果(概況調査)

調査項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度			環境基準
		メッシュ番号 6441	メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6541	メッシュ番号 6541	
		京都市	京都市	長岡京市	京都市	京都市	
カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	< 0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02以下
砒素	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.038	< 0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
PCB	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.0007	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1.2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	※1
トランス-1.2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
1.3-ジクロロプロペン	mg/L			< 0.0002	< 0.0002		0.002以下
チウラム	mg/L			< 0.0006	< 0.0006		0.006以下
シマジン	mg/L			< 0.0003	< 0.0003		0.003以下
チオベンカルブ	mg/L			< 0.002	< 0.002		0.02以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
セレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.06	< 0.02	0.19	0.72	0.1	10以下(※2)
硝酸性窒素	mg/L	0.05	< 0.01	0.12	0.71	0.09	―
亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.01	< 0.01	0.07	< 0.01	< 0.01	―
ふっ素	mg/L	< 0.08	< 0.08	0.09	< 0.08	< 0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1.4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05以下

※1:シス体とトランス体の濃度の和を1,2-ジクロロエチレンの濃度とする

※2:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする

出典:京都府HP(令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表50 地下水水質測定結果(継続監視調査)

項目		単位	令和3年度			令和4年度		令和5年度		環境基準
			メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	メッシュ番号	
			6441	6541	6540	6541	6540	6541	6540	
			京都市	京都市	大山崎町	京都市	大山崎町	京都市	大山崎町	
ジクロロメタン	第1回	mg/L	< 0.002							0.02以下
	第2回									
	年間平均		< 0.002							
四塩化炭素	第1回	mg/L	< 0.0002							0.002以下
	第2回									
	年間平均		< 0.0002							
クロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.0002		0.0047		0.0042		0.0055	0.002以下
	第2回				0.0018		0.0030		0.0015	
	年間平均		< 0.0002		0.0033		0.0036		0.0035	
1,2-ジクロロエタン	第1回	mg/L	< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004	0.004以下
	第2回				< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004	
	年間平均		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.01		< 0.01		<0.01		< 0.01	0.1以下
	第2回				< 0.01		<0.01		< 0.01	
	年間平均		< 0.01		< 0.01		<0.01		< 0.01	
1,2-ジクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.004		< 0.004		<0.004		< 0.004	0.04以下
	第2回				< 0.004		<0.004		< 0.004	
	年間平均		< 0.004		< 0.004		<0.004		< 0.004	
シス-1,2-ジクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.002		< 0.002		<0.002		< 0.002	※1
	第2回				< 0.002		< 0.002		< 0.002	
	年間平均		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002	
	第2回				< 0.002		< 0.002		< 0.002	
	年間平均		< 0.002		< 0.002		<0.002		< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	第1回	mg/L	< 0.1		< 0.1		<0.1		< 0.1	1以下
	第2回				< 0.1		<0.1		< 0.1	
	年間平均		< 0.1		< 0.1		<0.1		< 0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	第1回	mg/L	< 0.0006		< 0.0006		<0.0006		< 0.0006	0. 006以下
	第2回				< 0.0006		<0.0006		< 0.0006	
	年間平均		< 0.0006		< 0.0006		<0.0006		< 0.0006	
トリクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001	0. 01以下
	第2回				< 0.001		< 0.001		< 0.001	
	年間平均		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001	
テトラクロロエチレン	第1回	mg/L	< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001	0. 01以下
	第2回				< 0.001		< 0.001		< 0.001	
	年間平均		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001	
ベンゼン	第1回	mg/L	< 0.001							0. 01以下
	第2回									
	年間平均		< 0.001							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	第1回	mg/L		12		2.6		2.2		10以下
	第2回			19		20		15		
	年間平均			16		11		8.6		
硝酸性窒素	第1回	mg/L		12		2.2		2.2		※2
	第2回			19		20		15		
	年間平均			16		11		8.6		
亜硝酸性窒素	第1回	mg/L		< 0.01		0.38		0.03		
	第2回			0.01		0.11		< 0.01		
	年間平均			0.01		0.25		0.02		

※1:シス体とトランス体の濃度の和を1,2-ジクロロエチレンの濃度とする
※2:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする
※3:着色部は環境基準超過箇所を示す

出典:京都府HP(令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))(2025年6月20日閲覧)

表51 地下水水質測定結果(汚染井戸周辺地区調査)

項目	単位	令和3年度				環境基準
		メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	メッシュ番号 6340	
		長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.0006	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.009	0.009	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.007	0.007	< 0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を1.2-ジクロロエチレンの濃度とする
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.004	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下

項目	単位	令和3年度				環境基準
		メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	メッシュ番号 6341	
		長岡京市	長岡京市	長岡京市	長岡京市	
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を1.2-ジクロロエチレンの濃度とする
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下

項目	単位	令和4年度		環境基準
		メッシュ番号 6441	メッシュ番号 6441	
		京都市	京都市	
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	シス体とトランス体の濃度の和を1.2-ジクロロエチレンの濃度とする
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.01以下

出典:京都府HP(令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(詳細))

表52 地下水中のダイオキシン類測定結果

所在地名	年度	ダイオキシン類調査結果 水質濃度 （pg-TEQ/L）	環境基準 （pg-TEQ/L）
長岡京市	令和3年度	—	1以下
	令和4年度	0.064	
	令和5年度	—	
大山崎町	令和3年度	—	
	令和4年度	0.043	
	令和5年度	—	
向日市	令和3年度	—	
	令和4年度	—	
	令和5年度	0.029	
京都市伏見区	令和3年度	0.021	
	令和4年度	0.015	
	令和5年度	0.017	

※八幡市、久御山町における測定結果はない。

出典：京都府HP（ダイオキシン類調査結果）（2025年6月20日閲覧）

(3) 土壌及び地盤の状況

ア. 土壌に係る環境の状況

計画段階関係地域内において土壌汚染が判明している区域は、表53に示す形質変更時要届出区域である。このうち最も近い大山崎町下植野小字山王前の区域は本事業実施想定区域より500m程度離れている。なお、京都府内において土壌汚染対策法に基づく要措置区域はない。

また、表54に過去3年の土壌中のダイオキシン類測定結果を示す。計画段階関係地域における市区町ではいずれも環境基準を下回っている。なお、過去3年での久御山町における土壌中のダイオキシン類の測定結果はない。

表53 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

番号	自治体名	所在地	指定年月日	区域の面積(m²)	指定に係る特定有害物質の種類
1	大山崎町	乙訓郡大山崎町字大山崎小字柳島55番1の一部及び小字八畝割1番1の一部	平成24年2月7日	232.4	鉛及びその化合物
2	大山崎町	乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前30番4、大条10番、菖蒲原1番1、上古17番及び北細池1番の一部	令和3年12月28日	4,700	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
3	長岡京市	長岡京市神足典薬1番10の一部、1番11の一部及び寺田1番の一部	令和6年10月22日	946.83	六価クロム化合物、砒素及びその化合物

出典:京都府HP(2025年6月20日閲覧)

表54 土壌中のダイオキシン類測定結果

所在地名	年度	ダイオキシン類調査結果 測定値(pg-TEQ/g)	環境基準(pg-TEQ/g)
長岡京市	令和3年度	—	1000以下
	令和4年度	—	
	令和5年度	3.2	
大山崎町	令和3年度	—	
	令和4年度	0.06	
	令和5年度	—	
向日市	令和3年度	0.66	
	令和4年度	—	
	令和5年度	—	
京都市伏見区	令和3年度	1.5、1.7、0.060	
	令和4年度	0.0021、0.16、0.36	
	令和5年度	1.2、0.0050	
八幡市	令和3年度		
	令和4年度	—	
	令和5年度	0.25	

出典:京都府HP(ダイオキシン類)(2025年6月20日閲覧)

イ. 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ　令和4年度」(環境省)では、国土地理院、京都府及び京都市の水準測量により京都市南部及び乙訓地区において平成10年度ごろまで沈下の傾向が認められたが、その後は沈静化し回復傾向にあるとされている。

乙訓地区の地下水総採取量は、平成30年度が約30.1千m^3/日、令和4年度が約27.6千m^3/日と、この5年間で2.5千m^3/日減少しており、一時的な増減はあるものの長期的にも減少傾向にある。用途別では、平成30年度では上水道用が約7割を占め、次いで工業用の採取が多かったが、令和4年度においてもその傾向は変っていない。また、乙訓地区においては、従来は水道水の水源を地下水に依存していたが、長期的な水需要を考慮して平成4年度から京都府営水道乙訓浄水場の建設が着手され、平成12年度から供用開始されたことにより、桂川上流の日吉ダムの安定した水源を確保できている。

同じく「全国地盤環境情報ディレクトリ　令和4年度」(環境省)によると、直近の水準測量調査は、京都府が平成16年度に、京都市が平成29年度に実施しており、府内の単年度最大沈下量は0.12㎝で、地盤沈下の調査が開始されてからの最大累計沈下量は19.4㎝であり、地盤沈下による被害報告はないとされている。

本事業実施想定区域が位置する大山崎町では、昭和52年に「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」が制定されており、井戸の新設、掘替えの場合の取水基準などを規制している。

(4) 地形及び地質の状況

ア. 重要な地形

計画段階関係地域の地形分類図を図19に示す。本事業実施想定区域は氾濫原低地であり、人工地形分類では盛土地であることから、桂川の氾濫原低地に盛土をして成り立った地形であることが分かる。本事業実施想定区域周辺には桂川及び小畑川の河原・河川敷及び氾濫原低地が分布している。計画段階関係地域の南側には桂川、木津川、宇治川の河原・河川敷、湿地、自然堤防、氾濫原低地など3つの河川によって作られた地形が広がっており、北側は扇状地となっている。

また、計画段階関係地域における重要地形を表55に示す。重要地形の選定理由は、京都府レッドデータブック地形レッドリストにおいて、「消滅」「消滅危惧」「要注意」「要継続保護」とされているものとした。計画段階関係地域では、木津川の荒州が「要注意」、天王山山塊及び桂川・宇治川・木津川三川合流域が「要継続保護」とされており、「消滅」、「消滅危惧」に指定されている地形はない。

表55 計画段階関係地域の重要地形一覧

分類	名称	所在地	京都府レッドデータブック 地形レッドリスト
河川地形	木津川の荒州	城陽市寺田、八幡市	要注意
変動地形	天王山山塊	長岡京市、乙訓郡大山崎町	要継続保護
河川地形	桂川・宇治川・木津川三川合流域	京都市伏見区淀、乙訓郡大山崎町、八幡市	要継続保護

※要注意：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続けば消滅が危惧される地形。
※要継続保護：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち現時点では保存が良好であり今後も保護を続けるべき地形。

出典：京都府レッドデータブック2015

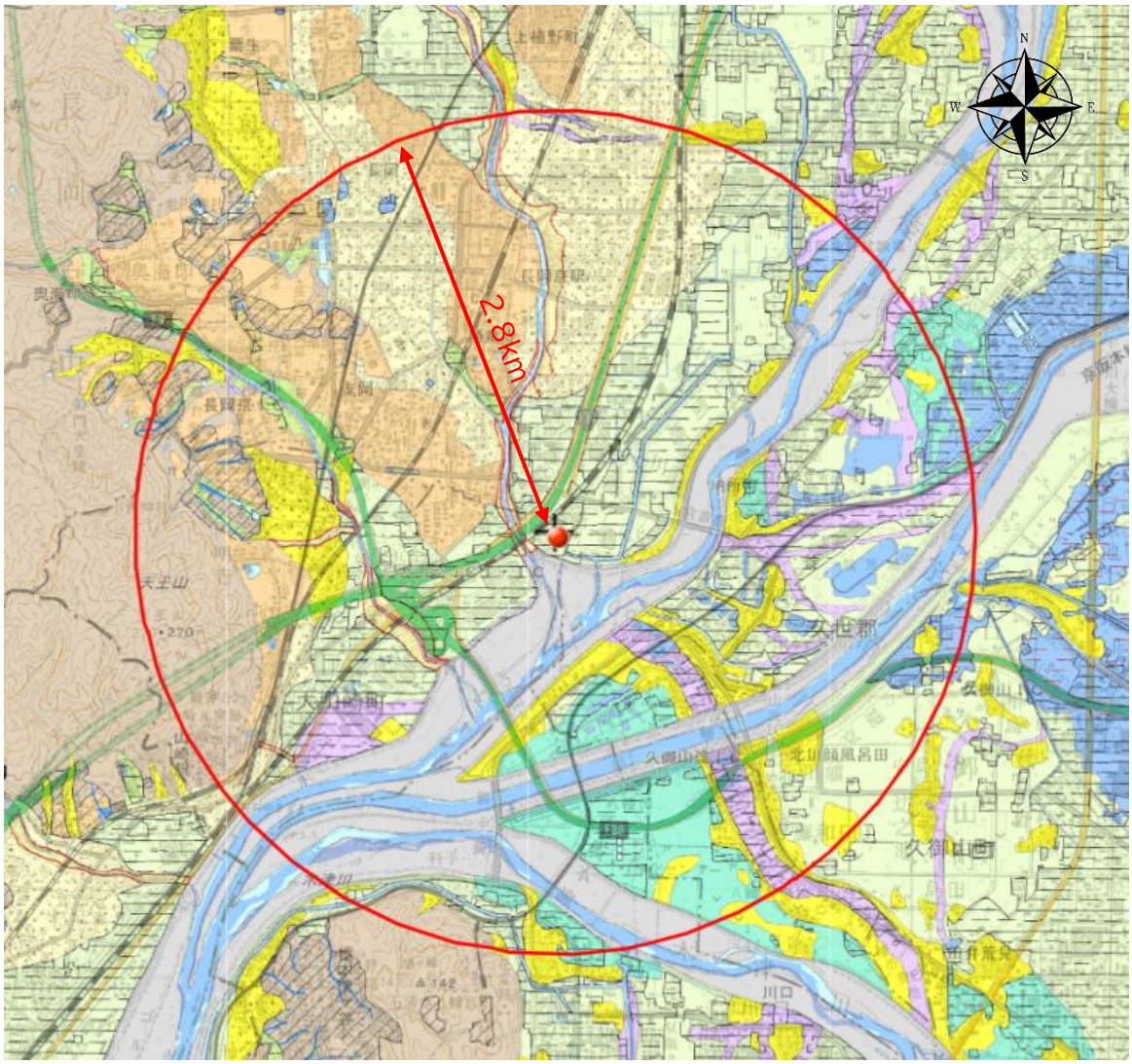

人工地形分類

人工平坦地（切り盛り造成地）

宅地等

農地等

改変工事中の区域

盛土地

埋立地

干拓地

切土地

人工水面

砂利採取跡地

旧谷線

山地

山地斜面等

火山地斜面等

麓屑面及び崖錐

土石流堆積地

低地

緩扇状地

豊田・名古屋北部・名古屋南部
扇状地

青梅・八王子・藤沢・桑名・四日市・近畿地区
扇状地

その他の地域
扇状地

谷底低地

氾濫原低地

自然堤防

旧河道

湿地

三角州・海岸低地

砂州・砂堆（礫州・礫堆）

砂丘

天井川及び天井川沿いの微高地

河原・河川敷

浜

水部

現水部

旧水部

副分類

崖

凹地・浅い谷

0m等高線

出典：国土数値情報　人工地形及び自然地形分類図

図19　地形分類図

イ. 重要な地質

計画段階関係地域の地質図を図20に示す。本事業実施想定区域周辺は桂川、木津川、宇治川の河川堆積物が広く分布している。計画段階関係地域には河川堆積物及び自然堤防堆積物が広く分布しており、北側には段丘堆積物が分布している。

また、計画段階関係地域内に位置していると考えられる重要地質を表56に示す。重要地質の選定理由は、京都府レッドデータブックの地質レッドリストにおいて、「消滅寸前」「消滅危惧」「要注意」とされているものとした。消滅寸前に指定されているのは西山丘陵の大阪層群、長岡京市光明寺の化石、旧横大路沼の堆積物の3か所である。「消滅危惧」「要注意」に指定されている地質はない。

表56 本事業実施想定区域周辺の重要地質

分類	名称	特徴	地質時代	所在地	京都府レッドデータブック 地形レッドリスト
堆積物	西山丘陵の大阪層群		更新世	京都市西京区、向日市、長岡京市、大山崎町	消滅寸前
化石	腕足類、鮮虫類	大型化石	ペルム紀	長岡京市光明寺西水子谷	消滅寸前
堆積物	旧横大路沼の堆積物	横大路火山灰	完新世	京都市伏見区	消滅寸前

※消滅寸前とは、京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。

出典：京都府レッドデータブック2015

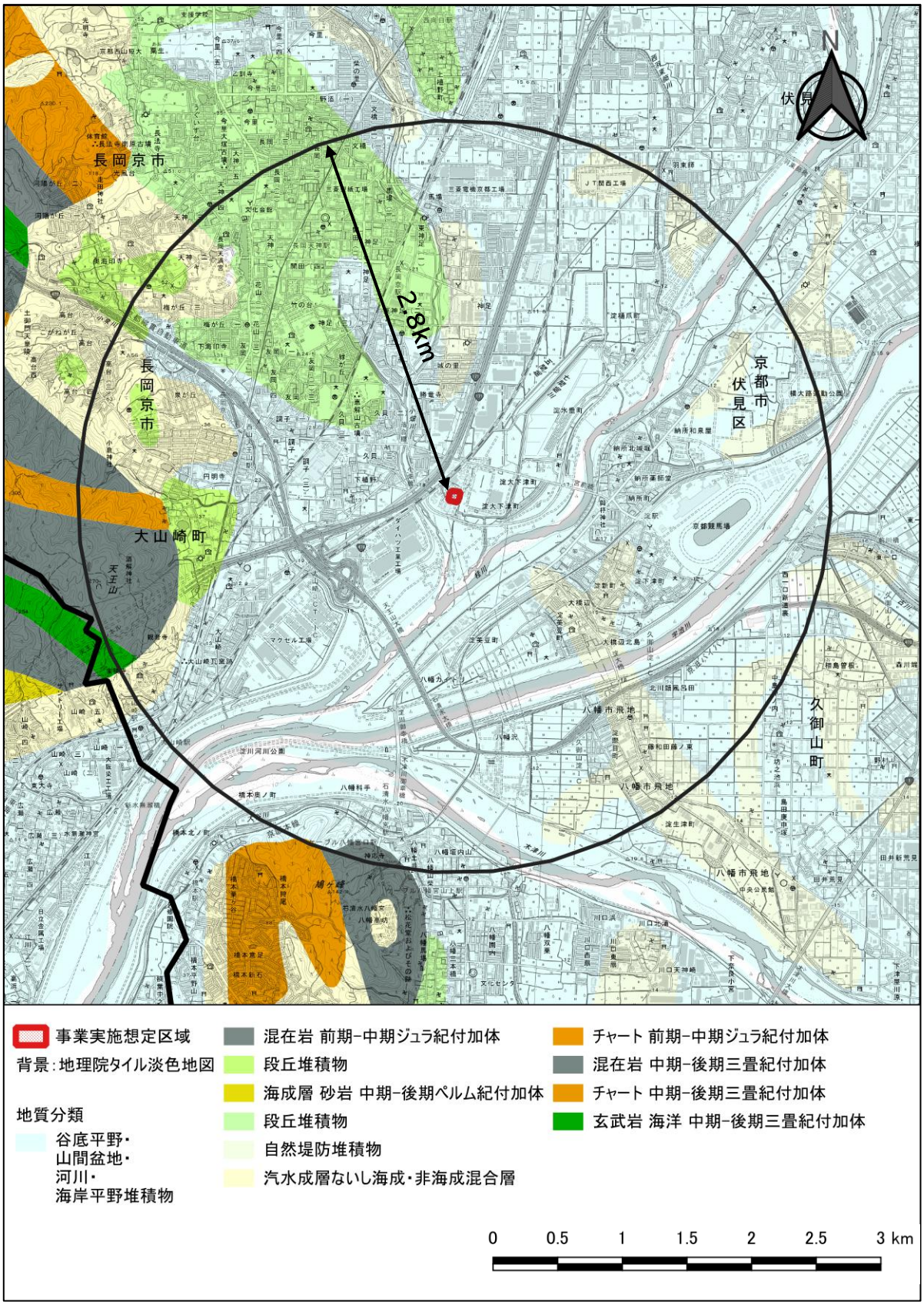

出典:産業技術総合研究所 地質調査総合センター 20万分の1シームレス地質図

図20 地質図

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

ア. 動物

計画段階関係地域の動物の生息状況については、環境省自然環境局生物多様性センターによる調査で、計画段階関係地域を含む2次メッシュ(メッシュ番号:523525、523535、図 21参照)において、表57～表62に示す動物の生息が確認されている。

また、「ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書」(平成11年3月、乙訓環境衛生組合)によると本事業実施想定区域周辺には、昆虫類ではオオエゾトンボが天王山に、ナニワトンボ、ウラジロミドリシジミが長岡京市の光明寺周辺に、チャイロムナボソコメツキが小畑川付近の河川敷に生息し、淡水魚ではアユモドキとニホンバラタナゴが桂川、宇治川及び木津川に、オヤニラミが桂川、宇治川、木津川の合流地点周辺に生息しているとある。

大山崎町においてはイノシシ・ニホンジカが天王山一帯に生息し、捕獲及び防護施設設置等の措置を講じているが、農作物等への被害が発生している。特に、特産物(タケノコ)の被害が地下茎の伸長期から収穫期にかけて発生しており、大山崎町鳥獣被害防止計画(令和4年度)では被害防止対策を講じるとともに、生息地の管理を進めることとしている。ニホンザル・アライグマについては、住居エリアにも出没し、生活環境の保全を阻害しており、アライグマについては、特定外来生物法に基づく大山崎町アライグマ防除実施計画による活動を続けており、京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、町内全域において捕獲計画を実施している。

長岡京市においては、シカ・イノシシ・カラス・アライグマを対象とし長岡京市鳥獣被害防止計画(令和4年度)が策定されており、被害防止対策を講じるとともに防護柵、侵入防止柵等の設置・維持管理を進めている。

京都市では京都市鳥獣被害防止計画(令和5年度)において京都市全域を対象として、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カワウ・アオサギによる農林水産業への被害軽減目標を設定し、地域ぐるみの年間を通じた自主防除及び有害鳥獣捕獲活動を支援することとしている。

そのほか、向日市ではアライグマによる農作物などへの被害を防ぐための捕獲用の檻の貸出、八幡市では農作物等の被害を防止するためカラス等の害鳥の捕獲、久御山町ではアライグマやヌートリアの防除計画に基づいた防除活動と捕獲檻の貸出を実施している。

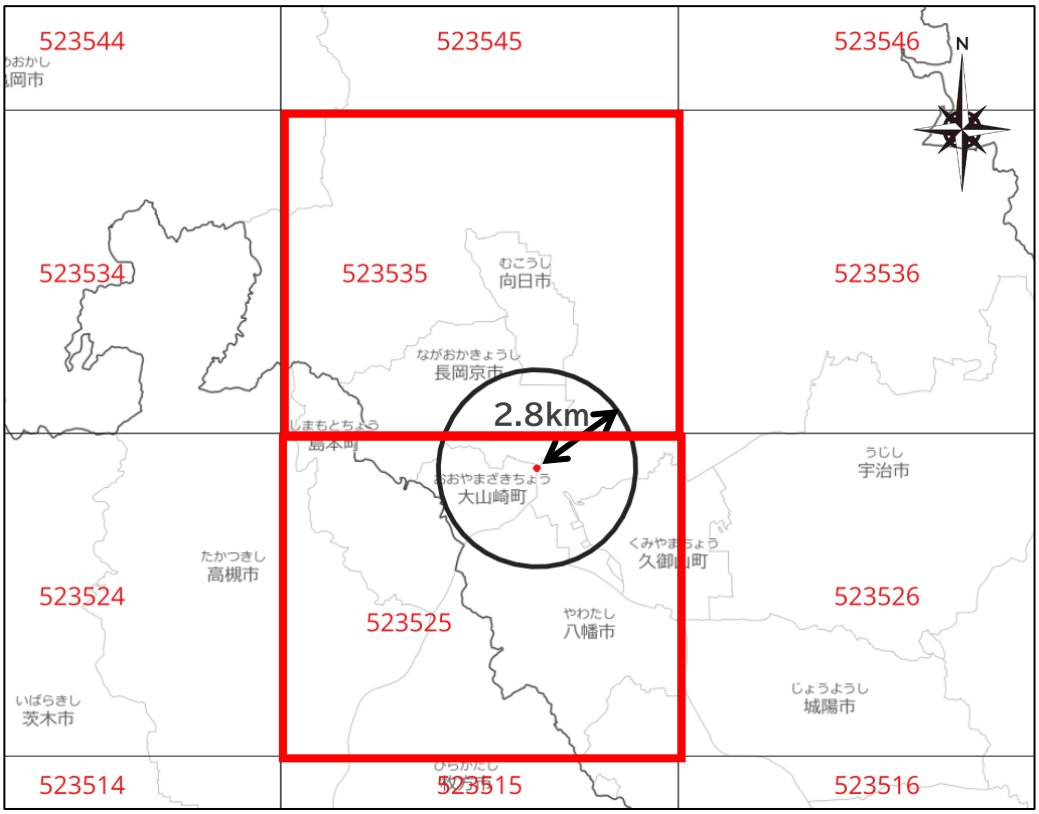

図 21 2次メッシュ番号

表57 計画段階関係地域における哺乳類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
令和3年度 中大型哺乳類分布調査 タヌキ、キツネ、アナグマ	タヌキ、キツネ、アナグマ
平成30年度 中大型哺乳類分布調査 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ	クマ類
平成29年度 要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査 アライグマ、ハクビシン、ヌートリア	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア
平成12～16年度 第6回自然環境保全調査	イノシシ、キツネ、タヌキ、ツキノワグマ・ヒグマ、ニホンザル、ニホンジカ
平成9，10年度 第5回自然環境保全調査	アカネズミ、カヤネズミ、コウベモグラ、ドブネズミ、ニホンリス、ハタネズミ、ハツカネズミ、ニホンザル
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	イタチ,イノシシ,キツネ,タヌキ,ニホンジカ,ニホンリス,ノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、ジネズミ、ハタネズミ、ハツカネズミ
昭和53年度 第2回自然環境保全調査	ニホンザル,シカ,イノシシ,キツネ,タヌキ,アナグマ

出典:環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表58 計画段階関係地域における鳥類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
昭和59年度 第3回自然環境保全調査	アオサギ、アオジ、アオバト、アメリカヒドリ、イカル、イカルチドリ、イソシギ、ウグイス、エナガ、オオジュリン、オカヨシガモ、オナガガモ、カイツブリ、カケス、カシラダカ、カモメ、カルガモ、カワガラス、カワセミ、カワラヒワ、カンムリカイツブリ、キジ、キジバト、キセキレイ、キンクロハジロ、ギンパラ、クイナ、クサシギ、ケリ、ゴイサギ、コガモ、コゲラ、コサギ、シジュウカラ、シメ、ジョウビタキ、シロハラ、スズメ、セキセイインコ、セグロセキレイ、ダイサギ、タゲリ、タシギ、タヒバリ、チュウサギ、ツグミ、ツミ、ドバト、トビ、ニュウナイスズメ、ハイタカ、ハクセキレイ、ハシビロガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハマシギ、バン、ヒドリガモ、ヒバリ、ヒヨドリ、ビンズイ、ベニマシコ、ホオジロ、ホシハジロ、マガモ、ミコアイサ、ミヤマホオジロ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤマガラ、ユリカモメ、ヨシガモ、ルリビタキ
昭和53年度 第2回自然環境保全調査	アオゲラ、イカル、ウグイス、エナガ、オオヨシキリ、オオルリ、カイツブリ、カケス、カワガラス、カワセミ、カワラヒワ、キジ、キジバト、キセキレイ、コゲラ、コサメビタキ、コシアカツバメ、コジュケイ、サシバ、サンコウチョウ、サンショウクイ、シジュウカラ、スズメ、セグロセキレイ、セッカ、センダイムシクイ、ツツドリ、ツバメ、ドバト、トビ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒガラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ホオジロ、ホトトギス、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ヤマドリ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表59 計画段階関係地域における両生類・爬虫類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9，10年度 第5回自然環境保全調査	アオダイショウ、アマガエル、イモリ、カジカガエル
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	アマガエル,イモリ,カジカガエル,タゴガエル,ダルマガエル,ツチガエル,トノサマガエル,ヌマガエル,ヒダサンショウウオ、ツチガエル

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表60 計画段階関係地域における淡水魚類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9，10年度 第5回自然環境保全調査	アブラハヤ、アマゴ、アユ、イトモロコ、ウグイ、オイカワ、オオクチバス、カダヤシ、カネヒラ、カマツカ、カムルチー、カワムツB型、カワムツ類、カワヨシノボリ、ギギ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、コウライモロコ、シマドジョウ、シロヒレタビラ、スジシマドジョウ中型種、スジシマドジョウ類、ゼゼラ、タイリクバラタナゴ、タウナギ、タカハヤ、タモロコ、トウヨシノボリ、ドジョウ、ドンコ、ナマズ、ニゴイ類、ヌマチチブ、ハス、ビワコオオナマズ、フナ類、ブルーギル、ムギツク、メダカ、モツゴ、ヨシノボリ類、ワタカ
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	アブラハヤ、アブラボテ、アマゴ、アユ、アユモドキ、イチモンジタナゴ、イトモロコ、ウナギ、オイカワ、オオキンブナ、オオクチバス、カネヒラ、カマツカ、カムルチー、カワヒガイ、カワムツ類、カワヨシノボリ、ギギ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、コウライニゴイ、シマドジョウ、シロヒレタビラ、スゴモロコ、スジシマドジョウ類、ゼゼラ、タイリクバラタナゴ、タウナギ、タモロコ、デメモロコ、トウヨシノボリ、ドンコ、ナマズ、ニゴイ類、ハス、バラタナゴ、ヒガイ類、ビワコオオナマズ、ブルーギル、ホンモロコ、ムギツク、モツゴ、ヤリタナゴ、ヨシノボリ類、ワタカ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表61 計画段階関係地域における昆虫類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9，10年度 第5回自然環境保全調査	アオイトトンボ、アオサナエ、アオスジアゲハ、アオバセセリ、アオモンイトトンボ、アオヤンマ、アカシジミ、アカタテハ、アカハナカミキリ、アキアカネ、アサギマダラ、アサマイチモンジ、アジアイトトンボ、アブラゼミ、アミメキシタバ、アメンボ、イチモンジセセリ、ウスバキトンボ、ウチワヤンマ、ウラギンシジミ、ウラクロシジミ、ウラゴマダラシジミ、ウラナミシジミ、エサキアメンボ、エゾスジグロシロチョウ、エリザハンミョウ、オオアオイトトンボ、オオカワトンボ、オオクワガタ、オオサカサナエ、オオシオカラトンボ、オオミドリシジミ、オオムラサキ、オオヤマトンボ、オオヨツスジハナカミキリ、オオルリボシヤンマ、オグマサナエ、オジロサナエ、オツネントンボ、オナガアゲハ、オナガサナエ、オニヤンマ、カトリヤンマ、カラスアゲハ、カワラハンミョウ、キアゲハ、キイトトンボ、キイロヤマトンボ、キシタバ、キタテハ、キチョウ、ギフチョウ、キマダラセセリ、ギンヤンマ、クスサン、クマゼミ、クロアゲハ、クロイトトンボ、クロコノマチョウ、クロスジギンヤンマ、クロハナカミキリ、クロヒカゲ、クロヒカゲモドキ、コオイムシ、コオニヤンマ、コガタキシタバ、コクワガタ、コシアキトンボ、コシマゲンゴロウ、コジャノメ、コツバメ、コツブゲンゴロウ、コニワハンミョウ、コハンミョウ、コフキトンボ、ゴマダラチョウ、コミスジ、コムラサキ、コヤマトンボ、サカハチチョウ、サトキマダラヒカゲ、サラサヤンマ、シオカラトンボ、シオヤトンボ、シマアメンボ、ジャコウアゲハ、ジャノメチョウ、ショウジョウトンボ、スジグロシロチョウ、スジクワガタ、スミナガシ、セスジイトトンボ、セスジゲンゴロウ、タイコウチ、ダイミョウセセリ、タイリクアカネ、チビクワガタ、チビゲンゴロウ、チャイロマメゲンゴロウ、チャバネセセリ、チョウトンボ、ツクツクボウシ、ツバメシジミ、ツブゲンゴロウ、ツマキチョウ、ツマグロヒョウモン、ツヤケシハナカミキリ、テングチョウ、トラフシジミ、トラフトンボ、ナガサキアゲハ、ナツアカネ、ナニワトンボ、ナミアゲハ（アゲハ・アゲハチョウ）、ニイニイゼミ、ニシカワトンボ、ニワハンミョウ、ネアカヨシヤンマ、ネブトクワガタ、ノコギリクワガタ、ノシメトンボ、ハイイロゲンゴロウ、ハグロトンボ、ハネナシアメンボ、ハラビロトンボ、ヒオドシチョウ、ヒカゲチョウ、ヒグラシ、ヒメアカタテハ、ヒメアカネ、ヒメアメンボ、ヒメウラナミジャノメ、ヒメゲンゴロウ、ヒメジャノメ、ヒメミズカマキリ、ヒメヤママユ、ヒラタクワガタ、フタスジサナエ、ベニイトトンボ、ベニシジミ、ホシミスジ、ホソオチョウ（ホソオアゲハ）、ホソセスジゲンゴロウ、ホソミオツネントンボ、ホンサナエ、マイコアカネ、マツモムシ、マメゲンゴロウ、マユタテアカネ、マルタンヤンマ、ミズイロオナガシジミ、ミズカマキリ、ミスジチョウ、ミドリヒョウモン、ミヤマカラスアゲハ、ミヤマクワガタ、ミヤマセセリ、ミルンヤンマ、ミンミンゼミ、ムラサキシジミ、ムラサキツバメ、メガネサナエ、モノサシトンボ、モンキアゲハ、モンキチョウ、モンシロチョウ、ヤスマツアメンボ、ヤツボシハナカミキリ、ヤブヤンマ、ヤマトシジミ、ヨツボシトンボ、リスアカネ、ルイスツブゲンゴロウ、ルリシジミ、ルリタテハ
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	アオバセセリ、アオモンイトトンボ、アカアシクワガタ、アカシジミ、アカタテハ、アキアカネ、アサギマダラ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、イチモンジチョウ、ウスバキトンボ、ウラジロミドリシジミ、ウラナミアカシジミ、ウラナミシジミ、オオシオカラトンボ、オオミドリシジミ、オオルリボシヤンマ、キタテハ、キチョウ、キマダラセセリ、キマダラルリツバメ、ギンヤンマ、クロヒカゲモドキ、コシアキトンボ、コツバメ、ゴマダラチョウ、サカハチチョウ、シオカラトンボ、ジャコウアゲハ、スジグロシロチョウ、スミナガシ、セスジイトトンボ、ツクツクボウシ、ツバメシジミ、ツマグロキチョウ、ツマグロヒョウモン、テングチョウ、ナツアカネ、ナニワトンボ、ナミアゲハ（アゲハ・アゲハチョウ）、ハグロトンボ、ヒグラシ、ヒメアカタテハ、フタスジハナカミキリ、ベニシジミ、マユタテアカネ、ミズイロオナガシジミ、ミスジチョウ、ミドリシジミ、ミドリヒョウモン、ミヤマセセリ、ミルンヤンマ、ミンミンゼミ、ムラサキシジミ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、リスアカネ、ルリシジミ、ルリボシヤンマ
昭和53年度 第2回自然環境保全調査	アオマツムシ、アオヤンマ、ウラジロミドリシジミ、オオエゾトンボ、オオクロカメムシ、オオルリボシヤンマ、キイロヤマトンボ、ギフチョウ、キンイロネクイハムシ、クロヒカゲモドキ、ダイリフキバッタ、タガメ、チッチゼミ、チャイロムナボソコメツキ、ツシマヒラタシデムシ、トモンハナバチ、ナニワトンボ、ハルゼミ、マヤサンオサムシ、ムカシヤンマ、ヤマトオサムシダマシ

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

表62 計画段階関係地域における貝類の生息状況

調査時期・調査名	生息が確認された種
平成9，10年度 第5回自然環境保全調査	イシガイ(亜種)、ウスカワマイマイ、ウスベニギセル(亜種)、オオケマイマイ(亜種)、オカチョウジガイ、カワニナ、ギューリキマイマイ、クチベニマイマイ、ケハダビロウドマイマイ、コオオベソマイマイ、コハクガイ、サカマキガイ、シリオレギセル、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)、チリメンカワニナ、トクサオカチョウジガイ、ドブガイ、トンガリササノハガイ(亜種)、ナミギセル(亜種)、ナミコギセル(亜種)、ニッポンマイマイ(亜種)、ヒメタニシ、ヒメベッコウガイ、ヒメモノアラガイ、ヒラベッコウガイ、マシジミ、メンカラスガイ、ヤマナメクジ
平成元～3年度 第4回自然環境保全調査	イボカワニナ、オオケマイマイ(亜種)、オオタニシ、オグラヌマガイ、カワコザラガイ、カワニナ、キセルガイモドキ、ギューリキマイマイ、クチベニマイマイ、クロダカワニナ、ケハダビロウドマイマイ、コシダカヒメモノアラガイ、サカマキガイ、ササノハガイ、シリオレギセル、チリメンカワニナ、ドブガイ、トンガリササノハガイ(亜種)、ナカセコカワニナ、ナミギセル(亜種)、ナミコギセル(亜種)、ニッポンマイマイ(亜種)、ハベカワニナ、ヒメタニシ、ヒメビロウドマイマイ、ヒメモノアラガイ、ヒラベッコウガイ、ヒラマキミズマイマイ、マシジミ、マルドブガイ、モノアラガイ、ヤマトカワニナ(チクブカワニナ)

出典：環境省生物多様性センター 自然環境Web-GIS

以上を踏まえて、「京都府レッドデータブック2015」(平成27年、京都府)及びレッドリストにおいて、計画段階関係地域に生息する可能性がある重要種を抽出した。重要種の選定基準は、京都府レッドデータブックにおいて「絶滅種」「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」「準絶滅危惧種」「要注目種」に分類される種とした。抽出方法は、分布範囲に以下の記載があるものとし、局地的に生息するもの(具体的に生息地等が記載されており計画段階関係地域に存在しないもの)や計画段階関係地域に該当しないもの(具体的な場所名の記載があるもの等)は除外した。

【抽出した生息区域の記載】

・「乙訓地域」

・「淀川」「桂川」「三川合流地点」

・「府内全域」「丹後～山城地域」

また、環境省レッドリスト2020において指定されている種(京都府レッドデータブック記載種を除く)のうち、計画段階関係地域に生息すると考えられる種(京都府、近畿地方、西日本、本州などの記述があり、計画段階関係地域に生息する可能性があるもの)についても、重要種として選定した。

また以下の法律および条例によって定められている種のうち、計画段階関係地域に生息すると考えられる種についても抽出した。

・文化財保護法(昭和25 年法律第214号)に基づく天然記念物に指定されている種

・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)において指定希少野生生物に指定されている種

選定結果を表63～表72に示す。重要種は哺乳類7種、鳥類34種、爬虫類8種、両生類11種、淡水魚類23種、昆虫類77種、クモ類2種、甲殻類3種、貝類39種であった。

表63 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【哺乳類】

哺乳類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アズマモグラ	準絶滅危惧種		①
2	オヒキコウモリ		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	④
3	カワネズミ	絶滅危惧種		①
4	サイゴクジネズミ	準絶滅危惧種		①
5	ハタネズミ	準絶滅危惧種		①②③
6	ホンシュウカヤネズミ	準絶滅危惧種		①
7	ミズラモグラ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2021(哺乳類・鳥類)
②第4回自然環境保全基礎調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
③第5回自然環境保全基礎調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
④環境省レッドリスト2020

表64 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【鳥類】

鳥類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アカゲラ	準絶滅危惧種		①
2	イカルチドリ	準絶滅危惧種		①③
3	オオタカ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④⑤
4	オシドリ	準絶滅危惧種	情報不足(DD)	①④
5	カイツブリ	準絶滅危惧種		①②③
6	ケリ		情報不足(DD)	③④
7	コサメビタキ	絶滅危惧種		①②
8	コムクドリ	準絶滅危惧種		①
9	コルリ	絶滅危惧種		①
10	サシバ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②④
11	サンコウチョウ	準絶滅危惧種		①②
12	サンショウクイ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②④
13	シマアジ	準絶滅危惧種		①
14	タカブシギ		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	⑤
15	タゲリ	準絶滅危惧種		①③
16	チュウサギ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①③④
17	チョウゲンボウ	絶滅危惧種		①
18	ツツドリ	準絶滅危惧種		①②
19	ツミ	絶滅危惧種		①③
20	トモエガモ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
21	トラツグミ	絶滅危惧種		①
22	ノスリ	準絶滅危惧種		①
23	ハイタカ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①③④
24	ハギマシコ	準絶滅危惧種		①
25	ハチクマ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
26	ハマシギ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①③④
27	フクロウ	準絶滅危惧種		①
28	マミジロ	絶滅寸前種		①
29	ミサゴ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
30	ムギマキ	準絶滅危惧種		①
31	ムナグロ	準絶滅危惧種		①
32	ヤマシギ	絶滅危惧種		①
33	ヤマセミ	絶滅危惧種		①
34	ヤマドリ	準絶滅危惧種		①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2021(哺乳類・鳥類)
②第2回自然環境保全基礎調査昭和53年度(環境省生物多様性センター)
③第3回自然環境保全基礎調査昭和59年度(環境省生物多様性センター)
④環境省レッドリスト2020
⑤京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表65 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【爬虫類】

爬虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ヤマカガシ	要注目種		①
2	ニホンイシガメ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①②
3	ニホンスッポン	要注目種	情報不足(DD)	①②
4	タカチホヘビ	絶滅危惧種		①
5	シロマダラ	要注目種		①
6	ジムグリ	要注目種		①
7	ヒバカリ	要注目種		①
8	ニホンマムシ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2023(は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
②環境省レッドリスト2020

表66 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【両生類】

両生類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アカハライモリ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①④
2	アズマヒキガエル	準絶滅危惧種		①
3	カジカガエル	準絶滅危惧種		①③
4	カスミサンショウウオ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
5	シュレーゲルアオガエル	要注目種		①
6	ナガレヒキガエル	絶滅危惧種		①
7	ナゴヤダルマガエル	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①④⑤
8	ニホンアカガエル	要注目種		①
9	ニホンヒキガエル	準絶滅危惧種		①
10	ハコネサンショウウオ	絶滅寸前種		①
11	モリアオガエル衣笠山個体群	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2023(は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
②第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
③第5回調査平成9,10年度(環境省生物多様性センター)
④環境省レッドリスト2020
⑤京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表67 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【淡水魚類】

淡水魚類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アブラハヤ	絶滅寸前種		①②③
2	アブラボテ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④
3	アユモドキ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	①②④⑤
4	イタセンパラ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	①④⑤
5	イチモンジタナゴ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	①②④
6	カネヒラ	準絶滅危惧種		①②③
7	カワヒガイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④
8	ゲンゴロウブナ		絶滅危惧ⅠB類(EN)	②③④
9	シロヒレタビラ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②③④
10	スゴモロコ		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	②④
11	ズナガニゴイ	絶滅危惧種		①
12	ゼゼラ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②③④
13	チュウガタスジシマドジョウ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
14	デメモロコ	要注目種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	②④
15	ドジョウ		準絶滅危惧(NT)	③④
16	ハス	要注目種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②③
17	ビワコオオナマズ	要注目種		①②③
18	ホトケドジョウ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①④
19	ホンモロコ	要注目種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	②④
20	ミナミメダカ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
21	ヤリタナゴ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④
22	ヨドゼゼラ	リスト外	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①④
23	ワタカ	要注目種	絶滅危惧ⅠA類(CR)	①②③④

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2023(は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
②第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
③第5回調査平成9,10年度(環境省生物多様性センター)
④環境省レッドリスト2020
⑤文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく天然記念物に指定されている種

表68 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【昆虫類1/2】

昆虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アオヒゲナガクチブトゾウムシ	要注目種		①
2	アオヤンマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②④
3	アシナガニセオオキバハネカクシ	絶滅危惧種		①
4	イグチケブカゴミムシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①
5	イトウハバチ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①
6	イマニシマダラカゲロウ	要注目種		①
7	ウラナミアカシジミ	準絶滅危惧種		①③
8	オオイシアブ	要注目種		①
9	オオクワガタ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①
10	オオチビマルハナノミ	絶滅寸前種		①
11	オオミズスマシ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①
12	オオムラサキ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
13	オグマサナエ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①④
14	カトリヤンマ	準絶滅危惧種		①④
15	カモヒゲナガトビケラ	要注目種		①
16	カワムラナガレトビケラ	要注目種		①
17	キアシハナダカバチモドキ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①
18	キイロサナエ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①
19	キイロミヤマカミキリ	要注目種		①
20	キイロヤマトンボ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④⑤
21	ギフチョウ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②⑤⑥
22	キブネクダトビケラ	要注目種		①
23	キブネシマトビケラ	要注目種		①
24	キマダラルリツバメ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①③⑤
25	キョウトチビコブスジコガネ	絶滅寸前種	情報不足(DD)	①⑤
26	キョウトチビマメコメツキ	要注目種		①
27	キョウトナガゴミムシ	要注目種		①
28	ギンツバメ	要注目種		①
29	クラマナガレトビケラ	要注目種		①
30	クレメンスナガレトビケラ	要注目種		①
31	クロオビハナアブ	要注目種		①
32	クロツツトビケラ	要注目種		①
33	ケシチビマメコメツキ	絶滅寸前種		①
34	コオイムシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④⑤
35	コカクツツトビケラ	要注目種		①
36	コガタカンタン	要注目種		①
37	コブルリオトシブミ	要注目種		①
38	サクライメクラチビゴミムシ	絶滅危惧種		①
39	セアカオサムシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①⑤

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2024(昆虫類・クモ類・菌類)
②第2回調査昭和53年度(環境省生物多様性センター)
③第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
④第5回調査平成9,10年度(環境省生物多様性センター)
⑤環境省レッドリスト2020
⑥京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表69 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【昆虫類2/2】

昆虫類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
40	セスジイトトンボ	要注目種		①③④
41	タベサナエ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①⑤
42	チノマダラカゲロウ	要注目種		①
43	チャイロムナボソコメツキ	要注目種		①②
44	トランスクィラナガレトビケラ	要注目種		①
45	ナギサツルギアブ	絶滅危惧種		①
46	ナニワトンボ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②④⑤
47	ニセニホンチビマメコメツキ	要注目種		①
48	ニッポンイワトビケラ	要注目種		①
49	ニッポンクダトビケラ	要注目種		①
50	ニノミヤトビクチミギワバエ	要注目種		①
51	ハチモドキハナアブ	準絶滅危惧種		①
52	ハッチョウトンボ	準絶滅危惧種		①
53	ハナセマルツツトビケラ	要注目種		①
54	ハネナシアメンボ			④
55	ハネビロエゾトンボ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①⑤
56	ヒガシヤマクダトビケラ	要注目種		①
57	ヒメキマダラヒカゲ	絶滅危惧種		①
58	ヒメサナエ	要注目種		①
59	ヒメセトトビケラ	要注目種		①
60	フタスジサナエ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①④⑤
61	フタモンウバタマコメツキ	要注目種		①
62	マイコアカネ	要注目種		①④
63	マイマイツツハナバチ	準絶滅危惧種	情報不足(DD)	①⑤
64	マツムシモドキ	要注目種		①
65	ミヤコクダトビケラ	要注目種		①
66	ミヤコヒゲナガトビケラ	要注目種		①
67	ミヤマアカネ	絶滅危惧種		①
68	ミヤマサナエ	要注目種		①
69	ミヤマフキバッタ種群	要注目種		①
70	ムカシヤンマ	準絶滅危惧種		①②
71	ムスジイトトンボ	要注目種		①
72	ヤセコヤマトビケラ	要注目種		①
73	ヤマトスナハキバチ	準絶滅危惧種	情報不足(DD)	①⑤
74	ヤマトモンシデムシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①⑤
75	ヨツボシカミキリ	要注目種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①⑤
76	ヨツモンチビカッコウムシ	要注目種		①
77	ルリボシヤンマ	準絶滅危惧種		①③

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2024(昆虫類・クモ類・菌類)
②第2回調査昭和53年度(環境省生物多様性センター)
③第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
④第5回調査平成9, 10年度(環境省生物多様性センター)
⑤環境省レッドリスト2020
⑥京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

表70 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【クモ類】

クモ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	キシノウエトタテグモ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
2	ゴホントゲザトウムシ		情報不足(DD)	②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2024(昆虫類・クモ類・菌類)
②環境省レッドリスト2020

表71 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧
【甲殻類およびその他の淡水産無脊椎動物】

甲殻類およびその他の淡水産無脊椎動物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	モクズガニ	要注目種		①
2	カワスナガニ		準絶滅危惧(NT)	②
3	ミナミヌマエビ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)
②環境省レッドリスト2020

表72 計画段階関係地域に生息する可能性のある重要種一覧【貝類】

貝類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	アズキガイ	絶滅危惧種		①
2	イボカワニナ		準絶滅危惧(NT)	②④
3	オオギセル	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
4	オオタニシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④
5	オバエボシガイ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
6	カサネシタラガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
7	カスガコギセル	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅰ類(CR+E	①④
8	カタハガイ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④⑤
9	キセルガイモドキ	準絶滅危惧種		①
10	ギュリキマイマイ	準絶滅危惧種		①
11	キョウトギセル	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①
12	キョウトキビ	要注目種		①
13	クチマガリマイマイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①
14	クリイロキセルガイモドキ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①
15	コウベマイマイ	準絶滅危惧種		①
16	コオオベソマイマイ	要注目種		①③
17	ココロマイマイ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
18	コシダカヒメモノアラガイ		情報不足(DD)	②④
19	ゴマオカタニシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
20	サガノミジンツボ	要注目種	情報不足(DD)	①④
21	シリオレトノサマギセル	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
22	トノサマギセル属の一種	要注目種		①
23	トンガリササノハガイ(亜種)		準絶滅危惧(NT)	②③④
24	ナガオカモノアラガイ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
25	ナタネキバサナギガイ	要注目種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
26	ニシキマイマイおよびナミマイマイ	要注目種		①
27	ヒラマキミズマイマイ		情報不足(DD)	②④
28	フトキセルガイモドキ	要注目種		①
29	マシジミ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②③④
30	マツカサガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
31	マルタニシ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①④
32	マルドブガイ		絶滅危惧Ⅱ類(VU)	②④
33	マルニッポンマイマイ	要注目種		①
34	ミヤコオトメマイマイ	要注目種		①
35	ミヤコベッコウ	要注目種	情報不足(DD)	①④
36	ミヤコムシオイ	要注目種		①
37	モノアラガイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②④
38	ヤマコウラナメクジ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④
39	ヤマタカマイマイ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①④

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)
②第4回調査平成元～3年度(環境省生物多様性センター)
③第5回調査平成9,10年度(環境省生物多様性センター)
④環境省レッドリスト2020
⑤京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 指定希少野生生物

イ. 植物

計画段階関係地域の植生図を図22に示す。周辺は工場地帯であるが、小畑川沿いに竹林及びヤナギ高木群落がある。また、桂川河川敷には川辺・湿原植生のヨシクラスが存在している。

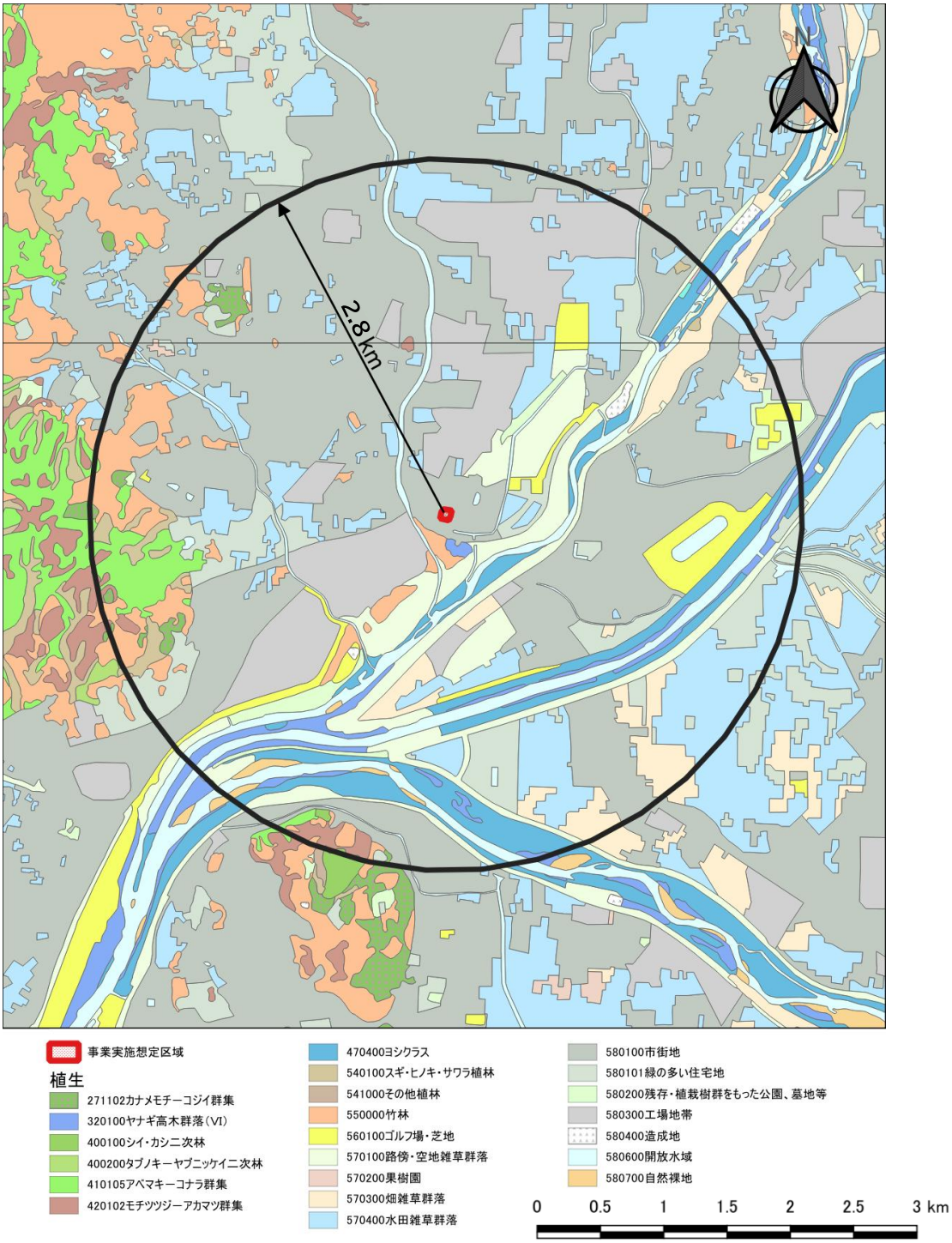

出典：自然環境調査Web-GIS（環境省）（2024年12月18日ダウンロード）

図22 植生図

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにおいて、計画段階関係地域に分布する可能性がある重要種を抽出した。重要種の選定基準は、京都府レッドデータブックにおいて「絶滅種」「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」「準絶滅危惧種」「要注目種」に分類される種とした。抽出方法は、分布範囲に以下の記載があるものとし、局地的に生息するもの（具体的に生息地等が記載されており計画段階関係地域に存在しないもの）や本事業実施想定区域周辺に該当しないもの（具体的な場所名の記載があるもの等）は除外した。

【抽出した生息区域の記載】

・「乙訓地域」

・「淀川」「桂川」「三川合流地点」

・「府内全域」「丹後～山城地域」

また、環境省レッドリスト2020において指定されている種（京都府レッドデータブック記載種を除く）のうち、計画段階関係地域に分布すると考えられる種（京都府、近畿地方、西日本、本州などの記述があり具体的に分布域等が記載されており計画段階関係地域に存在することが推測できるもの）についても、重要種として選定した。

選定結果を表73～表84に示す。重要種はシダ類が76種、種子植物が433種、コケ植物が7種、菌類が7種であった。

表73 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【シダ類(1/2)】

シダ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ミズニラ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)種	①②
2	トネハナヤスリ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
3	マツバラン	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)種	①②
4	デンジソウ	絶滅種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
5	アカウキクサ	絶滅寸前種	絶滅危惧IB類(EN)	①②
6	オオアカウキクサ	絶滅寸前種	絶滅危惧IB類(EN)	①②
7	サンショウモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
8	クモノスシダ	絶滅寸前種		①
9	アオガネシダ	絶滅寸前種		①
10	トゲカラクサイヌワラビ	絶滅寸前種		①
11	ハコネシケチシダ	絶滅寸前種		①
12	コウライイヌワラビモドキ	絶滅寸前種		①
13	ヒカゲワラビ	絶滅寸前種		①
14	サクライカグマ	絶滅寸前種		①
15	ヌカイタチシダモドキ	絶滅寸前種		①
16	クラガリシダ	絶滅寸前種	絶滅危惧IB類(EN)	①②
17	アオネカズラ	絶滅寸前種		①
18	イワヤナギシダ	絶滅寸前種		①
19	マンネンスギ(ウチワマンネンスギ)	絶滅危惧種		①
20	ヒメクラマゴケ	絶滅危惧種		①
21	イワヒバ	絶滅危惧種		①
22	アカハナワラビ	絶滅危惧種		①
23	コヒロハハナヤスリ	絶滅危惧種		①
24	コハナヤスリ	絶滅危惧種		①
25	キヨスミコケシノブ	絶滅危惧種		①
26	コケシノブ	絶滅寸前種		①
27	ハコネシダ	絶滅危惧種		①
28	アマクサシダ	絶滅危惧種		①
29	ナチシダ	要注目種		①
30	トキワトラノオ	準絶滅危惧種		①
31	クルマシダ	絶滅危惧種		①
32	ヤクイヌワラビ近似品	絶滅危惧種		①
33	フモトシケシダ	絶滅危惧種		①
34	ウスバミヤマノコギリシダ	絶滅危惧種		①
35	ミヤコヤブソテツ	絶滅危惧種		①
36	タカサゴシダ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)種	①②
37	ヌカイタチシダ	絶滅危惧種		①
38	キヨズミオオクジャク	絶滅危惧種		①
39	アツギノヌカイタチシダマガイ	絶滅危惧種		①
40	ビロードシダ	絶滅危惧種		①
41	ナツノハナワラビ	絶滅危惧種		①
42	ヤシャゼンマイ	準絶滅危惧種		①
43	マツザカシダ	準絶滅危惧種		①
44	カミガモシダ	準絶滅危惧種		①
45	イヌチャセンシダ	準絶滅危惧種		①
46	ルリデライヌワラビ	準絶滅危惧種		①
47	オオヒメワラビモドキ	準絶滅危惧種		①
48	ミヤコカナワラビ	準絶滅危惧種		①
49	タニヘゴ	準絶滅危惧種		①
50	ヤノネシダ	準絶滅危惧種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表74 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【シダ類(2/2)】

シダ類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
51	ヒメサジラン	準絶滅危惧種		①
52	カラクサシダ	準絶滅危惧種		①
53	オニトウゲシバ	要注目種		①
54	タチクラマゴケ	要注目種		①
55	ヤマドリゼンマイ	準絶滅危惧種		①
56	ホクリクハイホラゴケ	要注目種		①
57	タカサゴキジノオ	絶滅危惧種		①
58	クジャクフモトシダ	要注目種		①
59	イシカグマ	要注目種		①
60	シモツケヌリトラノオ	準絶滅危惧種		①
61	オオバショリマ	絶滅危惧種		①
62	アオハリガネワラビ	要注目種		①
63	トガリバイヌワラビ	要注目種		①
64	サキモリイヌワラビ	要注目種		①
65	ナチシケシダ	要注目種		①
66	タンゴワラビ	要注目種		①
67	オサシダ	要注目種		①
68	コモチシダ	要注目種		①
69	コバノカナワラビ	要注目種		①
70	ヤブソテツモドキ	要注目種		①
71	ナチクジャク	要注目種		①
72	ハコネオオクジャク	要注目種		①
73	ナガバノイタチシダ	要注目種		①
74	ホソバナライシダ	要注目種		①
75	ツルデンダ	準絶滅危惧種		①
76	ケイリュウウラボシ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表75 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(1/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	オニバス	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
2	オグラコウホネ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
3	ヤマトテンナンショウ	絶滅寸前種		①
4	ヒメザゼンソウ	絶滅寸前種		①
5	マルミスブタ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
6	スブタ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
7	ヒロハトリゲモ(サガミトリゲモ)	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
8	イトトリゲモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
9	イバラモ	絶滅寸前種		①
10	オオトリゲモ	絶滅寸前種		①
11	ホロムイソウ	絶滅寸前種		①
12	イトモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
13	ヒナノシャクジョウ	絶滅寸前種		①
14	シロシャクジョウ	絶滅寸前種		①
15	ヒナラン	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
16	シラン	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
17	クマガイソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
18	マツラン(ベニカヤラン)	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
19	ベニシュスラン	絶滅寸前種		①
20	ノビネチドリ	絶滅寸前種		①
21	ムカゴソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
22	ムヨウラン	絶滅寸前種		①
23	クロムヨウラン	絶滅寸前種		①
24	フウラン	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
25	ヒメフタバラン	絶滅寸前種		①
26	ムカゴサイシン	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
27	サギソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
28	ヤマサギソウ	絶滅寸前種		①
29	オオヤマサギソウ	絶滅寸前種		①
30	ヤマトキソウ	絶滅寸前種		①
31	クモラン	絶滅寸前種		①
32	ハクウンラン(イセラン)	絶滅寸前種		①
33	ヒメシャガ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
34	ステゴビル	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
35	ミズアオイ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
36	ナガエミクリ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
37	ヒメミクリ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
38	オオホシクサ	絶滅寸前種		①
39	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
40	ヒロハノコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
41	タマコウガイゼキショウ	絶滅寸前種		①
42	エナシヒゴクサ	絶滅寸前種		①
43	タマツリスゲ	絶滅寸前種		①
44	ヒナスゲ	絶滅寸前種		①
45	ウマスゲ	絶滅寸前種		①
46	ヤチカワズスゲ	絶滅寸前種		①
47	マメスゲ	絶滅寸前種		①
48	オオタマツリスゲ(ヒロハノタマツリスゲ、ナガエノムギスゲ)	絶滅寸前種		①
49	ヒメアオガヤツリ(ヒメタマガヤツリ)	絶滅寸前種		①
50	ミズハナビ(ヒメガヤツリ)	絶滅寸前種		①
51	クロハリイ	絶滅寸前種		①
52	コイヌノハナヒゲ	絶滅寸前種		①
53	ツクシカンガレイ	絶滅寸前種		①
54	ノグサ	絶滅寸前種		①
55	ミカワシンジュガヤ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
56	コシンジュガヤ	絶滅寸前種		①
57	マネキシンジュガヤ	絶滅寸前種		①
58	ケシンジュガヤ	絶滅寸前種		①
59	ヒナザサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
60	ミズタカモジ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表76 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(2/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
61	コゴメカゼクサ	絶滅寸前種		①
62	ヤマブキソウ	絶滅寸前種		①
63	フクジュソウ(暫定的に)	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
64	エンコウソウ(リュウキンカ)	絶滅寸前種		①
65	カザグルマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
66	ヒキノカサ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
67	シギンカラマツ	絶滅寸前種		①
68	アズマツメクサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
69	タコノアシ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
70	オグラノフサモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
71	フサモ	絶滅寸前種		①
72	モメンヅル	絶滅寸前種		①
73	レンリソウ	絶滅寸前種		①
74	イヌハギ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
75	ツルフジバカマ	絶滅寸前種		①
76	オオバクサフジ	絶滅寸前種		①
77	アサダ(ミノカブリ)	絶滅寸前種		①
78	イワウメヅル	絶滅寸前種		①
79	トモエソウ	絶滅寸前種		①
80	アゼオトギリ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
81	エイザンスミレ	絶滅寸前種		①
82	マルバスミレ(ケマルバスミレを含む)	絶滅寸前種		①
83	ラセンソウ	絶滅寸前種		①
84	ヒメタデ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
85	ホソバイヌタデ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
86	サイコクヌカボ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
87	ヌカボタデ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
88	キブネダイオウ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
89	イシモチソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
90	コモウセンゴケ	絶滅寸前種		①
91	トウカイコモウセンゴケ	絶滅寸前種		①
92	ヤナギイノコヅチ	絶滅寸前種		①
93	カラタチバナ	絶滅寸前種		①
94	クロミノニシゴリ(ニシゴリ)	絶滅寸前種		①
95	マルバノイチヤクソウ(オオジンヨウイチヤクソウ)	絶滅寸前種		①
96	イナモリソウ	絶滅寸前種		①
97	アイナエ	絶滅寸前種		①
98	チョウジソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
99	フナバラソウ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
100	ハマヒルガオ府南部個体群	絶滅寸前種		①
101	オオマルバノホロシ	絶滅寸前種		①
102	マルバノサワトウガラシ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
103	オオアブノメ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
104	コムラサキ	絶滅寸前種		①
105	タニジャコウソウ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
106	ヤマジソ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
107	ヤマタツナミソウ	絶滅寸前種		①
108	シオガマギク	絶滅寸前種		①
109	フサタヌキモ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
110	イトタヌキモ(ミカワタヌキモ)	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
111	タヌキモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
112	ヒメタヌキモ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
113	ムラサキミミカキグサ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
114	ガガブタ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
115	ヒメヨモギ	絶滅寸前種		①
116	フジバカマ	絶滅寸前種	準絶滅危惧(NT)	①②
117	ホソバオグルマ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
118	ノニガナ	絶滅寸前種		①
119	メタカラコウ	絶滅寸前種		①
120	ホクチアザミ	絶滅寸前種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表77 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(3/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
121	アオヤギバナ	絶滅危惧種		①
122	レンプクソウ	絶滅寸前種		①
123	サイコクヒメコウホネ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
124	ヒツジグサ	絶滅危惧種		①
125	オオバウマノスズクサ	絶滅危惧種		①
126	ヒメカンアオイ(ヒガシヤマカンアオイ)	絶滅危惧種		①
127	キシダマムシグサ(ムロウマムシグサ)	絶滅危惧種		①
128	アギナシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
129	ヤナギスブタ	絶滅危惧種		①
130	トチカガミ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
131	トリゲモ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
132	ミズオオバコ(オオミズオオバコ)	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
133	コウガイモ	絶滅危惧種		①
134	セキショウモ	絶滅危惧種		①
135	キバナノアマナ	絶滅危惧種		①
136	マメヅタラン	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
137	ムギラン	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
138	ナツエビネ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
139	キンラン	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
140	ギンラン	絶滅危惧種		①
141	セキコク(セッコク)	絶滅危惧種		①
142	クロヤツシロラン	絶滅危惧種		①
143	ミズトンボ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
144	ジガバチソウ	絶滅危惧種		①
145	コケイラン	絶滅危惧種		①
146	ジンバイソウ	絶滅危惧種		①
147	トキソウ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
148	ヒトツボクロ	絶滅危惧種		①
149	アヤメ	絶滅危惧種		①
150	ノカンゾウ	絶滅危惧種		①
151	ミズギボウシ(ナガバミズギボウシ)	絶滅危惧種		①
152	ミクリ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
153	ヤマトミクリ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
154	コガマ	絶滅危惧種		①
155	クロホシクサ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
156	ハリガネスゲ	絶滅危惧種		①
157	イトスゲ	絶滅危惧種		①
158	ミノボロスゲ	絶滅危惧種		①
159	ホザキマスクサ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
160	シラコスゲ	絶滅危惧種		①
161	ヤブスゲ	絶滅危惧種		①
162	サトヤマハリスゲ	絶滅危惧種		①
163	オオイトスゲ	絶滅危惧種		①
164	チャガヤツリ	絶滅危惧種		①
165	セイタカハリイ	絶滅危惧種		①
166	オオイヌノハナヒゲ	絶滅危惧種		①
167	イガクサ	絶滅寸前種		①
168	ヒメホタルイ	絶滅危惧種		①
169	フトイ(暫定的にオオフトイを含む)	絶滅危惧種		①
170	コマツカサススキ	絶滅危惧種		①
171	マツカサススキ	絶滅危惧種		①
172	コウボウ	絶滅危惧種		①
173	ヤマアワ	絶滅危惧種		①
174	ヒメノガリヤス	絶滅危惧種		①
175	ナルコビエ	絶滅危惧種		①
176	エゾノサヤヌカグサ	絶滅寸前種		①
177	ヌマガヤ	絶滅危惧種		①
178	ウキシバ	絶滅危惧種		①
179	オオアブラススキ	絶滅危惧種		①
180	ミスミソウ(ユキワリソウ、スハマソウ)	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表78 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(4/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
181	ヤマシャクヤク	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
182	ヤマシロネコノメ	絶滅危惧種		①
183	オオチャルメルソウ	絶滅危惧種		①
184	タチモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
185	コフウロ	絶滅危惧種		①
186	ヒメミソハギ	絶滅危惧種		①
187	ミズマツバ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
188	オニビシ	絶滅危惧種		①
189	タヌキマメ	絶滅危惧種		①
190	マキエハギ	絶滅危惧種		①
191	クサフジ	絶滅危惧種		①
192	カキノハグサ	絶滅危惧種		①
193	カワラサイコ	絶滅危惧種		①
194	ツルキンバイ	絶滅危惧種		①
195	カツラギグミ	絶滅寸前種	絶滅危惧ⅠB類(EN)	①②
196	ミヤコミズ	準絶滅危惧種		①
197	サクラバハンノキ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
198	ウメバチソウ	絶滅危惧種		①
199	ヒトツバハギ	絶滅危惧種		①
200	ナガバノスミレサイシン	絶滅危惧種		①
201	コミヤマスミレ	絶滅危惧種		①
202	ヒナスミレ	絶滅危惧種		①
203	キヌヤナギ	絶滅危惧種		①
204	コイヌガラシ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
205	メグスリノキ(チョウジャノキ)	絶滅危惧種		①
206	カラスノゴマ	絶滅危惧種		①
207	ヒノキバヤドリギ	絶滅危惧種		①
208	ヤドリギ	絶滅危惧種		①
209	ヤナギヌカボ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
210	ナガバノウナギツカミ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
211	ネバリタデ	絶滅危惧種		①
212	オオネバリタデ	絶滅危惧種		①
213	ヤマハコベ	絶滅危惧種		①
214	ウメガサソウ	絶滅危惧種		①
215	シャクジョウソウ	絶滅危惧種		①
216	サツキ(サツキツツジ)	絶滅危惧種		①
217	ルリミノキ	絶滅危惧種		①
218	カギカズラ	絶滅危惧種		①
219	フデリンドウ	絶滅危惧種		①
220	イヌセンブリ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
221	スズサイコ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
222	コバノカモメヅル(アズマ、シロバナを含む)	絶滅危惧種		①
223	ホタルカズラ	絶滅危惧種		①
224	アオイゴケ	絶滅危惧種		①
225	マルバノホロシ	絶滅危惧種		①
226	サワトウガラシ	準絶滅危惧種		①
227	キクガラクサ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
228	イヌノフグリ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
229	ヒナノウスツボ(ヤマヒナノウスツボ)	絶滅危惧種		①
230	オオヒナノウスツボ	絶滅危惧種		①
231	ジュウニヒトエ	絶滅危惧種		①
232	マネキグサ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
233	エゾシロネ	絶滅危惧種		①
234	セトエゴマ	絶滅危惧種		①
235	ミヤマナミキ	絶滅危惧種		①
236	クチナシグサ	絶滅危惧種		①
237	キヨズミウツボ	絶滅危惧種		①
238	ヒキヨモギ	絶滅危惧種		①
239	ノタヌキモ	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
240	イヌタヌキモ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表79 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(5/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
241	スズムシバナ	絶滅危惧種		①
242	ミヤマウメモドキ	絶滅危惧種		①
243	ヤマホタルブクロ	絶滅危惧種		①
244	アサザ	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
245	ヤマジノギク(アレノノギク)	絶滅寸前種		①
246	オケラ	絶滅寸前種		①
247	コバナガンクビソウ(バンジンガンクビソウ)	絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
248	シマカンギク	絶滅危惧種		①
249	キクタニギク(アワコガネギク)	絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
250	ヒメアザミ(ヒメヤマアザミ)	絶滅危惧種		①
251	モリアザミ(ゴボウアザミ)	絶滅寸前種		①
252	スイラン	絶滅危惧種		①
253	オグルマ	準絶滅危惧種		①
254	ハンカイソウ	絶滅危惧種		①
255	タイミンガサ	絶滅危惧種		①
256	カシワバハグマ	絶滅危惧種		①
257	フクオウソウ	絶滅危惧種		①
258	ヤマゼリ	絶滅危惧種		①
259	マツブサ	準絶滅危惧種		①
260	ウマノスズクサ	準絶滅危惧種		①
261	コブシ	準絶滅危惧種		①
262	ウラシマソウ	準絶滅危惧種		①
263	コウキクサ	準絶滅危惧種		①
264	オオハンゲ	要注目種		①
265	ヘラオモダカ(暫定的にホソバヘラオモダカを含む)	準絶滅危惧種		①
266	ウリカワ	準絶滅危惧種		①
267	シライトソウ	準絶滅危惧種		①
268	コチョウショウジョウバカマ(ツクシショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ)	準絶滅危惧種		①
269	ツクバネソウ	準絶滅危惧種		①
270	ツチアケビ	絶滅危惧種		①
271	カキラン	絶滅危惧種		①
272	オニノヤガラ	絶滅危惧種		①
273	アケボノシュスラン	絶滅危惧種		①
274	カヤラン	準絶滅危惧種		①
275	ノハナショウブ	準絶滅危惧種		①
276	カキツバタ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
277	ナツズイセン	準絶滅危惧種		①
278	オヒガンギボウシ	準絶滅危惧種		①
279	ユキザサ	準絶滅危惧種		①
280	ハナビゼキショウ	準絶滅危惧種		①
281	ハリコウガイゼキショウ	準絶滅危惧種		①
282	ウキヤガラ	準絶滅危惧種		①
283	ナガミショウジョウスゲ(ナガミノショウジョウスゲ)	準絶滅危惧種		①
284	カンサイイワスゲ	準絶滅危惧種		①
285	オニスゲ(ミクリスゲ)	準絶滅危惧種		①
286	タニガワスゲ	準絶滅危惧種		①
287	ヤマアゼスゲ	準絶滅危惧種		①
288	ヤガミスゲ	準絶滅危惧種		①
289	ヌカスゲ	準絶滅危惧種		①
290	ミコシガヤ	準絶滅危惧種		①
291	ヒメゴウソ(アオゴウソ)	準絶滅危惧種		①
292	コカンスゲ	準絶滅危惧種		①
293	イヌクグ	準絶滅危惧種		①
294	アオガヤツリ(オオタマガヤツリ)	準絶滅危惧種		①
295	シロガヤツリ	準絶滅危惧種		①
296	シカクイ	準絶滅危惧種		①
297	ノテンツキ(ヒラテンツキ)	準絶滅危惧種		①
298	ヒンジガヤツリ	準絶滅危惧種		①
299	イヌノハナヒゲ	準絶滅危惧種		①
300	タイワンヤマイ	絶滅危惧種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表80 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(6/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
301	ヒメコヌカグサ	準絶滅危惧種		①
302	オガルカヤ	絶滅危惧種		①
303	スズメガヤ	準絶滅危惧種		①
304	オオニワホコリ	準絶滅危惧種		①
305	ムツオレグサ(ミノゴメ)	準絶滅危惧種		①
306	マンゴクドジョウツナギ	準絶滅危惧種		①
307	ウシノシッペイ	準絶滅危惧種		①
308	ミノボロ	準絶滅危惧種		①
309	アシカキ	準絶滅危惧種		①
310	ウシクサ	準絶滅危惧種		①
311	イヌアワ	準絶滅危惧種		①
312	キケマン	準絶滅危惧種		①
313	コウモリカズラ	準絶滅危惧種		①
314	ルイヨウボタン	準絶滅危惧種		①
315	ユキワリイチゲ(ウラベニイチゲ)	準絶滅危惧種		①
316	キクザキイチゲ(キクザキイチリンソウ)	準絶滅危惧種		①
317	トリガタハンショウヅル	準絶滅危惧種		①
318	トウゴクサバノオ	準絶滅危惧種		①
319	イワボタン(広義)	準絶滅危惧種		①
320	ジンジソウ	準絶滅危惧種		①
321	キリンソウ	準絶滅危惧種		①
322	ホザキノフサモ(キンギョモ)	準絶滅危惧種		①
323	マルバヌスビトハギ	準絶滅危惧種		①
324	サイカチ(カワラフジノキ)	準絶滅危惧種		①
325	ナンテンハギ(フタバハギ)	準絶滅危惧種		①
326	エビラフジ	準絶滅危惧種		①
327	ズミ(コリンゴ、コナシ)	準絶滅危惧種		①
328	オオウラジロノキ	準絶滅危惧種		①
329	ヤマイバラ	準絶滅危惧種		①
330	クロウメモドキ(コバノクロウメモドキ)	準絶滅危惧種		①
331	コバノチョウセンエノキ	準絶滅危惧種		①②
332	キミズ	準絶滅危惧種		①
333	ノウルシ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
334	イヌミゾハコベ	準絶滅危惧種		①
335	ミズオトギリ	準絶滅危惧種		①
336	フモトスミレ	準絶滅危惧種		①
337	ミズタガラシ	準絶滅危惧種		①
338	イヌナズナ	準絶滅危惧種		①
339	ユリワサビ	準絶滅危惧種		①
340	カジカエデ(オニモミジ)	準絶滅危惧種		①
341	ヒナウチワカエデ	準絶滅危惧種		①
342	コショウノキ	準絶滅危惧種		①
343	カラスシキミ	準絶滅危惧種		①
344	コガンピ	準絶滅危惧種		①
345	キガンピ(キコガンピ)	準絶滅危惧種		①
346	カナビキソウ	準絶滅危惧種		①
347	マツグミ	準絶滅危惧種		①
348	サデクサ	準絶滅危惧種		①
349	リュウキュウマメガキ(シナノガキ)	準絶滅危惧種		①
350	ギンレイカ(ギンレイソウ、ミヤマタゴボウ)	準絶滅危惧種		①
351	クリンソウ	準絶滅危惧種		①
352	サラサドウダン	準絶滅危惧種		①
353	ベニドウダン	準絶滅危惧種		①
354	ヒカゲツツジ	準絶滅危惧種		①
355	レンゲツツジ	準絶滅危惧種		①
356	オオヤマムグラ(オヤマムグラ)	準絶滅危惧種		①
357	ケテイカカズラ	準絶滅危惧種		①
358	タチカモメヅル	準絶滅危惧種		①
359	ヒヨクソウ	絶滅危惧種		①
360	カワヂシャ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧種(NT)	①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表81 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(7/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
361	フジウツギ	準絶滅危惧種		①
362	カワミドリ	準絶滅危惧種		①
363	ジャコウソウ	準絶滅危惧種		①
364	フトボナギナタコウジュ	準絶滅危惧種		①
365	ハッカ	準絶滅危惧種		①
366	ナツノタムラソウ	準絶滅危惧種		①
367	ミゾコウジュ	準絶滅危惧種	準絶滅危惧(NT)	①②
368	ホクリクタツナミソウ	準絶滅危惧種		①
369	イガタツナミソウ(イガタツナミ)	準絶滅危惧種		①
370	シソバタツナミ	準絶滅危惧種		①
371	カリガネソウ	準絶滅危惧種		①
372	コシオガマ	準絶滅危惧種		①
373	オオヒキヨモギ	準絶滅危惧種	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	①②
374	ミミカキグサ	準絶滅危惧種		①
375	ホザキノミミカキグサ	準絶滅危惧種		①
376	オギノツメ	準絶滅危惧種		①
377	クマツヅラ	準絶滅危惧種		①
378	サワギキョウ	準絶滅危惧種		①
379	サワシロギク	準絶滅危惧種		①
380	クルマバハグマ	絶滅危惧種		①
381	ナベナ	準絶滅危惧種		①
382	オミナエシ	準絶滅危惧種		①
383	ケヤマウコギ(オニウコギ)	絶滅危惧種		①
384	ミヤマウコギ	準絶滅危惧種		①
385	ハナビゼリ	準絶滅危惧種		①
386	ドクゼリ	準絶滅危惧種		①
387	ムカゴニンジン	準絶滅危惧種		①
388	カノツメソウ(ダケゼリ)	準絶滅危惧種		①
389	ヒカゲミツバ	準絶滅危惧種		①
390	ヒメクロモジ	要注目種		①
391	クロモ	要注目種		①
392	オヒルムシロ	要注目種		①
393	エビネ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①②
394	タシロラン	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①②
395	アキザキヤツシロラン(ヤツシロラン)	要注目種		①
396	スズムシソウ	要注目種		①
397	コクラン	要注目種		①
398	オオキツネノカミソリ	要注目種		①
399	コヤブラン(リュウキュウヤブラン)	要注目種		①
400	ノシラン	要注目種		①
401	ホシクサ	要注目種		①
402	マツバスゲ	要注目種		①
403	ヤマジスゲ	要注目種		①
404	ノゲヌカスゲ	要注目種		①
405	ビロードスゲ(ビロウドスゲ)	要注目種		①
406	ツルナシコアゼガヤツリ	要注目種		①
407	オオシロガヤツリ	要注目種		①
408	サンカクイ	要注目種		①
409	トキワススキ	要注目種		①
410	メガルカヤ	要注目種		①
411	シバ	要注目種		①
412	イカリソウ	要注目種		①
413	イブキトリカブト(キタヤマブシ)	要注目種		①
414	サラシナショウマ	準絶滅危惧種		①
415	ボタンネコノメソウ	要注目種		①
416	ミズユキノシタ	要注目種		①
417	ニワフジ(イワフジ)	要注目種		①
418	カラメドハギ	要注目種		①
419	ナニワイバラ	要注目種		①
420	ユキヤナギ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表82 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【種子植物(8/8)】

種子植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
421	キカラスウリ	要注目種		①
422	オオイタヤメイゲツ	要注目種		①
423	フユザンショウ	要注目種		①
424	ヒメシャラ	要注目種		①
425	ハクウンボク	要注目種		①
426	リンドウ	要注目種		①
427	センブリ	要注目種		①
428	テンニンソウ	要注目種		①
429	ナンバンギセル	要注目種		①
430	ミツガシワ	要注目種		①
431	オカダイコン	要注目種		①
432	オクモミジハグマ(オクノモミジハグマ)	準絶滅危惧種		①
433	ミツバヒヨドリ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2022(シダ植物・種子植物)
②環境省レッドリスト2020

表83 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【コケ植物】

コケ植物				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ウキゴケ	準絶滅危惧種		①
2	ホソベリミズゴケ	準絶滅危惧種	情報不足(DD)	①②
3	アカスジゴケ	準絶滅危惧種		①
4	マツムラゴケ	準絶滅危惧種		①
5	ミヤマハイゴケ	準絶滅危惧種		①
6	イチョウウキゴケ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①②
7	オオミズゴケ	要注目種	準絶滅危惧(NT)	①②

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト2023(は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物)
②環境省レッドリスト2020

表84 計画段階関係地域に分布する可能性のある重要種一覧【菌類】

菌類				
No.	種名	京都府カテゴリー	環境省カテゴリー	文献資料
1	ハヤカワセミタケ	絶滅寸前種	絶滅危惧Ⅰ類	①②
2	シマイヌノエフデ	絶滅寸前種		①
3	セミタケ	絶滅危惧種		①
4	ルリハツタケ	準絶滅危惧種		①
5	ツチダンゴ	要注目種		①
6	カバイロコナテングタケ	要注目種		①
7	コイシタケ	要注目種		①

文献番号:
①京都府レッドデータブック2015(京都府)及び京都府改訂版レッドリスト 2024(昆虫類・クモ類・菌類)
②環境省レッドリスト2020

ウ. 生態系

「京都府レッドデータブック2015」(平成27年、京都府)の地域生態系レッドリストでは、府内で貴重な群落としてリスト化された地域生態系群落を、「要特別対策」「要保全対策」「管理維持」の三つのカテゴリーに区分している。京都市・乙訓地域及び山城地域の地域生態系重要群落を表85に示す。計画段階関係地域内では大山崎町の観音寺のシイ群落(図23)が「管理維持」に区分されている。「管理維持」は現状の管理を維持することが必要であるものである。

表85 京都市・乙訓地域及び山城地域の地域生態系重要群落

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	安祥寺	京都市山科区安祥寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	円山公園	京都市東山区円山公園	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	清水寺裏	京都市東山区清水寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	松尾大社の裏山	京都市西京区松尾町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	嵐山宮ノ前町	京都市西京区嵐山宮の前町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	法然院	京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	慈照寺	京都市左京区銀閣寺町	要保全対策
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	神護寺	京都市右京区梅ヶ畑高尾町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	勝持寺	京都市西京区南春日町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	**シイ群落**	**観音寺**	**乙訓郡大山崎町白味才**	**管理維持**
暖温帯常緑広葉樹林	シイ・カシ群落	醍醐寺	京都市伏見区醍醐伽藍町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	イチイガシ群落	半木神社	京都市左京区下鴨半木町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	保津峡	京都市西京区保津峡	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	吉田	京都市左京区吉田	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シリブカガシ群落	保津峡南西面斜面	京都市右京区保津峡	要保全対策
暖温帯常緑広葉樹林	クスノキ群落	桃山陵	京都市伏見区桃山	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	ブナ群落	八丁平	京都市左京区久多	要保全対策
冷温帯落葉広葉樹林	ブナ群落	府立大学演習林	京都市左京区久多上の町	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	スギ・イヌブナ群落	八丁林道沿い	京都市右京区京北 八丁	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹群落	金蔵寺	京都市西京区大原野石作町	管理維持

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
冷温帯落葉広葉樹林	ミズナラ・アカシデ群落	峰定寺	京都市左京区花背原地町	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	大悲山	京都市左京区花背大悲山	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	石仏峠から祖父谷峠への途中	京都市右京区京北井戸町妹路谷	管理維持
冷温帯落葉広葉樹林	クリ・ミズナラ群落	八丁平湿原周辺	京都市左京区大平平	要保全対策
冷温帯落葉広葉樹林	ミズナラ・リョウブ群落	別所町	京都市西京区別所町	管理維持
温帯針葉樹林	スギ・イヌブナ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	スギ・ミズナラ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	ホンシャクナゲ・ヒメコマツ群落	片波川源流域林	京都市右京区京北	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	実光院	京都市左京区大原勝林院町	要保全対策
温帯針葉樹林	モミ群落	鞍馬山奥ノ院付近	京都市左京区鞍馬本町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	百井	京都市左京区大原百井町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	青滝寺	京都市左京区比叡山	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	金蔵寺	京都市西京区大原野石作町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ群落	醍醐寺	京都市伏見区醍醐伽藍町	要保全対策
温帯針葉樹林	モミ群落	寂光院	京都市左京区大原草生町	管理維持
温帯針葉樹林	モミ・ミズナラ林	井戸妹路谷	京都市右京区京北井戸町妹路谷	管理維持
温帯針葉樹林	ツガ・ゴヨウマツ群落	大悲山山腹	京都市左京区花背大悲山	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	ケヤキ群落	嵐山国有林	京都市西京区嵐山	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	イヌシデ群落	大文字山	京都市左京区銀閣寺町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	雲母坂中腹	京都市左京区比叡山	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	修学院	京都市左京区修学院	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	広河原町	京都市左京区広河原町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	吉田山	京都市左京区吉田	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ・アベマキ群落	深泥池東岸	京都市北区深泥ヶ池	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ・アベマキ群落	宝ケ池南	京都市左京区宝ヶ池	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	エノキ、ムクノキ群落	下鴨神社境内	京都市左京区下鴨宮河原	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	自然林落葉広葉樹林	大原野森林公園	京都市西京区大原野	要保全対策

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
植林	スギ・モミ自然林	寂光院	京都市左京区大原草生町	管理維持
植林	スギ・ヒノキ植栽林	愛宕神社	京都市右京区嵯峨愛宕町	管理維持
高層湿原	八丁平湿原群落	八丁平湿原	京都市左京区八丁平	要特別対策
高層湿原・挺水植物群落	深泥ヶ池水生植物群落	深泥池	京都市北区深泥ヶ池	要特別対策
挺水植物群落	金井戸のヨシ原及び周縁帯植物群落	観月橋下流左岸の河川敷	京都市伏見区向島	要特別対策
渓流辺低木林	保津峡のサツキ群落	保津峡両岸	京都市右京区保津峡	管理維持
沈水植物群落	疏水の水生群落	岡崎公園付近	京都市左京区岡崎	管理維持
沈水植物群落	鴨川の水生群落	鳥羽付近	京都市南区鳥羽大橋付近	管理維持
沈水植物群落	鴨川の水生群落	出町付近	京都市左京区出町柳	管理維持
水生植物群落	大田神社のカキツバタ群落	大田神社	京都市北区	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	興聖寺、宇治上神社	宇治市宇治紅斉	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	水度神社	城陽市寺田宮ノ谷	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	神殿神社	相楽郡精華町山田医王寺	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	狩尾社	八幡市橋本	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	笠置山	相楽郡笠置町	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シイ群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	アラカシ群落	若宮神社	木津川市吐師	管理維持
暖温帯常緑広葉樹林	シリブカガシ林	幣羅坂神社	木津川市市坂幣羅坂	要保全対策
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	クヌギ・ケヤキ群落	笠置山	相楽郡笠置町	管理維持
暖温帯落葉広葉樹林	クヌギ群落	笠置山全域	相楽郡笠置町	管理維持
温帯針葉樹林	アカマツ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持
温帯針葉樹林	アカマツ植栽林 アカマツ群落	水度神社	城陽市寺田宮ノ谷	管理維持
ササ草原・竹林	モウソウチク群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持

名称	群落名	地点名	所在地	カテゴリー
ササ草原・竹林	ハチク群落	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊	管理維持
低層湿原・挺水植物群落	ツルヨシ・セイタカヨシ群落	山城町泉大橋より山城大橋付近	木津川市山城町	管理維持
沈水植物群落	宇治川の水生群落	宇治川の岡屋付近	宇治市岡屋	管理維持
浮葉植物群落	オニバス群落	木幡池	宇治市木幡	要保全対策

出典：京都府レッドデータブック2015（京都府）

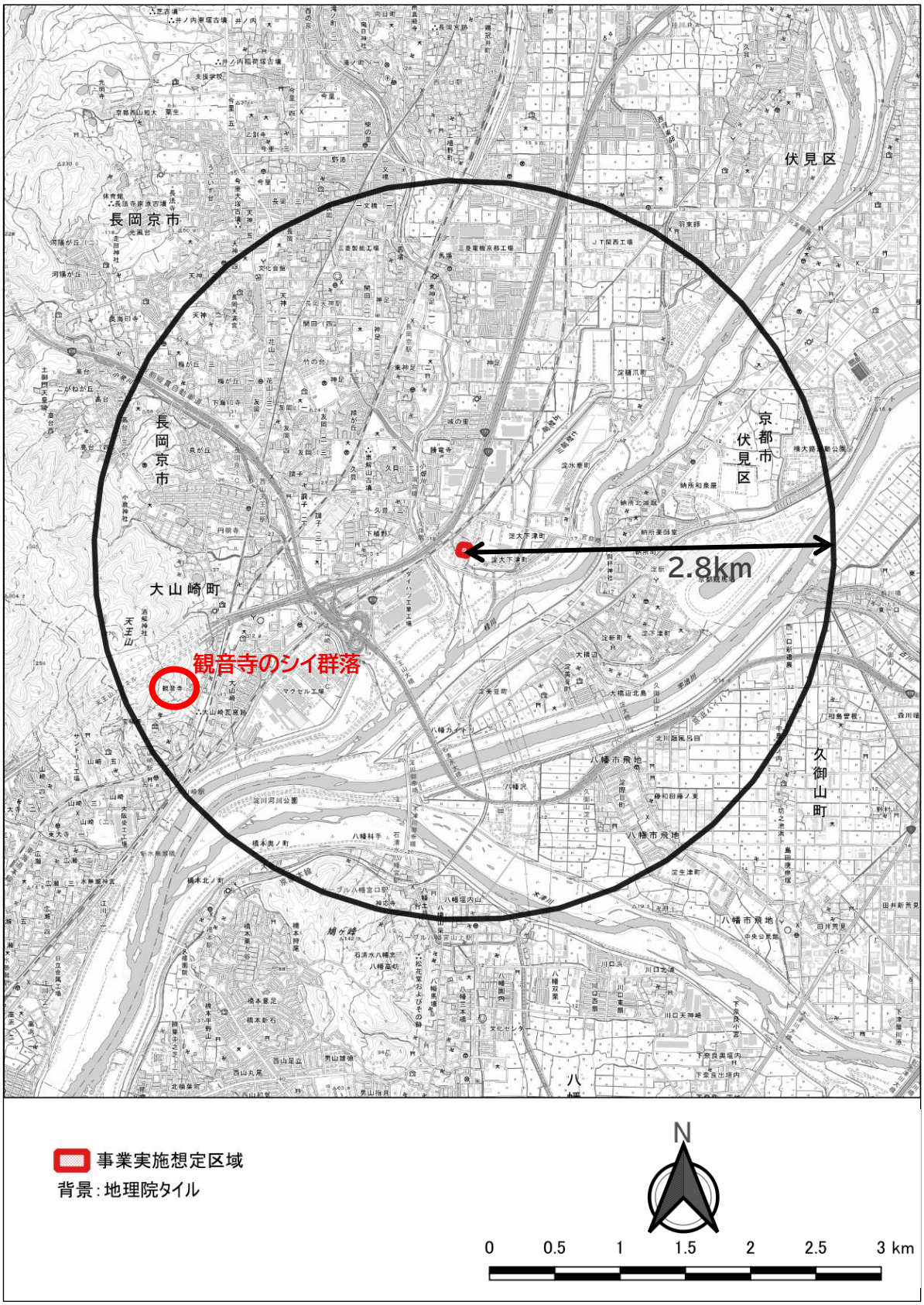

出典：京都府大気常時監視測定情報

図23 計画段階関係地域の地域生態系重要群落

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

平成19年に京都府景観条例(以下「景観条例」という。)が制定されており、平成16年に制定された景観法に基づく施策と地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することを目指している。景観条例第2条において、京都府では地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施することとしており、平成30年10月に「京都府公共事業景観形成指針【土木施設編】(案)」(以下「景観指針案」という。)が作成されている。

景観指針案の対象となる事業は、道路・林道、河川・水路、海岸・港湾、砂防・治山、公園であり、地域の良好な景観を「まもる」、地域に応じた景観を「つくる」、そして、地域の景観と 調和した施設に「おさめる」の3つの側面に留意し公共施設整備の方針を検討するものとしている。

ア. 景観

計画段階関係地域の主な眺望点、景観資産等を表86～表89及び図24に示す。

眺望点(表86)は、各市町ホームページや観光マップ等から主要な地点を抽出した。

京都府景観資産登録地区(表87)については、計画段階関係地域には登録地区はない。

京都の自然200選(表88)では、計画段階関係地域に歴史的自然環境が2地点、地形・地質が1地点含まれる。

乙訓景観十景(表89)では、計画段階関係地域に13か所が含まれる。

表86 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
6	男山展望台	八幡市

出典:「京・大山崎町まちあるきマップ」、八幡市観光協会HP(2025年6月20日閲覧)

表87 京都府景観資産登録地区

No.	名称	所在地	対象(※)
1	宇治茶の郷 和束の茶畑	和束町	
2	久美浜湾と牡蠣の養殖景観	京丹後市	
3	毛原の棚田	福知山市	
4	日本の原風景・南丹市美山かやぶき集落群	南丹市	
5	市民のこころのふるさと 福知山城	福知山市	
6	井手町大正池癒しと交流の空間	井手町	
7	丹後の立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の海岸景観	京丹後市	
8	琴引浜の白砂青松と鳴砂	京丹後市	
9	万灯呂山公園からの山城盆地の眺望	井手町	
10	グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺	綾部市	
11	西ノ岡・竹の径～緑の散策路～	向日市	
12	琴滝～地域を育む京丹波の光の水辺～	京丹波町	
13	棚田と笹葺き民家が織りなす上世屋の里山景観	宮津市	
14	美しき命の源流うぶやの里・大原(おおばら)	福知山市	
15	城下町に由来する風情ある久美浜の街なみ	京丹後市	
16	大野ダムが形づくる水辺景観～人々が集い、ふれあう虹の湖のほとり～	南丹市	
17	宮津市今福の滝～蛇綱の里が誇る七段の名瀑～	宮津市	
18	やくの玄武岩公園～小倉石切場跡の柱状・板状節理～	福知山市	
19	けいはんなプラザ日時計広場～自然と共存する学研都市のシンボル空間～	精華町	
20	宇治茶の主産地・南山城村～大空へ向かって駆け上がる茶畑景観～	南山城村	
21	高品質てん茶の産地・八幡市～流れ橋周辺に広がる浜茶の景観～	八幡市	
22	浜茶と竹林の景観・城陽市上津屋～木津川の恵みがもたらす宇治てん茶～	城陽市	
23	玉露の郷・京田辺飯岡～丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観～	京田辺市	
24	緑茶のふるさと・宇治田原湯屋谷～永谷宗円生家と茶園景観～	宇治田原町	
25	まほろば・亀岡かわひがし～古代丹波の原風景～	亀岡市	
26	西向日・桜の径と住宅地景観	向日市	

※「対象」欄の○は計画段階関係地域内、空欄は計画段階関係地域外を示す

出典:京都府景観資産登録地区一覧(京都府HP)(2025年6月20日閲覧)

表88 京都の自然200選

部門	名称	所在地	対象(※)
歴史的自然環境	向日神社	向日市	
歴史的自然環境	長岡天満宮	長岡京市	
歴史的自然環境	**天王山**	**大山崎町**	○
歴史的自然環境	**男山**	**八幡市**	○
地形・地質	**桂川・木津川・宇治川三川合流地**	**大山崎町・八幡市**	○
植物	(選定植物)光明寺のビャクシン	長岡京市	
植物	(その他選定対象植物)浄土谷のヤマモモ	長岡京市	
動物	小泉川のゲンジボタル	長岡京市	

※「対象」欄の○は計画段階関係地域内、空欄は計画段階関係地域外を示す

出典:京都の自然200選京都府HP)(2025年6月20日閲覧)

表89 「乙訓景観十景」（乙訓地名詩編纂「チーム乙訓」、NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会）

No.	名称	所在地	対象（※）
No.1	物集女車塚古墳	向日市	
No.2	大原野神社	京都市西京区	
No.3	正法寺梅園	京都市西京区	
No.4	善峰道休息所	京都市西京区	
No.5	三鈷寺	京都市西京区	
No.6	西山の麓 里山からの眺望	京都市西京区	
No.7	由緒ある里山の原風景	京都市西京区	
No.8	五辻常夜燈	向日市	
No.9	西国街道 下河原歴史の道	向日市	
No.10	向日神社	向日市	
No.11	勝山	向日市	
No.12	大極殿公園	向日市	
No.13	向日市桜の径	向日市	
No.14	**奥海印寺「竹の小道」**	**長岡京市**	**○**
No.15	**走田神社**	**長岡京市**	**○**
No.16	西山公園体育館	長岡京市	
No.17	西山公園子どもの森	長岡京市	
No.18	柳谷観音・陽光桜苑	長岡京市	
No.19	**下海印寺樽井緑道**	**長岡京市**	**○**
No.20	**式内大社小倉神社**	**大山崎町**	**○**
No.21	**勝竜寺城公園**	**長岡京市**	**○**
No.22	**恵解山古墳公園**	**長岡京市**	**○**
No.23	西代里山公園	長岡京市	
No.24	**天王山夢ほたる公園**	**大山崎町**	**○**
No.25	**旗立松展望台**	**大山崎町**	**○**
No.26	**青木葉谷展望広場**	**大山崎町**	**○**
No.27	**宝積寺**	**大山崎町**	**○**
No.28	**史跡大山崎瓦窯跡公園**	**大山崎町**	**○**
No.29	**竹林のこみち**	**大山崎町**	**○**
No.30	**開田城土塁公園**	**長岡京市**	**○**

※「対象」欄の○は計画段階関係地域内、空欄は計画段階関係地域外を示す
出典：NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会HP（2025年6月20日閲覧）

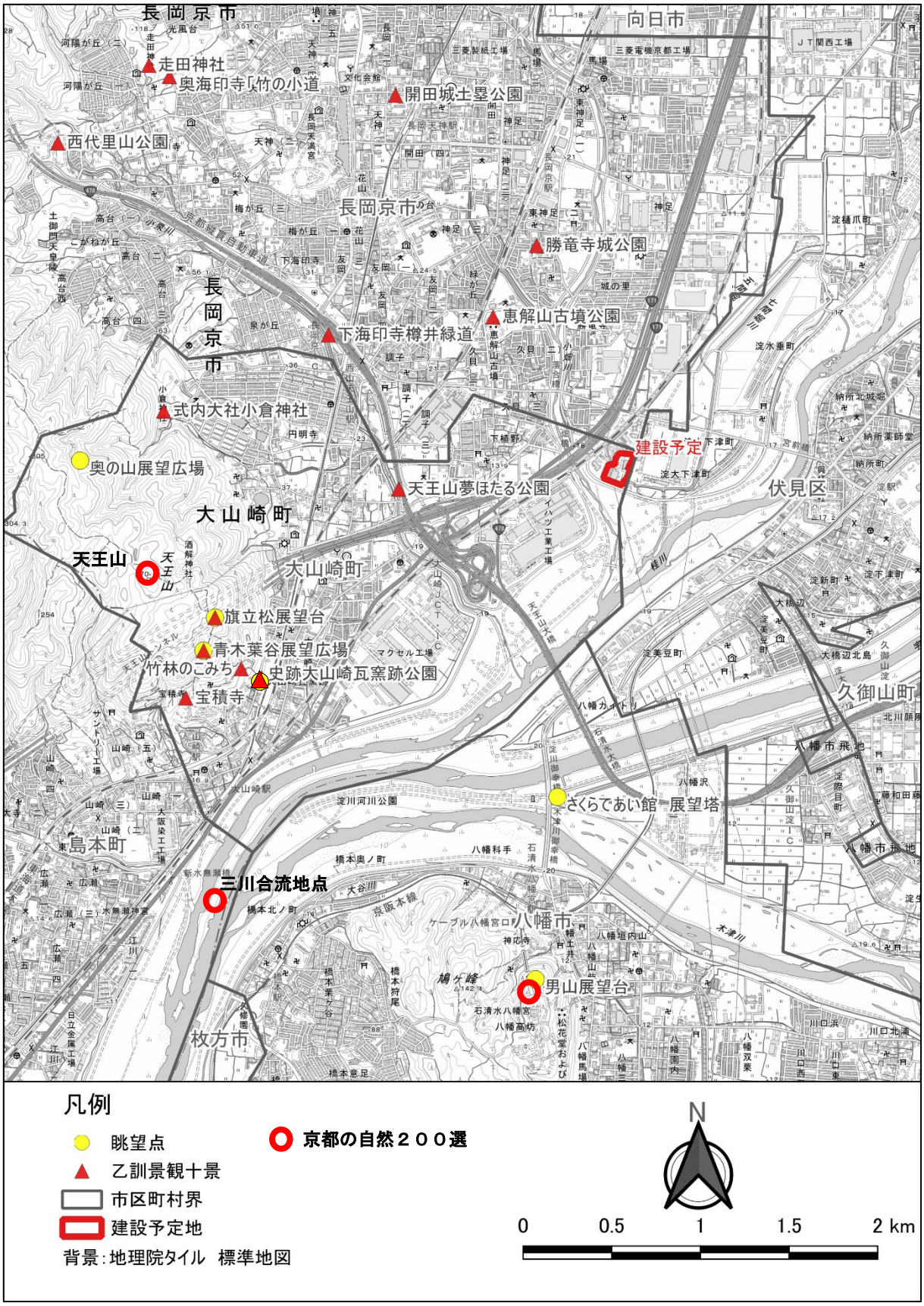

図24 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び景観資源

イ. 人と自然との触れ合いの活動の状況

計画段階関係地域内の公園を表90及び図25に示す。

本事業実施想定区域に最も近いのは隣接する洛西浄化センター（図25の68番）で、水処理施設の上部空間を利用した公園があり、芝生広場、テニスコート、球技場などがあり憩いの場、スポーツの拠点として親しまれている。

また、日本で最初の国営の河川公園である淀川河川公園（図25の56番）が、淀川河口部から桂川・宇治川・木津川が合流する三川合流部までの河川敷を敷地として広がっており、大山崎町にも野球場、フットサルコート、バーベキュー広場が整備されている。

公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒビール大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しており、文化・観光施設、史跡、展望台、山頂等を巡るハイキングコースが設定され、府内外からの観光客も多く、小中学生の体験学習の場としても利用されている。

表90 計画段階関係地域内の都市公園

番号	公園名	住所
1	鏡田中央公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 24―17
2	鏡田北公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 31
3	東和苑公園	大山崎町字大山崎小字広敷 1―25
4	葛原公園	大山崎町字円明寺小字葛原 6―116
5	若宮前公園	大山崎町字円明寺小字若宮前 10―97
6	若宮前公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1―129
7	殿山公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1―128
8	白山公園	大山崎町字下植野小字宮脇 18―3
9	脇山公園	大山崎町字円明寺小字脇山 18
10	西高田公園	大山崎町字大山崎小字西高田 6―74
11	桂川河川敷公園	大山崎町字円明寺小字東嶋
12	鏡田東部公園	大山崎町字大山崎小字鏡田 1―1
13	北浦公園	大山崎町字円明寺小字小倉口 13―2
14	北浦公園	大山崎町字円明寺小字北浦 2―47
15	西法寺公園	大山崎町字円明寺小字西法寺 1―34
16	茶屋前公園	大山崎町字大山崎小字茶屋前 19―6
17	寺門公園	大山崎町字下植野小字寺門 24―4
18	円明寺ケ丘中央公園	大山崎町字円明寺小字殿山 1―132
19	谷田公園	大山崎町字大山崎小字谷田 77―67
20	早稲田公園	大山崎町字大山崎小字早稲田 13―23
21	金蔵公園	大山崎町字円明寺小字金蔵 4―4
22	五位川公園	大山崎町字大山崎小字早稲田 5

番号	公園名	住所
23	五位川公園	大山崎町字大山崎小字鉄東 6
24	鳥居前公園	大山崎町字円明寺小字鳥居前 22―5
25	中ノ池公園	大山崎町字円明寺小字西法寺 41―2
26	和泉屋	伏見区納所中河原 3-3
27	淀新町	伏見区淀新町 134-35
28	納所	伏見区納所薬師堂 27-307 他
29	薬師堂西	伏見区納所薬師堂 1-84
30	薬師堂南	伏見区納所薬師堂 1-59
31	薬師堂北	伏見区納所薬師堂 1-136
32	南古川	伏見区羽束師古川町 566-6
33	淀下津	伏見区淀下津町 257-24
34	岸ノ下	伏見区納所岸ノ下 2-21 他
35	下津	伏見区淀下津町 141-5
36	生津	伏見区淀生津町 653-97
37	際目	伏見区淀際目町 340-9
38	樋爪	伏見区淀樋爪町 159-16
39	下野	伏見区納所下野 1-5
40	際目第二	伏見区淀際目町 36-3
41	際目第三	伏見区淀際目町 176-27
42	納所中河原	伏見区納所中河原 17-6
43	大下津	伏見区淀大下津町 19-2
44	淀木津	伏見区淀木津町 603-14
45	水垂	伏見区淀水垂町 330-55
46	古川第二	伏見区羽束師古川町 585-30
47	下野第二	伏見区納所下野 31-9
48	下野第三	伏見区納所下野 27-10
49	淀新町第三	伏見区淀新町 134-96
50	淀新町第四	伏見区淀新町 124-4
51	古川第三	伏見区羽束師古川町 141-2
52	淀城跡	伏見区淀本町 168 他
53	横大路運動	伏見区横大路下ノ坪
54	淀緑地	伏見区淀木津町
55	かわきた自然運動公園	八幡市八幡林ノ元 12 先
56	淀川河川公園背割堤地区（さくらであい館）	八幡市八幡在応寺
57	勝竜寺城公園	長岡京市勝竜寺
58	長岡公園	長岡京市天神二丁目

番号	公園名	住所
59	バンビオ広場公園	長岡京市神足二丁目
60	調子馬ノ池公園	長岡京市調子二丁目
61	下海印寺西条公園	長岡京市下海印寺上内田・西条
62	落堀公園	向日市上植野町落堀地内
63	北淀井公園	向日市上植野町北淀井及び大田地内
64	庄ノ内公園	向日市上植野町庄ノ内地内
65	鴨田公園	向日市上植野町鴨田地内
66	十ヶ坪公園	向日市上植野町十ヶ坪地内
67	菱田公園	向日市上植野町菱田地内
68	京都府立洛西浄化センター公園	長岡京市勝竜寺山崎作 20-5
69	天王山ハイキングコース	離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺等

出典：大山崎町都市公園条例別表第1、京都市の公園一覧（令和6年3月31日現在）、八幡市HP（公園一覧）、長岡京市HP（長岡京市の主な公園）、向日市都市公園等条例別表、京都府立都市公園条例、京・大山崎町まちあるきマップ（2025年6月20日閲覧）

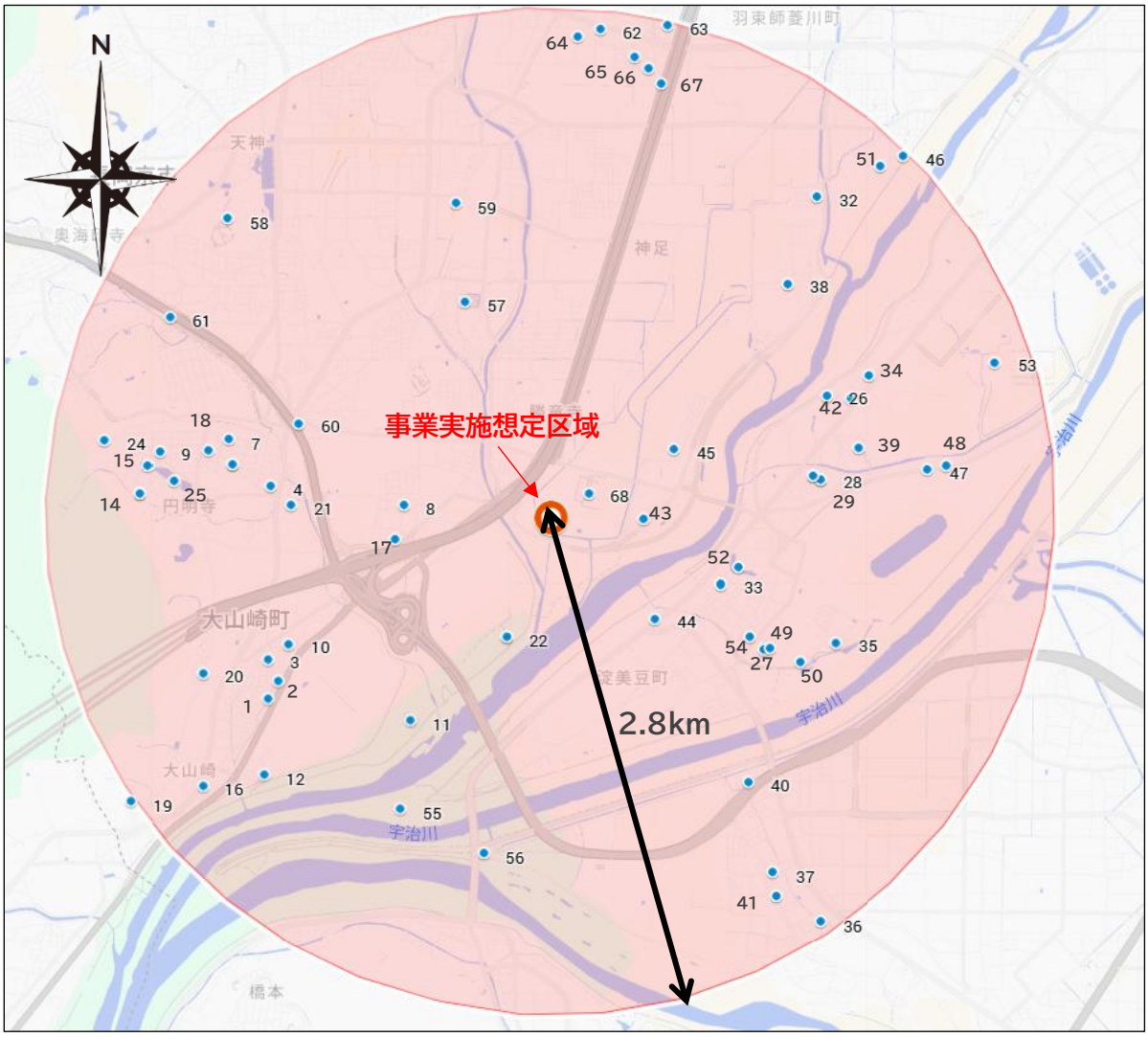

図25 計画段階関係地域内の公園

(7) その他の事項

計画段階関係地域の市区町における典型7公害に関する公害苦情件数を表91に示す。過去3年において合計苦情件数が最も多いのが騒音(207件)、次いで大気汚染(148件)となっている。地盤沈下に関する苦情の報告はない。過去3年の市区町ごとの合計苦情件数が最も多いのは八幡市で159件、最も少ないのが大山崎町で24件である。

表91 公害苦情件数

項目	年度	向日市	長岡京市	大山崎町	京都市伏見区	八幡市	久御山町	合計
大気汚染	令和3年度	3	10	0	8	18	22	148
	令和4年度	7	10	3	4	21	9	
	令和5年度	3	2	0	6	17	5	
水質汚濁	令和3年度	1	11	0	7	5	4	98
	令和4年度	0	6	0	12	8	9	
	令和5年度	2	6	0	7	11	9	
土壌汚染	令和3年度	0	0	0	0	1	0	2
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	
	令和5年度	0	0	0	0	1	0	
騒音	令和3年度	5	12	3	31	11	22	207
	令和4年度	2	9	8	21	25	5	
	令和5年度	6	10	3	17	12	5	
振動	令和3年度	0	1	1	2	0	7	38
	令和4年度	0	0	2	3	9	0	
	令和5年度	0	1	0	2	6	4	
地盤沈下	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	
	令和5年度	0	0	0	0	0	0	
悪臭	令和3年度	5	2	1	8	3	17	119
	令和4年度	5	12	1	9	4	7	
	令和5年度	7	7	2	12	7	10	
合計		46	99	24	149	159	135	612

出典:「京都府環境白書」(令和4年度版～令和6年度版)、京都府統計書(令和3年～令和5年)

2-2-2 社会的・文化的状況

(1) 人口及び産業の状況

ア. 人口・世帯数等

計画段階関係地域の市区町別人口・世帯数の推移を表92に示す。

令和6年10月1日現在で最も人口が多いのは京都市伏見区で約27万人、最も少ないのは久御山町で約1.5万人である。過去5年では、向日市・八幡市・京都市伏見区・久御山町は減少傾向、長岡京市・大山崎町は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在で最も世帯数が多いのは京都市伏見区で約13万世帯、最も少ないのは大山崎町で約7千世帯である。過去5年では6市区町とも世帯数は増加傾向にある。

人口密度は令和6年10月1日現在で向日市が1km^{2}あたり約7千人と最も高く、次いで京都市伏見区、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の順となっている。

表92 各市町の人口・世帯等の推移

自治体等	年度	人口			世帯数	1世帯当たりの人口	人口密度（人/km²）
		男	女	総数			
向日市	令和2年	27,119	29,740	56,859	23,525	2.42	7,265
	令和3年	26,949	29,644	56,593	23,557	2.40	7,331
	令和4年	26,815	29,562	56,377	23,665	2.38	7,303
	令和5年	26,656	29,393	56,049	23,753	2.36	7,260
	令和6年	26,542	29,286	55,828	23,920	2.33	7,232
長岡京市	令和2年	39,228	41,815	81,043	36,489	2.22	4,228
	令和3年	39,241	41,970	81,211	36,685	2.21	4,236
	令和4年	39,456	42,275	81,731	37,205	2.20	4,263
	令和5年	39,807	42,434	82,241	37,704	2.18	4,290
	令和6年	39,833	42,458	82,291	38,137	2.16	4,293
大山崎町	令和2年	7,742	8,236	15,978	6,617	2.41	2,676
	令和3年	7,783	8,296	16,079	6,692	2.40	2,693
	令和4年	7,840	8,402	16,242	6,741	2.41	2,721
	令和5年	7,793	8,426	16,219	6,723	2.41	2,717
	令和6年	8,010	8,623	16,633	7,342	2.27	2,786
八幡市	令和2年	34,337	36,227	70,564	33,295	2.12	2,898
	令和3年	34,063	35,954	70,017	33,400	2.10	2,875
	令和4年	33,862	35,818	69,680	33,707	2.07	2,862
	令和5年	33,685	35,601	69,286	33,988	2.04	2,845
	令和6年	33,470	35,358	68,828	34,245	2.01	2,827
京都市伏見区	令和2年	133,098	145,033	278,131	130,849	2.13	4,514
	令和3年	132,121	143,734	275,855	131,761	2.09	4,477
	令和4年	131,306	143,011	274,317	132,745	2.07	4,452
	令和5年	130,439	141,978	272,417	133,686	2.04	4,421
	令和6年	129,497	140,991	270,488	134,599	2.01	4,390
久御山町	令和2年	7,836	7,948	15,784	7,149	2.21	1,139
	令和3年	7,729	7,842	15,571	7,156	2.18	1,123
	令和4年	7,692	7,829	15,521	7,285	2.13	1,120
	令和5年	7,673	7,749	15,422	7,346	2.10	1,113
	令和6年	7,559	7,653	15,212	7,415	2.05	1,098

※各年10月1日時点

出典：向日市統計書、長岡京市統計書、広報おおやまざき（各年11月号）、八幡市HP人口集計表、京都市統計ポータル、久御山町HP統計資料

イ. 産業の状況

計画段階関係地域の産業別事業所数及び従業者数を表93、表94に示す。

産業別事業所数は久御山町をのぞく市区町でサービス業が最も多い。久御山町では製造業が最も多くなっている。

産業別従業者数は、向日市でサービス業が最も多く、長岡京市、京都市伏見区も平成26年調査まではサービス業が最も多かった。平成28年調査以降は長岡京市、大山崎町、久御山町では製造業が最も多く、京都市伏見区、八幡市では卸売・小売業が最も多い。

表93 産業別事業所数と従業者数(1/2)

区分	年	市区町村名	総 数	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業
事業所数	平成26年	向日市	1872	2	0	176	141	4	46
		長岡京市	2749	1	0	222	185	6	75
		大山崎町	431	0	0	42	32	3	18
		京都市伏見区	9733	9	1	837	935	14	411
		八幡市	2013	5	0	149	234	4	147
		久御山町	1628	8	0	122	562	2	125
	平成28年	向日市	1790	1	0	171	131	1	48
		長岡京市	2601	1	0	211	171	2	74
		大山崎町	401	0	0	42	35	2	16
		京都市伏見区	9181	10	1	785	876	6	383
		八幡市	1964	6	0	144	242	2	150
		久御山町	1579	8	0	114	530	0	129
	令和3年	向日市	1660	0	0	156	115	4	46
		長岡京市	2616	4	0	213	166	7	78
		大山崎町	429	0	0	41	32	4	22
		京都市伏見区	9512	17	1	899	862	16	417
		八幡市	1979	9	0	161	228	6	161
		久御山町	1538	9	0	111	511	2	140
従業者数	平成26年	向日市	15011	6	0	738	2268	38	883
		長岡京市	32019	8	0	1087	7508	113	1693
		大山崎町	5732	0	0	197	2698	38	589
		京都市伏見区	105967	183	5	5648	16998	481	9427
		八幡市	22401	29	0	866	3991	93	3150
		久御山町	25228	126	0	962	9035	10	5722
	平成28年	向日市	14110	4	0	735	1950	6	934
		長岡京市	30067	4	0	1056	9397	67	1631
		大山崎町	5146	0	0	243	2540	35	571
		京都市伏見区	101661	199	5	5445	16902	148	8458
		八幡市	23003	37	0	794	4681	72	3903
		久御山町	23447	145	0	895	8731	0	4313
	令和3年	向日市	15181	0	0	712	1603	32	820
		長岡京市	33493	22	0	1152	9664	126	1868
		大山崎町	5736	0	0	252	2192	42	800
		京都市伏見区	109366	350	1	6116	17492	246	10154
		八幡市	26164	160	0	951	5252	121	4983
		久御山町	24814	136	0	930	9638	14	3917

※黄色ハイライトは市区町ごとに最も多い業種を示す

出典:経済センサス-活動調査(平成26、28、令和3年)

表94 産業別事業所数と従業者数(2/2)

区分	年	市区町村名	総 数	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	サービス業(注)	教育・学習支援業	医療・福祉
事業所数	平成26年	向日市	1872	405	15	212	585	108	178
		長岡京市	2749	536	35	290	882	182	335
		大山崎町	431	97	4	48	129	22	36
		京都市伏見区	9733	2485	99	783	2949	365	845
		八幡市	2013	532	17	126	552	83	164
		久御山町	1628	338	14	63	316	30	48
	平成28年	向日市	1790	412	17	190	552	93	174
		長岡京市	2601	533	34	275	829	164	307
		大山崎町	401	86	4	41	129	20	26
		京都市伏見区	9181	2388	95	690	2806	283	858
		八幡市	1964	528	17	121	551	54	149
		久御山町	1579	357	13	61	309	17	41
	令和3年	向日市	1660	346	16	163	518	95	201
		長岡京市	2616	476	37	264	830	183	358
		大山崎町	429	81	1	37	140	27	44
		京都市伏見区	9512	2247	93	846	2834	344	936
		八幡市	1979	501	16	123	521	79	174
		久御山町	1538	327	10	57	302	22	47
従業者数	平成26年	向日市	15011	3243	227	530	3489	1037	2552
		長岡京市	32019	4237	439	831	8362	1902	5839
		大山崎町	5732	572	13	83	918	187	437
		京都市伏見区	105967	20883	1507	2799	22197	6677	19162
		八幡市	22401	5248	174	446	4046	1099	3259
		久御山町	25228	4019	118	242	3243	414	1337
	平成28年	向日市	14110	3343	217	425	3653	607	2236
		長岡京市	30067	4620	464	813	5114	1311	5590
		大山崎町	5146	441	10	77	878	84	267
		京都市伏見区	101661	21552	1466	2641	21362	5622	17861
		八幡市	23003	5457	163	451	4426	364	2655
		久御山町	23447	4078	114	211	2749	98	2113
	令和3年	向日市	15181	3078	183	408	3929	1183	3233
		長岡京市	33493	4402	480	839	5182	2895	6863
		大山崎町	5736	470	1	68	1080	227	604
		京都市伏見区	109366	21916	1314	3091	21392	6858	20436
		八幡市	26164	5574	152	445	4208	981	3337
		久御山町	24814	4306	93	204	2635	514	2427

(注)学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業合計
※黄色ハイライトは市区町ごとに最も多い業種を示す

出典:経済センサス-活動調査(平成26、28、令和3年)

(2) 行政区画の状況

計画段階関係地域の行政区画の状況を図26に示す。

事業実施想定区域のある大山崎町は京都府の西側の大阪府との境界にあり、本事業実施想定区域は大山崎町と長岡京市の境界付近に位置している。

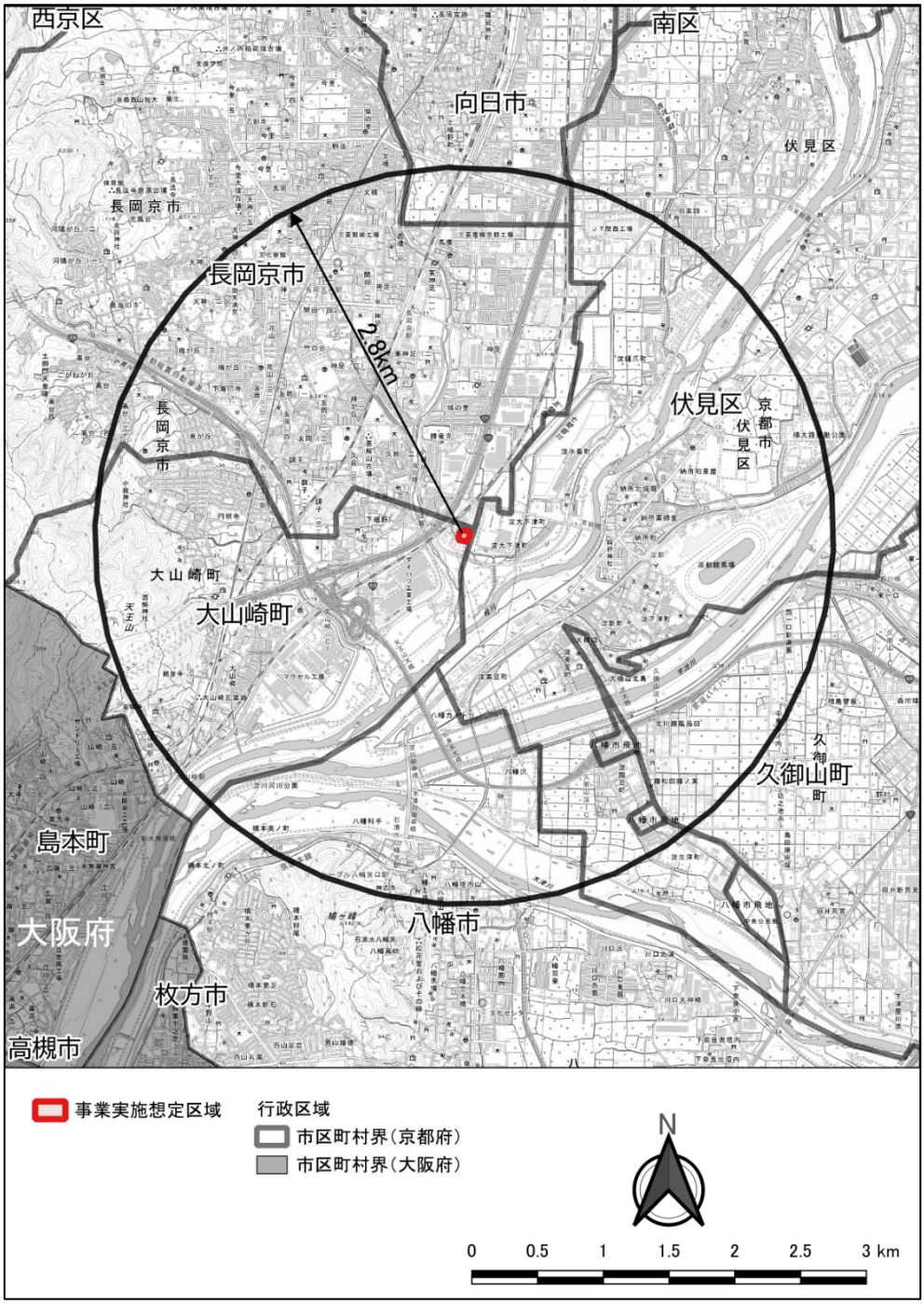

図26 行政区画図

(3) 土地利用の状況

計画段階関係地域の地目別土地面積を表95、図27に示す。久御山町をのぞく5市区町では宅地が占める割合が最も大きいが、久御山町は田が占める割合が最も多い。向日市、八幡市は次いで田が多く、長岡京市、大山崎町、京都市伏見区は山林が次いで多く、久御山町は次いで宅地が多くなっている。

本事業実施想定区域は図28に示すように、大山崎町都市計画マスタープラン(2014改訂)で資源循環リードゾーンに位置付けられ、洛西浄化センターとあわせてごみの有効利用、廃棄物処理の排熱利用、コ・ジェネレーション等、地域の資源循環をリードする機能の立地を図るものとしている。資源循環リードゾーンの周辺には活力産業ゾーンとして工業地域があり、東海道新幹線と名神高速道路から北及び西側は市街地住宅ゾーンとなっている。

その他の計画段階関係地域の市区町の土地利用方針と計画段階関係地域及び本事業想定区域を図29～図33に示す。

第二期長岡京市都市計画マスタープラン(平成28年3月)では図29に示すように、本事業実施想定区域周辺に工業地区及び沿道複合地区があり、その周辺に中・低層住宅地区が設定されている。

第3次向日市都市計画マスタープラン(令和2年3月)では図30に示すように、計画段階関係地域内は工業・流通業地区があり、その周辺は土地利用調整地区、沿道サービス地区及び中密度住宅地区に設定されている。

京都市都市計画マスタープラン(令和3年9月)の南部の将来イメージ図では図31に示すように、計画段階関係地域内では地域の将来イメージとして京阪電鉄淀駅を中心として地域中核拠点エリアが設定され、周辺は日常生活エリアと緑豊かなエリアに設定されている。

八幡市都市計画マスタープラン(平成31年3月改訂)では図32に示すように、計画段階関係地域内はレクリエーションゾーン(川辺)が大半を占めており、京阪電鉄八幡市駅(現・石清水八幡宮駅)周辺に住宅ゾーン、複合都市機能誘導ゾーン及びレクリエーションゾーン(山辺)がある。

久御山町都市計画マスタープラン(改訂版)(平成29年3月)では図33に示すように、計画段階関係地域内は農業集落ゾーンが大半を占めており、宇治川沿いに住宅エリアが一部存在する。

表95 地目別土地利用面積

自治体名	面積(千m²)							合計
	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種	
向日市	887	535	2,965	-	194	-	709	5,290
長岡京市	956	1,413	5,310	1	2,972	10	480	11,142
大山崎町	124	136	1,492	1	741	-	217	2,711
八幡市	3,464	1,947	6,379	-	863	19	1,519	14,191
京都市伏見区	4,686	1,828	16,043	13	8,177	12	3,046	33,805
久御山町	4,526	1,193	3,354	4	-	1	395	9,473

※令和5年1月1日時点

出典:令和5年京都府統計書

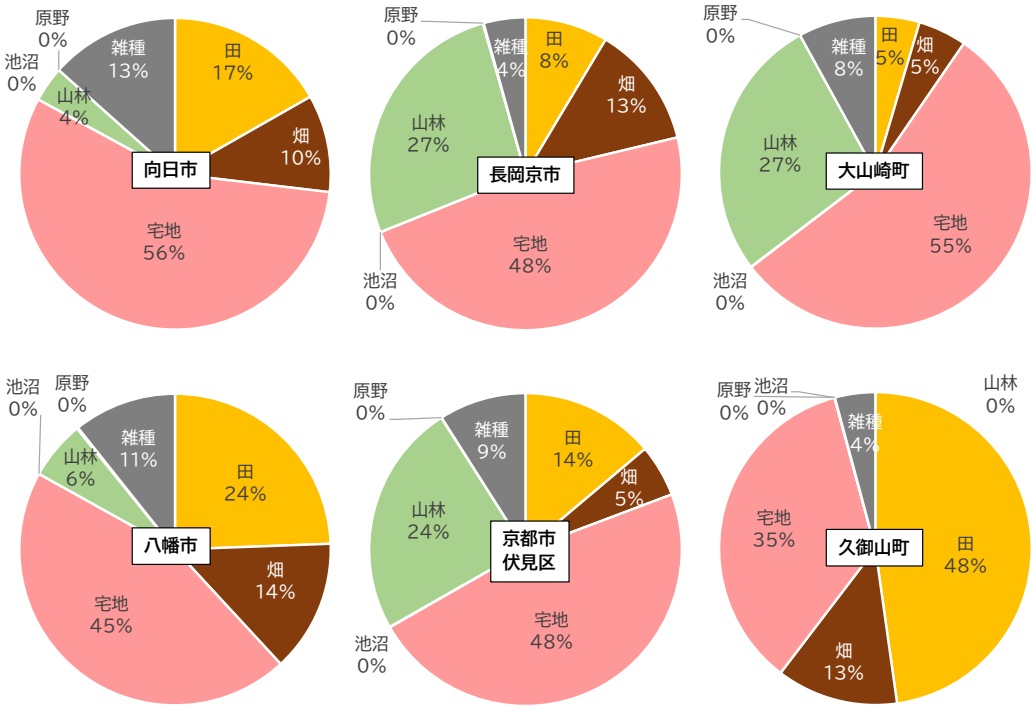

図27 地目別土地利用割合

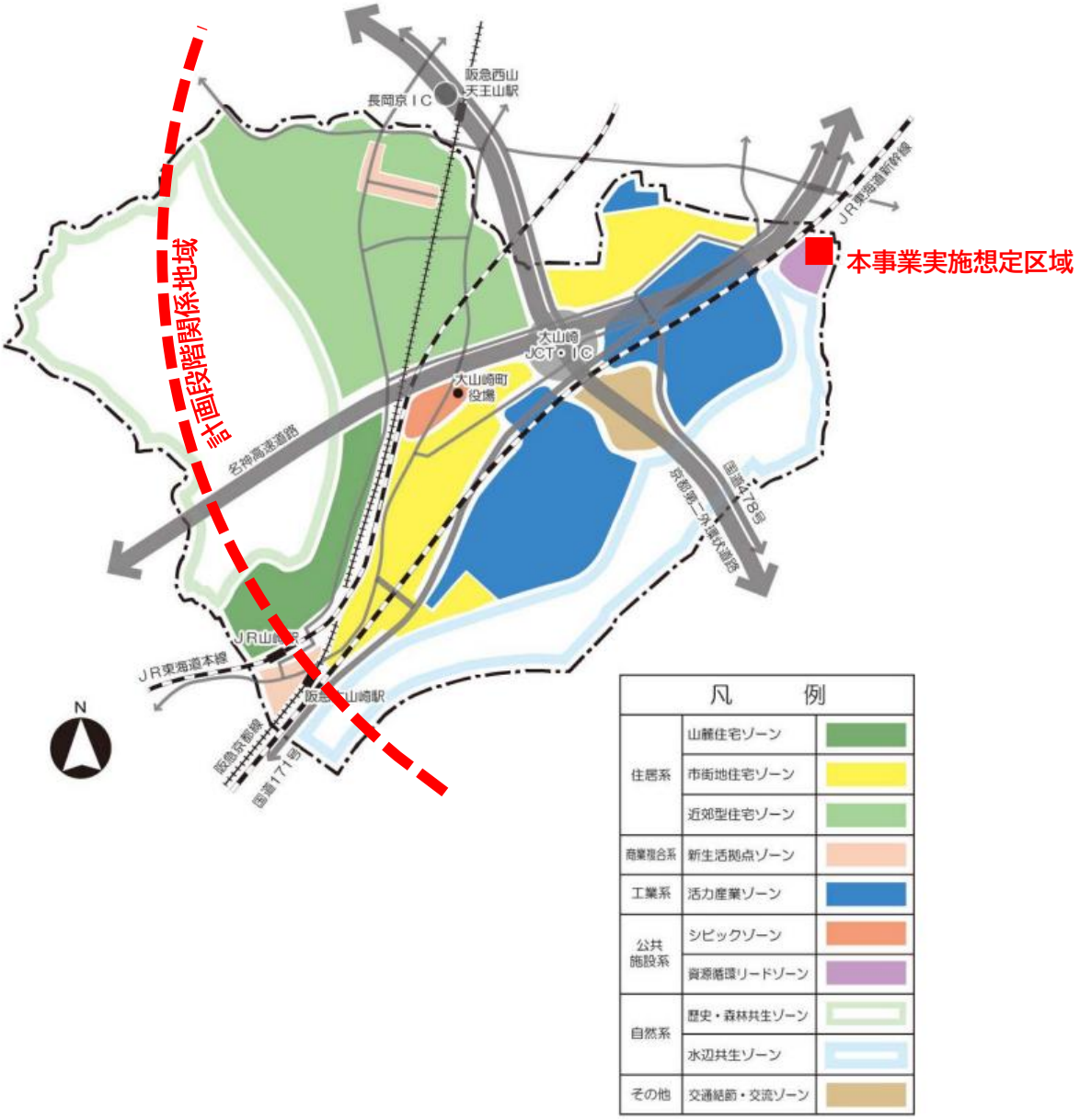

出典：大山崎町都市計画マスタープラン（2014改訂）の土地利用方針図に加筆

図28　土地利用方針図（大山崎町）

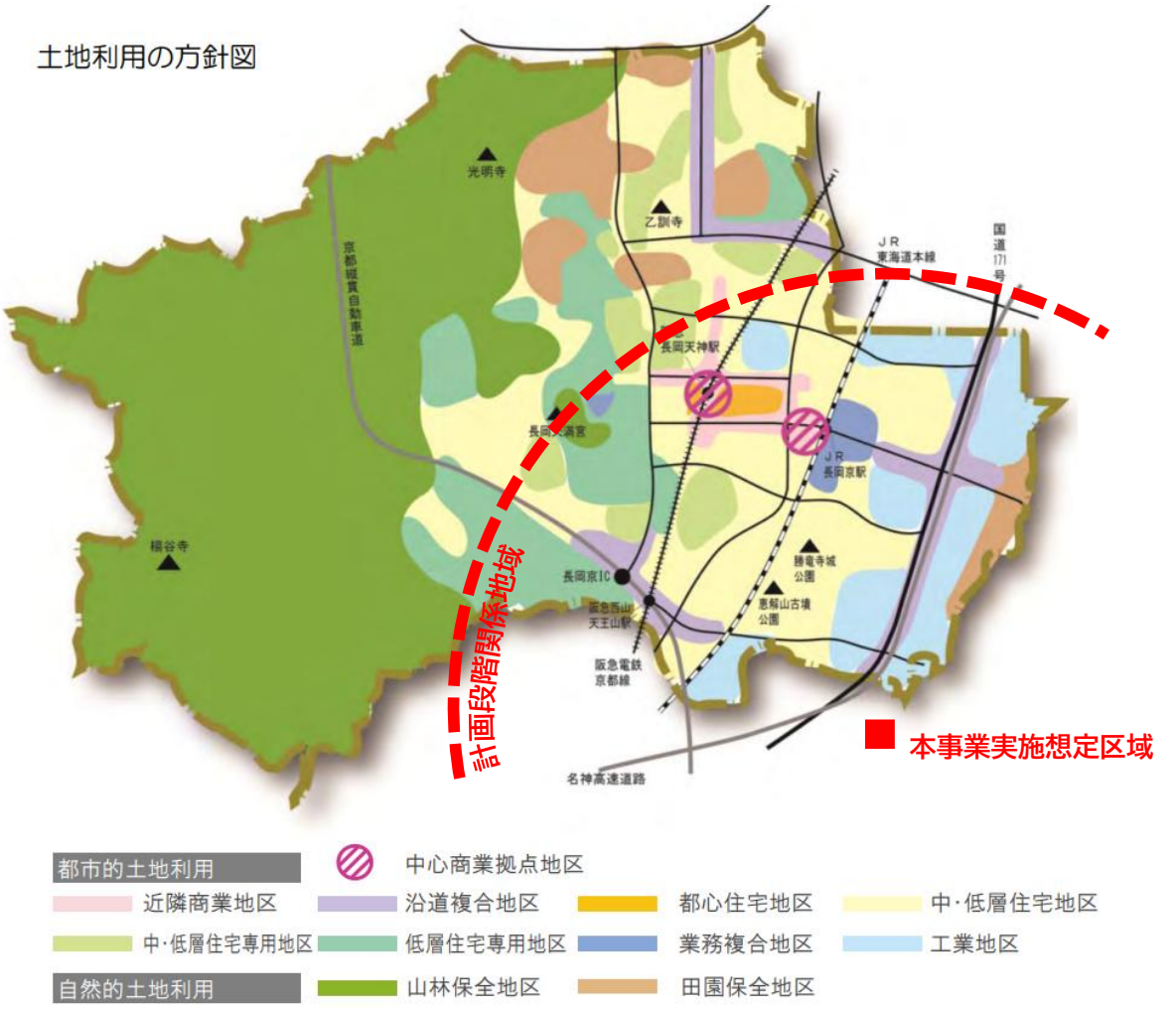

出典：第二期長岡京市都市計画マスタープラン（平成28年3月）の土地利用方針図に加筆

図29 土地利用方針図（長岡京市）

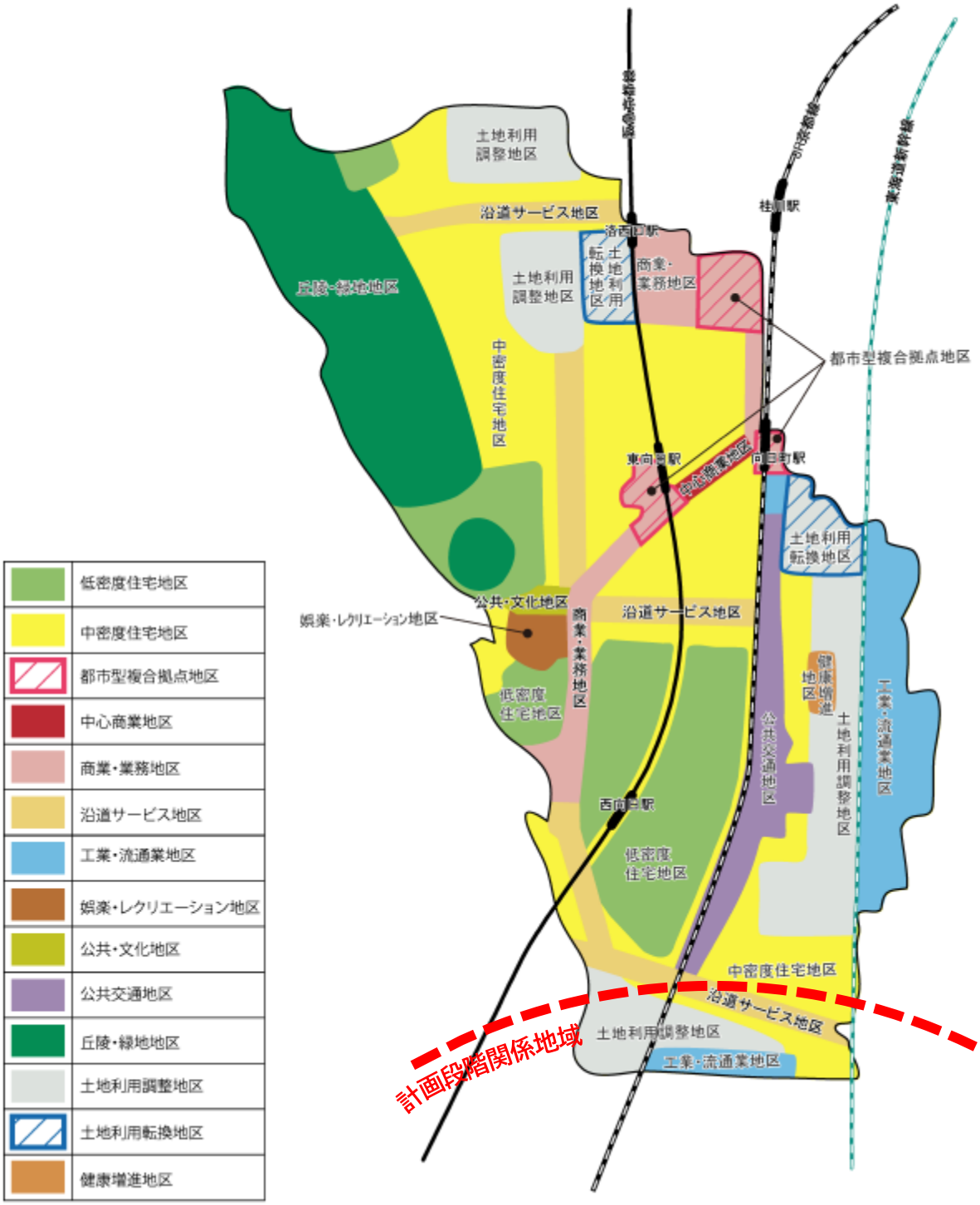

出典：第3次向日市都市計画マスタープラン（令和2年3月）の土地利用方針図に加筆

図30 土地利用方針図（向日市）

出典：京都市都市計画マスタープラン（令和3年9月）の南部・将来イメージ図に加筆

図31 将来イメージ図（南部（伏見区周辺））

■ 土地利用方針図

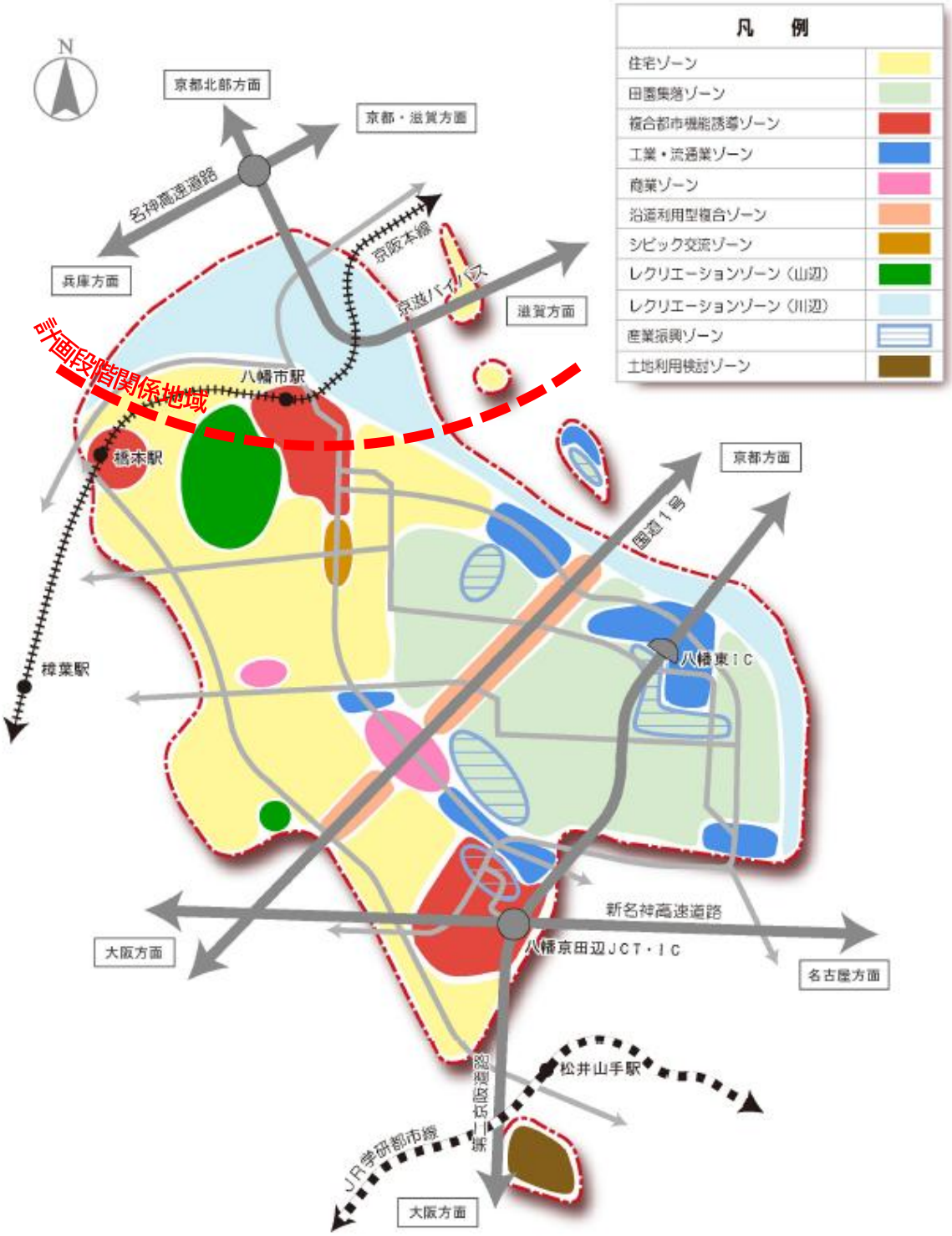

出典：八幡市都市計画マスタープラン（平成31年3月改訂）の土地利用方針図に加筆

図32 土地利用方針図（八幡市）

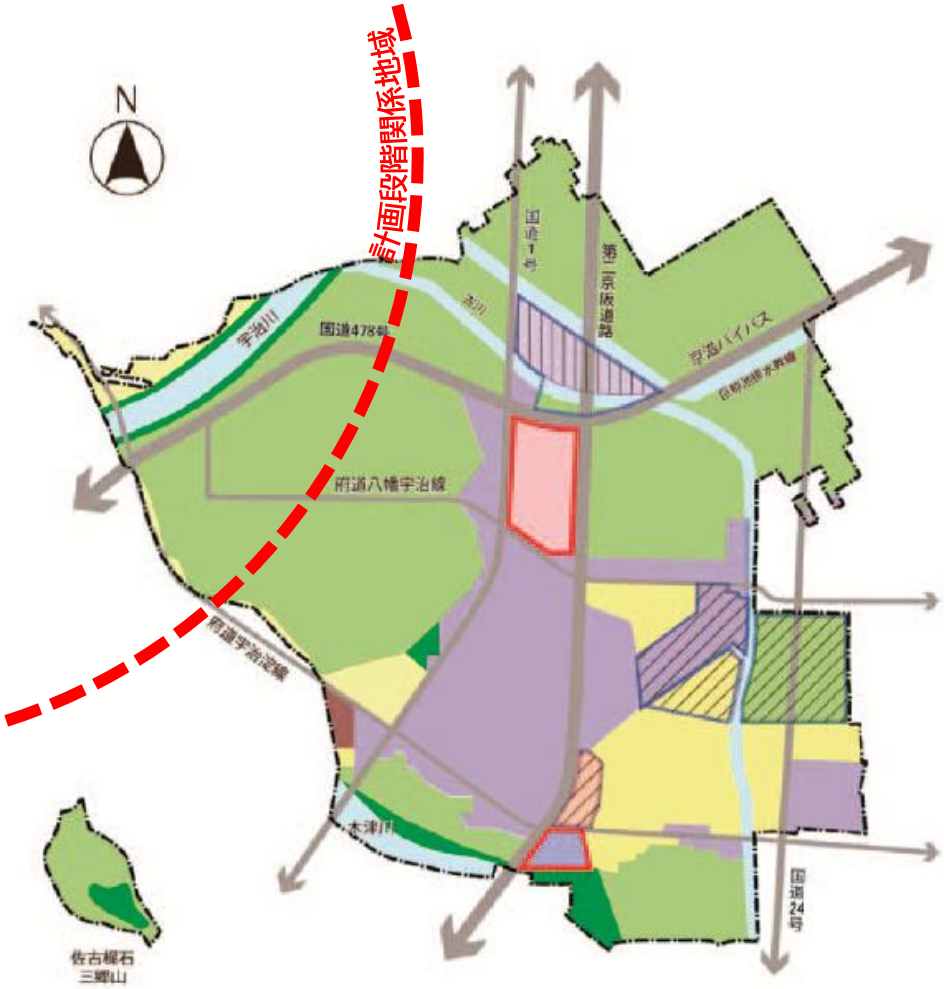

凡		例	
既成市街地ゾーン	住宅エリア	産業立地促進ゾーン	
	工業エリア	住街区促進ゾーン	
	商業・交流エリア	土地利用促進エリア	
	医療・福祉・交流エリア	産業活用促進エリア	
	行政サービスエリア	将来市街化検討エリア	
公園・緑地ゾーン		市街化検討ゾーン	
農業・集落ゾーン			

出典:久御山町都市計画マスタープラン(改訂版)(平成29年3月)の土地利用の方針図に加筆

図33 土地利用方針図(久御山町)

(4) 河川、湖沼及び地下水利用状況

ア. 水面利用、その他の水利用の状況

計画段階関係地域の水道事業による取水量内訳を表96に示す。京都市をのぞく5市町は深井戸及び浄水受水を主な水源としている。

大山崎町ではかつて上水道を地下水取水に依存していたものの、人口増加により水源の質・量を恒久的に確保することが困難であることから、平成12年より桂川上流の日吉ダムを水源とする京都府営水道(乙訓浄水場)の受水を開始し、地下水を水源とする自己水と京都府営水道受水による供給を現在も継続している。本事業実施想定区域における地下水取水量を表97に示す。乙訓環境衛生組合では直近5年間で毎年、約77千m^3～91千m^3の地下水取水がある。

また、計画段階関係地域の長岡京市、向日市、八幡市の地下水取水量の推移を表98、表99、図34に示す。

長岡京市では表98に示すとおり、民間事業者による地下水取水が約2,000千m^3、水道事業による地下水取水量が約4,000千m^3である。合計取水量は平成28年度までは減少傾向にあったが、平成29年度に増加に転じている。

向日市については、水道事業以外の地下水取水量の公開データがないため、水道事業のみを表99に示す。令和2年度以降、取水量は減少している。

八幡市についても水道事業以外の地下水取水量の公開データがないため、水道事業の水源内訳を図34に示す。令和元年で日平均約8,000m^3の地下水を水道水として取水している。

なお、京都市伏見区、久御山町については、地下水取水量の経年データが公開されていないため省略した。

表96 水道事業の取水量内訳

取水量(千m^3)	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	合計
向日市	0	0	0	3,184	2,761	0	5,945
長岡京市	0	0	0	2,168	6,834	0	9,002
大山崎町	0	0	0	865	1,003	0	1,868
京都市	184,759	455	323	357	5	0	185,899
八幡市	0	0	0	2,905	4,603	0	7,508
久御山町	0	0	0	1,271	1,408	0	2,679

※京都市伏見区の内訳がないため、京都市全体の取水量内訳を示す。

出典:京都水道グランドデザイン(令和6年3月一部改訂、データは水道統計(令和3年度実績)を基に作成)

表97 大山崎町の地下水取水量

取水量(m³/年)	水道事業	企業	乙訓環境衛生組合	合計
令和元年度	806,140	551,218	77,398	1,434,756
令和2年度	827,320	547,706	80,375	1,455,401
令和3年度	865,190	334,436	76,034	1,275,660
令和4年度	868,225	389,772	77,628	1,335,625
令和5年度	870,745	414,991	91,111	1,376,847

出典:令和5年度大山崎町の水道

表98 長岡京市の地下水取水量

取水量(m³/年)	民間事業者	水道事業	合計
平成25年度	2,240,735	5,017,290	7,258,025
平成26年度	2,199,125	4,609,220	6,808,345
平成27年度	2,001,660	4,137,640	6,139,300
平成28年度	2,086,340	4,048,945	6,135,285
平成29年度	2,053,490	4,212,465	6,265,955

出典:長岡京市上下水道ビジョン (令和2年～令和11年度)

表99 向日市の地下水取水量(水道事業)

取水量(m³/年)	物集女西浄水場
令和元年度	2,984,093
令和2年度	3,451,437
令和3年度	3,184,415
令和4年度	2,948,937
令和5年度	2,575,995

出典:令和5年度向日市水道事業年報

※自己水は地下水を水源とする

出典:八幡市水道ビジョン(令和3年3月)

図34 八幡市の水道水源別水量内訳

イ. 漁業権の設定状況

計画段階関係地域の内水面漁業の概要を表100に示す。

淀川水系において、あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類の内水面漁業が行われている。桂川下流では京淀川漁業協同組合が、木津川では木津川漁業協同組合が漁業権者である。

表100 内水面漁業権の概要

項目		内水面漁業の概要	
		京内共第4号	京内共第7号
水系		淀川	
漁業権者		京淀川漁業協同組合	木津川漁業協同組合
漁業権区域		京都市西京区、南区JR東海道線鉄橋から下流の桂川、宇治市隠元橋から下流、京都府と大阪府との境界までの淀川本支流、八幡市上津屋橋から下流の木津川本支流、京都市南区小枝橋から下流の鴨川本支流。ただし、支流の壕川、新高瀬川、西高瀬川及び天神川を除く。	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流。
漁業権魚種		あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類	
遊漁の制限又は禁止事項等	1	禁漁期間と体長制限 （京都府内水面漁業調整規則第25条・第26条、水産資源保護法第25条）	
	2	禁止漁具・漁法 （水産資源保護法及び京都府内水面漁業調整規則第27条）	
	3	採捕禁止区域（京都府内水面漁業調整規則第29条）	
	4	外来魚の移植制限（京都府内水面漁業調整規則第29条の2）	

出典：京都府内水面漁業協同組合連合会HP、京都府内水面漁業調整規則（2025年6月20日閲覧）

(5) 交通の状況

ア. 道路

本事業実施想定区域周辺の主要道路を図35に、24時間交通量を図36に示す。本事業実施想定区域周辺には、名神高速道路、京都縦貫自動車道等の高速道路が走っており、近隣には大山崎ジャンクションがあり、大阪と京都・名古屋を結ぶ主要交通の要所である。24時間の交通量は名神高速道路の京都南から大山崎JCTで約86,000台が走行している。一般道では、国道171号が縦断し、国道478号が京都第二外環状道路と並行して国道171号から淀川対岸の八幡市方面へ連絡している。

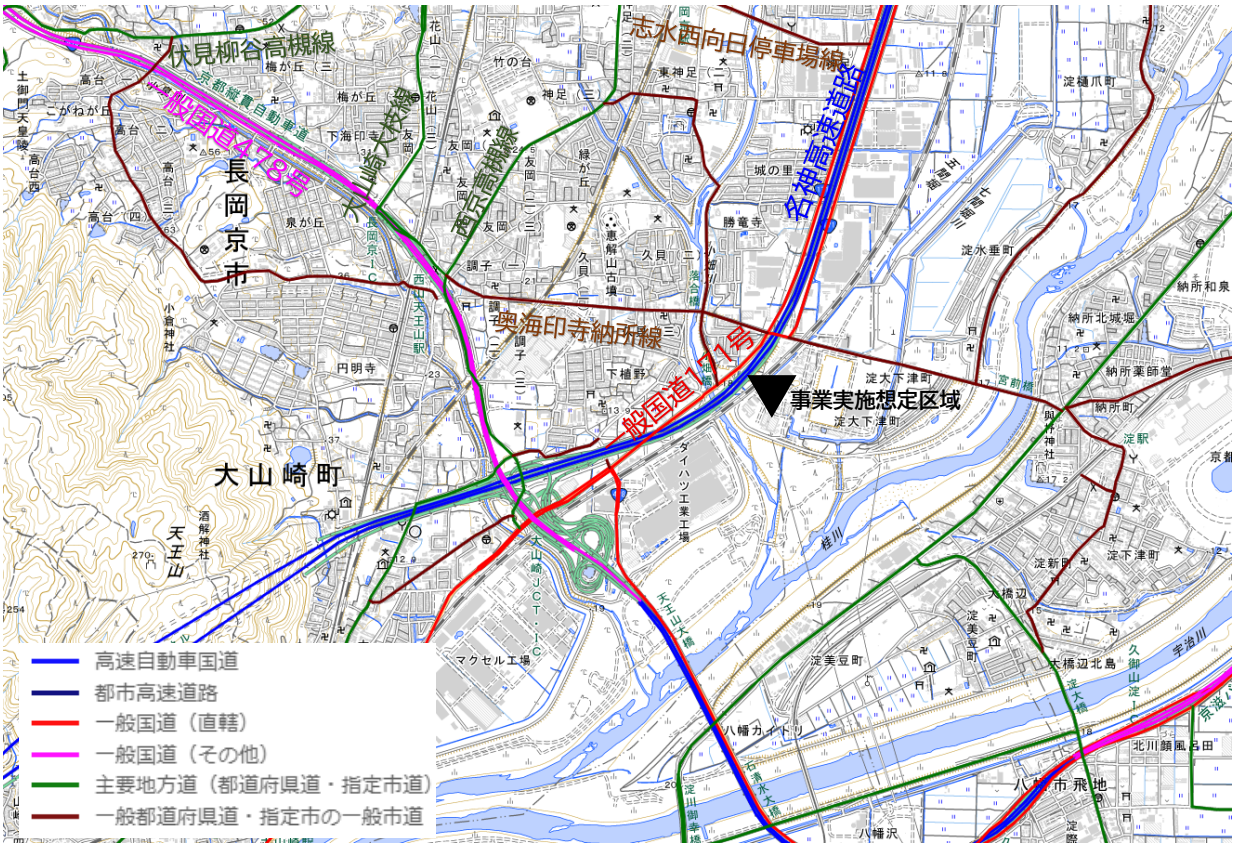

出典：令和3年度 一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（2025年6月20日閲覧）

図35 事業実施想定区域周辺の主要道路

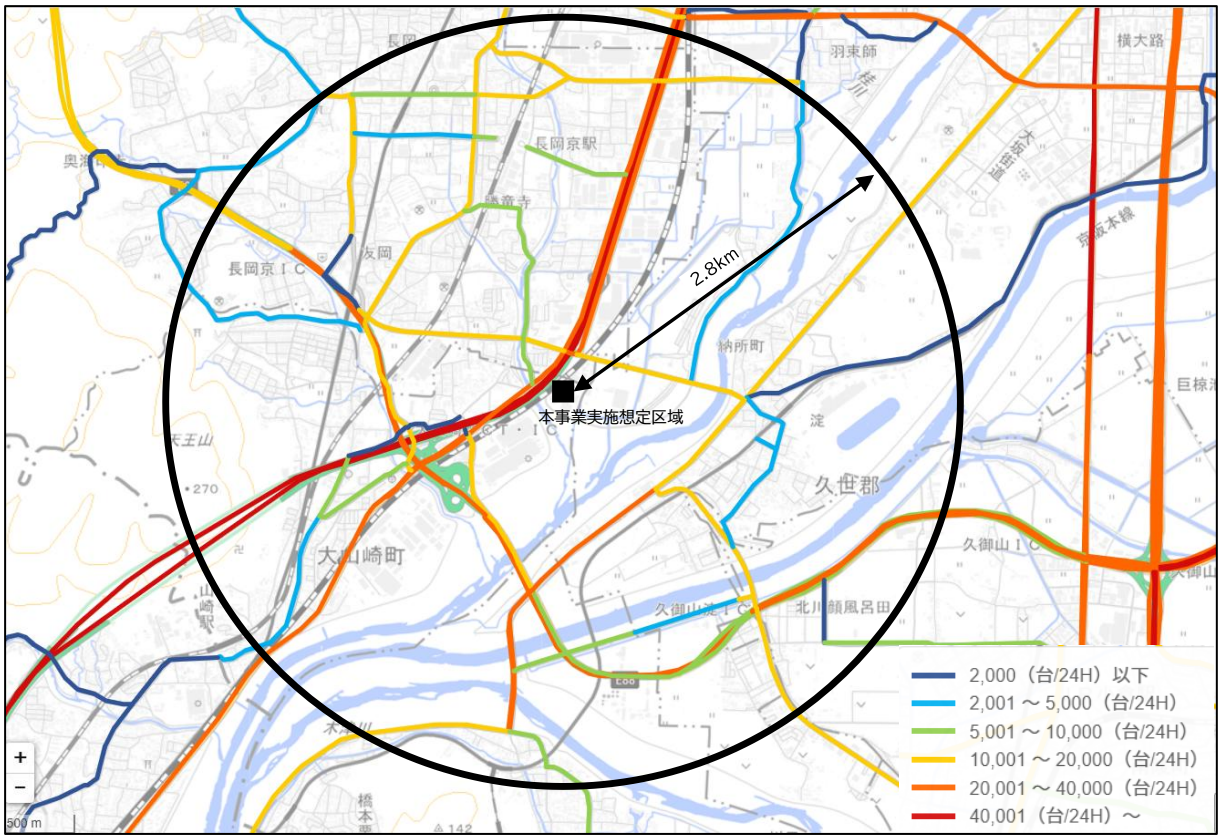

出典：令和3年度　一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（2025年6月20日閲覧）

図36　事業実施想定区域周辺の24時間交通量

イ. 鉄道

計画段階関係地域の鉄道の状況を図37に示す。本事業実施想定区域周辺は、JR西日本東海道線及び阪急電鉄京都線が縦断し、JRの長岡京駅、阪急の西山天王山駅及び長岡天神駅が立地して住民の日常生活の足として利用されている。桂川の対岸には京阪電鉄の淀駅がある。

また、名神高速道路と並行して東海道新幹線が走っており、本事業想定区域から新幹線の高架までの直線距離は100m程度である。

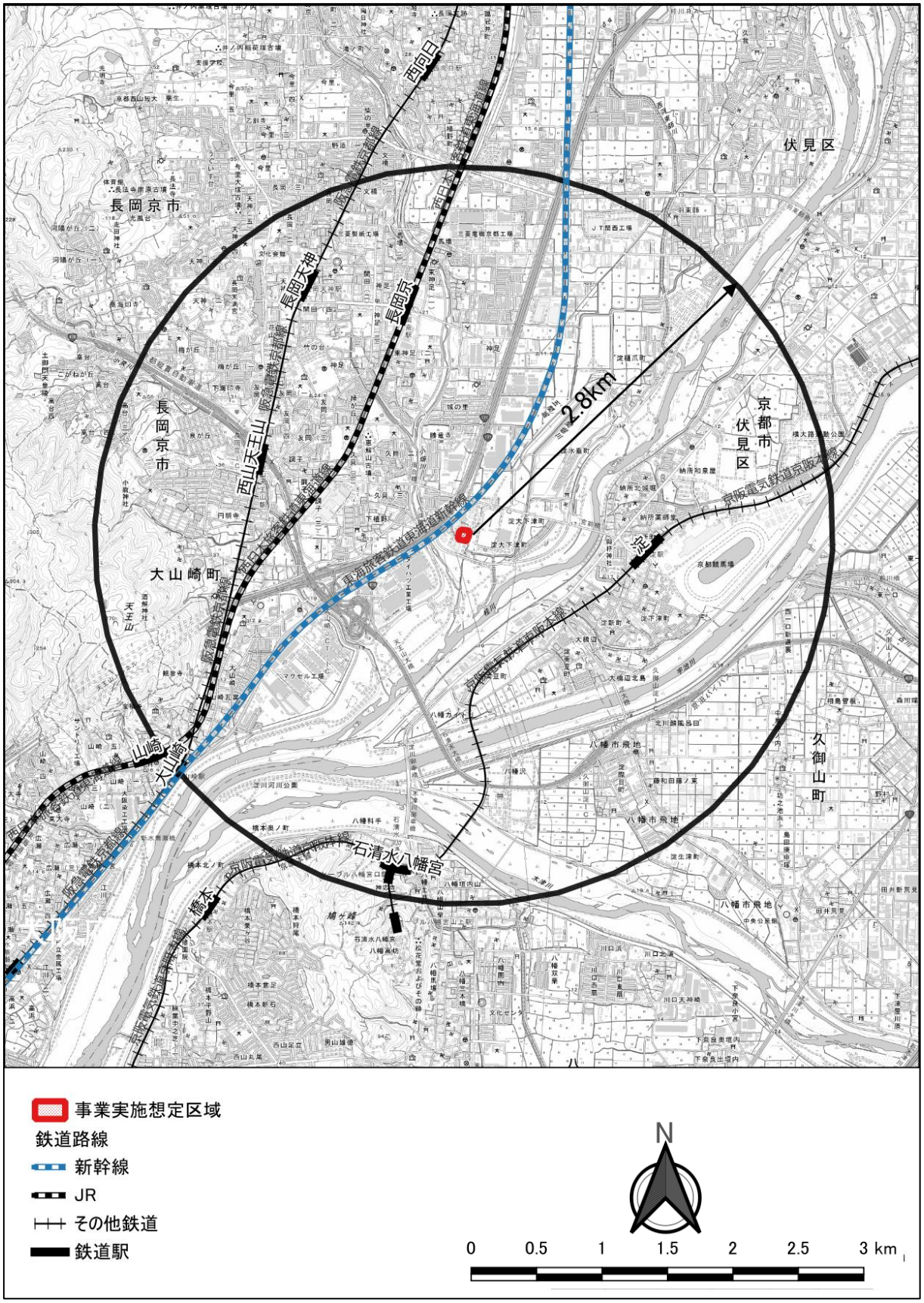

図37 計画段階関係地域の鉄道の状況

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

ア. 学校

計画段階関係地域の市区町ごとの学校数・児童・生徒数を表101に、計画段階関係地域内の学校等のリストを表102に、分布を図38に示す。計画段階関係地域には25の学校があり、本事業実施想定区域から最も近いのは長岡第八小学校で、直線距離で約1.1kmの位置にある。

表101 学校数、児童・生徒数

自治体名	項目	学校数	教員数	児童・生徒数(人)		
				男	女	総数
向日市	幼稚園	13	88	413	458	1,917
	小学校	7	223	1,862	1,683	3,545
	中学校	3	96	734	691	1,425
	高等学校	2	87	343	836	1,179
長岡京市	幼稚園	20	145	785	830	2,894
	小学校	10	298	2,320	2,262	4,582
	中学校	5	218	1,455	1,408	2,863
	高等学校	3	166	1,078	1,153	2,231
大山崎町	幼稚園	5	13	94	97	770
	小学校	2	62	419	430	849
	中学校	1	30	197	213	410
	高等学校	-	-	-	-	0
大山崎町	幼稚園	1	0	0	0	12
	小学校	1	10	5	17	22
	中学校	-	0	0	0	0
	高等学校	-	-	-	-	0
八幡市	幼稚園	20	166	622	529	2,110
	小学校	8	238	1,562	1,662	3,224
	中学校	4	136	847	797	1,644
	高等学校	2	72	166	222	388
京都市伏見区	幼稚園	77	444	1,534	1,514	7,630
	小学校	33	831	6,123	5,940	12,063
	中学校	16	495	3,181	3,284	6,465
	高等学校	10	540	3,162	2,877	6,039

※幼稚園は幼稚園、認定こども園、保育所の合計数を示す。
※幼稚園の児童・生徒数の総数には、保育所の人数を含む。

出典:令和4年京都府統計書

表102 計画段階関係地域内の環境保全についての配慮が必要な学校等

分類	No.	名称	所在地
幼稚園・保育所等	1	めぐみ幼稚園	長岡京市調子1-1-19
	2	京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山1-5
	3	一里塚幼稚園	長岡京市開田2-2-3
	4	友岡こども園	長岡京市友岡3-8-18
小学校	5	納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺1
	6	明親小学校	京都市伏見区淀池上町106
	7	美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町1244
	8	長岡第六小学校	長岡京市長岡2-3-1
	9	長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺29-1
	10	長岡第九小学校	長岡京市東神足2-17-1
	11	神足小学校	長岡京市神足3-2-1
	12	大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺百百18
	13	長岡第四小学校	長岡京市友岡1-2-4
	14	長岡第五小学校	長岡京市下海印寺東山1
	15	第二大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺西法寺26
中学校	16	大淀中学校	京都市伏見区淀下津町257-7
	17	洛水中学校	京都市伏見区横大路竜ヶ池31
	18	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺28-1
	19	長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田1-1
	20	長岡中学校	長岡京市天神4-5-1
	21	大山崎中学校	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田15-1
	22	立命館中学校	長岡京市調子1-25-1
高等学校	23	西乙訓高等学校	長岡京市下海印寺西明寺41
	24	乙訓高等学校	長岡京市友岡1-1-1
	25	立命館高等学校	長岡京市調子1-25-1

出典：国土数値情報 学校データ（令和5年）

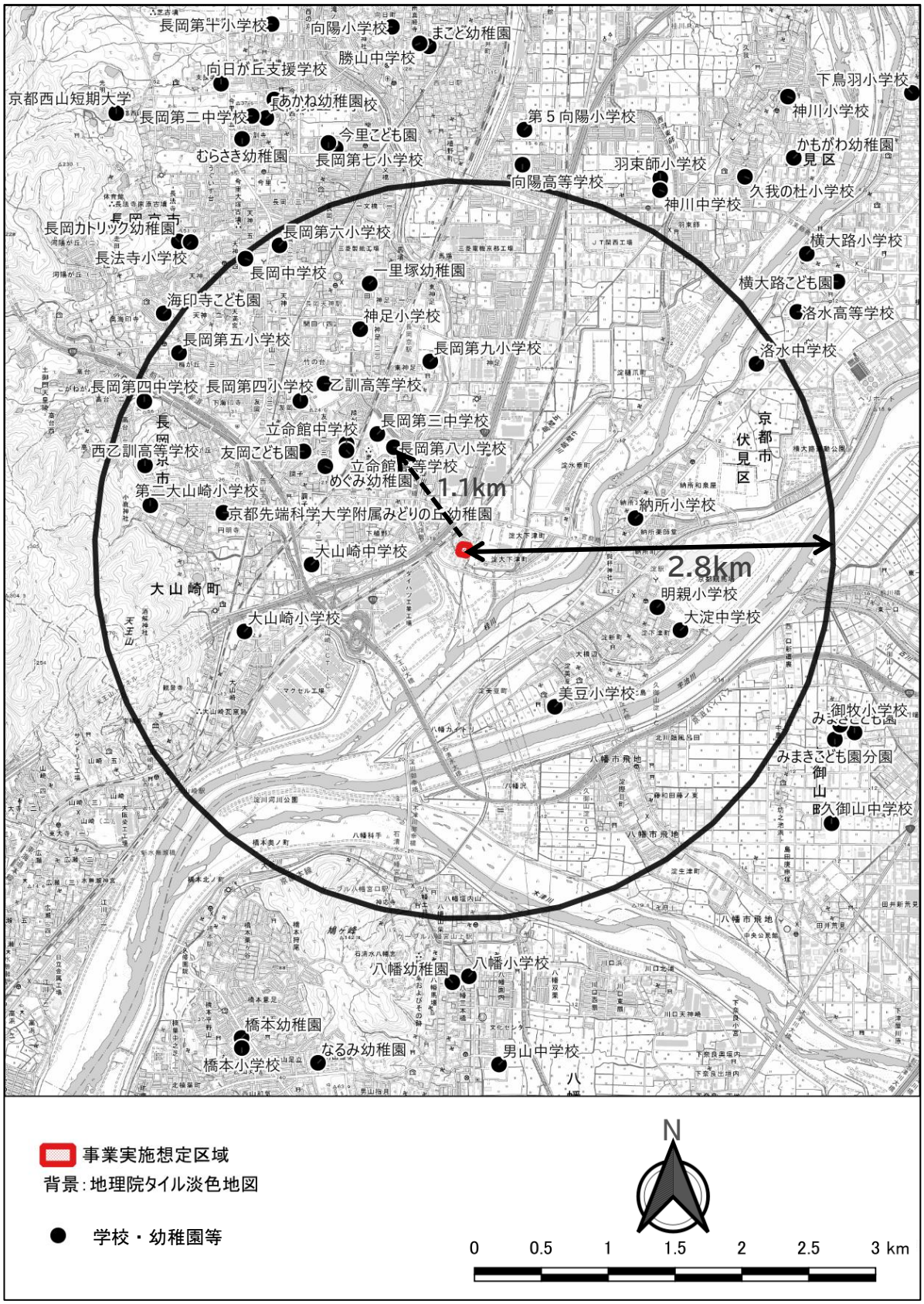

出典：国土数値情報　学校データ（令和5年度）

図38　事業実施想定区域と近隣の学校等の位置関係

イ. 病院・福祉施設・文化施設

計画段階関係地域の市区町別病院・診療所数を表103に、計画段階関係地域の病院を表104、図39・図40に示す。本事業実施想定区域から最も近い病院はダイハツ工業株式会社京都工場診療所で、直線距離で約500mに位置している。そのほか、福祉施設を表105・図41に、文化施設を表106・図42に示す。

表103 病院、診療所数

所在地名	病院		一般診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数
向日市	1	158	47	19
長岡京市	6	1,284	72	44
大山崎町	-	-	9	-
八幡市	4	555	42	15
京都市伏見区	16	3,145	229	84
久御山町	2	479	8	-

表104 計画段階関係地域内の病院

No.	名称	所在地
1	医療法人社団千春会 千春会病院	長岡京市開田2丁目14の26
2	医療法人社団淀さんせん会金井病院	京都市伏見区淀木津町612－12
3	医療法人総心会 長岡京病院	長岡京市開田4丁目9の10
4	社会福祉法人京都済生会病院	京都府長岡京市下海印寺下内田101番地
5	いちまる整形外科クリニック	長岡京市長岡2丁目26－13
6	おおつか内科クリニック	京都市伏見区淀本町173-27
7	くわはら内科	久御山町北川顔村西6－2
8	さたけ整形外科	長岡京市開田4－8－6 クリニックステーション長岡天神2F
9	さとう内科	長岡京市天神1丁目3番28号
10	しまだ耳鼻咽喉科医院	長岡京市友岡4丁目21－13 ルピナスヴィータ2F
11	ダイハツ工業株式会社京都工場診療所	大山崎町下植野小字北細池1
12	ちかやま内科	長岡京市開田4丁目8番6
13	にしむら医院	長岡京市長岡2－26－16
14	はっとりこどもクリニック	長岡京市開田4丁目1－5 タナカビル2・3F
15	パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社長岡健康管理室	長岡京市神足焼町1
16	ほった眼科	長岡京市開田1－121
17	マキ皮フ科クリニック	長岡京市友岡4-21-13 ルピナスヴィータ2－1
18	みちはた小児科医院	長岡京市開田2丁目9-12ﾌｧﾐｰﾙ長岡京ｸﾞﾗﾝﾃﾞｭｰﾙ1F
19	伊与田医院	長岡京市開田4－1－11 橋本ビル2F
20	医療法人さいのうち医院	長岡京市神足1－10－6
21	医療法人となみクリニック	八幡市八幡樋ノ口3番地5
22	医療法人海老沢内科医院	長岡京市長岡1丁目1番12 パネフリ第3ビル1F
23	医療法人在田皮膚科医院	長岡京市開田2－1－21
24	医療法人社団 松ヶ崎記念病院 松ヶ崎記念クリニック	京都市伏見区淀美豆町1077番地
25	医療法人社団くぼた医院	長岡京市馬場見場走り25－3
26	医療法人社団つくだ医院	京都市伏見区淀下津町47番地
27	医療法人社団松下医院	京都市伏見区淀池上町136-16
28	医療法人社団森小児科医院	長岡京市花山三丁目26番地
29	医療法人社団千春会千春会ハイパーサーミアクリニック	長岡京市神足2－3－1バンビオ1番館7階
30	医療法人社団足立医院	長岡京市神足1－8－7
31	医療法人社団中川医院	大山崎町大山崎堀尻12
32	医療法人社団田本内科	長岡京市友岡3－12－12
33	医療法人社団堀口医院	長岡京市開田3丁目6-19
34	医療法人社団和秀会近藤産婦人科医院	長岡京市長岡2－2－32
35	医療法人社団檜垣医院	長岡京市友岡西山14－7
36	医療法人壮成会田村クリニック	向日市上植野町落堀15－1
37	医療法人村西医院	長岡京市友岡4丁目125番2号
38	医療法人太田内科医院	大山崎町円明寺鳥居前6－7
39	医療法人馬本医院	長岡京市下海印寺横山43
40	医療法人梅山医院	大山崎町円明寺若宮前10－63
41	医療法人美葉会 いわきクリニック形成外科皮フ科	長岡京市長岡1丁目1番11号コンフォートセブン2F
42	医療法人目高会羽束師クリニック	京都市伏見区羽束師古川町73番地1
43	井上クリニック耳鼻咽喉科・アレルギー科	長岡京市花山2丁目28－1
44	一般財団法人長岡記念財団長岡京駅前メンタルクリニック	長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1番館7階701－5
45	一般社団法人視力愛護協会富井眼科診療所長岡分院	長岡京市友岡4－21－13 ルピナス・ヴィータ1F
46	介護老人福祉施設洛和ヴィラ大山崎医務室	大山崎町円明寺開キ3－3
47	株式会社村田製作所本社診療所	長岡京市東神足1－10－1
48	岩見眼科	長岡京市開田2丁目9番12－102
49	橋本医院	長岡京市開田2丁目9－12ﾌｧﾐｰﾙ長岡ｸﾞﾗﾝﾃﾞｭｰﾙ1F
50	金井クリニック	京都市伏見区淀池上町151番地19
51	三菱電機株式会社京都製作所診療所	長岡京市馬場図所1
52	山本あつこクリニック	八幡市八幡土井39－2
53	耳鼻咽喉科牧野医院	京都市伏見区淀池上町82－1
54	七岡内科医院	長岡京市久貝3－1－18
55	社会福祉法人長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜医務室	長岡京市天神2－3－10
56	小児科・アレルギー科北條クリニック	長岡京市開田4－5－10
57	小松眼科医院	京都市伏見区淀池上町20番地
58	小野田医院	大山崎町大山崎小字高麗田3－4
59	森本医院	長岡京市天神1-12-12
60	神部整形外科	長岡京市神足3丁目4－8
61	石澤診療所	長岡京市開田4－8－5 若竹ビル1階
62	大林内科・循環器科クリニック	長岡京市神足1－15－5
63	地域密着型特別養護老人ホームいずみ医務室	京都市伏見区淀美豆町283番地
64	地域密着型特別養護老人ホーム洛和ヴィラ天王山医務室	大山崎町大山崎松原36－6
65	池田内科クリニック	向日市上植野町落堀14－5
66	中元耳鼻咽喉科医院	長岡京市開田4-8-5 若竹ビル2F
67	天神西村クリニック	長岡京市長岡2丁目1番41号
68	土井医院	長岡京市長岡1丁目3－17
69	特別養護老人ホームともおか医務室	長岡京市友岡1丁目2番3号
70	特別養護老人ホーム淀の里医務室	京都市伏見区淀美豆町1055番地
71	日本中央競馬会京都競馬場診療所	京都市伏見区葭島渡場島町32
72	畠中診療所	長岡京市勝竜寺11－2
73	鈴木医院	長岡京市開田2丁目3－10
74	鈴木外科医院	長岡京市友岡4丁目19－11

出典：国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）

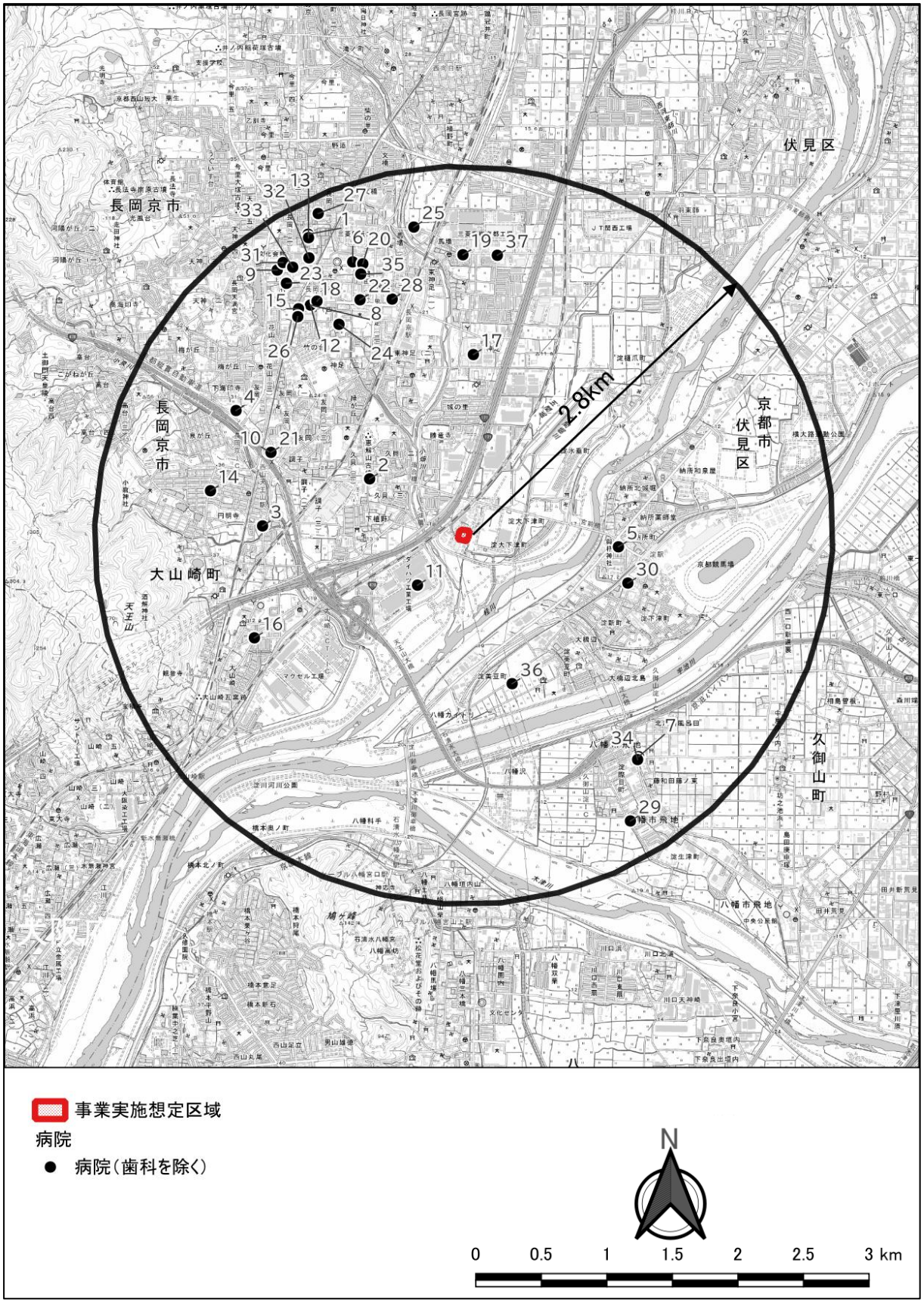

出典：国土数値情報　医療機関データ（令和2年度）

図39　事業実施想定区域と近隣の病院の位置関係（No.1～37）

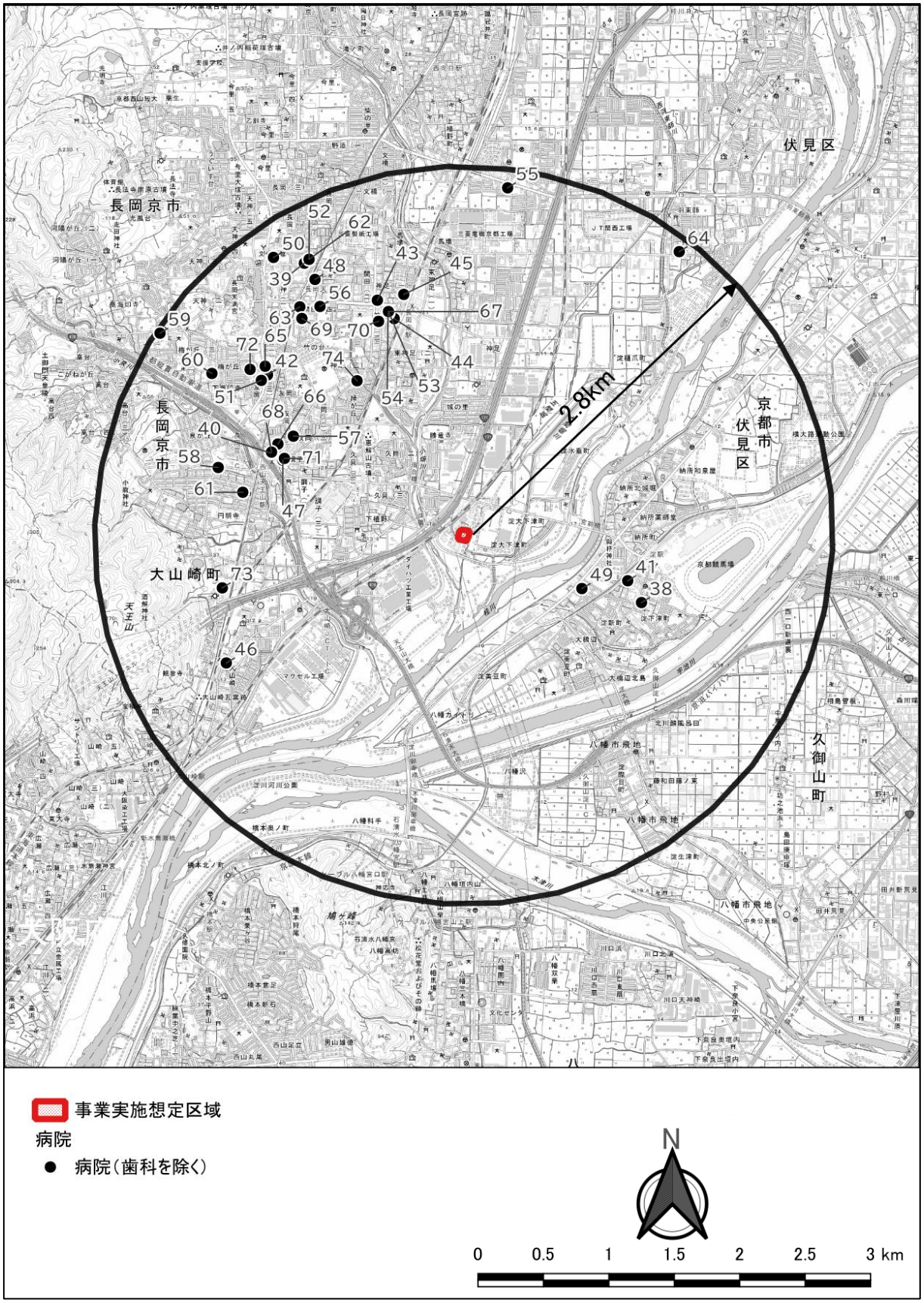

出典：国土数値情報　医療機関データ（令和2年度）

図40　事業実施想定区域と近隣の病院の位置関係（No.38～74）

表105 計画段階関係地域の福祉施設

No.	種別	名称	所在地
1	老人福祉施設	笑顔ぷらす 淀木津町店	京都市伏見区淀木津町 424-1 ラ・ヨード 21 1 階店舗北
2	老人福祉施設	ケアビレッジこころ伏見・淀デイサービスセンター	京都市伏見区淀際目町 193-1
3	老人福祉施設	介護老人保健施設 洛和ヴィラウラノス	京都市伏見区淀美豆町 1133
4	老人福祉施設	介護医療院 洛和ヴィラよつば	京都市伏見区淀美豆町 1077
5	老人福祉施設	淀の里老人デイサービスセンター	京都市伏見区淀美豆町 1055
6	老人福祉施設	特別養護老人ホーム淀の里ショートステイ	京都市伏見区淀美豆町 1055
7	老人福祉施設	ショートステイ いずみ	京都市伏見区淀美豆町 283
8	老人福祉施設	ケアハウスいずみ	京都市伏見区淀美豆町 283
9	老人福祉施設	大山崎町立老人福祉センター長寿苑	乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々 10-2
10	老人福祉施設	エルケアネット京阪淀デイサービスセンター	京都市伏見区淀池上町 147-2
11	老人福祉施設	京都市淀老人福祉センター	京都市伏見区淀池上町 131-1
12	老人福祉施設	介護老人保健施設 京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177
13	老人福祉施設	医療法人啓信会デイサービスセンターリエゾン羽束師	京都市伏見区羽束師古川町 168-1
14	障害者支援施設等	地域活動支援センターやまびこ	乙訓郡大山崎町字大山崎小字早稲田 1
15	障害者支援施設等	相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル	長岡京市調子 2-5-7
16	児童福祉施設等	長岡京市立北開田児童館	長岡京市長岡 1-26-27
17	児童福祉施設等	納所城ノ内児童館	京都市伏見区納所薬師堂 27
18	児童福祉施設等	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町 555
19	児童福祉施設等	クローバーロード	京都市伏見区淀本町 173-59
20	児童福祉施設等	淀白鳥保育園分園	京都市伏見区淀池上町 147-2
21	児童福祉施設等	淀児童館	京都市伏見区淀池上町 131-1

出典：国土数値情報 福祉施設データ（令和5年度）

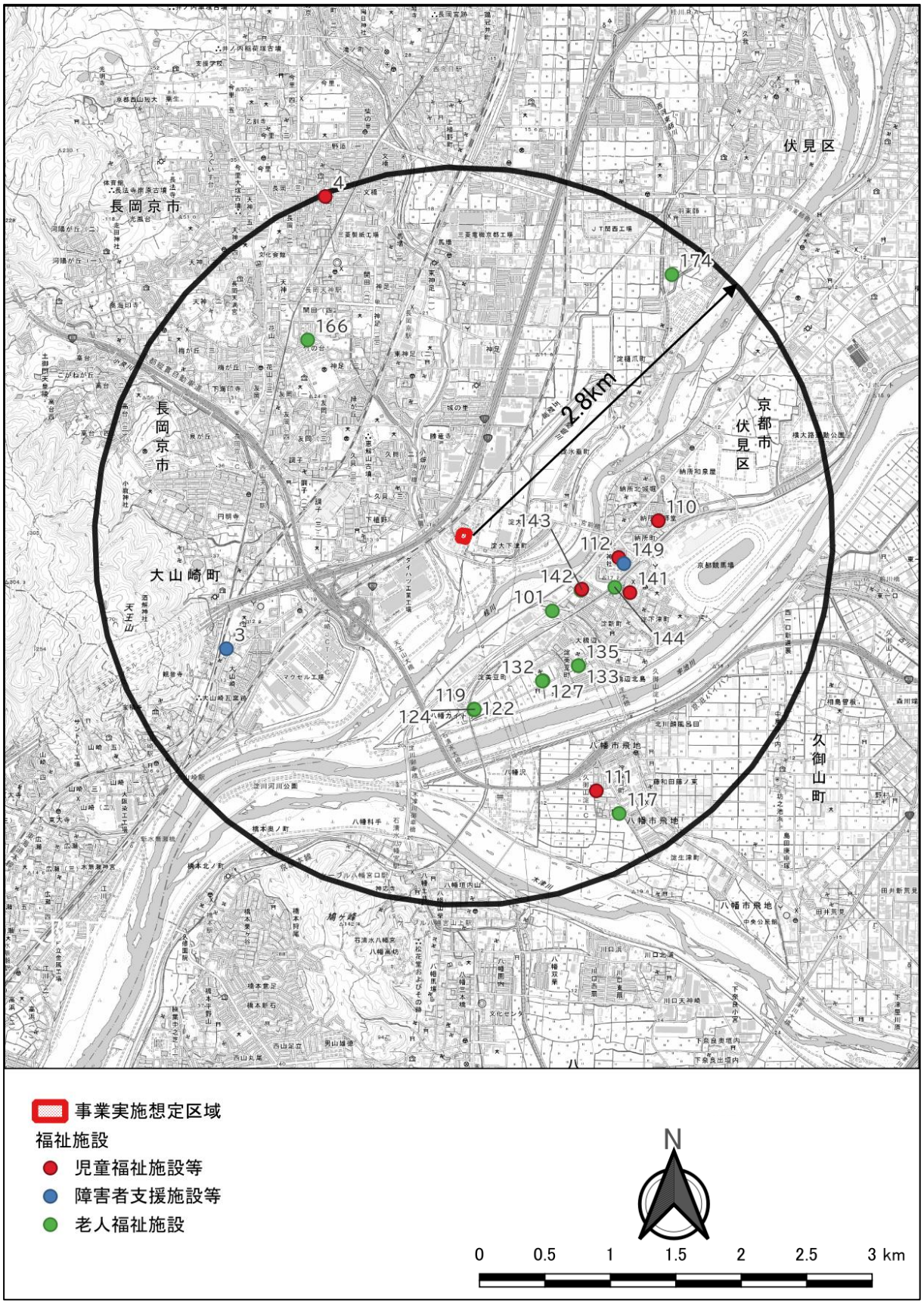

出典:国土数値情報 福祉施設データ(令和5年度)

図41 事業実施想定区域と近隣の福祉施設の位置関係

表106 計画段階関係地域の文化施設

No.	種別	名称	所在地
1	美術館	アサヒビール大山崎山荘美術館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字銭原5-3
2	資料館，記念館，博物館，科学館	大山崎町歴史資料館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光3
3	図書館	長岡京市立図書館	長岡京市天神4-1-1
4	体育館	大山崎町体育館小体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字1-50
5	体育館	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字1-50
6	庭球場（屋内）	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字1-50
7	卓球場	大山崎町体育館大体育室	乙訓郡大山崎町字円明寺小字1-50
8	庭球場（屋外）	大山崎町立岩崎運動広場	乙訓郡大山崎町字大山崎小字岩崎39-1
9	庭球場（屋外）	大山崎町立桂川河川敷公園テニス場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
10	多目的運動場	大山崎町立桂川河川敷公園軟式野球場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
11	野球場・ソフトボール場	大山崎町立桂川河川敷公園軟式野球場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
12	陸上競技場	大山崎町立桂川河川敷公園陸上競技場	乙訓郡大山崎町字円明寺小字東嶋
13	球技場	京都府立洛西浄化センター公園球技場	長岡京市勝竜寺山崎作り20-5
14	庭球場（屋外）	京都府立洛西浄化センター公園テニスコート	長岡京市勝竜寺山崎作り20-5
15	ハイキングコース	天王山コース	乙訓郡大山崎町詳細住所不明
16	ハイキングコース	長岡京市うずもれた史跡コース	長岡京市神足2
17	ハイキングコース	長岡京市天王山コース	長岡京市天神1
18	ハイキングコース	長岡京市名勝コース	長岡京市天神1
19	多目的運動場	長岡京市立スポーツセンター（グラウンド）	長岡京市神足下八ノ坪1
20	野球場・ソフトボール場	長岡京市立スポーツセンター（グラウンド）	長岡京市神足下八ノ坪1
21	球技場	長岡京市立スポーツセンター（グラウンド）	長岡京市神足下八ノ坪1
22	体育館	長岡京市立スポーツセンター体育館	長岡京市神足下八ノ坪1
23	庭球場（屋外）	長岡京市立スポーツセンターテニスコート	長岡京市神足下八ノ坪1
24	ハイキングコース	長岡京市歴史街道探訪コース	長岡京市神足2
25	多目的運動場	長岡公園運動広場	長岡京市天神2（長岡公園内）
26	ゲートボール・クロッケー場	長岡公園ゲートボールコート	長岡京市天神2-15-1（長岡公園内）
27	庭球場（屋外）	長岡公園テニスコート	長岡京市天神2-15-1（長岡公園内）

No.	種別	名称	所在地
28	ゲートボール・クロッケー場	横大路運動公園ゲートボール場	京都市伏見区横大路下ノ坪
29	体育館	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
30	卓球場	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
31	庭球場（屋外）	横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪
32	トレーニング場	横大路運動公園トレーニングルーム	京都市伏見区横大路下ノ坪
33	多目的運動場	横大路運動公園野球場兼運動場	京都市伏見区横大路下ノ坪１
34	アーチェリー場	横大路運動公園洋弓場	京都市伏見区横大路下ノ坪
35	ゲートボール・クロッケー場	老人福祉センター「長寿苑」ゲートボール場	乙訓郡大山崎町円明寺小字百々18

出典：国土数値情報　文化施設データ（平成25年度）

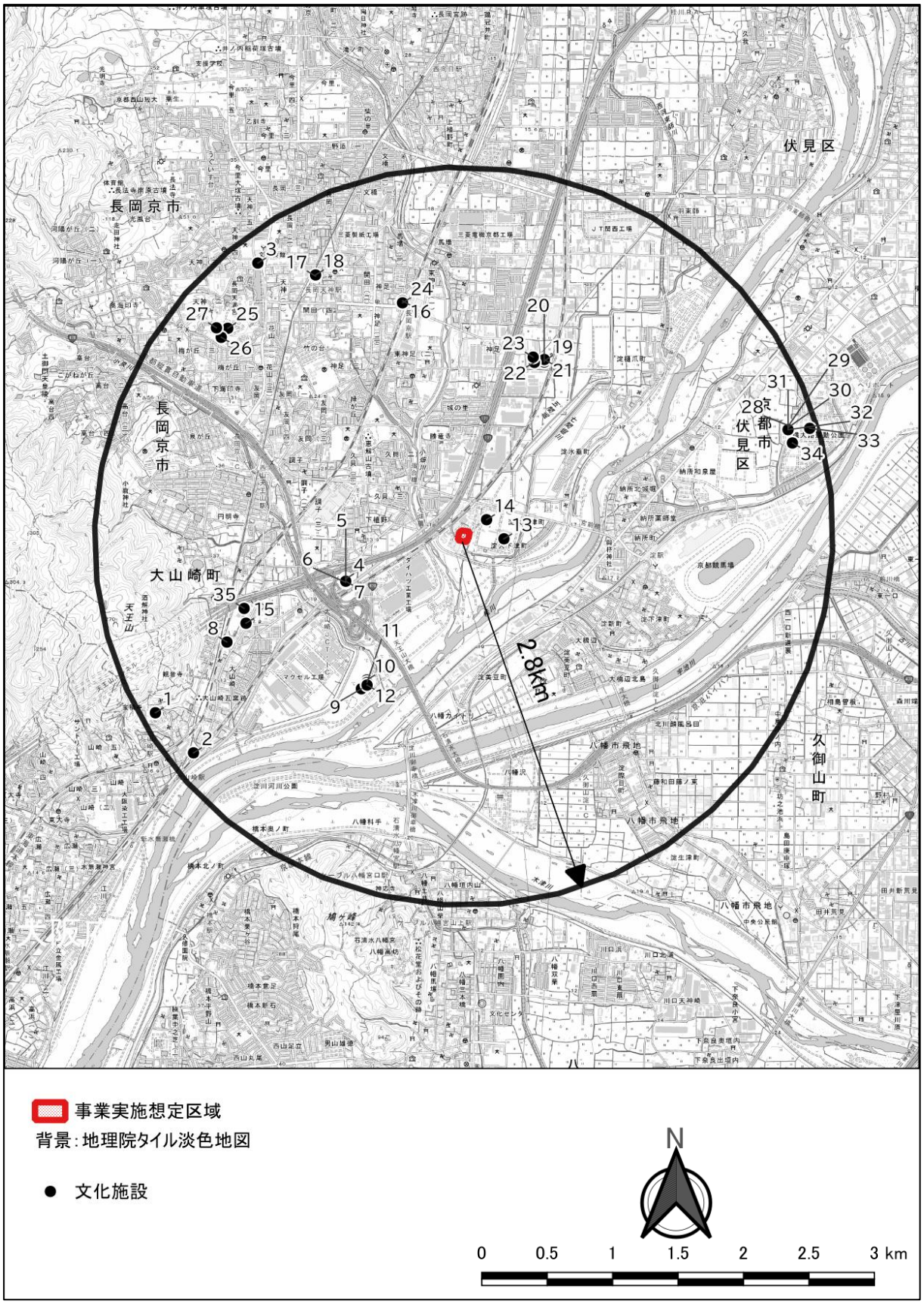

出典：国土数値情報　文化施設データ（平成25年度）

図42　事業実施想定区域と近隣の文化施設の位置関係

ウ. 住宅

本事業実施想定区域周辺は工業地域であり、名神高速道路より北西側及び京都市道淀146号線沿いには住宅街があるものの、本事業実施想定区域に隣接した住宅はない。図43に示すように名神高速道路より北西側の住宅街は約300m、京都市道淀146号線沿いの住宅街との距離は約450m離れている。

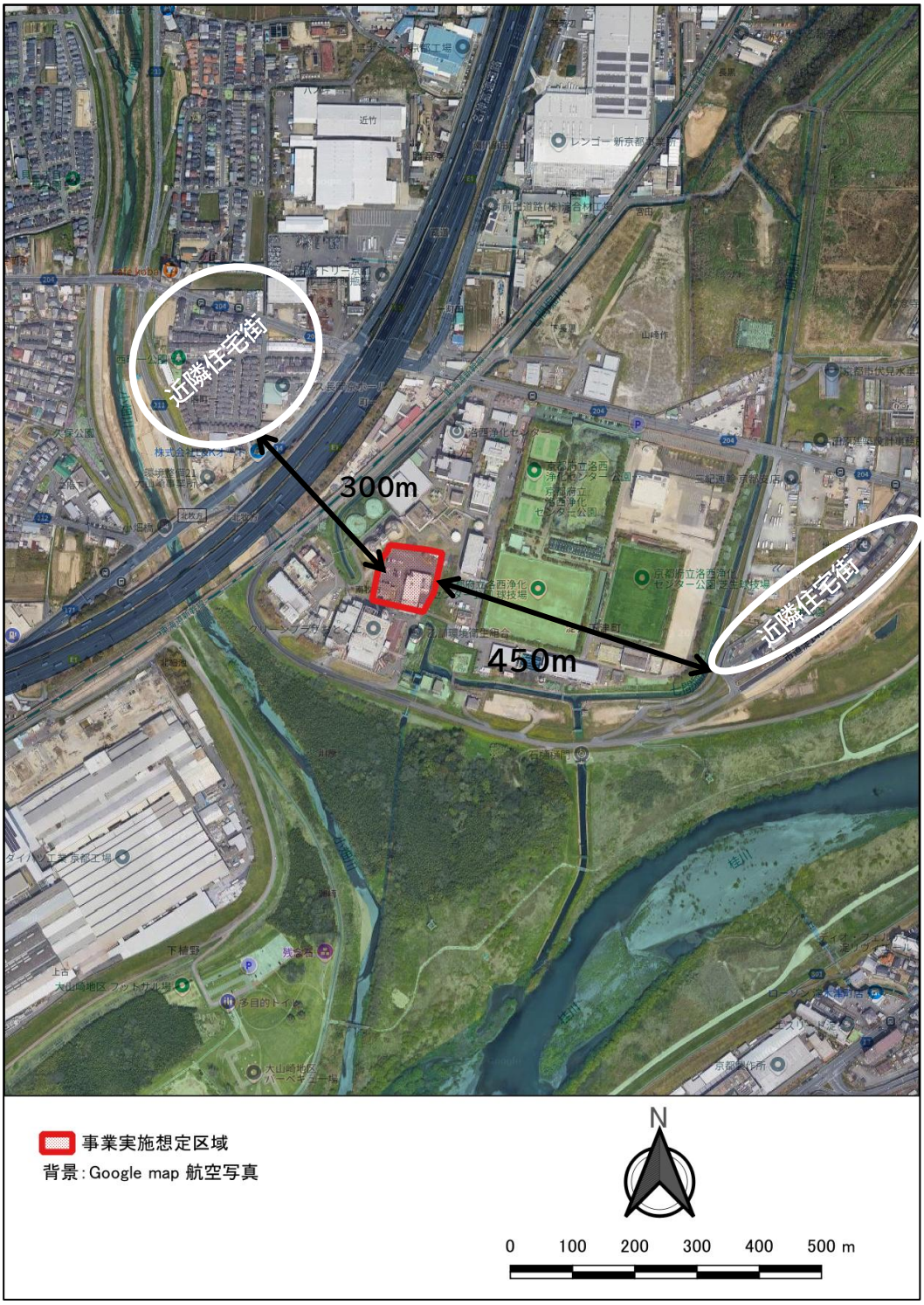

図43 本事業実施想定区域と近隣住宅街との位置関係

(7) 上水道及び下水道の整備状況

ア. 上水道

計画段階関係地域の市町別上水道の給水状況を表107に示す。給水普及率は京都市、久御山町をのぞき100%となっている。

表107 上水道給水状況

所在地名	給水区域内人口（人）	現在給水人口（人）	給水普及率（%）	計画(m^3/日)	現在(m^3/日)		水源の種別	浄水施設の種別
				1日最大給水量	1日平均給水量	1日最大給水量		
向日市	56,662	56,662	100.0	36,000	16,074	17,961	深井戸、府営水道受水	急ろ
長岡京市	81,513	81,513	100.0	33,000	24,570	27,179	深井戸、府営水道受水	急ろ
大山崎町	16,505	16,505	100.0	17,700	4,748	5,569	深井戸、府営水道受水	急ろ
京都市	1,442,181	1,440,078	99.9	561,700	476,137	531,054	表流水、伏流水、湖沼水、深井戸、浅井戸	急ろ、膜
八幡市	69,365	69,359	100.0	40,800	19,926	22,306	深井戸、府営水道受水	急ろ
久御山町	14,930	14,914	99.9	18,000	7,041	9,143	深井戸、府営水道受水	急ろ

※京都市伏見区個別のデータはないため、京都市全体の給水状況を示す。
※給水普及率は、給水区域内人口と現在給水人口の比率を示す。
※急ろは急速ろ過、膜は膜ろ過の略を示す。
※一部の市町の給水量には、京都府営水道からの受水を水源として含めている。

出典：令和5年京都府統計書（上水道の現況）

イ. 下水道

計画段階関係地域の市町別下水道の普及状況を表108に示す。向日市は普及率100%、長岡京市、大山崎町、八幡市は99.9%、京都市は99.5%、久御山町は99.8%となっている。

表108 下水道普及状況

（令和5年度末現在、単位：人、ha、%）

市町名	行政人口（人）	処理人口（人）		処理面積（ha）	下水普及率（%）	接続率（%）
			内、汚水処理人口			
向日市	56,428	56,428	56,003	652	100.0	99.2
長岡京市	82,258	82,176	81,691	978	99.9	99.4
大山崎町	16,594	16,583	16,509	288	99.9	99.6
京都市	1,375,239	1,368,000	1,360,000	15,627	99.5	99.4
八幡市	68,969	68,926	68,303	1,146	99.9	99.1
久御山町	15,334	15,310	14,515	518	99.8	94.8

※京都市伏見区個別のデータはないため、京都市全体の下水道の状況を示す。

出典：京都府HP 京都府の汚水処理人口普及率について（令和5年度末）

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画

ア. 用途地域の指定状況

計画段階関係地域の市町別都市計画区域面積を表109に、用途地域図を図44に示す。本事業実施想定区域は市街化調整区域にあり、小畑川を挟んだ対岸は工業地域及び準工業地域である。

表109 都市計画区域面積

区分		面積(ha)					
		向日市	長岡京市	大山崎町	京都市	八幡市	久御山町
都市計画区域		772	1,917	597	48,051	2,435	1,386
市街化区域		551	958	318	14,980	1,038	424
市街化調整区域		221	959	279	33,071	1,397	962
用途地域		551	958	318	14,980	1,038	424
	第1種低層住居専用地域	127	185	17	3,543	130	15
	第2種低層住居専用地域	1	-	-	21	13	0
	第1種中高層住居専用地域	26	94	60	2,356	335	23
	第2種中高層住居専用地域	-	-	3	713	45	0
	第1種住居地域	235	375	124	1,762	237	90
	第2種住居地域	11	32	4	1,268	22	6
	準住居地域	15	18	-	104	11	2
	田園住居地域	-	-	-	-	0	0
	近隣商業地域	33	27	-	982	34	3
	商業地域	6	2	-	1,024	4	0
	準工業地域	35	43	21	1,853	100	94
	工業地域	62	138	90	1,286	13	52
	工業専用地域	-	44	-	68	96	139

※京都市伏見区のデータがないため京都市全体の都市計画区域面積を示す。

出典:令和5年度京都府統計書

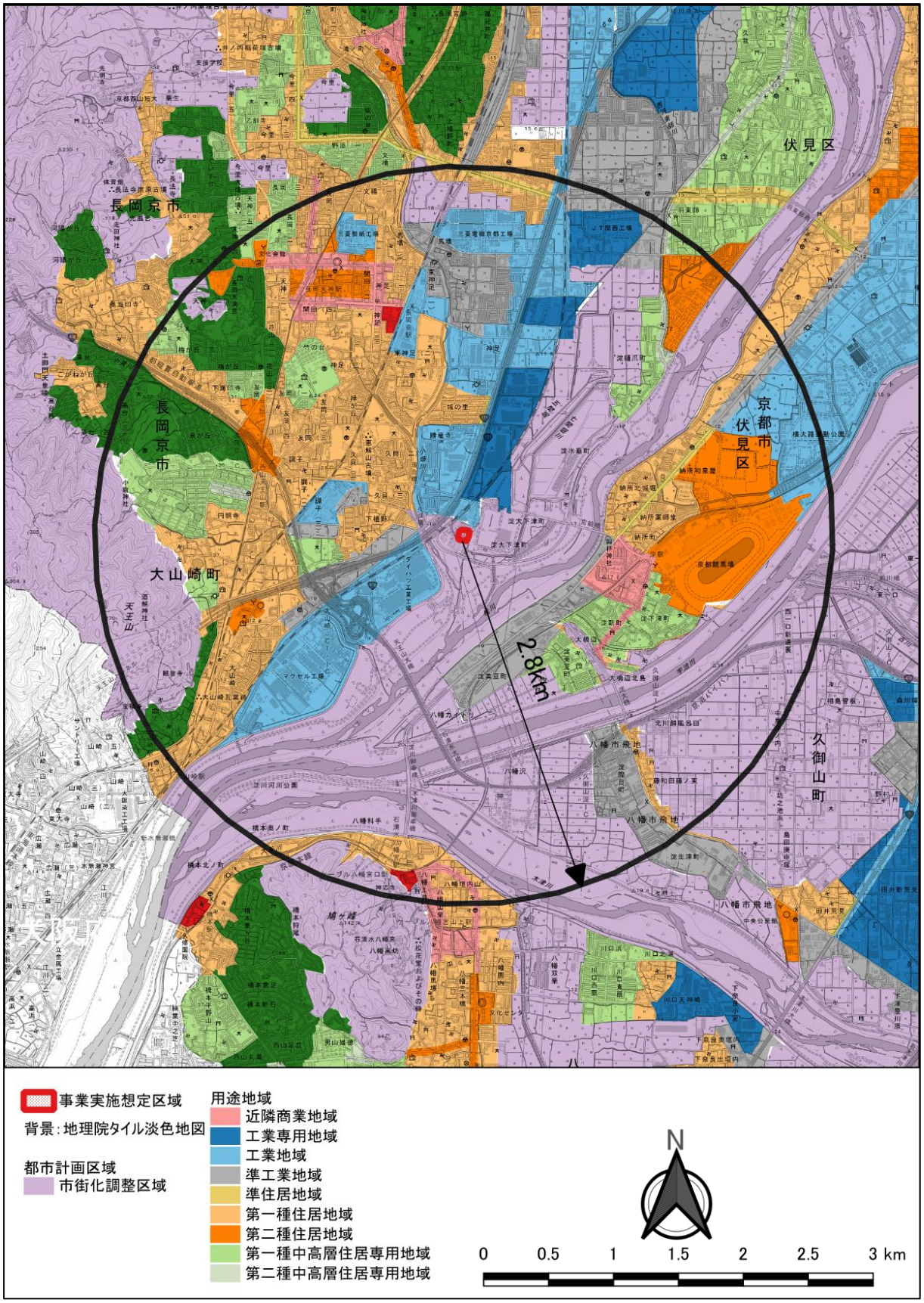

出典：国土数値情報 用途地域データ（令和元年度） 都市地域データ（平成30年度）

図44 計画段階関係地域の用途地域

(9) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業実施想定区域及び計画段階関係地域における環境法令等による地域・区域等の指定状況を表110に示す。

表110 環境法令等による地域・区域等の指定状況

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
a. 生活環境に係る法令等					
	大気汚染防止法	硫黄酸化物の総量規制地域	○	○	工場又は事業場が集合している地域で、大気汚染防止法に定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。
		窒素酸化物の総量規制地域	×	×	—
	騒音規制法	騒音に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	本事業実施想定区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、計画段階関係地域内の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
	振動規制法	振動に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	本事業実施想定区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、計画段階関係地域内の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
	悪臭防止法	悪臭に関する規制基準を適用する指定地域	○	○	計画段階関係地域は、全て指定された地域内に存在しA地域の規制基準が適用される。
	水質汚濁防止法	水質総量削減の対象となる指定地域	○	○	計画段階関係地域は、指定水域(瀬戸内海)の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。指定地域では、特定事業場で排水量が50m^3/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法対象区域	○	○	計画段階関係地域は関係府県の区域として指定された区域内に存在する。関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼及び指定地域	×	×	—
	土壌汚染対策法	要措置区域及び形質変更時届出区域	×	○	計画段階関係地域には形質変更時要届出区域が存在する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）	×	○	計画段階関係地域には指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）が存在する。
	工業用水法	地下水の採取に関する指定地域	×	×	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水の採取を規制する地域	×	×	—
	大山崎町地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	○	○	大山崎町全域では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	向日市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	計画段階関係地域である向日市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	長岡京市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	計画段階関係地域である長岡京市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	八幡市地下水の採取の届出に関する要綱	揚水施設設置に関する届け出及び報告	×	○	計画段階関係地域である八幡市では用水施設の設置及び取水に関して届出及び報告が義務付けられている。
b. 自然環境に係る法令等					
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	—
	自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×	—

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域	×	○	計画段階関係地域内には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が存在する(図45)。
	森林法	保安林、 地域森林計画対象民有林	×	○	計画段階関係地域内には、保安林及び地域森林計画対象民有林が存在する(図46)。
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×	—
	京都府地球温暖化対策条例	特定緑化地域	×	○	大山崎町、向日市、長岡京市、八幡市の市街化区域において京都府の緑化促進制度に従い緑化を進める必要がある。
c.土地利用に係る法令等					
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○	事業実施想定区域は、市街化調整区域に指定されており、計画段階関係地域には、都市地域(市街化区域)(図44)、森林地域(地域森林計画対象民有林、保安林)(図46)が指定されている。
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	京都近郊緑地保全区域	×	○	京都市、長岡京市、大山崎町の一部が京都近郊緑地保全区域に指定されている。
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×	—
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○	計画段階関係地域の一部が生産緑地地区に指定されている。
	都市計画法	都市計画区域(風致地区)	×	○	計画段階関係地域の一部が風致地区に指定されている(図47)。
	砂防法	砂防指定地	×	×	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	—
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	計画段階関係地域の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○	計画段階関係地域の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている(図48、図49)。
d.文化財等に係る法令等					
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×	―
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民族文化財、埋蔵文化財、史跡名勝 天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○	計画段階関係地域には重要文化財などが点在する。
	京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定(登録)有形文化財、京都府登録(指定)有形民俗文化財、京都府指定(登録)史跡、京都府指定(登録)名勝、京都府指定(登録)天然記念物、文化財環境保全地区	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。
	大山崎町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。
	長岡京市文化財保護条例、 八幡市文化財保護条例、 京都市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。

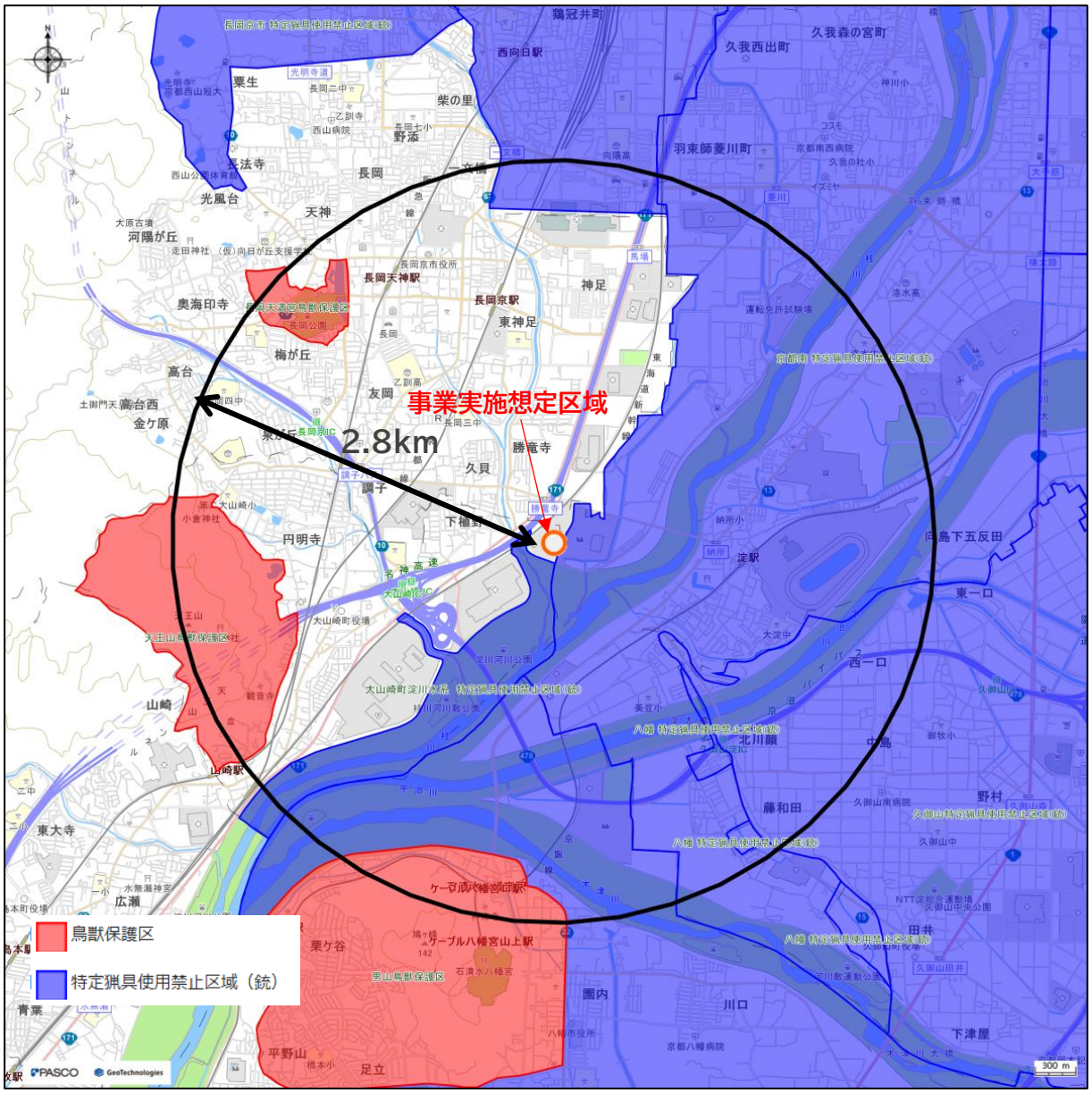

出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 鳥獣保護区マップ

図45 鳥獣保護区等位置図

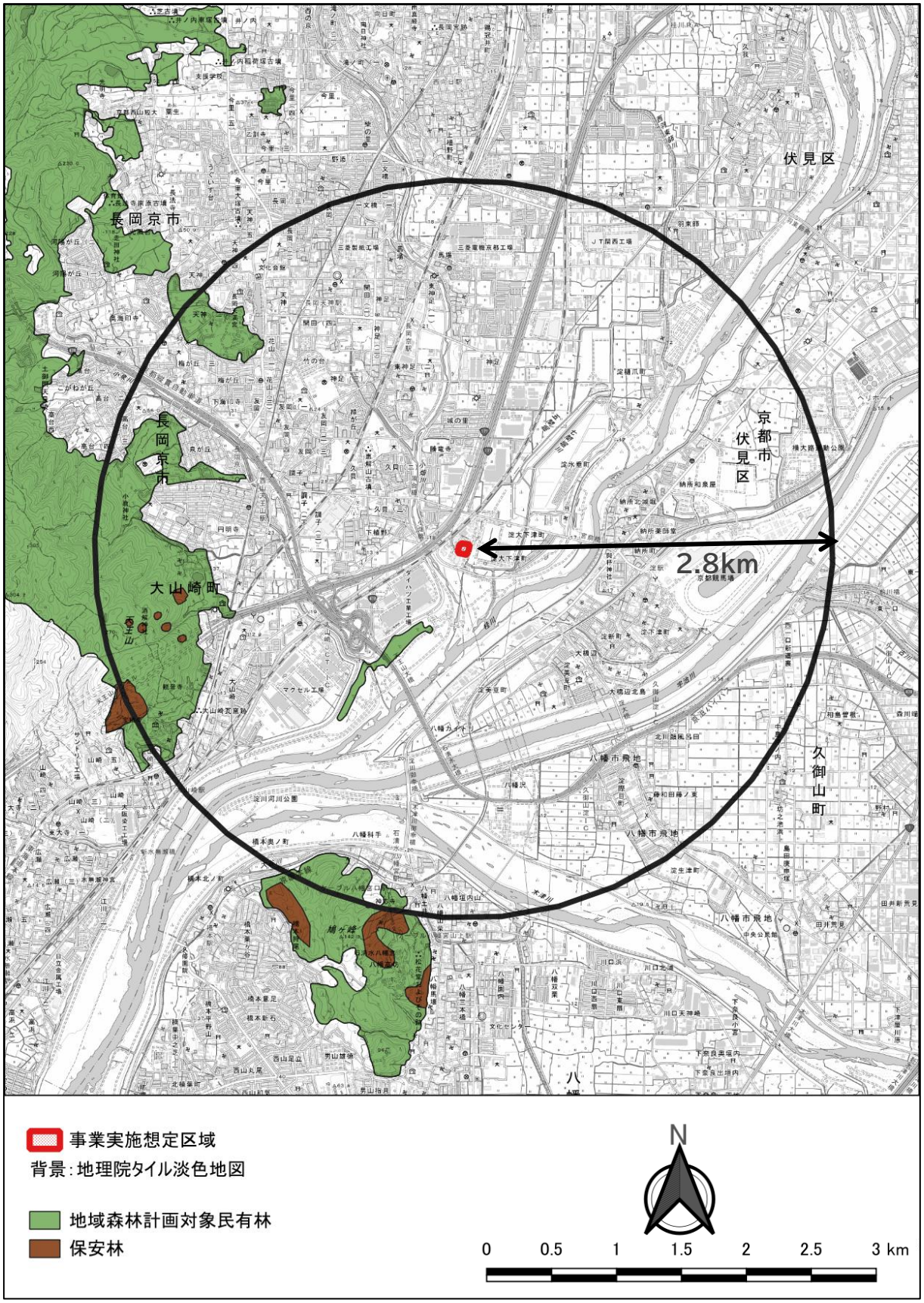

出典：国土数値情報　森林地域データ

図46　保安林等位置図

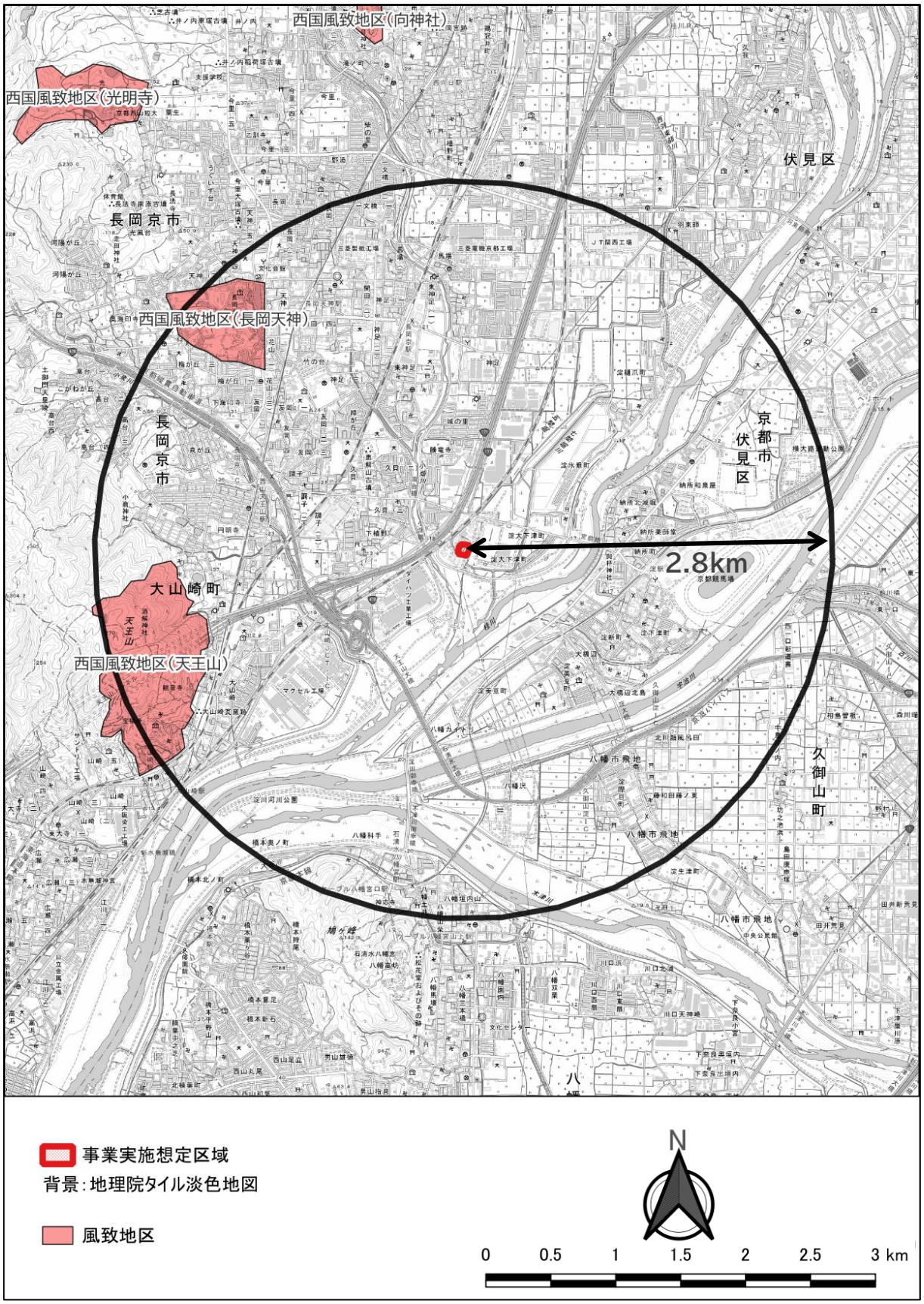

出典:京都府HP 京都府風致地区条例の対象となる風致地区

図47 風致地区位置図

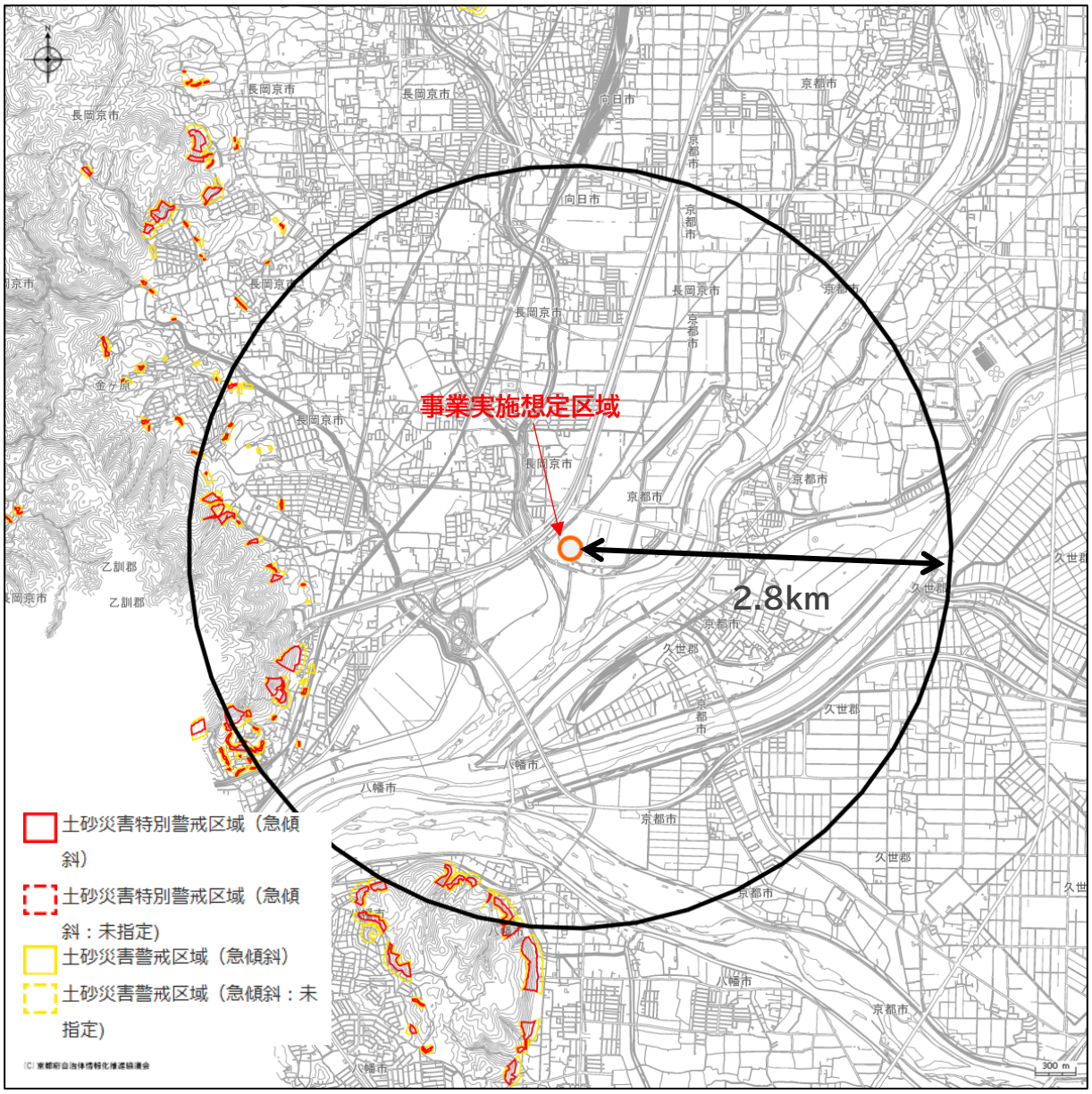

出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 土砂災害警戒区域等情報マップ

図48 土砂災害警戒区域（急傾斜）等位置図

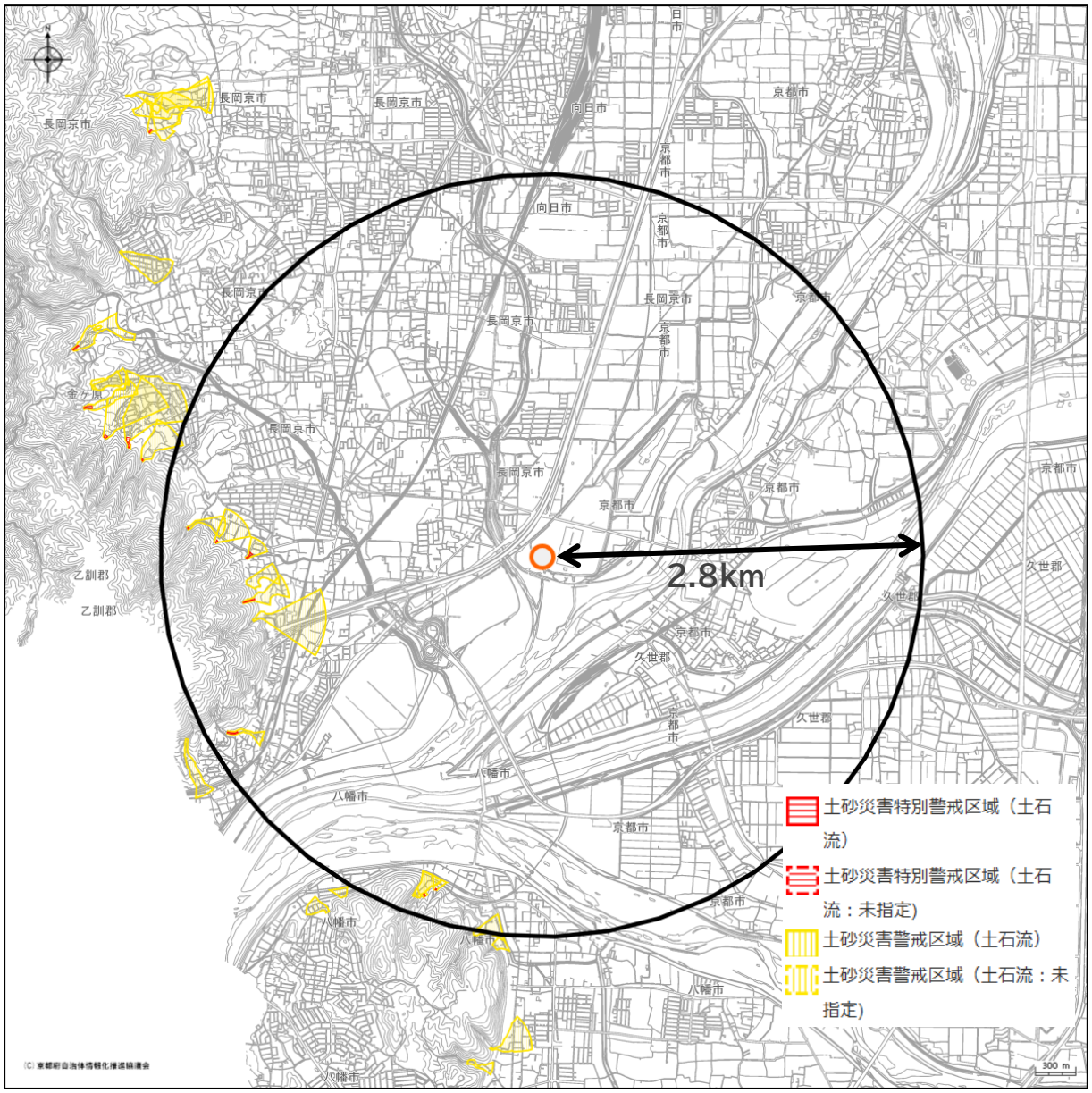

出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 土砂災害警戒区域等情報マップ

図49 土砂災害警戒区域（土石流）等位置図

(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

計画段階関係地域内の文化財保護法、京都府文化財保護条例、京都府登録文化財に関する規則、大山崎町文化財保護条例、長岡京市文化財保護条例、八幡市文化財保護条例による指定又は登録された文化財を表111、図50に示す。

また、本事業実施想定区域周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況を表112、図51に示す。本事業実施想定区域は長岡京跡の範囲に含まれる。ただし、本事業実施想定区域は、本組合のし尿処理施設がすでに存在しており、建設時には埋蔵文化財は確認されていないことから、本事業実施想定区域には埋蔵文化財は存在しないと考えられる。

表111 計画段階関係地域内の文化財一覧

No.	名称及び員数	棟名等	指定区分	種別	種別2
1	与杼神社拝殿 1棟		国指定	重要文化財	建造物
2	自玉手祭来酒解神社神輿庫 1棟				
3	寶積寺三重塔 1基				
4	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	本屋			
5	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	茶室			
6	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	閑室			
7	石清水八幡宮五輪塔 1基	五輪塔 1基			
8	妙喜庵書院及び茶室(待庵)2棟	茶室(待庵) (1棟)			
9	妙喜庵書院及び茶室(待庵)2棟	書院 (1棟)			
10	乙訓古墳群	恵解山古墳		史跡	史跡
11	大山崎瓦窯跡				
12	乙訓古墳群	鳥居前古墳			
13	離宮八幡宮東門 1棟				
14	石清水八幡宮境内				
15	中野家住宅土蔵		国登録	有形文化財	建造物
16	中野家住宅茶室				
17	中野家住宅主屋				
18	石田家住宅主屋				
19	新居家住宅主屋				
20	自玉手祭来酒解神社本殿				
21	大山崎山荘琅カン洞(トンネル)				
22	アサヒビール大山崎山荘美術館本館				
23	大山崎山荘栖霞楼(物見塔)				
24	アサヒビール大山崎山荘美術館橡の木茶屋				
25	アサヒビール大山崎山荘美術館彩月庵				
26	大山崎山荘旧車庫(京都府休憩所)				
27	中村家住宅表門				
28	中村家住宅上の蔵				
29	中村家住宅大歌堂				
30	離宮八幡宮透塀				
31	長岡天満宮本殿 1棟		府指定	有形文化財	建造物
32	宝積寺 2棟		府登録	有形文化財	建造物
33	宝積寺 2棟	仁王門 (1棟)			
34	石造宝篋印塔 1基		大山崎町指定	有形文化財	建造物
35	石造五重塔(現九重) 1基				
36	キリシマツツジ 1群		長岡京市指定	天然記念物	天然記念物
37	開田城跡土塁			史跡	史跡

出典:京都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)

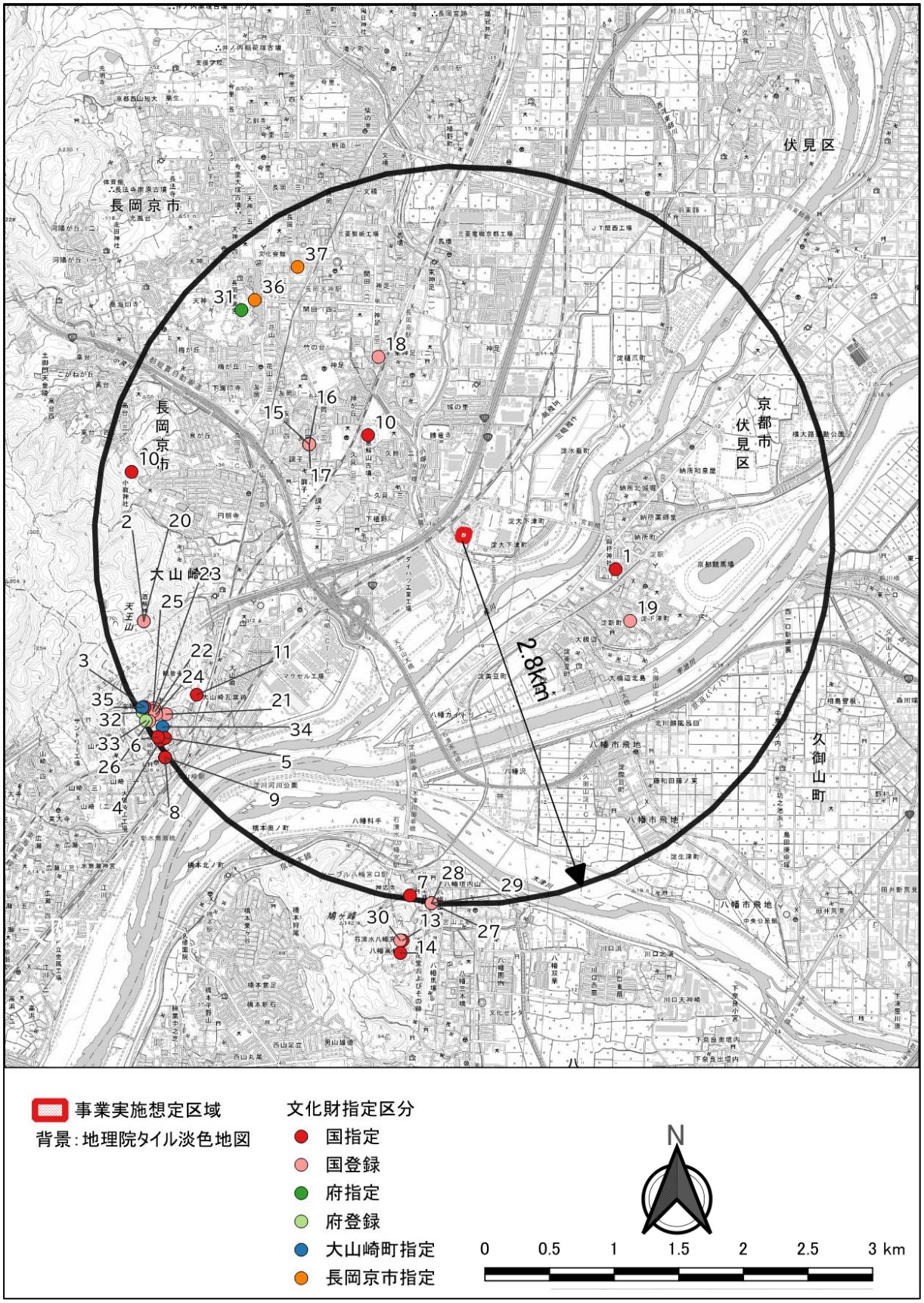

出典：京都府文化財データベース（京都府文化財総合目録）

図50 計画段階関係地域の文化財

表112 計画段階関係地域内の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称
1	東代古墳群
2	西陣町西遺跡
3	東代1号墳
4	東代遺跡
5	西陣町遺跡
6	西陣町古墓
7	天神山1号墳
8	天神山古墳群
9	天神山2号墳
10	天神山遺跡
11	長岡京跡関連遺跡
12	宇津久志古墳群
13	下海印寺遺跡
14	十三遺跡
15	開田城ノ内遺跡
16	泉殿跡
17	開田城跡
18	弓場街道遺跡
19	西山田遺跡
20	陶器町遺跡
21	内開本遺跡
22	伊賀寺遺跡
23	塚本古墳
24	開田11号墳
25	開田10号墳
26	開田遺跡
27	塚本火葬墓
28	開田6号墳
29	開田3号墳
30	開田9号墳
31	西明寺古墳
32	開田7号墳
33	開田2号墳
34	開田5号墳
35	開田8号墳
36	開田4号墳
37	開田古墳群
38	友岡遺跡
39	明星野遺跡
40	奥ノ町遺跡

No.	名称
41	鞆岡廃寺
42	野手遺跡
43	脇山遺跡
44	石倉集石遺跡
45	鳥居前遺跡
46	鳥居前西遺跡
47	鳥居前古墳
48	神足遺跡
49	光林寺
50	近世勝龍寺城跡
51	葛原親王屋敷遺跡
52	小倉古墳
53	中世勝龍寺城跡
54	恵解山古墳
55	丸薮古墳
56	神足城跡
57	長岡京跡
58	西ノ口古墳
59	吉備寺遺跡
60	神足古墳
61	吉備寺廃寺
62	勝龍寺
63	葛原親王塚遺跡
64	南栗ヶ塚古墳
65	西法寺遺跡
66	南栗ヶ塚遺跡
67	硲遺跡
68	久保川遺跡
69	里の後古墳
70	境野1号墳
71	境野5号墳
72	境野古墳群
73	境野8号墳
74	馬場遺跡
75	松田遺跡
76	円明寺跡（九条家屋敷跡）
77	久保古墳群
78	金蔵遺跡
79	宮脇遺跡
80	鴨田遺跡

No.	名称
81	神田古道
82	雲宮遺跡
83	百々遺跡
84	中福知遺跡
85	算用田遺跡
86	古城遺跡
87	下植野南遺跡
88	棚次遺跡
89	傍示の木古墳
90	白味才古墳
91	白味才遺跡
92	下津城跡
93	堀尻遺跡
94	山崎城跡
95	川原寺跡
96	水垂遺跡
97	水垂築山城跡
98	茅原の塚
99	淀水垂大下津町遺跡
100	山崎津跡
101	銭原遺跡
102	山崎遺跡
103	與杼神社旧境内
104	大山崎遺跡群
105	古川城跡
106	旧淀城跡
107	淀城跡
108	美豆城跡
109	御幸橋遺跡
110	富ノ森城跡
111	橋本・奥ノ町遺跡
112	木津川河床遺跡
113	北川顔遺跡
114	西一口城跡（御牧城）
115	石清水八幡宮遺跡

出典：京都府遺跡マップ

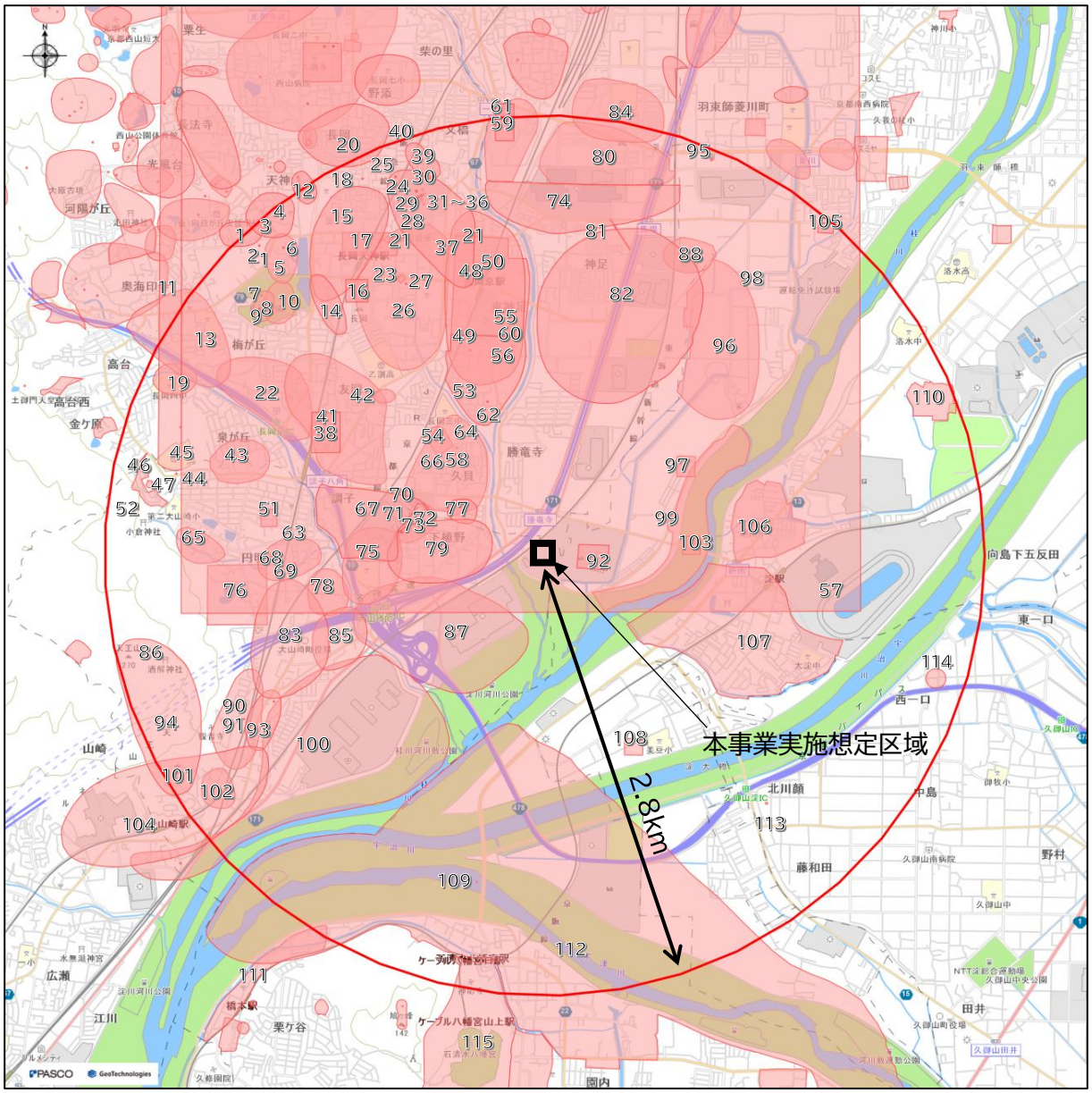

出典：京都府遺跡マップ

図51 文化財包蔵地分布

(11) その他の事項

ア. 日照の状況

本事業実施想定区域は桂川と国道に挟まれた低地にあり、周辺は洛西浄化センターや公園、河川敷が広がっており、高層建築物はない。

イ. 電波の状況

計画段階関係地域のテレビ電波は親局が大阪局(生駒山)と京都局(比叡山)にあり中継局は京都(比叡山)で、広範囲にテレビ電波が送信されている。

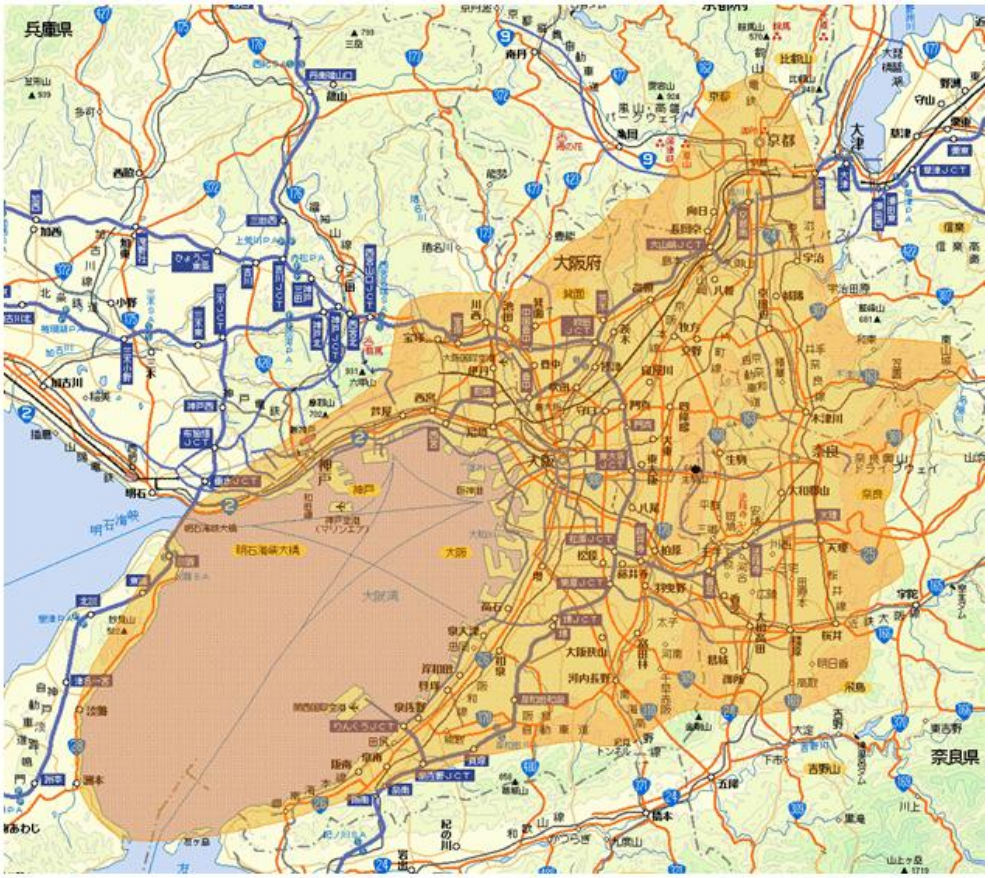

大阪局放送エリア

● 送信所(生駒山)

出典:近畿地区の地上デジタルテレビ放送局(総務省)(2025年6月20日閲覧)

図52 大阪局放送エリア

京都局放送エリア

送信所（比叡山）

出典：近畿地区の地上デジタルテレビ放送局（総務省）（2025年6月20日閲覧）

図53 京都局放送エリア

ウ. 廃棄物の状況

a. 一般廃棄物

一般廃棄物の排出状況を表113に示す。ごみ総排出量は大山崎町の令和3年度をのぞき減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も減少している。

表113 一般廃棄物の排出量推移

項目	向日市			長岡京市			大山崎町		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ総排出量 (t)	14,264	14,004	13,135	23,840	22,806	22,159	3,790	3,796	3,645
計画収集量 (t)	13,823	13,525	12,679	20,927	19,708	19,329	3,505	3,505	3,356
直接搬入量 (t)	441	477	456	1,307	1,416	1,151	285	291	289
集団回収量 (t)	0	2	0	1,606	1,682	1,679	0	0	0
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	681	672	633	806	769	743	636	633	601
資源化量 (t)	691	795	691	3,177	3,376	3,361	269	264	261
直接資源化量 (t)	15	132	13	26	110	166	5	5	5
集団回収量 (t)	0	2	0	1,606	1,682	1,679	0	0	0
中間処理後再生利用量 (t)	676	661	678	1,545	1,584	1,516	264	259	256
最終処分量 (t)	2,277	2,100	2,022	3,432	3,076	2,997	584	573	540
直接最終処分量 (t)	91	51	87	26	25	33	0	16	3
焼却残渣量 (t)	2,076	1,956	1,858	3,167	2,859	2,811	539	519	506
処理残渣量 (t)	110	93	77	239	192	153	45	38	31

項目	京都市			八幡市			久御山町		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ総排出量 (t)	405,452	402,176	400,523	20,966	20,303	19,628	7,103	6,965	6,728
計画収集量 (t)	353,453	350,613	349,629	18,710	18,208	17,569	3,939	3,767	3,625
直接搬入量 (t)	31,843	30,520	29,989	676	546	580	3,164	3,198	3,103
集団回収量 (t)	20,156	21,043	20,905	1,580	1,549	1,479	0	0	0
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	759	758	757	815	794	772	1,233	1,225	1,188
資源化量 (t)	47,676	47,970	49,610	2,704	2,710	2,615	376	454	366
直接資源化量 (t)	0	850	823	140	145	127	114	106	95
集団回収量 (t)	20,156	21,043	20,905	1,580	1,549	1,479	0	0	0
中間処理後再生利用量 (t)	27,520	26,077	27,882	984	1,016	1,009	262	348	271
最終処分量 (t)	50,662	48,541	46,293	3,531	3,245	3,230	1,103	968	945
直接最終処分量 (t)	1,703	1,016	1,096	219	250	323	39	17	28
焼却残渣量 (t)	48,959	47,219	44,920	2,087	1,927	1,866	753	709	697
処理残渣量 (t)	0	306	277	1,225	1,068	1,041	311	242	220

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

b. 産業廃棄物

本事業実施想定区域のある京都府の産業廃棄物の種類別発生量を表114に示す。いずれの年度も汚泥が最も多く、次いでがれき類の順となっている。

表114 産業廃棄物の種類別発生量(京都府)

項目		京都府		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃え殻	千t/年	10	2	30
汚 泥	千t/年	2,337	2,296	2,234
廃 油	千t/年	38	37	37
廃 酸	千t/年	18	17	17
廃アルカリ	千t/年	12	12	13
廃プラスチック類	千t/年	131	128	135
紙くず	千t/年	8	7	6
木くず	千t/年	78	78	79
繊維くず	千t/年	1	1	1
動植物性残渣	千t/年	59	56	49
動物系固形不要物	千t/年	0	0	0
ゴムくず	千t/年	0	0	0
金属くず	千t/年	46	43	43
ガラスくず及び陶磁器くず	千t/年	42	41	40
鉱さい	千t/年	51	42	44
がれき類	千t/年	821	833	831
動物のふん尿	千t/年	240	244	254
動物の死体	千t/年	0	0	0
ばいじん	千t/年	129	13	421
合 計	千t/年	4,022	3,852	4,236

出典:「産業廃棄物排出・処理状況調査」(京都府)

第3章 計画段階配慮事項の選定

3-1 位置等に関する複数案

本事業の特性、地域特性および府技術指針に基づき本事業における複数案について検討した。

本事業実施想定区域は、第1章 1-3-2(4)「第一種事業に係る主要な工作物の構造及び配置」に示したとおり、煙突高さ及び位置の複数案を設定するものとする。

3-1-1 煙突高さの設定

煙突高さの複数案及びその設定理由を表115に示す。煙突高さは未定であり、今後の実施設計により煙突高さは決定するが、令和6年度策定の施設整備基本計画では航空法の制限のない60m以下とする案が挙げられている。なお、本組合の現ごみ処理施設煙突高さは59mである。

一般的に煙突高さは高くなればなるほど排ガスの最大着地濃度地点の距離は遠くなり、最大着地濃度は低くなるとされている。同規模の類似施設では、航空法の制限がない範囲で最も環境への負荷が少なくなる59mの事例が最も多く、現ごみ処理施設の煙突高さも59mであることから、59mをA案とした。

さらに、煙突が60m以上の場合に排ガスによる周辺環境への影響がどの程度変わるかを確認するため、対案として近隣施設である京都市南部クリーンセンターと同じ高さの78mをB案とした。京都市南部クリーンセンターと同じ煙突高さを対案とした理由は、本計画地と同様に山間部ではなく盆地内にあり地理条件が似ているためである。

表115 煙突高さの複数案

案	煙突高さ	設定理由
A案	59m	現ごみ処理施設の煙突高さと同じであり、60m以上の場合は航空法により、航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることや、全国的に同規模の施設において採用実績が多いことから設定した。
B案	78m	A案より排ガスの周辺環境への影響が低減される対案として、近隣の京都市南部クリーンセンター(500t/日)と同じ高さとした。

3-1-2 煙突位置の設定

煙突位置は周辺への排ガスの拡散の影響とともに景観に及ぼす影響も考えられるため、動線やランプウェイの配置等を考慮したうえで表116に示す施設南側と施設北側の2案を設定した。

表116 煙突高さの複数案

案	煙突位置	位置図（×印が煙突位置を示す）
C案	施設南側	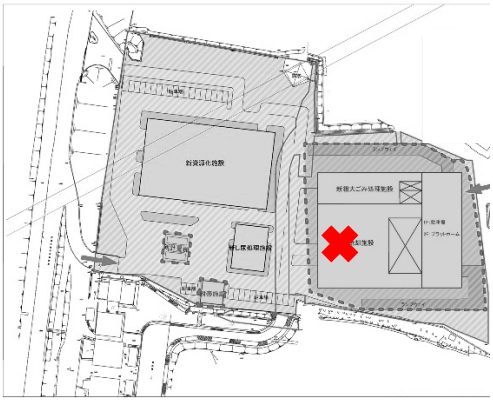
D案	施設北側	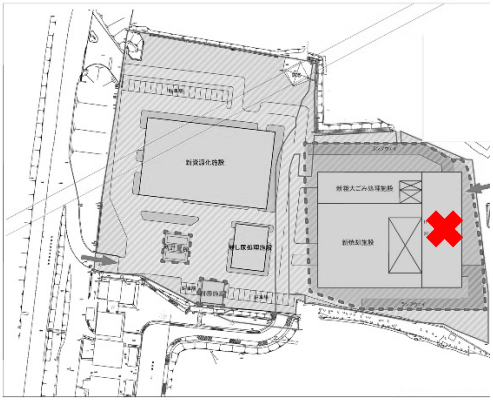

3-2 環境影響要因の抽出

本事業の実施に係る環境影響要因は、建設工事の実施及び土地又は工作物の存在、供用時に想定される事業活動の内容を抽出したうえで、複数案毎の影響の程度について検討を行うものとする。

環境影響要因の抽出結果を表117に示す。

表117 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因		想定される事業活動内容
工事の実施	造成工事等による一時的な影響	・工事の実施により一時的に裸地が出現する ・造成工事等により残土等が発生する
	建設機械等の稼働	・造成工事、建設工事、場内整備工事等の実施により、建設機械が稼働する
	資材等の運搬車両の走行	・工事用資材や機械の搬出入に際して車両の走行がある
	雨水排水	・工事の実施による裸地面出現により、降雨時の濁水発生の可能性がある
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	・現し尿処理施設跡地に工作物が出現する
	施設の稼働	・ごみ処理施設が稼働する
	廃棄物運搬車両等の走行	・廃棄物運搬車両が走行する
	廃棄物の発生	・施設稼働に伴い廃棄物が発生する

3-3 計画段階配慮事項の選定

本事業における計画段階配慮事項の選定にあたり、事業特性や地域特性を考慮し、複数案間で影響の程度が異なることからその影響の程度を把握する必要があると考えられる項目を選定した。

工事の実施については、周辺環境に重大な影響を及ぼす項目はないと考えられるため、計画段階配慮事項に選定した項目はない。

土地または工作物の存在及び供用については、煙突高さや位置に関する複数案で影響の程度が異なる可能性があることから、その影響の程度を把握する必要があると考えられる煙突排ガスによる大気質及び景観を計画段階配慮事項として選定した。

今後、環境影響評価手続きを進めていく中で、本配慮書において検討した結果を踏まえて施設整備計画・設計において検討・反映するとともに、環境影響評価項目を選定し方法書を作成するものとする。

環境要素の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									
大気環境									
大気質									
二酸化硫黄						●			●工事の実施 本事業実施想定区域と最寄り民家は300m程度離れており、工事騒音・振動の重大な影響はないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。 本事業実施想定区域から国道171号線までの工事車両走行ルート沿いには民家が存在しない。また、国道171号線からの進入経路にある高架下の高さ制限及び朝の時間帯の大型車両の制限に該当する車両のみが京都市道淀146号を通行する。工事車両の走行は一時的なものであることや、大規模な造成工事が行われないため多量の土砂の搬出入が実施されないこと、工事の実施にあたり工事用車両の走行の分散を図る予定であること、市道淀146号沿いにある住宅街と市道の間には緑地帯及び道路があり住宅と市道との距離が13m程度あることから重大な影響は生じないとして資材等の運搬車両の走行は計画段階配慮事項には選定しない。なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいて、今後検討される工事計画に基づき詳細な予測及び環境保全措置の検討を行い影響の低減を図るものとする。 ●存在及び供用 施設の稼働に伴う煙突排ガスに含まれる二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、ダイオキシン類が周辺環境に影響を及ぼすことが考えられる。これらは煙突高さや位置によって拡散の程度が変化するため、計画段階配慮事項として選定する。 一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは煙突排ガスにはほとんど含まれていないことから計画段階配慮事項には選定しない。光化学オキシダントは窒素酸化物が光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり煙突から直接排出される物質ではないことから計画段階配慮事項には選定しない。 廃棄物運搬車両の走行については、現ごみ処理施設の走行ルートから変更はなく、廃棄物運搬車両の台数は変わらない、もしくは減少する見込みであることから、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
浮遊粒子状物質						●			
一酸化炭素									
二酸化窒素						●			
ダイオキシン類						●			
光化学オキシダント									
ベンゼン									
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン									
塩化水素、水銀						●			
浮遊粉じん									

環境要素の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
				造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
		騒音及び超低周波音										●工事の実施 本事業実施想定区域と最寄り民家は300m程度離れており、工事騒音・振動の重大な影響はないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。 本事業実施想定区域から国道171号線までの工事車両走行ルート沿いには民家が存在しない。また、国道171号線からの進入経路にある高架下の高さ制限及び朝の時間帯の大型車両の制限に該当する車両のみが京都市道淀146号を通行する。工事車両の走行は一時的なものであることや、大規模な造成工事が行われないため多量の土砂の搬出入が実施されないこと、工事の実施にあたり工事用車両の走行の分散を図る予定であること、市道淀146号沿いにある住宅街と市道の間には緑地帯及び道路があり住宅と市道との距離が13m程度あることから重大な影響は生じないとして資材等の運搬車両の走行は計画段階配慮事項には選定しない。なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいて、今後検討される工事計画に基づき詳細な予測及び環境保全措置の検討を行い影響の低減を図るものとする。 ●存在及び供用 騒音・振動を発生する機械等は屋内設置が基本であることや、吸音材や防振基礎等を使用して環境保全対策を講じる計画であることから、計画段階配慮事項には選定しない。 廃棄物運搬車両の走行については、現ごみ処理施設の走行ルートから変更はなく、廃棄物運搬車両の台数は変わらない、もしくは減少する見込みであることから、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
			騒音レベル及び超低周波音レベル									
		振動										
			振動レベル									
		悪臭										●工事の実施 工事の実施により悪臭が発生する要因はないため選定しない。 ●存在及び供用 ごみピットからの悪臭は負圧管理にて悪臭漏洩対策を施すとともに、ピット汚水や臭気は高温で燃焼する。また、煙突からは排ガス処理装置等による処理で悪臭の発生は少なく重大な影響はないと考えられることから計画段階配慮事項には選定しない。
			悪臭									

環境要素の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
				造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
水環境												
	水質											●工事の実施 工事の実施により一時的に裸地が出現するが、工事中は沈砂池等による濁水対策をすることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		水質汚濁										
		水の濁り										
	水底の底質											●工事の実施 底質汚染が発生する要因は生じないため選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		底質汚染										
	地下水の水質及び水位											●工事の実施 地下水汚染が発生する要因は生じないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		地下水水質										
		地下水水位										●工事の実施 地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水することや、現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地下水水位への重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
地質・土壌環境											
地形及び地質											
	重要な地形・地質及び自然現象										●工事の実施 本事業実施想定区域には重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設建設後に地質・地形に影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。
地盤											
	地盤沈下										●工事の実施 工事の実施により地盤沈下が生じる要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水することや、現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地盤沈下の重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。
土壌											
	土壌汚染										●工事の実施 工事の実施により土壌汚染を生じる原因となる物質の使用、排出はない。また、造成や掘削による土砂の搬出入に際しては事前調査や検査により土壌汚染が生じない計画としていることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 排ガスからの水銀、ダイオキシン類等の土壌への降下、沈着が考えられるが、排ガス濃度は法規制値よりさらに低い基準値を設ける計画としており重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
	その他										
		日照阻害									●工事の実施 工事の実施により日照阻害となる要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 周辺は工場地帯であることや農地がないこと、最寄り民家は300m程度離れていることから重大な日照阻害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		電波障害									●工事の実施 工事の実施により電波障害となる要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 最寄り民家は300m程度離れていることから重大な電波障害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		気象									●工事の実施 工事の実施により気象に影響を与える要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 局地的な気象に影響を与える高層建築物や地形の改変はないため計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
自然の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	動物										●工事の実施 現し尿処理施設跡地に建設するため、新たに大きな造成工事や緑地の改変等は行わないことから、重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 排ガスの有害物質濃度は規制値よりも低い自主基準値を設ける計画であり、動物、植物、生態系への影響は十分に低いと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。
		重要な種・注目すべき生息地									
	植物										
		重要な種及び群落									
		植物生育環境としての土壌									
	生態系										
		地域を特徴づける生態系									
人と自然との豊かなふれあいの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	景観										
		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●				●工事の実施 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観に重大な影響を及ぼす工事中の要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 工作物の存在によって主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観に影響を及ぼす可能性があり、煙突高さに応じて影響の程度が変化すると考えられることから計画段階配慮事項として選定する。
	人と自然とのふれあいの活動の場										
		主要な人と自然とのふれあいの活動の場									●工事の実施 工事の実施によって人と自然のふれあいの活動の場に重大な影響を及ぼさないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 工作物の存在や車両の走行により人と自然のふれあいの活動の場に重大な影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素											
	廃棄物等										
		廃棄物									●工事の実施 工事の実施によって建設廃棄物や発生土等の廃棄物が発生するが、関係法令に基づき適正処理・処分を行うことから、重大な影響が生じることはないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始に伴い発生する焼却灰や残渣等は関係法令に基づき適正処理・処分を行い環境への重大な影響はないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		建設工事に伴う副産物（残土等）									
	温室効果ガス等										
		温室効果ガス（CO_2等）									●工事の実施 工事の実施によって車両の運行や機械の稼働によるCO_2等の排出があるが、大気中の濃度を著しく上昇させるものではなく影響は軽微であることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始に伴い温室効果ガスが発生するが、著しい影響はないことや煙突高さや位置の複数案によって影響の程度が変わるものではないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		オゾン層破壊物質（フロン等）									
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	歴史的・文化的景観										●工事の実施 本事業実施想定区域は長岡京跡の範囲に含まれるが、本組合のし尿処理施設がすでに存在しており、建設時には埋蔵文化財は確認されていないことから、本事業実施想定区域には埋蔵文化財は存在しないと考えられる。また、周辺には長岡京跡以外の埋蔵文化財は確認されていない。以上より、文化財、埋蔵文化財包蔵地はないことから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始や工作物の存在が文化財、埋蔵文化財包蔵地に重大な影響を及ぼすことはないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観									
	文化財・埋蔵文化財包蔵地										
		文化財、天然記念物等									

3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定とその理由

計画段階配慮事項に選定した項目について、府技術指針に基づいて選定した調査・予測・評価の手法を以下に示す。

環境要素	影響要因	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	土地又は工作物の存在及び供用(施設の稼働)	●調査項目 大気質・気象の状況 ●調査手法 文献調査 ●手法の選定理由 計画段階関係地域の大気質、気象に関するデータが既存資料に存在するため	●予測項目 煙突排ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の年平均値(※) ●予測手法 窒素酸化物総量規制マニュアル[新版](平成12年12月　公害研究対策センター)に示される大気拡散計算により長期平均濃度分布を予測 ●手法の選定理由 影響の程度を複数案間で定量的に比較できるため	●評価手法 複数案間で定量的に影響の程度を比較し、環境基準との整合が図られているか評価する ●手法の選定理由 複数案間の影響の差を定量的に比較し優位性を評価することができるとともに、環境基準の適合状況を評価できるため
景観	土地又は工作物の存在及び供用(施設の稼働)	●調査項目 主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況 ●調査方法 文献調査及び現地踏査 ●手法の選定理由 眺望点及び景観資源の情報が既存資料中にあり、現地踏査で写真撮影等により状況把握が可能であるため	●予測項目 眺望景観の変化 ●予測手法 眺望点及び景観資源の距離、標高等の情報からの仰角計算による眺望景観の変化の程度を予測する ●手法の選定理由 眺望景観の変化を仰角計算によりある程度定量的に把握できるため	●評価項目 複数案間における眺望景観の変化の程度を比較し評価する ●手法の選定理由 複数案間の影響の差異を適切に比較・評価できるため

※塩化水素を項目から除外した理由は、第4章4-1-1(2)ウ「予測項目」(174ページ)を参照のこと。

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

4-1 供用時における影響の評価

4-1-1 大気質

（1）現況調査

現況調査は、文献調査結果をもとに計画段階関係地域における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去3年間の測定結果を整理した。大気質の現況は前掲の第2章2-2-1(1)イに示したとおりである。計画段階関係地域においてはすべての測定局において環境基準を満たしていた。

（2）予測条件

ア. 予測対象時期

予測対象時期は、長期平均濃度予測については、施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。なお、短期平均濃度予測については、施設整備計画において現段階では建屋高さ等の不確定要素があることから、今後の準備書手続きにおいて検討するものとする。

イ. 予測ケース

煙突高さ及び煙突位置の複数案の組み合わせにより、表118に示す4ケースとする。

表118 予測ケース一覧

ケース名	煙突高さ	煙突位置
ケース1	A案：59m	C案：施設南側
ケース2	A案：59m	D案：施設北側
ケース3	B案：78m	C案：施設南側
ケース4	B案：78m	D案：施設北側

ウ. 予測項目

予測項目は、第3章3-3「計画段階配慮事項の選定」において検討した結果より、表119に示す項目とする。評価に用いる値は、それぞれの物質における環境基準で定められている値とする。水銀については、「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について(第7次答申)」(中央環境審議会 平成15年7月)よる指針値を評価に用いる。塩化水素は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)において、評価指標として目標環境濃度(昭和52年06月16日環大規136号)が示されており、評価方法が短期評価(1時間値)によるものであることから予測項目から除外した。

表119 予測項目

予測の種類	予測項目	評価に用いる値
長期平均濃度予測	a.二酸化硫黄(SO_2)	2%除外値
	b.二酸化窒素(NO_2)	98%値
	c.浮遊粒子状物質(SPM)	2%除外値
	d.ダイオキシン類	年平均値
	e.水銀	年平均値

用語解説

【2%除外値】

「日平均値の2%除外値」あるいは単に「2%除外値」とは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つである。

2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値を指す。

なお、2%除外値は、予測対象物質のうち、環境基準の長期的評価を行う二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の濃度が環境基準に適合するかどうかを判断する際に用いられる値である。

【98%値】

「日平均値の年間98%値」あるいは単に「98%値」とは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つである。

98%値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目の日数に該当する日平均値を指す。

なお、98%値は、予測対象物質のうち、環境基準の長期的評価を行う二酸化窒素の濃度が環境基準に適合するかどうかを判断する際に用いられる値である。

エ. 予測範囲

予測範囲は図5に示す計画段階関係地域の半径2.8kmを包含する範囲とした。

オ. 予測の流れ

施設排ガスの予測フローを図54に示す。

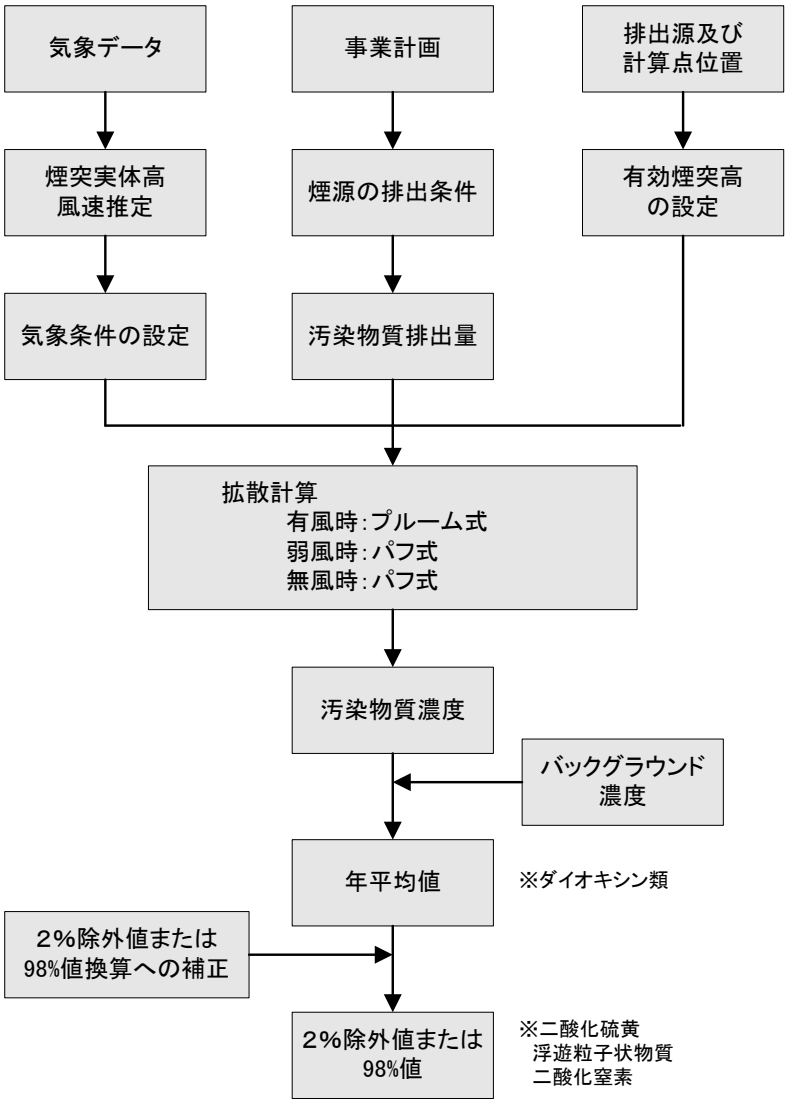

図54 予測の流れ

カ. 予測式

a. 大気拡散式

拡散計算に用いた予測式は、以下に示すとおり、有風時（1.0m/s以上）はプルームモデル、弱風時（0.5以上1.0m/s未満）は弱風パフモデル、無風時（0.4m/s以下）は無風パフモデルを用いた。

【プルームモデル：有風時（1.0m/s以上）】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}\frac{Q_p}{\frac{\pi}{8}R\sigma_z u}}\left\{\exp\left(-\frac{(z-He)^2}{2{\sigma_z}^2}\right)+\exp\left(-\frac{(z+He)^2}{2{\sigma_z}^2}\right)\right\}$$

【弱風パフモデル：弱風時（0.5以上1.0m/s未満）】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}\frac{Q_p}{\frac{\pi}{8}\gamma}}\left\{\frac{1}{{\eta_-}^2}\cdot\exp\left(-\frac{u^2(z-He)^2}{2\gamma^2{\eta_-}^2}\right)+\frac{1}{{\eta_+}^2}\cdot\exp\left(-\frac{u^2(z+He)^2}{2\gamma^2{\eta_+}^2}\right)\right\}$$

$${\eta_-}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-He)^2 \quad , \quad {\eta_+}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+He)^2 \quad , \quad R^2=x^2+y^2$$

【無風パフモデル：無風時（0.4m/s以下）】

$$C(R,z)=\frac{Q_p}{2\pi^{3/2}\gamma}\left\{\frac{1}{R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-He)^2}+\frac{1}{R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+He)^2}\right\}$$

ここで、

$C(R,z)$	：	計算点(R,z)の濃度
R	：	点煙源と計算点との水平距離（m）
(x,y,z)	：	計算点の(x,y,z)座標
Q_p	：	点煙源の強度（m^3N/s）
u	：	風速（m/s）
He	：	有効煙突高（m）
σ_z,α,γ	：	拡散パラメータ

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル［新版］（平成12年12月　公害研究対策センター）

b. 有効煙突高さ

有効煙突高は「環境庁大気保全局大気規制課編　窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年　公害研究対策センター）」に示されるCONCAWE式、Briggs式により求めるものとする。

$He = H_o + \Delta H$

ここで、

He ： 有効煙突高さ(m)

H_o ： 煙突実体高(m)

ΔH ： 煙の上昇高さ(m)

【無風時 $U = 0.0(\mathrm{m/s})$】Briggs式

$$\Delta H = 1.4 \times {Q_H}^{1/4} (d\theta/dz)^{-3/8}$$

$$Q_H = P \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$$

ここで、

$(d\theta/dz)$ ： 温位勾配(℃/m)

Q_H ： 排出熱

P ： 0℃における排出ガス密度($1.293 \times 10^3 \mathrm{g/m^3}$)

Q ： 単位時間当りの排出ガス量($\mathrm{m^3N/sec}$)

C_P ： 定圧比熱〔0.24(kcal/kg℃)とする。〕

ΔT ： 排出ガス温度と気温との温度差(℃)

【弱風時 $0.0(\mathrm{m/s}) < U < 2.0(\mathrm{m/s})$】CONCAWE式とBriggs式の線形内挿

$$\Delta H = \Delta H_2 - (\Delta H_2 - \Delta H_1) \times U/U'$$

ΔH_1 ： CONCAWE式による風速U'の時の上昇高さ(m)

ΔH_2 ： Briggs式による上昇高さ(m)

【有風時 $2.0(\mathrm{m/s}) \leq U$】CONCAWE式

$$\Delta H = 0.175 \times {Q_H}^{1/2} \times U^{-3/4}$$

U ： 煙突高度に相当する高さでの風速(m/s)

なお、有効煙突高さにおける風速Uは以下の推定式によるものとした。

$$U = Us \times (He/H_o)^P$$

Us ： 観測高度(10m)における地上風速(m/s)

P ： べき指数

べき指数は下表に従うものとする。

大気安定度	A	B	C	D	E	F･G
べき指数P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

c. 有効煙突高さの補正

山地部等の標高差による影響については、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和61 年6 月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修)に示される、地形を考慮したERT (Environmental Research Technology Inc.) PSDM (Point Source Diffusion Model)モデル等を用いて有効煙突高さの補正等を用いて予測を行うものとする。

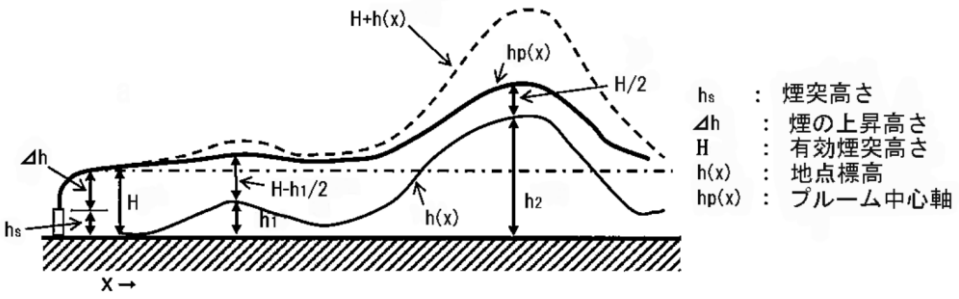

図55 ERT PSDM モデルの概念図(参考)

d. 拡散パラメータ

プルームモデルの拡散パラメータについては、図56、表120に示すパスキルキフォード線図を用い、パフモデルは表121に示す拡散パラメータを用いた。

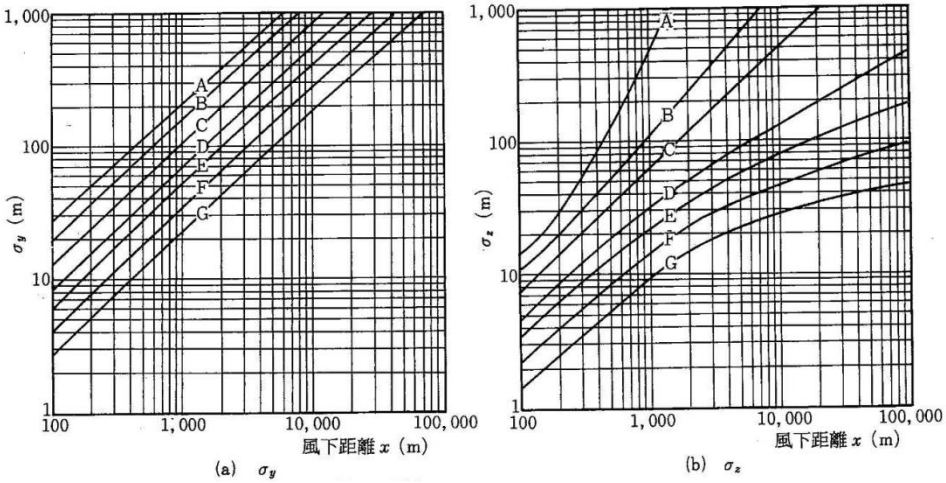

出典:窒素酸化物総量規制マニュアル[新版](平成12年12月 公害研究センター)

図56 パスキルギフォード線図

表120 パスキルギフォード線図の近似関係

●有風時の拡散パラメータ（水平方向）

$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha y}$

安定度	α_y	γ_y	風下距離X(m)
A	0.901 0.851	0.4260 0.6020	0～1,000 1,000～
B	0.914 0.865	0.2820 0.3960	0～1,000 1,000～
C	0.924 0.885	0.1772 0.2320	0～1,000 1,000～
D	0.929 0.889	0.1107 0.1467	0～1,000 1,000～
E	0.921 0.897	0.0864 0.1019	0～1,000 1,000～
F	0.929 0.889	0.0554 0.0733	0～1,000 1,000～
G	0.921 0.896	0.0380 0.0452	0～1,000 1,000～

●有風時の拡散パラメータ（鉛直方向）

$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha Z}$

安定度	α_z	γ_z	風下距離X(m)
A	1.122 1.514 2.109	0.0800 0.0086 0.000212	0～300 300～500 500～
B	0.964 1.094	0.1272 0.0570	0～500 500～
C	0.918	0.1068	0～
D	0.826 0.632 0.555	0.1046 0.4000 0.8110	0～1,000 1,000～10,000 10,000～
E	0.788 0.565 0.415	0.0928 0.4330 1.7320	0～1,000 1,000～10,000 10,000～
F	0.784 0.526 0.323	0.0621 0.3700 2.4100	0～1,000 1,000～10,000 10,000～
G	0.794 0.637 0.431 0.222	0.0373 0.1105 0.5290 3.6200	0～1,000 1,000～2,000 2,000～10,000 10,000～

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月　公害研究センター）

表121 無風・弱風時に係るパラメータ

パスキルの大気安定度	無風時（0.4m/s以下）		弱風時（0.5以上1.0m/s未満）	
	α	γ	α	γ
A	0.948	1.569	0.748	1.569
A～B	0.859	0.862	0.659	0.862
B	0.781	0.474	0.581	0.474
B～C	0.702	0.314	0.502	0.314
C	0.635	0.208	0.435	0.208
C～D	0.542	0.153	0.342	0.153
D	0.470	0.113	0.270	0.113
E	0.439	0.067	0.239	0.067
F	0.439	0.048	0.239	0.048
G	0.439	0.029	0.239	0.029

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月　公害研究対策センター）

e. 重合計算

気象条件及び発生源条件に基づいて、それぞれの拡散式によって計算を行い、この計算結果を以下のように重合し、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度を算出する。

なお、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度に現況濃度を重合し、評価地点の年間平均濃度を求める。

$$\bar{C} = \frac{\sum C_i(D,U,S) \cdot f_i(D,U,S)}{\sum f_i(D,U,S)}$$

$\bar{C}$ ： 年平均濃度

$C_i(D,U,S)$ ： 風向D、風速U、安定度Sによって分類された気象カテゴリー別の1時間地上濃度

$f_i(D,U,S)$ ： $C_i(D,U,S)$に対応した気象カテゴリーの出現回数

f. 2%除外値または98%値への換算

重合計算により求められた大気質汚染物質濃度は年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、既存の測定結果から、年平均値と2%除外値または98%値の関連よりそれぞれの長期濃度評価値を求める。それぞれの換算式は以下のとおりとした。

項目	換算式
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値＝年平均値×2.0
二酸化窒素	日平均値の年間98%値＝年平均値×0.988+0.013
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値＝年平均値×2.3627-0.0018

g. 予測条件

新ごみ処理施設の計画ごみ質（表122）より計算した排ガス量（表123）及び表21に示した新ごみ処理施設の自主基準値より設定した。煙突排ガス諸元を表124に示す。

表122 計画ごみ質（高質ごみ）から推定した各成分の比率

単位：%

ごみ質	比率	可燃分内訳（過去10年平均）		c（炭素）	h（水素）	n（窒素）	s（硫黄）	Cl（塩素）	o（酸素）	W（水分）	a（灰分）
水分	28.3									28.30	6.30
可燃分	65.4	紙・布類	32.6	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76		
		プラスチック類	22.3	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.6	2.35	0.30	0.04	0.00	0.01	1.92		
		厨芥類	4.9	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.81		
		可燃性雑物類	1.0	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.4	37.68	5.55	0.43	0.02	0.71	21.01	28.30	6.30

※1：計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする
※2：可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計
※3：各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した

表123 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値	計算式
理論空気量L0	(m^3N/kg)	4.13	8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s
空気比 λ	-	1.3	
ごみ1kgあたりのガス量（湿） Vw	(m^3N/kg)	6.18	1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ1kgあたりのガス量（乾） Vd	(m^3N/kg)	5.21	1.867c+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125	123(t/24h)÷24*1000
排ガス量（湿）【推定値】	**(m^3N/h)**	**31,673**	Vw×A
排ガス量（乾）【推定値】	**(m^3N/h)**	**26,701**	Vd×A

※1：排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）のごみ質推定にしたがい計算した
※2：空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の近年の一般値1．3より設定した
※3：排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある

表124 煙突排ガス諸元

処理能力	123t/24h
排ガス量（煙突出口）	（湿）31,673m^3N/h、（乾）26,701 m^3N/h（※1）
排ガス温度	170℃（※2）
煙突からの排出濃度（※3）	二酸化硫黄：50ppm 二酸化窒素：100ppm 浮遊粒子状物質：0.01g/ m^3N ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/ m^3N 水銀：30μg/ m^3N

※1：排ガス量は表123に示す推定値とする
※2：排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した
※3：煙突からの各物質の排出濃度は、表21に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。

バックグラウンド濃度は、表125に示すとおりとした。

表125 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	備考
二酸化硫黄	0.001ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均
二酸化窒素	0.01ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均
浮遊粒子状物質	0.015mg/m^3	大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m^3	京都府内のR2～R4の平均値
水銀	0μg/m^3/N	京都府内の測定値がないため0とする

気象条件は表126に示すとおりとした。

表126 予測計算に使用する気象条件

項目	使用したデータ
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

表126の風向・風速データの風向別平均風速及び風向別出現頻度を図57に示す。全風向の平均風速は2.4m/sで、北北西、北西及び南南西の風が卓越している。

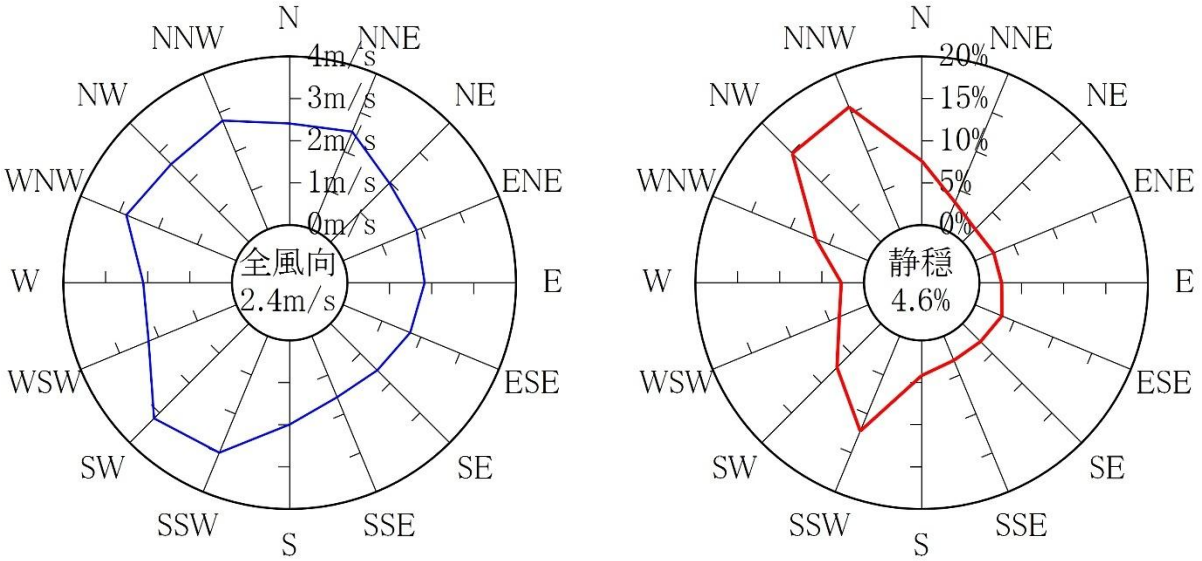

図57 風向別平均風速(左)及び風向別出現頻度(右)

表126の気象データを用いて分類した大気安定度の出現頻度を表127に示す。大気安定度とは気流の乱れを表す指標で、夜間は中立～安定、昼間は不安定～中立で、いずれも大気安定度D(中立)が最も頻度が高い。

表127 大気安定度

（単位：%）

	不安定					中立		安定			合計
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G	
全日	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	51.71	2.00	3.19	14.87	100.00
昼間	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	13.76	0.00	0.00	0.00	41.99
夜間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	37.95	2.00	3.19	14.87	58.01

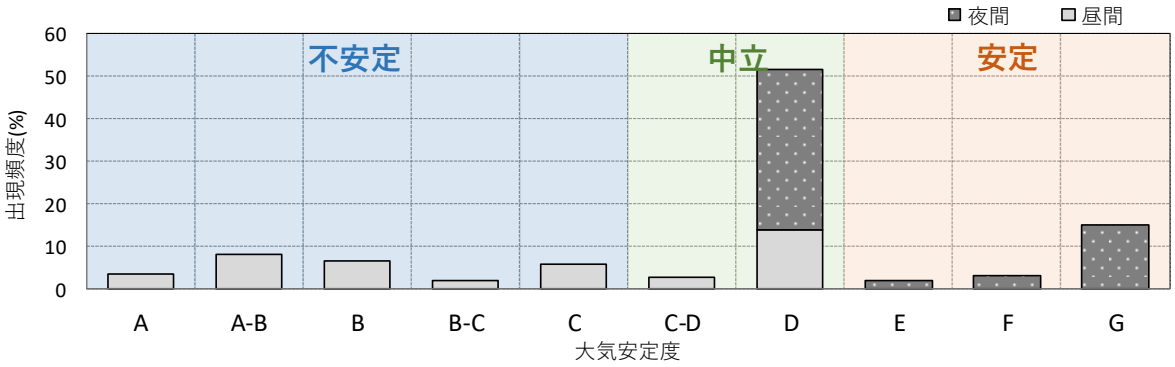

（3）予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の将来予測結果を表128に、寄与濃度の予測分布を図58～図61に示す。予測分布は物質によって濃度は異なるものの分布の形状は同じであることから、ダイオキシン類のみ表示している。

ケース1と2、ケース3と4を比較すると、煙突位置の違いによる寄与濃度への影響はほとんどないことが分かる。煙突高さの違いについては、最大着地濃度地点における寄与濃度は、煙突が59mのケースで約1.4倍濃度が高くなるものの、将来濃度への影響はほとんどないといえる。

表128 予測計算結果(最大着地濃度地点)

二酸化硫黄		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.001	0.000050	0.001050	0.002101
ケース2	煙突59m 北側	0.001	0.000051	0.001051	0.002102
ケース3	煙突78m 南側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072
ケース4	煙突78m 北側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072

二酸化窒素		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の98%値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.01	0.000101	0.010101	0.022979
ケース2	煙突59m 北側	0.01	0.000102	0.010102	0.022981
ケース3	煙突78m 南側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951
ケース4	煙突78m 北側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951

浮遊粒子状物質		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.0000101	0.015010	0.033664
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.0000102	0.015010	0.033665
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033657
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033658

ダイオキシン類		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		$pg\text{-}TEQ/m^3$	$pg\text{-}TEQ/m^3$	$pg\text{-}TEQ/m^3$
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.000050	0.015050
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.000051	0.015051
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.000036	0.015036
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.000036	0.015036

水銀		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		ng/m^3	ng/m^3	ng/m^3
ケース1	煙突59m 南側	0.0	0.030210	0.030210
ケース2	煙突59m 北側	0.0	0.030540	0.030540
ケース3	煙突78m 南側	0.0	0.021561	0.021561
ケース4	煙突78m 北側	0.0	0.021681	0.021681

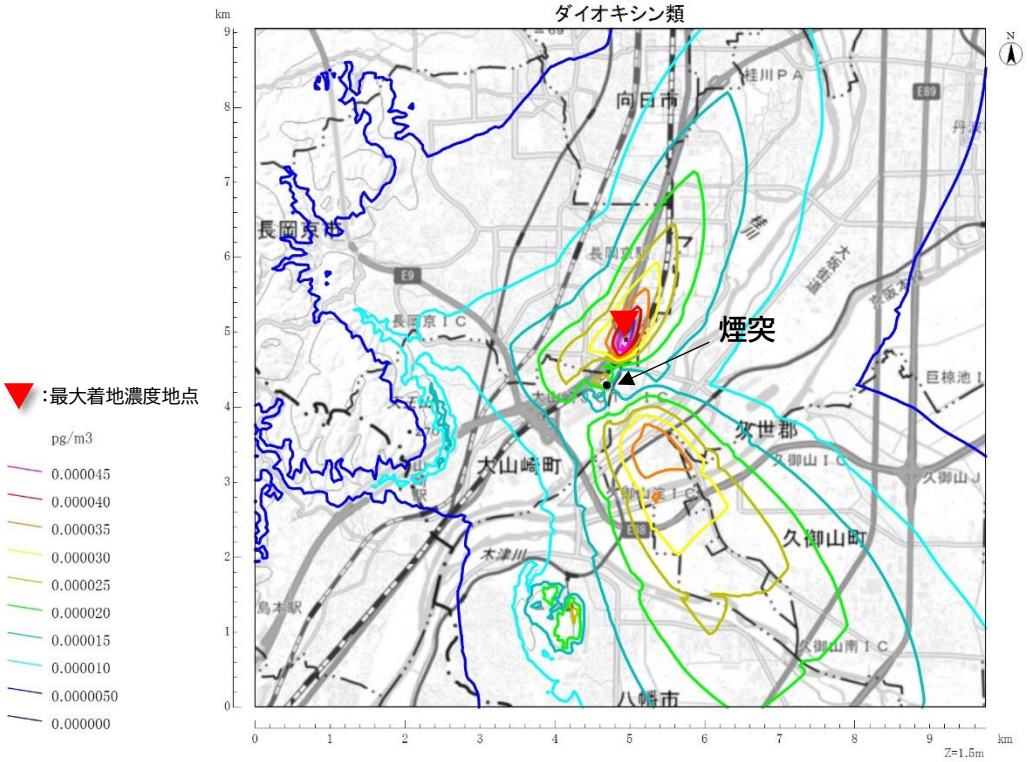

図58 ケース1の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

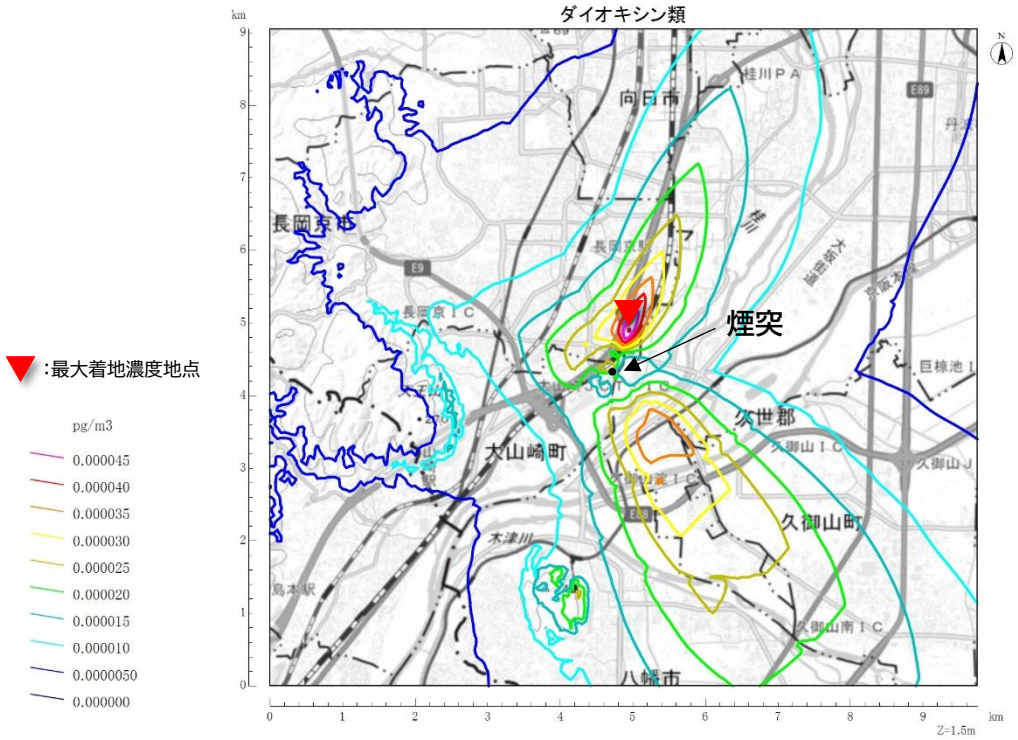

図59 ケース2の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

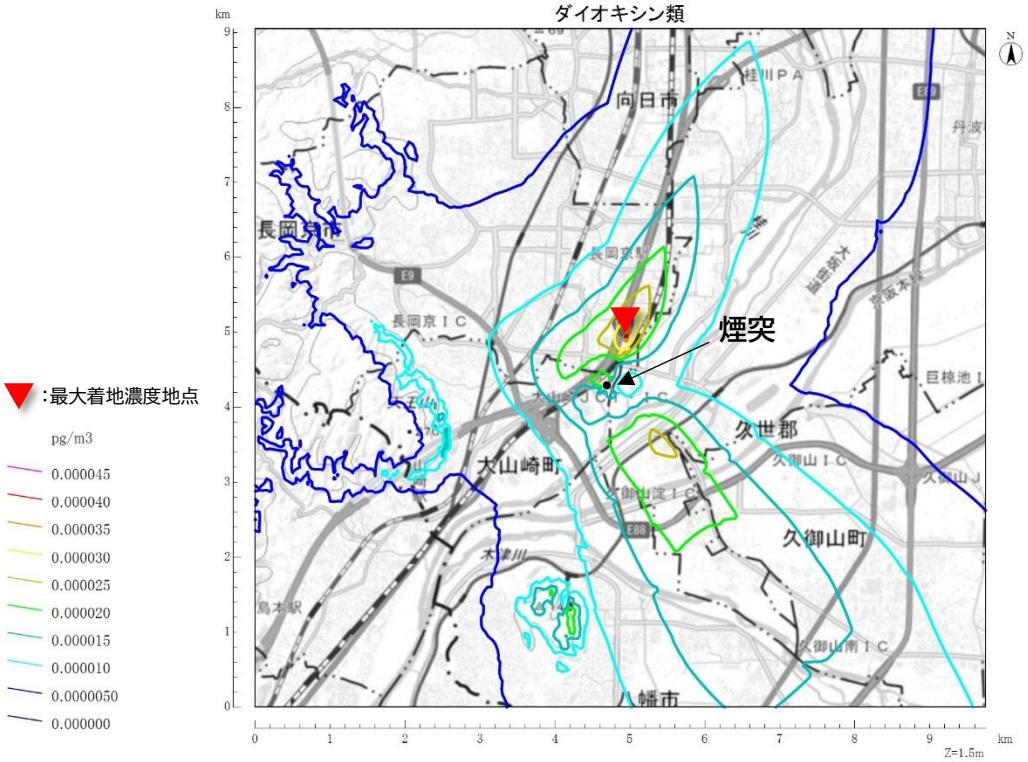

図60 ケース3の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

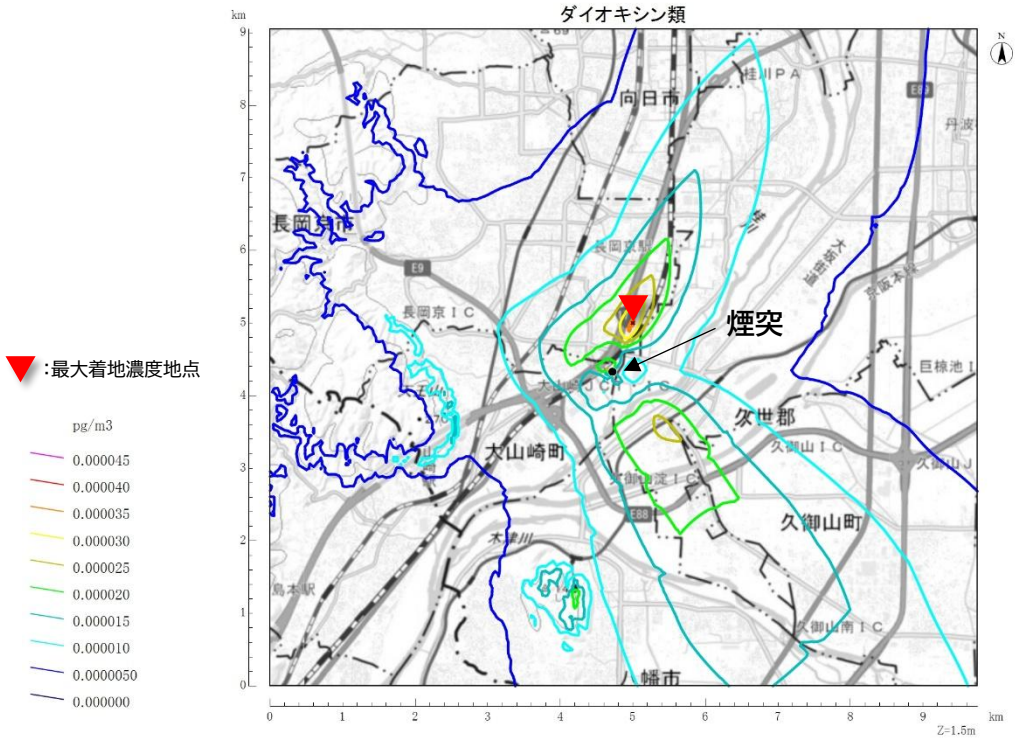

図61 ケース4の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

(4) 評価結果

設定した4ケースにおける最大着地濃度地点における将来濃度は表128に示すとおり、寄与濃度に関しては、煙突が59mのケースのほうが高くなる傾向にある。ただし、いずれのケースも将来濃度への影響はほとんどなく、周辺環境へ与える影響はいずれのケースも同程度である。

ケースごとの将来濃度と環境基準の比較を表129に示す。すべての項目、全てのケースで環境基準値(水銀は指針値)を満たしている。

表129 ケースごとの最大着地濃度地点における将来濃度と環境基準

二酸化硫黄		将来濃度(①+②) ppm	日平均値の2%除外値 ppm	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.001050	0.002101	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.001051	0.002102	
ケース3	煙突78m 南側	0.001036	0.002072	
ケース4	煙突78m 北側	0.001036	0.002072	

二酸化窒素		将来濃度(①+②) ppm	日平均値の98%値 ppm	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.010101	0.022979	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン又はそれ以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.010102	0.022981	
ケース3	煙突78m 南側	0.010072	0.022951	
ケース4	煙突78m 北側	0.010072	0.022951	

浮遊粒子状物質		将来濃度(①+②) mg/m3	日平均値の2%除外値 mg/m3	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.015010	0.033664	1時間値の1日平均値が0.1mg/m^{3}以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.015010	0.033665	
ケース3	煙突78m 南側	0.015007	0.033657	
ケース4	煙突78m 北側	0.015007	0.033658	

ダイオキシン類		将来濃度(①+②) pg-TEQ/m3	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.015050	年平均値0.6pg-TEQ/m^{3}であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.015051	
ケース3	煙突78m 南側	0.015036	
ケース4	煙突78m 北側	0.015036	

水銀		将来濃度(①+②) ng/m3	年平均指針値(※)
ケース1	煙突59m 南側	0.030210	年平均値40ng-TEQ/m^{3}であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.030540	
ケース3	煙突78m 南側	0.021561	
ケース4	煙突78m 北側	0.021681	

※水銀の指針値は「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について(第7次答申)」(中央環境審議会 平成15年7月)によるものとする。

なお、本事業の実施にあたり、煙突排ガスの大気質への影響を可能な限り回避・低減するため、今後の事業計画において、排ガス濃度の自主基準値を適切に定め、自主基準値を遵守する運転・管理計画を策定するものとする。

また、今後の方法書以降の手続きにおいては、必要に応じて項目の選定や調査を実施し、施設計画の進捗にあわせてさらに詳細な予測、評価及び環境保全措置の検討をおこない、影響の回避・低減を図るものとする。

4-1-2 景観

(1) 現況調査

ア. 調査地点

文献調査により計画段階関係地域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況を把握した。調査結果は第2章 2-2-1(6)アに示すとおりである。また、本事業実施想定区域が視認可能な図62及び表130に示す地点において眺望の状況を現地踏査により確認した。なお現地踏査は令和6年8月22日に実施した。

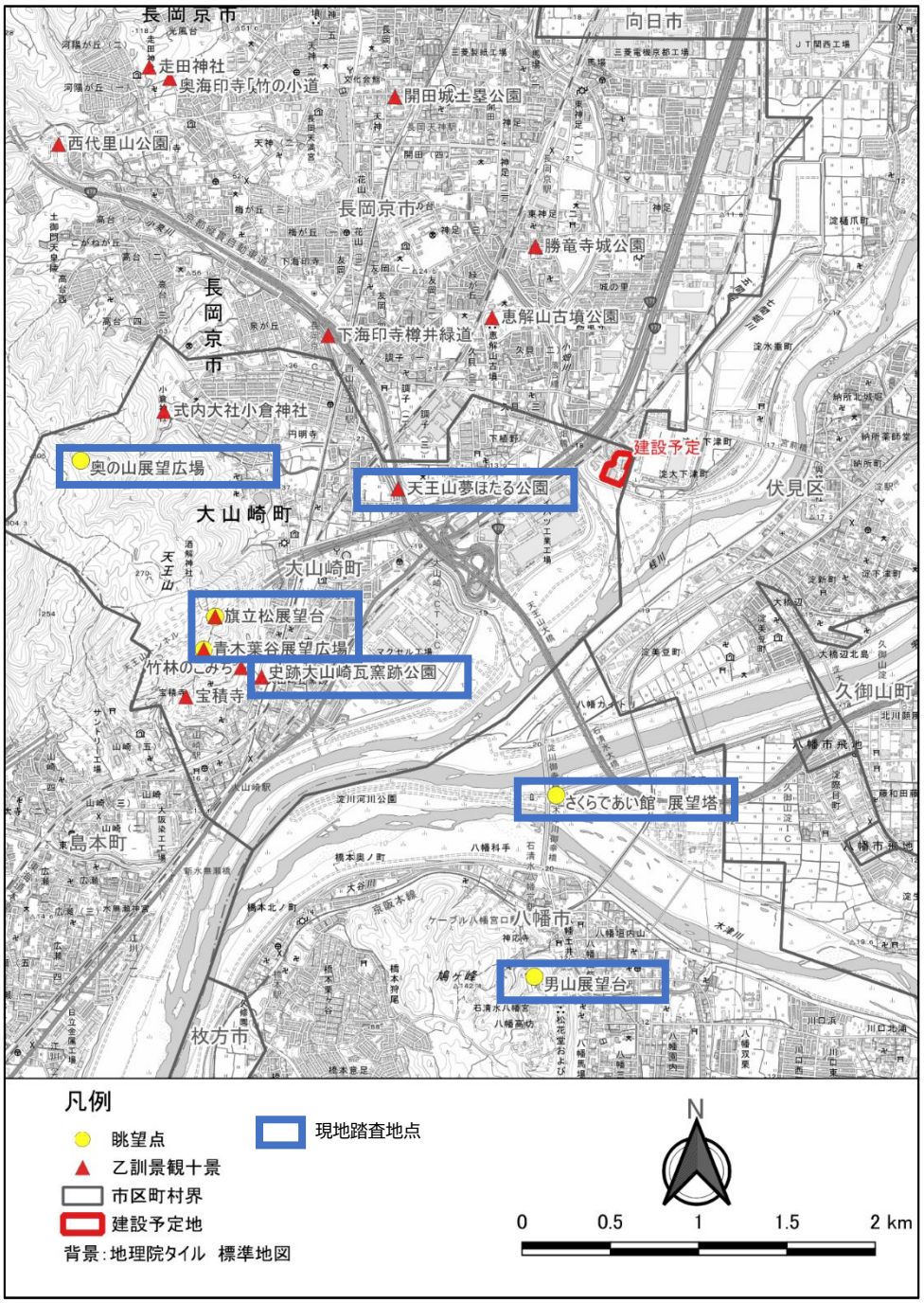

図62 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び現地踏査地点

表130 現地踏査を実施した地点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

イ. 調査結果

景観調査結果を表131に示す。

表131 景観調査結果

No.	名称	眺望の状況
1	旗立松展望台	・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。 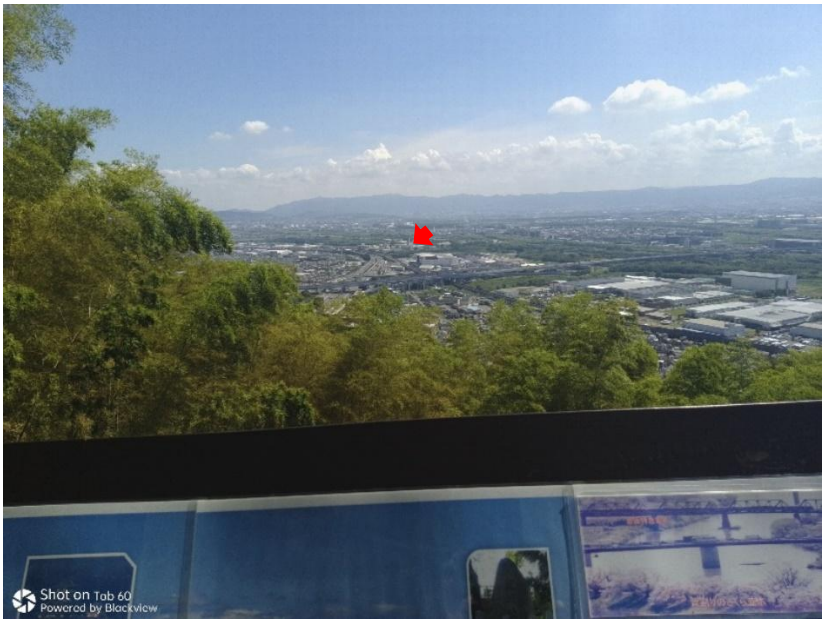
2	青木葉谷展望広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
3	奥の山展望広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。

4	史跡大山崎瓦窯跡公園	・高速道路の向こう側に現ごみ処理施設の煙突上部が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
5	天王山夢ほたる公園	・現ごみ処理施設の煙突が目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。

6	淀川河川公園淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	・展望塔より現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
7	男山展望台	・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。 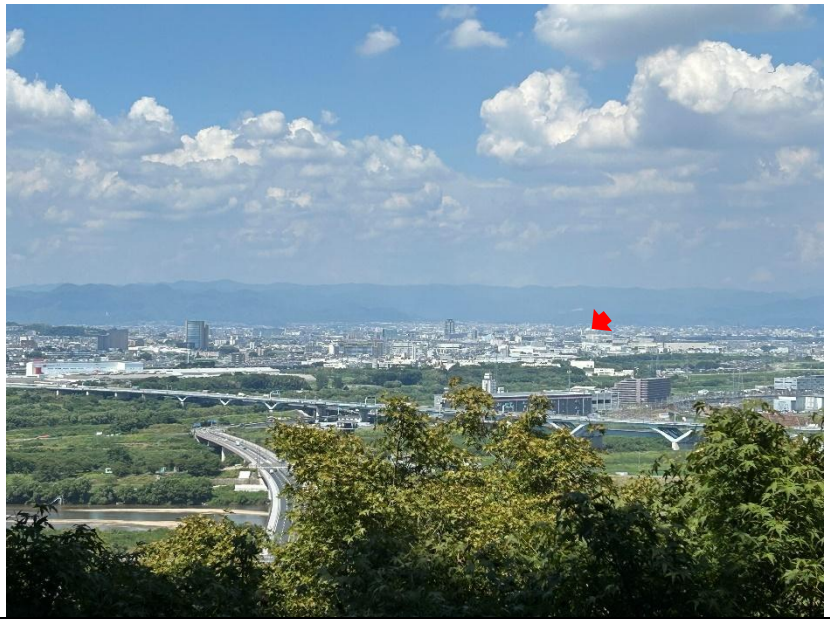

(2) 予測手法

景観状況の予測は、各ケースについて眺望地点との位置関係を整理したうえで、視認可能な眺望点からのフォトモンタージュの作成と、眺望点から煙突の仰角または俯角の算出によって景観の変化の程度を予測する。

(3) 予測結果

各眺望点からの煙突仰角を表132に示す。仰角と見え方の関係は表133に示すとおりであるが、いずれの眺望点からも仰角は3度以下であり、景観に影響を及ぼしたり圧迫感を受けたりするものではない。また、見え方にはケース間での差もほとんどないといえる。

表132 眺望点からの煙突の仰角

No.	名称	予測結果
1	旗立松展望台 【標高67.8m】	【ケース1,2】仰角 −0.2度 【ケース3,4】仰角 0.2度
4	史跡大山崎瓦窯跡公園 【標高31m】	【ケース1,2】仰角 0.7度 【ケース3,4】仰角 1.2度
5	天王山夢ほたる公園 【標高 15m】	【ケース1,2】仰角 2.0度 【ケース3,4】仰角 2.9度
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔 【標高 25m】	【ケース1,2】仰角 1.0度 【ケース3,4】仰角 1.6度
7	男山展望台 【標高 111m】	【ケース1,2】仰角 −1.0度 【ケース3,4】仰角 −0.6度

表133 仰角と見え方の目安

仰角	見え方
0.5度	輪郭がやっとわかる
1度	十分見えるが景観的にほとんど気にならない
1.5度～2度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観に気になりだす。シルエットにならず環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない。光の加減によっては見えないこともある。
3度	比較的細部までよく見えるようになり、気になるが圧迫感は受けない。
5度～6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。
10度～12度	眼いっぱいに大きくなり圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素として際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。

出典：自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）（環境庁企画調整局、平成12年）

(4) 評価結果

設定した複数案に対する景観への影響の程度はいずれのケースも差異がなく、影響の程度は小さいものと評価できる。

4-2 総合評価

総合評価は表134に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、煙突高さは59mより78mのほうが大気質への影響の観点からは優位ではあるものの、景観への影響の観点からは59mのほうが78mよりも優位である。ただし、いずれも差が非常に小さいといえ、いずれも環境への影響は軽微であるといえる。

また、煙突位置による大気質への影響は最大着地濃度地点の位置がわずかに変わるのみで、寄与濃度及び将来予測濃度に影響はなく、景観への影響はないことが示された。

表134 総合評価

項目	ケース1・2 【煙突高さ59m】	ケース3・4 【煙突高さ78m】
煙突排ガスによる大気質への影響	ケース3・4に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きいといえるが、将来濃度への影響はほとんどないことから、環境への影響は小さいといえる。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1・2に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さいといえる。また将来濃度への影響もほとんどないことから、環境への影響は小さいといえる。ただし、煙突が60m以上の場合は航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることに留意する必要がある。 ケース3と4の違いはほとんどない。
景観への影響	ケース3・4に比べ眺望点からの仰角は小さく影響の程度は相対的に小さいといえる。景観の変化は小さく気にならない程度の影響しかないことから、景観への影響は小さいといえる。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1・2に比べ眺望点からの仰角がやや大きくなり、影響の程度は相対的に大きいといえるが、景観への影響は小さく圧迫感を感じたり景観を阻害したりするものではないことから、景観への影響は小さいといえる。 ケース3と4の違いはほとんどない。

第5章 その他規則で定める事項

5-1 第一種事業を実施するために必要な許認可等

表135 第一種事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府乙訓土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	水質汚濁防止法(※1)
特定施設設置許可申請書	京都府乙訓保健所長	瀬戸内海環境保全特別措置法(※1)
特定工場設置届出書 特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	京都府環境を守り育てる条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府乙訓保健所長	土壌汚染対策法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法

※1 日最大排出水が50m^{3}以上ある場合は瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が、50m^{3}未満の場合は水質汚濁防止法の届出となる。

5-2 計画段階配慮書に係る業務の委託先

名称 :株式会社東和テクノロジー 京滋営業所
代表者の氏名 :福永 和弘
主たる事業所の所在地 :京都市西京区嵐山朝月町55番11